

# 淀川水系河川整備計画（変更原案）と淀川水系河川整備計画（変更案）の対比表

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに 1</li> <li>2. 流域及び河川の概要 3</li> <li>3. 現状の課題 12</li> <li>3.1. 人と川とのつながり 12</li> <li>3.2. 河川環境 12</li> <li>3.2.1. 河川形状 13</li> <li>3.2.2. 水位 13</li> <li>3.2.3. 水量 14</li> <li>3.2.4. 水質 15</li> <li>3.2.5. 土砂 16</li> <li>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 16</li> <li>3.2.7. 景観 17</li> <li>3.3. 治水・防災 19</li> <li>3.3.1. 洪水 19</li> <li>3.3.2. 高潮 26</li> <li>3.3.3. 地震・津波 27</li> <li>3.4. 利水 28</li> <li>3.5. 利用 30</li> <li>3.5.1. 舟運 30</li> <li>3.5.2. 水面 31</li> <li>3.5.3. 河川敷 32</li> <li>3.5.4. 漁業 33</li> <li>3.5.5. 上下流連携 33</li> <li>3.6. 維持管理 34</li> <li>3.7. 関連施策 34</li> <li>3.7.1. 淀川河川公園 34</li> </ol>	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに 1</li> <li>2. 流域及び河川の概要 3</li> <li>3. 現状の課題 13</li> <li>3.1. 人と川とのつながり 13</li> <li>3.2. 河川環境 13</li> <li>3.2.1. 河川形状 14</li> <li>3.2.2. 水位 14</li> <li>3.2.3. 水量 15</li> <li>3.2.4. 水質 16</li> <li>3.2.5. 土砂 17</li> <li>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 17</li> <li>3.2.7. 景観 19</li> <li>3.3. 治水・防災 20</li> <li>3.3.1. 洪水 20</li> <li>3.3.2. 高潮 29</li> <li>3.3.3. 地震・津波 30</li> <li>3.4. 利水 31</li> <li>3.5. 利用 33</li> <li>3.5.1. 舟運 33</li> <li>3.5.2. 水面 34</li> <li>3.5.3. 河川敷 35</li> <li>3.5.4. 漁業 36</li> <li>3.5.5. 上下流連携 36</li> <li>3.6. 維持管理 37</li> <li>3.7. 関連施策 37</li> <li>3.7.1. 淀川河川公園 37</li> </ol>	<p>○目次構成 ・2. 流域及び河川の概要は、下位の目次を設定した方が読みやすくなります。他にも区切りがある方が判り易い章節があります。</p>	<p>案に反映</p>	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに 1</li> <li>2. 淀川水系の概要 3</li> <li>2.1. 流域及び河川の概要 3</li> <li>2.2. 治水の沿革</li> <li>2.3. 利水の沿革</li> <li>2.4. 河川環境の沿革</li> <li>2.5. 琵琶湖総合開発事業の概要</li> <li>3. 現状の課題 13</li> <li>3.1. 人と川とのつながり 13</li> <li>3.2. 河川環境 13</li> <li>3.2.1. 河川形状 14</li> <li>3.2.2. 水位 14</li> <li>3.2.3. 水量 15</li> <li>3.2.4. 水質 16</li> <li>3.2.5. 土砂 17</li> <li>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 17</li> <li>3.2.7. 景観 19</li> <li>3.3. 治水・防災 20</li> <li>3.3.1. 洪水 20</li> <li>3.3.2. 高潮 29</li> <li>3.3.3. 地震・津波 30</li> <li>3.4. 利水 31</li> <li>3.5. 利用 33</li> <li>3.5.1. 舟運 33</li> <li>3.5.2. 水面 34</li> <li>3.5.3. 河川敷 35</li> <li>3.5.4. 漁業 36</li> <li>3.5.5. 上下流連携 36</li> <li>3.6. 維持管理 37</li> <li>3.7. 関連施策 37</li> <li>3.7.1. 淀川河川公園 37</li> </ol>
	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 35</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1. 人と川とのつながり 35</li> <li>4.1.1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 35</li> <li>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 35</li> <li>(1) 人と川をつなぐ 35</li> <li>(2) 川とまち・地域をつなぐ 38</li> <li>4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 39</li> <li>4.1.4. 上下流の連携の構築 40</li> <li>4.2. 河川環境 41</li> <li>4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 41</li> <li>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 42</li> <li>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 42</li> <li>(2) 在来種を脅かす対策の推進 43</li> <li>(3) 良好な景観の保全・創出 44</li> <li>4.2.3. 河川の連続性の確保 44</li> <li>(1) 水辺や河原の保全・再生 44</li> <li>(2) 魚がのぼりやすい川への再生 46</li> <li>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復 48</li> <li>4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生 48</li> <li>(1) 水位変動リズムの回復 48</li> <li>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保 49</li> <li>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 50</li> <li>(1) 流域対策と連携した水質の保全 50</li> <li>(2) 土砂移動の連続性の確保 54</li> </ol>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 38</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1. 人と川とのつながり 38</li> <li>4.1.1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 38</li> <li>4.1.2. 日常からの人と川とのつながりの構築 38</li> <li>(1) 人と川をつなぐ 38</li> <li>(2) 川とまち・地域をつなぐ 41</li> <li>4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 43</li> <li>4.1.4. 上下流の連携の構築 44</li> <li>4.2. 河川環境 44</li> <li>4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 44</li> <li>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 45</li> <li>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 45</li> <li>(2) 外来種対策の推進 47</li> <li>(3) 良好な景観の保全・創出 47</li> <li>4.2.3. 河川の連続性の確保 48</li> <li>(1) 水辺や河原の保全・再生 48</li> <li>(2) 魚がのぼりやすい川への再生 50</li> <li>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復 52</li> <li>4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生 52</li> <li>(1) 水位変動リズムの回復 52</li> <li>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保 53</li> <li>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 54</li> <li>(1) 流域対策と連携した水質の保全 54</li> <li>(2) 土砂移動の連続性の確保 58</li> </ol>			<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 38</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4.1. 人と川とのつながり 38</li> <li>4.1.1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 38</li> <li>4.1.2. 日常からの人と川とのつながりの構築 38</li> <li>(1) 人と川をつなぐ 38</li> <li>(2) 川とまち・地域をつなぐ 41</li> <li>4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 43</li> <li>4.1.4. 上下流の連携の構築 44</li> <li>4.2. 河川環境 44</li> <li>4.2.1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 44</li> <li>4.2.2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 45</li> <li>(1) 淀川水系を代表する希少生物等の生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生 45</li> <li>(2) 外来種対策の推進 47</li> <li>(3) 良好な景観の保全・創出 47</li> <li>4.2.3. 河川の連続性の確保 48</li> <li>(1) 水辺や河原の保全・再生 48</li> <li>(2) 魚がのぼりやすい川への再生 50</li> <li>(3) 水域と陸域との連続性の確保と修復 52</li> <li>4.2.4. 川本来のダイナミズムの再生 52</li> <li>(1) 水位変動リズムの回復 52</li> <li>(2) 河川環境の保全・再生のための流量の確保 53</li> <li>(3) 土砂動態の適正化に向けた検討と再生</li> <li>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 54</li> <li>(1) 流域対策と連携した水質の保全 54</li> <li>(2) 土砂移動の連続性の確保 58</li> </ol>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
0	<p>4.2.6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 55</p> <p>(1) モニタリングの実施・公表 55</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 56</p> <p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 57</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 57</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 57</p> <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 57</p> <p>4.3. 治水・防災 58</p> <p>4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 58</p> <p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 59</p> <p>(1) 危機管理体制の構築 59</p> <p>1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 60</p> <p>2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 62</p> <p>3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 63</p> <p>4) 災害対応プログラム 64</p> <p>(2) 堤防強化の実施 64</p> <p>(3) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 71</p> <p>1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 71</p> <p>2) 淀川本川 73</p> <p>3) 宇治川 74</p> <p>4) 桂川 75</p> <p>5) 木津川 76</p> <p>6) 瀬田川 78</p> <p>7) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川 78</p> <p>8) 神崎川、猪名川 80</p> <p>(4) 高規格堤防(スーパー堤防)の整備 80</p> <p>(5) 土砂対策 81</p> <p>(6) 既設ダム等の運用検討 81</p>	<p>4.2.6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 59</p> <p>(1) モニタリングの実施・公表 59</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 60</p> <p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 61</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 61</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 61</p> <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 61</p> <p>4.3. 治水・防災 62</p> <p>4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 62</p> <p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 64</p> <p>(1) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 64</p> <p>1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 64</p> <p>2) 淀川本川 66</p> <p>3) 宇治川 68</p> <p>4) 桂川 70</p> <p>5) 木津川 71</p> <p>6) 瀬田川 76</p> <p>7) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川 76</p> <p>8) 神崎川、猪名川 78</p> <p>(2) 高規格堤防の整備 79</p> <p>(3) 堤防強化の実施 80</p> <p>(4) 危機管理体制の構築 86</p> <p>1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 87</p> <p>2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 89</p> <p>3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 91</p> <p>4) 災害対応プログラム 92</p> <p>(5) 土砂対策 92</p> <p>(6) 既設ダム等の有効活用 92</p> <p>(7) 内水対策 92</p>			<p>4.2.6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 59</p> <p>(1) モニタリングの実施・公表 59</p> <p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 60</p> <p>(3) 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生 61</p> <p>(4) 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ 61</p> <p>(5) 河川環境の保全と再生のための人材育成 61</p> <p>(6) 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進 61</p> <p>4.3. 治水・防災 62</p> <p>4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 62</p> <p>4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 64</p> <p>(1) 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 64</p> <p>1) 淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 64</p> <p>2) 淀川本川 66</p> <p>3) 宇治川 68</p> <p>4) 桂川 70</p> <p>5) 木津川 71</p> <p>6) 瀬田川 76</p> <p>7) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川 76</p> <p>8) 神崎川、猪名川 78</p> <p>(2) 高規格堤防の整備 79</p> <p>(3) 堤防強化の実施 80</p> <p>(4) 危機管理体制の構築 86</p> <p>1) 自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 87</p> <p>2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用) 89</p> <p>3) 地域で守る(まちづくり、地域整備) 91</p> <p>4) 災害対応プログラム 92</p> <p>(5) 土砂対策 92</p> <p>(6) 既設ダム等の有効活用 92</p> <p>(7) 内水対策 92</p>
	<p>4.3.3. 高潮対策 82</p> <p>4.3.4. 地震・津波対策 82</p> <p>(1) 地震対策 82</p> <p>(2) 津波対策 84</p> <p>4.4. 利水 85</p> <p>4.4.1. 利水の基本的な考え方 85</p> <p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 85</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し 85</p> <p>(2) 水需要の抑制 86</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 86</p> <p>(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用 87</p> <p>(5) 安定した水利用ができていない地域の対策 87</p> <p>4.4.3. 渇水への備えの強化 87</p> <p>(1) 渇水調整の円滑化 87</p> <p>(2) 渇水対策容量の確保 87</p> <p>4.5. 利用 88</p> <p>4.5.1. 利用の基本的な考え方 88</p> <p>4.5.2. 川らしい利用の促進 88</p> <p>(1) 舟運 88</p> <p>(2) 水面利用の促進 89</p> <p>(3) 水面利用の適正化 89</p> <p>(4) 安全利用のための対策 90</p> <p>(5) 環境学習の推進 90</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 90</p> <p>(7) 違法行為の是正 91</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 91</p>	<p>4.3.3. 高潮対策 93</p> <p>4.3.4. 地震・津波対策 93</p> <p>(1) 地震対策 93</p> <p>(2) 津波対策 95</p> <p>4.4. 利水 96</p> <p>4.4.1. 利水の基本的な考え方 96</p> <p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 96</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し 96</p> <p>(2) 水需要の抑制 97</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 97</p> <p>(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用 98</p> <p>(5) 安定した水利用ができていない地域の対策 98</p> <p>4.4.3. 渇水への備えの強化 98</p> <p>(1) 渇水調整の円滑化 98</p> <p>(2) 異常渇水時の緊急水の補給 99</p> <p>4.5. 利用 99</p> <p>4.5.1. 利用の基本的な考え方 99</p> <p>4.5.2. 川らしい利用の促進 99</p> <p>(1) 舟運 99</p> <p>(2) 水面利用の促進 100</p> <p>(3) 水面利用の適正化 100</p> <p>(4) 安全利用のための対策 101</p> <p>(5) 環境学習の推進 101</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 101</p> <p>(7) 違法行為の是正 102</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 102</p>			<p>4.3.3. 高潮対策 93</p> <p>4.3.4. 地震・津波対策 93</p> <p>(1) 地震対策 93</p> <p>(2) 津波対策 95</p> <p>4.4. 利水 96</p> <p>4.4.1. 利水の基本的な考え方 96</p> <p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 96</p> <p>(1) 水需要の精査と水利権の見直し 96</p> <p>(2) 水需要の抑制 97</p> <p>(3) 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 97</p> <p>(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用 98</p> <p>(5) 安定した水利用ができていない地域の対策 98</p> <p>4.4.3. 渇水への備えの強化 98</p> <p>(1) 渇水調整の円滑化 98</p> <p>(2) 異常渇水時の緊急水の補給 99</p> <p>4.5. 利用 99</p> <p>4.5.1. 利用の基本的な考え方 99</p> <p>4.5.2. 川らしい利用の促進 99</p> <p>(1) 舟運 99</p> <p>(2) 水面利用の促進 100</p> <p>(3) 水面利用の適正化 100</p> <p>(4) 安全利用のための対策 101</p> <p>(5) 環境学習の推進 101</p> <p>(6) 川らしい河川敷の利用 101</p> <p>(7) 違法行為の是正 102</p> <p>(8) 水産資源の保護・回復 102</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 91 （1） 憩い、安らげる河川の整備 91 （2） 水辺の整備 92 （3） 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 92 （4） 小径（散策路）、「歴史文化の薫る散歩道（仮称）」の整備 92 （5） 迷惑行為の是正 92 （6） ホームレスへの対応 93</p> <p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 93 （1） 三川合流部の整備 93 （2） まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備 93</p> <p>4.5.5. 水源地域の活性化 94</p> <p>4.6. 維持管理 95</p> <p>4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 95</p> <p>4.6.2. 河川管理施設 95</p> <p>4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 98</p> <p>4.6.4. 河川区域等の管理 98</p> <p>4.7. 関連施策 100</p> <p>4.7.1. 淀川河川公園 100 （1） 整備方針 100 （2） 管理運営方針 100</p>	<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 102 （1） 憩い、安らげる河川の整備 102 （2） 水辺の整備 102 （3） 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 103 （4） 小径（散策路）、「歴史文化の薫る散歩道（仮称）」の整備 103 （5） 迷惑行為の是正 103 （6） ホームレスへの対応 103</p> <p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 103 （1） 三川合流部の整備 103 （2） まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備 104</p> <p>4.5.5. 水源地域の活性化 104</p> <p>4.6. 維持管理 105</p> <p>4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 105</p> <p>4.6.2. 河川管理施設 106</p> <p>4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 109</p> <p>4.6.4. 河川区域等の管理 109</p> <p>4.7. 関連施策 111</p> <p>4.7.1. 淀川河川公園 111</p>			<p>4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 102 （1） 憩い、安らげる河川の整備 102 （2） 水辺の整備 102 （3） 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 103 （4） 小径（散策路）、「歴史文化の薫る散歩道（仮称）」の整備 103 （5） 迷惑行為の是正 103 （6） ホームレスへの対応 103</p> <p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 103 （1） 三川合流部の整備 103 （2） まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備 104</p> <p>4.5.5. 水源地域の活性化 104</p> <p>4.6. 維持管理 105</p> <p>4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 105</p> <p>4.6.2. 河川管理施設 106</p> <p>4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 109</p> <p>4.6.4. 河川区域等の管理 109</p> <p>4.7. 関連施策 111</p> <p>4.7.1. 淀川河川公園 111</p>
1	<p>1. はじめに</p> <p>淀川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間（以下、「国管理区間」という。）とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間（以下、「府県管理区間」という。）、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p> <p>本計画の対象期間は概ね30年間とする。ただし、本計画に30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。</p> <p>あわせて、計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。</p> <p>本計画の実施にあたっては、関係機関等との協議や調整を図っていく。</p> <p>本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。</p> <p>今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>淀川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間（以下、「国管理区間」という。）とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間（以下、「府県管理区間」という。）、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p> <p>本計画の対象期間は概ね30年間とする。ただし、本計画に30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容の適宜見直しを図っていくものとする。</p> <p>あわせて、計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。</p> <p>本計画の実施にあたっては、関係機関等との協議や調整を図っていく。</p> <p>本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。</p> <p>今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。</p>	<p>整備計画に取り組む期間（30年館）について、変更した時点から30年を明記する</p> <p>計画の変更にあたって、対象期間の30年の起点をいつにするか。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>1. はじめに</p> <p>淀川水系河川整備計画（以下、「本計画」という。）の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間（以下、「国管理区間」という。）とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間（以下、「府県管理区間」という。）、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。</p> <p>本計画の対象期間は<b>変更から</b>概ね30年間とする。ただし、本計画に30年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容の<b>適宜見直しを図っていくもの</b>とする。</p> <p>あわせて、計画の内容については、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。</p> <p>本計画の実施にあたっては、関係機関等との協議や調整を図っていく。</p> <p>本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果がでた時点で、本計画の変更を行う。</p> <p>今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。</p>
2	<p>○ これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水を途切れさせてきた面もあることから、水生生物や緑も途切れ、川と人とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人とのつきあいも途切れてきた。これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進する。</p>	<p>○ これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水を途切れさせてきた面もあることから、水生生物や緑も途切れ、<b>川と人</b>とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人とのつきあいも途切れてきた。これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進する。</p>	<p>【変更原案】 川と人 【修正案】 人と川</p>	<p>案に反映</p>	<p>○ これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水を途切れさせてきた面もあることから、水生生物や緑も途切れ、<b>人と川</b>とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人とのつきあいも途切れてきた。これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進する。</p>
3	<p>○ 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」との考え方のもと、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。また、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもとで、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域との連続性を確保する。</p>	<p>○ 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」との考え方のもと、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。また、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもとで、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域との連続性を確保する。</p>			<p>○ 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」との考え方のもと、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。また、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもとで、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域との連続性を確保する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
4	<p>○ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。また河川整備基本方針では「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要」との基本理念がまとめられている。河川整備計画に盛り込んだ施策、事業を進めるにあたっても、この理念のもと、広大な流域をもつ淀川水系の関係者の皆がリスクを分担して負担していくことが最も重要である。これまでの先人の努力の結果である淀川水系の治水整備の現状は、まだ十分とは言えないが下流から整備が進んでおり、中上流部が大きく取り残されている。この現状から、さらに河川整備基本方針へと段階的に整備を進めるにあたっては、整備の各段階において水系全体の安全度のバランスを堅持し、リスクを分担する観点をつまえつつ、本川及び支川の河道やダム等の整備の手順を明確にした上で適切に進めていくものとする。</p> <p>また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。</p>	<p>○ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。また河川整備基本方針では「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要」との基本理念がまとめられている。河川整備計画に盛り込んだ施策、事業を進めるにあたっても、この理念のもと、広大な流域をもつ淀川水系の関係者の皆がリスクを分担して負担していくことが最も重要である。これまでの先人の努力の結果である淀川水系の治水整備の現状は、まだ十分とは言えないが着実に整備が進んできている。平成21年3月に河川整備計画を策定して以降、貯留施設の整備等を進めつつ中上流部の河川改修を実施するなど、水系全体の安全度のバランスを確保しながら治水対策は進捗してきており、安全度は着実に向上した。しかしながら、すでに顕在化している豪雨の激甚化・頻発化や、今後の気候変動の影響を考慮すると、さらなる安全度の向上が必要であり、段階的に整備を進めるにあたっては、整備の各段階において水系全体の安全度のバランスを堅持し、リスクを分担する観点をつまえつつ、本川及び支川の河道やダム等の整備の手順を明確にした上で、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を適切に進めていくものとする。</p> <p>また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。</p>	<p>流域治水の推進にあたって、避難の中心となる住民を参画させるべき。</p> <p>流域治水について、河川整備計画の変更原案には、民間や事業者との関わりが書いていないので、書き込むべき。</p> <p>流域治水はあらゆる関係者との協力を求めることとしているが、現在の流域治水協議会は行政機関だけであり、河川協力団体等も加えていくべき。</p> <p>十分とは言えないが着実に整備が進んできている→進めてきた流域全体でリスクを分担する→具体の方策？</p> <p>淀川のような流域資産が多い重要な河川については、目標洪水を戦後最大洪水にすることでは、計画規模が小さすぎると思われる。整備方針の計画流量の達成に向けての筋道を検討すべきと考えます。また、気候変動を考慮した目標流量を設定することは、当然必要と考えますが、最近の降雨状況を見ると、1.1倍では小さすぎると思います。これの根拠をお教えいただくとともにより大きな倍数が検討が必要と考えます。</p> <p>【計画に、これまでの経緯等の追記】 この十年の整備の取り組み（内容）は、淀川の歴史であり、将来淀川整備の妥当等を振り返る貴重な財産です。新たな変更計画とともに、これまの経緯、成果・反省・変遷など事業経緯を整備計画中に「記録の伝承」として各所追記が必要ではとします。（あの悲惨な東日本地震さえ、今国民の記憶から薄れ・忘れ去られるスピード社会への対応として「記述」が必要。）</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>別途、「記録の伝承」のための資料を作成します。</p>	<p>○ いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。また河川整備基本方針では「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要」との基本理念がまとめられている。河川整備計画に盛り込んだ施策、事業を進めるにあたっても、この理念のもと、広大な流域をもつ淀川水系の関係者の皆がリスクを分担して負担していくことが最も重要である。これまでの先人の努力の結果である淀川水系の治水整備の現状は、まだ十分とは言えないが着実に整備を進めてきた。平成21年3月に河川整備計画を策定して以降、貯留施設の整備等を進めつつ中上流部の河川改修を実施するなど、水系全体の安全度のバランスを確保しながら治水対策は進捗してきており、安全度は着実に向上した。しかしながら、すでに顕在化している豪雨の激甚化・頻発化や、今後の気候変動の影響を考慮すると、さらなる安全度の向上が必要であり、河川整備基本方針の目標達成に向けて段階的に整備を進めるにあたっては、整備の各段階において水系全体の安全度のバランスを堅持し、リスクを分担する観点をつまえつつ、本川及び支川の河道やダム等の整備の手順を明確にした上で、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の流域のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を適切に推進するものとする。流域治水の取り組みでは、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。</p> <p>また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。</p>
5	<p>○ 節水型社会を目指し、関係機関と連携した水需要の抑制や既存水資源開発施設の有効活用など、利水者や自治体との連携を強化し、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を進めることにより、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用の確保を促す。特に、水需給が逼迫している地域においては、水需給の予測を踏まえたうえで、新規水源を確保する。また、異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。</p>	<p>○ 節水型社会を目指し、関係機関と連携した水需要の抑制や既存水資源開発施設の有効活用など、利水者や自治体との連携を強化し、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を進めることにより、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用の確保を促す。特に、水需給が逼迫している地域においては、水需給の予測を踏まえたうえで、新規水源を確保する。また、異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。</p>	<p>また、利水について、今は人口減少が確実にもかかわらず、河川整備計画策定当時の拡大・拡張局面の考え方が根底に残っている。節水を社会に求めるのはスローガンからおろすべき。水の安定供給や渇水への備え、対応については重要なので肅々と進めていく、というような視点で良いのでは無いか。</p> <p>「また、異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。」 →例えば「また、異常渇水に対して、淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや経済活動への影響をできる限り小さくする必要がある。」 理由：計画内に具体の「対策」が記載されていないため、「基本的考え方」では必要性の記述が適切ではないか。</p> <p>「淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、」 →「淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや経済活動への影響をできる限り小さくできるよう、」 理由：異常渇水対策の目的の明確化。</p> <p>水需給が逼迫している地域？ 異常渇水に対して流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策→具体の方策？</p> <p>淀川水系は琵琶湖のバッファ効果により流況が安定していることを記載すべき。渇水の経験も</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>○ 全体の水需要は減少傾向となっているものの、淀川水系の流況の安定に寄与している琵琶湖において、平成6年や平成12年に大きな水位低下が発生している。このことから、利水者や自治体などの関係機関と連携しつつ、既存水資源開発施設の有効活用など、効率的な水利用を進めることにより、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用の確保を促す。水需給の予測を踏まえたうえで、必要な場合には新規水源を確保する。また、異常渇水に対して、淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや社会経済活動に大きな影響が及ぶことがないよう、必要な措置を検討する。</p>
6	<p>○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からの河川利用のニーズもふまえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境学習を推進する場という観点も含めて利用を推進する。都市を流れる河川であることをふまえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。</p>	<p>○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からの河川利用のニーズもふまえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境学習を推進する場という観点も含めて利用を推進する。都市を流れる河川であることをふまえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。</p>			<p>○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からの河川利用のニーズもふまえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境学習を推進する場という観点も含めて利用を推進する。都市を流れる河川であることをふまえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。</p>
6.5			<p>水循環基本法に基づく各種取組について触れられていないため、記載すべき。</p> <p>特に琵琶湖の保全・再生にあたっては（法律から少し引用し追記近畿圏の・・・）</p> <p>琵琶湖再生法や水循環基本法に関連する具体的メニューの検討をお願いしたい。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>○ 本計画の実施にあたっては、水循環基本法や琵琶湖の保全及び再生に関する法律等の関連法令やそれらに基づく計画等との整合を図るため、関係機関等と調整の上、連携して取り組む。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
7	<p>2. 流域及び河川の概要</p> <p>淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km<sup>2</sup>の一級河川である。（図 2-1）</p> <p>その流域は、大阪市、京都市をはじめ<b>54市24町4村（平成20年3月末現在）</b>からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがり、流域の土地利用は、山林等が約49%、水田や畑地等の農地が約24%、宅地等の市街地が約19%、その他が約8%となっている。（表 2-1）</p> <p>流域内には、大阪市域を核として名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・名阪国道（国道25号バイパス）などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道2号・43号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道1号・171号などの広域幹線道路も走っている。また、大阪大都市圏を中心として、JR東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。</p> <p>近畿圏の中心を貫いている本水系は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。また、琵琶湖国定公園をはじめとする6国定公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。</p> <p>このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>	<p>2. 流域及び河川の概要</p> <p>淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km<sup>2</sup>の一級河川である。（図 2-1）</p> <p>その流域は、大阪市、京都市をはじめ<b>54市17町4村（令和2年3月末現在）</b>からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがり、流域の土地利用は、山林等が約49%、水田や畑地等の農地が約24%、宅地等の市街地が約19%、その他が約8%となっている。（表 2-1）</p> <p>流域内には、大阪市域を核として名神高速道路・新名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・京都縦貫自動車道・京奈和自動車道・名阪国道（国道25号バイパス）・第二京阪道路などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道2号・43号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道1号・171号などの広域幹線道路も走っている。また、大阪大都市圏を中心として、JR東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、<b>阪神電鉄本線・なんば線</b>、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。</p> <p>近畿圏の中心を貫いている本水系は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。また、琵琶湖国定公園をはじめとする6国定公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。</p> <p>このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>	<p>想定氾濫面積が増えているのに氾濫区域内の人口や資産が減っている理由は</p> <p>流域内人口及び想定氾濫区域面積が増加しているにもかかわらず想定氾濫区域内人口が766万人から534万人へと232万人（約3割）減少しています。大幅な減少の要因が思いつきませんが、間違いがないか確認だけお願いします。</p>	<p>確認済み</p> <p>確認済み</p>	<p>2. 淀川水系の概要</p> <p>2.1. 流域及び河川の概要</p> <p>淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中神崎川及び大川（旧淀川）を分派して大阪湾に注ぐ、幹川流路延長75km、流域面積8,240km<sup>2</sup>の一級河川である（図 2.1-1）。</p> <p>その流域は、大阪市、京都市をはじめ<b>54市17町4村（令和2年3月末現在）</b>からなり、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良の2府4県にまたがり、流域の土地利用は、山林等が約49%、水田や畑地等の農地が約24%、宅地等の市街地が約19%、その他が約8%となっている（表 2.1-1）。</p> <p>流域内には、大阪市域を核として名神高速道路・新名神高速道路・中国自動車道といった国土基幹軸や近畿自動車道・北陸自動車道・京都縦貫自動車道・京奈和自動車道・名阪国道（国道25号バイパス）・第二京阪道路などの自動車専用道路が集中するとともに、淀川を横断する国道2号・43号や、河川沿いに広がる平野を縫って国道1号・171号などの広域幹線道路も走っている。また、大阪大都市圏を中心として、JR東海道新幹線・東海道本線・山陰本線・湖西線・北陸本線などの広域幹線網をはじめ、阪急電鉄京都・神戸・宝塚線、<b>阪神電鉄本線・なんば線</b>、京阪電鉄本線・大津線、近鉄京都・大阪線などの主要都市間を結ぶ鉄道網も発達している。</p> <p>近畿圏の中心を貫いている本水系は、下流部に大阪市、中流部に京都市やその他数多くの衛星都市をかかえ、関西地方の社会、経済、文化の基盤をなしており、古くから我が国の政治経済の中心として栄え、人々の生活・文化を育んできた。また、琵琶湖国定公園をはじめとする6国定公園と10府県立自然公園があり、豊富で優れた自然環境を有している。</p> <p>このようなことから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。</p>
8	<p>流域を大別すると、本川上流の琵琶湖とその流入支川、瀬田川を経て宇治川まで、左支川木津川、右支川桂川、三川合流後の淀川、神崎川及び猪名川に分けることができる。</p> <p>宇治川、木津川、桂川の三川合流部付近にはかつて巨椋池が存在していたが、繰り返される洪水の対策のために宇治川左岸（久御山町側）沿いに堤防を築いて分離され、昭和16年には干拓地化されて戦後の食糧増産に寄与した。しかし、昭和28年台風13号洪水時において、宇治川左岸（久御山町側）向島堤は決壊し、巨椋池干拓地一帯が長期にわたり浸水している。</p> <p>河床勾配は、淀川大堰下流において約1/17,000、淀川大堰上流では約1/4,700～1/2,000、宇治川では約1/2,900～1/640、桂川では約1/3,400～1/380、木津川では約1/1,000～1/200となっている。</p> <p>流域の地質は、琵琶湖流域と桂川流域の山地が古生代二畳紀～中生代ジュラ紀の丹波層群と中生代白亜紀の花崗岩等から成り、丘陵・台地が新三紀鮮新世～第四紀更新世前期の古琵琶湖層群や大阪層群等から成っている。また、木津川流域は領家花崗岩と変成岩等から成っている。淀川の下流域の平野は、花崗岩等の上に大阪層群が厚く被覆する地質を形成している。</p> <p>流域の平均年降水量は、1,600mm程度であり、気候特性により分類すると、日本海型気候区に属する琵琶湖北部、太平洋型気候区に属する木津川上流部、前線の影響を受けやすい桂川上流部と猪名川上流部、瀬戸内海気候区に属する中・下流域の4区域に区分することができる。このように流域内の気象特性が異なる。</p>	<p>流域を大別すると、本川上流の琵琶湖とその流入支川、瀬田川を経て宇治川まで、左支川木津川、右支川桂川、三川合流後の淀川、神崎川及び猪名川に分けることができる。</p> <p>宇治川、木津川、桂川の三川合流部付近にはかつて巨椋池が存在していたが、繰り返される洪水の対策のために宇治川左岸（久御山町側）沿いに堤防を築いて分離され、昭和16年には干拓地化されて戦後の食糧増産に寄与した。しかし、昭和28年台風13号洪水時において、宇治川左岸（久御山町側）向島堤は決壊し、巨椋池干拓地一帯が長期にわたり浸水している。</p> <p>河床勾配は、淀川大堰下流において約1/17,000、淀川大堰上流では約1/4,700～1/2,000、宇治川では約1/2,900～1/640、桂川では約1/3,400～1/380、木津川では約1/1,000～1/200となっている。</p> <p>流域の地質は、琵琶湖流域と桂川流域の山地が古生代二畳紀～中生代ジュラ紀の丹波層群と中生代白亜紀の花崗岩等から成り、丘陵・台地が新三紀鮮新世～第四紀更新世前期の古琵琶湖層群や大阪層群等から成っている。また、木津川流域は領家花崗岩と変成岩等から成っている。淀川の下流域の平野は、花崗岩等の上に大阪層群が厚く被覆する地質を形成している。</p> <p>流域の平均年降水量は、1,600mm程度であり、気候特性により分類すると、日本海型気候区に属する琵琶湖北部、太平洋型気候区に属する木津川上流部、前線の影響を受けやすい桂川上流部と猪名川上流部、瀬戸内海気候区に属する中・下流域の4区域に区分することができる。このように流域内の気象特性が異なる。</p>			<p>流域を大別すると、本川上流の琵琶湖とその流入支川、瀬田川を経て宇治川まで、左支川木津川、右支川桂川、三川合流後の淀川、神崎川及び猪名川に分けることができる。</p> <p>宇治川、木津川、桂川の三川合流部付近にはかつて巨椋池が存在していたが、繰り返される洪水の対策のために宇治川左岸（久御山町側）沿いに堤防を築いて分離され、昭和16年には干拓地化されて戦後の食糧増産に寄与した。しかし、昭和28年台風13号洪水時において、宇治川左岸（久御山町側）向島堤は決壊し、巨椋池干拓地一帯が長期にわたり浸水している。</p> <p>河床勾配は、淀川大堰下流において約1/17,000、淀川大堰上流では約1/4,700～1/2,000、宇治川では約1/2,900～1/640、桂川では約1/3,400～1/380、木津川では約1/1,000～1/200となっている。</p> <p>流域の地質は、琵琶湖流域と桂川流域の山地が古生代二畳紀～中生代ジュラ紀の丹波層群と中生代白亜紀の花崗岩等から成り、丘陵・台地が新三紀鮮新世～第四紀更新世前期の古琵琶湖層群や大阪層群等から成っている。また、木津川流域は領家花崗岩と変成岩等から成っている。淀川の下流域の平野は、花崗岩等の上に大阪層群が厚く被覆する地質を形成している。</p> <p>流域の平均年降水量は、1,600mm程度であり、気候特性により分類すると、日本海型気候区に属する琵琶湖北部、太平洋型気候区に属する木津川上流部、前線の影響を受けやすい桂川上流部と猪名川上流部、瀬戸内海気候区に属する中・下流域の4区域に区分することができる。このように流域内の気象特性が異なる。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
9	<p>琵琶湖は、湖面積674km<sup>2</sup>、容積275億m<sup>3</sup>という日本最大の淡水湖で、姉川、安曇川等直接流入している河川だけでも<b>118本</b>を数える。その流域面積は3,848km<sup>2</sup>(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。</p> <p>特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシ等の抽水性植物の群落形成が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また琵琶湖は平成5年6月に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育・繁殖環境の減少が見られている。(写真2-1,2)</p> <p>瀬田川は、琵琶湖からの唯一の流出河川であり、琵琶湖の南端から瀬田川洗堰を経て流下し、京都府域からは宇治川と名を変え山城盆地を貫流する。瀬田川洗堰より下流では、オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好むものが数多く見られる。また、鹿跳溪谷、天ヶ瀬ダムが存在し、ヤマセミ等に代表される渓流環境を好む種も見られる。(写真 2-3)</p> <p>大戸川は、三重県境の高旗山に源を発生し、信楽盆地から大津市南部を流下して瀬田川に合流する河川で、奈良・平安時代の田上山の乱伐により山肌が荒れ大雨のたびに大量の土砂を伴う氾濫を繰り返してきた。(写真 2-4)</p> <p>京都府域に入り、さらに下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、探餌、休息、繁殖場となっている。また宇治橋付近では、河床材料が礫質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。</p>	<p>琵琶湖は、湖面積674km<sup>2</sup>、容積275億m<sup>3</sup>という日本最大の淡水湖で、姉川、安曇川等直接流入している河川だけでも<b>117本</b>を数える。その流域面積は3,848km<sup>2</sup>(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。</p> <p>特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシ等の抽水性植物の群落形成が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また琵琶湖は平成5年6月に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育・繁殖環境の減少が見られている。(写真2-1,2)</p> <p>瀬田川は、琵琶湖からの唯一の流出河川であり、琵琶湖の南端から瀬田川洗堰を経て流下し、京都府域からは宇治川と名を変え山城盆地を貫流する。瀬田川洗堰より下流では、オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好むものが数多く見られる。また、鹿跳溪谷、天ヶ瀬ダムが存在し、ヤマセミ等に代表される渓流環境を好む種も見られる。(写真 2-3)</p> <p>大戸川は、三重県境の高旗山に源を発生し、信楽盆地から大津市南部を流下して瀬田川に合流する河川で、奈良・平安時代の田上山の乱伐により山肌が荒れ大雨のたびに大量の土砂を伴う氾濫を繰り返してきた。(写真 2-4)</p> <p>京都府域に入り、さらに下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、探餌、休息、繁殖場となっている。また宇治橋付近では、河床材料が礫質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。</p>			<p>琵琶湖は、湖面積674km<sup>2</sup>、容積275億m<sup>3</sup>という日本最大の淡水湖で、姉川、安曇川等直接流入している<b>一級</b>河川だけでも<b>117本</b>を数える。その流域面積は3,848km<sup>2</sup>(琵琶湖含む)で淀川流域の約47%を占める。琵琶湖は、約400万年前にできたといわれる世界でも有数の古代湖であり、ビワコオオナマズ、ビワマス、セタシジミ等の50種を超える固有種をはじめ、1,000種以上の生物が生息・生育・繁殖している。</p> <p>特に沿岸帯は生物層が豊かであり、水際にはヨシ等の抽水性植物の群落形成が見られ、コイ、フナ類をはじめ、多くの魚類の生息や産卵・成育の場となっている。また琵琶湖は平成5年6月に「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)」の登録湿地に指定されている。一方、近年琵琶湖固有種の減少や外来種の増加、湖辺のヨシ群落等の生物の生息・生育・繁殖環境の減少が見られている(写真 2-1,2)。</p> <p>瀬田川は、琵琶湖からの唯一の流出河川であり、琵琶湖の南端から瀬田川洗堰を経て流下し、京都府域からは宇治川と名を変え山城盆地を貫流する。瀬田川洗堰より下流では、オイカワやシマトビケラ類等の流水域を好むものが数多く見られる。また、鹿跳溪谷、天ヶ瀬ダムが存在し、ヤマセミ等に代表される渓流環境を好む種も見られる(写真 2.1-3)。</p> <p>大戸川は、三重県境の高旗山に源を発生し、信楽盆地から大津市南部を流下して瀬田川に合流する河川で、奈良・平安時代の田上山の乱伐により山肌が荒れ大雨のたびに大量の土砂を伴う氾濫を繰り返してきた(写真 2.1-4)。</p> <p>京都府域に入り、さらに下流の向島付近では広大なヨシ原が形成され、オオヨシキリの繁殖地、ツバメのねぐら等野鳥の生息地となっており、冬季にはカモ類が多く飛来し、探餌、休息、繁殖場となっている。また宇治橋付近では、河床材料が礫質であって流量の安定した流水域を好むとされる絶滅危惧種のナカセコカワニナが確認されている。</p>
10	<p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を発生し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等景観に優れた景勝地が点在している。(写真 2-5,6) 下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し瀬と淵が見られる砂州河川である。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、本流と繋がっていないたまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンバラが確認されている。</p>	<p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を発生し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等景観に優れた景勝地が点在している。(写真 2-5,6) 下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し瀬と淵が見られる砂州河川である。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、本流と繋がっていないたまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンバラが確認されている。</p>	<p>「イタセンバラが確認されている。」 →「イタセンバラが平成18年に確認されている。」 理由：木津川では平成19年以降確認されていない。</p>	案に反映	<p>木津川は、鈴鹿山脈、布引山地に源を発生し、上野盆地を貫流し、岩倉峡に代表される山間渓谷を蛇行しながら流下し、大河原において名張川と合流し山城盆地で三川合流点に達している。流域には高山ダムをはじめとする複数のダムが建設されており、洪水の軽減や各種用水の補給を行っている。上流部では、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息が確認されている。また岩倉峡や赤目四十八滝等景観に優れた景勝地が点在している(写真 2.1-5,6)。下流部は勾配が緩やかとなり、川幅が広く交互砂州が発達し瀬と淵が見られる砂州河川である。河原は砂を中心とした広い自然裸地が形成され、本流と繋がっていないたまりが点在し、これらの水域にはタナゴ類が多数生息し、メダカや、国の天然記念物に指定されているイタセンバラが<b>平成19年までは</b>確認されている。</p>
11	<p>桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。嵐山より下流の河道内には<b>8</b>箇所の井堰が存在し、流水域と湛水域が連続する環境になっている。</p>	<p>桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。嵐山より下流の河道内には<b>5</b>箇所の井堰が存在し、流水域と湛水域が連続する環境になっている。</p>	<p>「流水域と湛水域が連続する環境になっている。」 →例えば「流水域と湛水域が連続する環境となっており、下流部のワンドは固有種であるヨドゼゼラの模式産地となっている。」 理由：2010に新種登録された淀川水系固有種のヨドゼゼラは桂川のワンドが模式産地。進捗点検にも保全策が記載されている。</p>	案に反映	<p>桂川は、丹波山地の東端を源とし高原状地形において小河川を集め、保津峠を経て京都市西部を南流して三川合流点に達している。上流部では、オオサンショウウオ、中流部では国の天然記念物に指定されているアユモドキの生息が確認されている。嵐山より下流の河道内には<b>5</b>箇所の井堰が存在し、流水域と湛水域が連続する環境となっており、<b>下流部のワンドは固有種であるヨドゼゼラの模式産地となっている。</b></p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
12	<p>三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄り洲が見られ、オイカワ、モツゴ、カマツカなどが見られる。また、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、鶺鴒を代表とするヨシ原が広がっている。（写真 2-7）</p> <p>淀川大堰湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のオグラヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンバラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られる。また、ワンド、たまり周辺のヨシ群落ではオオヨシキリが見られるほか、水鳥の休息場やツバメのねぐらになっている。（写真 2-8）</p> <p>淀川大堰から河口までの区間は、汽水域となっており、十三から西中島にかけてスナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し、休息地として利用している干潟がある。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。</p>	<p>三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄り洲が見られ、オイカワ、モツゴ、カマツカなどが見られる。また、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、鶺鴒を代表とするヨシ原が広がっている。（写真 2-7）</p> <p>淀川大堰湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のオグラヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンバラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られる。また、ワンド、たまり周辺のヨシ群落ではオオヨシキリが見られるほか、水鳥の休息場やツバメのねぐらになっている。（写真 2-8）</p> <p>淀川大堰から河口までの区間は、汽水域となっており、十三から西中島にかけてスナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し、休息地として利用している干潟がある。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。</p>	<p>地域住民やNPO 等による活動とその成果に対する評価記述は、地域を巻き込んだ河川整備の手本であります。</p> <p>他河川も活動紹介記述を少し追加が必要と思います。</p>	案に反映	<p>三川合流点から枚方大橋までの区間では、河岸に発達した寄り洲が見られ、オイカワ、モツゴ、カマツカなどが見られる。また、オオヨシキリをはじめとする多数の野鳥が生息し、トビ、チュウヒ等の猛禽類も見られる。また、鶺鴒を代表とするヨシ原が広がっている(写真 2.1-7)。</p> <p>淀川大堰湛水区間では、城北や庭窪のワンド群、豊里のたまり群等があり、イシガイ、ドブガイをはじめとして、琵琶湖・淀川水系の固有種で、かつての巨椋池に生息した絶滅危惧種のオグラヌマガイ、レンズヒラマキガイや、イタセンバラをはじめとするタナゴ類などの魚貝類が見られており、「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク」等と協働し、イタセンバラの密漁を防止するパトロールや外来種駆除を実施しており、平成25年にイタセンバラの保存集団を再導入（放流）して以降は継続してイタセンバラの稚魚が確認されている。また、ワンド、たまり周辺のヨシ群落ではオオヨシキリが見られるほか、水鳥の休息場やツバメのねぐらになっている(写真 2.1-8)。</p> <p>淀川大堰から河口までの区間は、汽水域となっており、十三から西中島にかけてスナガニ等の底生動物が生息し、これらをシギ・チドリ類が採餌し、休息地として利用している干潟がある。また、水際部ではシオクグ、ウラギクといった塩性植物が見られる。</p>
13	<p>神崎川及び猪名川は、銀橋周辺の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している。なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的であるが、近年はアレチウリ等の外来植物が繁茂している。（写真 2-9）</p> <p>流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。</p>	<p>神崎川及び猪名川は、銀橋周辺の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している。(写真 2-9)</p> <p>なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的である。近年は、河道掘削並びに地域住民、NPO団体や河川レンジャーとの協働による駆除活動等を行っており、外来植物は減少している。</p> <p>流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。</p>	<p>「外来植物は減少している」とありますが、不正確な記述ではないかと思えます。種類、面積、両方なのか正確に記してください。</p>	案に反映	<p>神崎川及び猪名川は、銀橋周辺の狭窄部に代表されるように猪名川の上流部や神崎川の支川安威川上流部において渓谷河川の様相を呈しているが、それ以外は概ね平野部を流れ、阪神工業地帯に密集した市街地が広がる都市河川の様相を呈している(写真 2.1-9)。</p> <p>なお、猪名川の中下流部は川幅が比較的広く、河道内の所々に瀬や淵がある。植生は、中流部ではオギ、ツルヨシ等、下流部ではヨシ、セイタカヨシ等が代表的である。近年は、河道掘削並びに地域住民、NPO団体や河川レンジャーとの協働による駆除活動等を行っており、外来植物の繁茂する面積が減少している。</p> <p>流域の都市化と下水道の整備が行われたことで、水質の改善が図られる一方で河川流量の減少が見られる。</p>
14	<p>淀川の本格的な治水事業は、明治18年（1885年）6月の洪水を契機として明治29年に河川法が制定されたことに伴い、同年「淀川改良工事」に着手し、同43年に竣工した。（図 2-2）</p> <p>その内容は、計画高水流量を瀬田川695 m<sup>3</sup>/s、宇治川835m<sup>3</sup>/s、桂川1,950 m<sup>3</sup>/s、木津川3,610 m<sup>3</sup>/s及び本川 5,560 m<sup>3</sup>/sと定め、瀬田川を浚渫するとともに瀬田川洗堰を設け、これにより琵琶湖の水位を下げて沿岸地域の被害を軽減し、また三川合流点付近では宇治川付替、桂川合流点改良、宇治川左岸（久御山側）堤防の築造による巨椋池の分離を行い、さらに大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流下させることとした。さらにその際、毛馬に洗堰及び閘門を設け、舟運のための水深維持、川沿い一帯の耕地へのかんがい、河川の浄化および雑用水の取水のための維持用水として旧淀川に110 m<sup>3</sup>/sを分派し、また、神崎川へ水門により27.8 m<sup>3</sup>/sを流入させることとした。（図 2-3）</p>	<p>淀川の本格的な治水事業は、明治18年（1885年）6月の洪水を契機として明治29年に河川法が制定されたことに伴い、同年「淀川改良工事」に着手し、同43年に竣工した。（図 2-2）</p> <p>その内容は、計画高水流量を瀬田川695 m<sup>3</sup>/s、宇治川835m<sup>3</sup>/s、桂川1,950 m<sup>3</sup>/s、木津川3,610 m<sup>3</sup>/s及び本川 5,560 m<sup>3</sup>/sと定め、瀬田川を浚渫するとともに瀬田川洗堰を設け、これにより琵琶湖の水位を下げて沿岸地域の被害を軽減し、また三川合流点付近では宇治川付替、桂川合流点改良、宇治川左岸（久御山側）堤防の築造による巨椋池の分離を行い、さらに大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流下させることとした。さらにその際、毛馬に洗堰及び閘門を設け、舟運のための水深維持、川沿い一帯の耕地へのかんがい、河川の浄化および雑用水の取水のための維持用水として旧淀川に110 m<sup>3</sup>/sを分派し、また、神崎川へ水門により27.8 m<sup>3</sup>/sを流入させることとした。（図 2-3）</p>	<p>・「流域の・・・見られる。」と「淀川の・・・」は1行空ける。</p>	案に反映	<p><b>2.2. 治水の沿革</b></p> <p>淀川の本格的な治水事業は、明治18年（1885年）6月の洪水を契機として明治29年に河川法が制定されたことに伴い、同年「淀川改良工事」に着手し、同43年に竣工した(図 2.2-1)。</p> <p>その内容は、計画高水流量を瀬田川695 m<sup>3</sup>/s、宇治川835m<sup>3</sup>/s、桂川1,950 m<sup>3</sup>/s、木津川3,610 m<sup>3</sup>/s及び本川 5,560 m<sup>3</sup>/sと定め、瀬田川を浚渫するとともに瀬田川洗堰を設け、これにより琵琶湖の水位を下げて沿岸地域の被害を軽減し、また三川合流点付近では宇治川付替、桂川合流点改良、宇治川左岸（久御山側）堤防の築造による巨椋池の分離を行い、さらに大阪市の洪水防御を目的として、新淀川を開削して本川の洪水をこれに流下させることとした。さらにその際、毛馬に洗堰及び閘門を設け、舟運のための水深維持、川沿い一帯の耕地へのかんがい、河川の浄化および雑用水の取水のための維持用水として旧淀川に110 m<sup>3</sup>/sを分派し、また、神崎川へ水門により27.8 m<sup>3</sup>/sを流入させることとした(図 2.2-2)。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
15	<p>その後、大正6年10月洪水により水害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の「淀川改修増補工事」に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650 m<sup>3</sup>/sとして、木津川市から八幡市までの区間について改修工事に着手した。</p> <p>次いで、昭和10年6月、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780 m<sup>3</sup>/sに、本川の計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sにそれぞれ改定して、同14年から「淀川修補工事」に着手した。</p> <p>さらに昭和28年の台風13号による洪水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に「淀川水系改修基本計画」を決定した。その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650 m<sup>3</sup>/sとし、このうち1,700 m<sup>3</sup>/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900 m<sup>3</sup>/s、4,650m<sup>3</sup>/s、2,780 m<sup>3</sup>/sとする計画であった。この計画に基づき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川の浚渫及び瀬田川洗堰の改造による琵琶湖周辺地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。</p>	<p>その後、大正6年10月洪水により水害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の「淀川改修増補工事」に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650 m<sup>3</sup>/sとして、木津川市から八幡市までの区間について改修工事に着手した。</p> <p>次いで、昭和10年6月、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780 m<sup>3</sup>/sに、本川の計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sにそれぞれ改定して、同14年から「淀川修補工事」に着手した。</p> <p>さらに昭和28年の台風13号による洪水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に「淀川水系改修基本計画」を決定した。その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650 m<sup>3</sup>/sとし、このうち1,700 m<sup>3</sup>/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900 m<sup>3</sup>/s、4,650m<sup>3</sup>/s、2,780 m<sup>3</sup>/sとする計画であった。この計画に基づき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川の浚渫及び瀬田川洗堰の改造による琵琶湖周辺地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。</p>			<p>その後、大正6年10月洪水により水害が生じたので、大正7年に観月橋地点から河口までの区間の「淀川改修増補工事」に着手し、昭和7年に竣工した。また、木津川については、昭和5年に計画高水流量を4,650 m<sup>3</sup>/sとして、木津川市から八幡市までの区間について改修工事に着手した。</p> <p>次いで、昭和10年6月、昭和13年7月の桂川における洪水により桂川の計画高水流量を2,780 m<sup>3</sup>/sに、本川の計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sにそれぞれ改定して、同14年から「淀川修補工事」に着手した。</p> <p>さらに昭和28年の台風13号による洪水に鑑み、淀川水系全般にわたる治水対策について、昭和29年11月に「淀川水系改修基本計画」を決定した。その内容は、基準地点枚方における基本高水のピーク流量を8,650 m<sup>3</sup>/sとし、このうち1,700 m<sup>3</sup>/sを上流ダム群で調節し、計画高水流量を6,950 m<sup>3</sup>/sとするものであり、宇治川、木津川、桂川の計画高水流量をそれぞれ900 m<sup>3</sup>/s、4,650m<sup>3</sup>/s、2,780 m<sup>3</sup>/sとする計画であった。この計画に基づき、天ヶ瀬ダム及び高山ダムの建設による洪水調節、水源山地の砂防の強化、瀬田川の浚渫及び瀬田川洗堰の改造による琵琶湖周辺地域及び下流河川の被害の軽減、宇治川、桂川、木津川及び淀川本川の河道改修の促進並びに管理設備の増強等を主体として工事を実施した。</p>
16	<p>その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風13号洪水を上回る6,200 m<sup>3</sup>/sの洪水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。その計画は、新河川法の施行に伴い、昭和40年から淀川水系工事実施基本計画となった。しかしながら、昭和36年、昭和40年と洪水が相次いだこと、及び淀川地域の人口・資産が増大したことに鑑み、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、昭和46年に基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,000 m<sup>3</sup>/sとして、これを上流ダム群等により5,000 m<sup>3</sup>/sを調節し、計画高水流量を12,000 m<sup>3</sup>/sとする計画を決定した。</p> <p>さらに、淀川において堤防が決壊した場合、社会経済活動への甚大な影響が懸念されるため、壊滅的被害を回避する超過洪水対策として昭和62年から高規格堤防の整備に着手した。</p>	<p>その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風13号洪水を上回る6,200 m<sup>3</sup>/sの洪水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。その計画は、新河川法の施行に伴い、昭和40年から淀川水系工事実施基本計画となった。しかしながら、昭和36年、昭和40年と洪水が相次いだこと、及び淀川地域の人口・資産が増大したことに鑑み、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、昭和46年に基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,000 m<sup>3</sup>/sとして、これを上流ダム群等により5,000 m<sup>3</sup>/sを調節し、計画高水流量を12,000 m<sup>3</sup>/sとする計画を決定した。</p> <p>さらに、淀川において堤防が決壊した場合、社会経済活動への甚大な影響が懸念されるため、壊滅的被害を回避する超過洪水対策として昭和62年から高規格堤防の整備に着手した。</p>			<p>その後、昭和34年の伊勢湾台風により、木津川において昭和28年台風13号洪水を上回る6,200 m<sup>3</sup>/sの洪水をみたので、木津川のダム計画に追加修正を行った。その計画は、新河川法の施行に伴い、昭和40年から淀川水系工事実施基本計画となった。しかしながら、昭和36年、昭和40年と洪水が相次いだこと、及び淀川地域の人口・資産が増大したことに鑑み、淀川の治水計画を全面的に改定することとし、昭和46年に基準地点枚方における基本高水のピーク流量を17,000 m<sup>3</sup>/sとして、これを上流ダム群等により5,000 m<sup>3</sup>/sを調節し、計画高水流量を12,000 m<sup>3</sup>/sとする計画を決定した。</p> <p>さらに、淀川において堤防が決壊した場合、社会経済活動への甚大な影響が懸念されるため、壊滅的被害を回避する超過洪水対策として昭和62年から高規格堤防の整備に着手した。</p>
17	<p>平成19年8月には、淀川水系における治水、利水、環境の重要性をふまえて淀川水系河川整備基本方針が策定された。主な内容は以下のとおりである。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分ふまえて、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても瀬田川洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。</p>	<p>平成19年8月には、淀川水系における治水、利水、環境の重要性をふまえて淀川水系河川整備基本方針が策定された。主な内容は以下のとおりである。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分ふまえて、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても瀬田川洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。</p>	<p>段落がないのが気になります。 3行目の「流域全体の～」、15行目の「河川環境の整備と保全に関しては～」</p>	<p>案に反映</p>	<p>平成19年8月には、淀川水系における治水、利水、環境の重要性をふまえて淀川水系河川整備基本方針が策定された。主な内容は以下のとおりである。</p> <p>本川及び支川の整備にあたっては、河川整備の進捗を十分ふまえて、本支川及び上下流間バランス、自然条件や社会条件を考慮し、狭窄部などの整備手順を明確にした上で、水系一貫した河川整備を行う。</p> <p>流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても瀬田川洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。</p>



番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
18	<p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や川沿いの状態、氾濫形態等をふまえ必要な対策を実施する。</p> <p>その上で、基本高水のピーク流量は、琵琶湖からの流出量を加味して淀川の基準点枚方で17,500m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500 m<sup>3</sup>/s調節して、河道への配分流量は工事実施基本計画と同じく、12,000 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>猪名川については工事実施基本計画と同じく基準点小戸で3,500 m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,200 m<sup>3</sup>/s調節して河道への配分流量を2,300 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、ヨシ帯、ワンド・たまり、砂州河原や湖の砂浜、干潟等特徴ある生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めることとする。また、これまでの流域の人々と琵琶湖、淀川、木津川、桂川や猪名川との関わりを考慮しつつ、良好な河川環境を保全し、多様な生物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や学識者、関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する等が明記された。</p>	<p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や川沿いの状態、氾濫形態等をふまえ必要な対策を実施する。</p> <p>その上で、基本高水のピーク流量は、琵琶湖からの流出量を加味して淀川の基準点枚方で17,500m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500 m<sup>3</sup>/s調節して、河道への配分流量は工事実施基本計画と同じく、12,000 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>猪名川については工事実施基本計画と同じく基準点小戸で3,500 m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,200 m<sup>3</sup>/s調節して河道への配分流量を2,300 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、ヨシ帯、ワンド・たまり、砂州河原や湖の砂浜、干潟等特徴ある生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めることとする。また、これまでの流域の人々と琵琶湖、淀川、木津川、桂川や猪名川との関わりを考慮しつつ、良好な河川環境を保全し、多様な生物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や学識者、関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する等が明記された。</p> <p>平成21年3月には、河川整備基本方針に沿って河川整備計画を策定した。</p> <p>河川整備計画では、中上流部の整備により、これまで氾濫していた水が下流の堤防区間へ流下することになるため、下流淀川の安全度を下げないよう必要な対策を講じつつ、安全度の低い中上流部の改修を進めることとしている。具体的には、宇治川、桂川、木津川について、昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるとともに、中上流部の改修を行った後も、淀川においては、計画規模洪水を安全に流下させるために必要な整備を行うこととしている。猪名川については、戦後最大の昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることとしている。</p> <p>その後、淀川水系では、平成24年京都府南部豪雨、平成25年台風18号、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨などに伴う浸水被害が発生している。平成25年台風18号の際には瀬田川洗堰の全閉操作、天ヶ瀬ダムと日吉ダムの異常洪水時防災操作を行っており、平成29年台風21号の際には瀬田川洗堰の全閉操作、平成30年7月豪雨の際には日吉ダムと一庫ダムの異常洪水時防災操作を行っている。（写真2-9～11）</p> <p>河川整備計画策定後、桂川をはじめとした中上流部の河川改修を進めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム建設事業、阪神なんば線淀川橋梁改築事業などを進めてきた。</p> <p>また、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で令和2年度に治水協定を締結した。</p>	<p>これまでなら氾濫していた水が・・・</p> <p>このため、以降について（理由）いつも氾濫が生じているように思える表現だったので「なら」を挿入しました</p> <p>「宇治川・・・について、昭和28年台風13号洪水を安全・・・」 ※7行目の猪名川と同じように、「戦後最大」の記述の追記がわかりやすい。 「宇治川・・・については、戦後最大の昭和28年台風・・・」</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、下流のより堤防の高い区間における過度な流量の集中を回避し、被害をできるだけ軽減させるため、河道や川沿いの状態、氾濫形態等をふまえ必要な対策を実施する。</p> <p>その上で、基本高水のピーク流量は、琵琶湖からの流出量を加味して淀川の基準点枚方で17,500m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により5,500 m<sup>3</sup>/s調節して、河道への配分流量は工事実施基本計画と同じく、12,000 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>猪名川については工事実施基本計画と同じく基準点小戸で3,500 m<sup>3</sup>/sとし、このうち流域内の洪水調節施設により1,200 m<sup>3</sup>/s調節して河道への配分流量を2,300 m<sup>3</sup>/sとした。</p> <p>河川環境の整備と保全に関しては、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な生物を保全するため、ヨシ帯、ワンド・たまり、砂州河原や湖の砂浜、干潟等特徴ある生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生に努めることとする。また、これまでの流域の人々と琵琶湖、淀川、木津川、桂川や猪名川との関わりを考慮しつつ、良好な河川環境を保全し、多様な生物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地域住民や学識者、関係機関と連携しながら、地域づくりにも資する川づくりを推進する等が明記された。</p> <p>平成21年3月には、河川整備基本方針に沿って河川整備計画を策定した。</p> <p>河川整備計画では、中上流部の整備により、これまでなら氾濫していた水が下流の堤防区間へ流下することになるため、下流淀川の安全度を下げないよう必要な対策を講じつつ、安全度の低い中上流部の改修を進めることとしている。具体的には、宇治川、桂川、木津川について、平成21年3月河川整備計画策定当時の戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるとともに、中上流部の改修を行った後も、淀川においては、計画規模洪水を安全に流下させるために必要な整備を行うこととしている。猪名川については、戦後最大の昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることとしている。</p> <p>その後、淀川水系では、平成24年京都府南部豪雨、平成25年台風18号、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨などに伴う浸水被害が発生している。平成25年台風18号の際には瀬田川洗堰の全閉操作、天ヶ瀬ダムと日吉ダムの異常洪水時防災操作を行っており、平成29年台風21号の際には瀬田川洗堰の全閉操作、平成30年7月豪雨の際には日吉ダムと一庫ダムの異常洪水時防災操作を行っている（写真 2.2-1～3）。</p> <p>河川整備計画策定後、桂川をはじめとした中上流部の河川改修を進めるとともに、天ヶ瀬ダム再開発、川上ダム建設事業、阪神なんば線淀川橋梁改築事業などを進めてきた。</p> <p>また、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で令和2年度に治水協定を締結した。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
19	砂防事業については、明治11年よりオランダ人技師デレーケの指導などにより国の直轄事業として瀬田川及び木津川流域で土砂流出の防止工事が実施された。明治31年からは滋賀県、32年からは三重県及び大阪府、40年からは京都府及び奈良県において補助事業が実施されている。	砂防事業については、明治11年よりオランダ人技師デレーケの指導などにより国の直轄事業として瀬田川及び木津川流域で土砂流出の防止工事が実施された（瀬田川流域の直轄事業は平成25年度までで完了し滋賀県に移管）。明治31年からは滋賀県、32年からは三重県及び大阪府、40年からは京都府及び奈良県において補助事業が実施されている。			砂防事業については、明治11年よりオランダ人技師デレーケの指導などにより国の直轄事業として瀬田川及び木津川流域で土砂流出の防止工事が実施された（瀬田川流域の直轄事業は平成25年度に概成し滋賀県に移管）。明治31年からは滋賀県、32年からは三重県及び大阪府、40年からは京都府及び奈良県において補助事業が実施されている。
20	河川水の利用については、古くから川沿いの住民の生活に役立ってきたが、明治に入り、琵琶湖及び淀川の流域の開発が進むにつれ、数々の利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主なものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同45年に竣工した琵琶湖第2疏水等である。また明治38年には、前述のように旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力発電開発も行われてきた。（写真2-10、11）	河川水の利用については、古くから川沿いの住民の生活に役立ってきたが、明治に入り、琵琶湖及び淀川の流域の開発が進むにつれ、数々の利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主なものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同45年に竣工した琵琶湖第2疏水等である。また明治38年には、前述のように旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力発電開発も行われてきた。（写真2-12、13）			2.3. 利水の沿革 河川水の利用については、古くから川沿いの住民の生活に役立ってきたが、明治に入り、琵琶湖及び淀川の流域の開発が進むにつれ、数々の利水事業が実施され、その効用を高めてきた。その主なものは、明治7年から同29年にわたって実施された舟運のための低水路工事、同27年に竣工した琵琶湖第一疏水及び同45年に竣工した琵琶湖第2疏水等である。また明治38年には、前述のように旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）を設置して、琵琶湖の水位を人工的に調節し、また、宇治川筋の水力発電開発も行われてきた（写真 2.3-1、2）。
21	大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大したため、昭和18年から同27年にかけて淀川第一期河水統制事業を実施し、琵琶湖周辺地域の洪水対策とともに下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じた。その際、舟運の衰退や都市用水の需要増などの水利用の変化をふまえ、旧淀川、神崎川の維持用水も見直しが行われ、それぞれ78.5m <sup>3</sup> /s（うち8.5m <sup>3</sup> /sは長柄運河）、10m <sup>3</sup> /sに減じられた。 さらにその後も水需要は飛躍的に増大したため、旧淀川の維持流量70m <sup>3</sup> /sを日平均60m <sup>3</sup> /s（満潮時40m <sup>3</sup> /sを8時間、退潮時100m <sup>3</sup> /sを4時間）で運用し緊急かつ暫定的に10m <sup>3</sup> /sを都市用水とする事業等の他、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等を建設した。さらに、昭和46年に改定した淀川水系工事実施基本計画及び昭和47年に改定した淀川水系水資源開発基本計画に基づき、必要な水源確保のため、正蓮寺川利水事業、琵琶湖開発事業及び室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム等を建設するとともに大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発を進めてきた。（図 2-4）	大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大したため、昭和18年から同27年にかけて淀川第一期河水統制事業を実施し、琵琶湖周辺地域の洪水対策とともに下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じた。その際、舟運の衰退や都市用水の需要増などの水利用の変化をふまえ、旧淀川、神崎川の維持用水も見直しが行われ、それぞれ78.5m <sup>3</sup> /s（うち8.5m <sup>3</sup> /sは長柄運河）、10m <sup>3</sup> /sに減じられた。 さらにその後も水需要は飛躍的に増大したため、旧淀川の維持流量70m <sup>3</sup> /sを日平均60m <sup>3</sup> /s（満潮時40m <sup>3</sup> /sを8時間、退潮時100m <sup>3</sup> /sを4時間）で運用し緊急かつ暫定的に10m <sup>3</sup> /sを都市用水とする事業等の他、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等を建設した。さらに、昭和46年に改定した淀川水系工事実施基本計画及び昭和47年に改定した淀川水系水資源開発基本計画に基づき、必要な水源確保のため、正蓮寺川利水事業、琵琶湖開発事業及び室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム等を建設するとともに大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発を進めてきた。（図 2-4）			大阪市を中心とする地域産業経済の発展に伴い、これらの地域の水需要が増大したため、昭和18年から同27年にかけて淀川第一期河水統制事業を実施し、琵琶湖周辺地域の洪水対策とともに下流地域の水需要に対して、総合的な対策を講じた。その際、舟運の衰退や都市用水の需要増などの水利用の変化をふまえ、旧淀川、神崎川の維持用水も見直しが行われ、それぞれ78.5m <sup>3</sup> /s（うち8.5m <sup>3</sup> /sは長柄運河）、10m <sup>3</sup> /sに減じられた。 さらにその後も水需要は飛躍的に増大したため、旧淀川の維持流量70m <sup>3</sup> /sを日平均60m <sup>3</sup> /s（満潮時40m <sup>3</sup> /sを8時間、退潮時100m <sup>3</sup> /sを4時間）で運用し緊急かつ暫定的に10m <sup>3</sup> /sを都市用水とする事業等の他、治水計画との調整を図りつつ高山ダム、青蓮寺ダム等の多目的ダム等を建設した。さらに、昭和46年に改定した淀川水系工事実施基本計画及び昭和47年に改定した淀川水系水資源開発基本計画に基づき、必要な水源確保のため、正蓮寺川利水事業、琵琶湖開発事業及び室生ダム、一庫ダム、布目ダム、比奈知ダム等を建設するとともに大戸川ダム、余野川ダム、天ヶ瀬ダム再開発、丹生ダム、川上ダムなどの新規開発を進めてきた（図 2.3-1）。
22	農業用水としては、現在、そのかんがい面積は約93,000haに及び、水力発電では、わが国最古の蹴上発電所をはじめとして発電所数40箇所、総最大出力約650,000kWに達し、さらに、都市用水としては、大阪をはじめとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。	農業用水としては、現在、そのかんがい面積は約85,000haに及び、水力発電では、わが国最古の蹴上発電所をはじめとして発電所数44箇所、総最大出力約650,000kWに達し、さらに、都市用水としては、大阪をはじめとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。			農業用水としては、現在、そのかんがい面積は約85,000haに及び、水力発電では、わが国最古の蹴上発電所をはじめとして発電所数44箇所、総最大出力約650,000kWに達し、さらに、都市用水としては、大阪をはじめとする各都市の諸用水の最大の供給源となっている。
23	水質については、琵琶湖では湖沼AA類型及び湖沼Ⅱ類型、瀬田川は全域で河川A類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までが河川A類型、山科川合流点から三川合流点までが河川B類型、木津川は河川A類型、桂川は渡月橋より上流が河川A類型、渡月橋から三川合流点までが河川B類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までが河川B類型、淀川大堰から河口までが河川C類型、猪名川（藻川を含む）は藻川分岐点から藻川合流点までが河川D類型、その他が河川B類型（藻川を含む）となっている。 琵琶湖の水質は、流域内の人口の増加、市街化の進展等により、湖沼の水質汚濁の代表指標であるCODで評価すると漸増傾向にあり、毎年のようにカビ臭・アオコが発生しているほか、淡水赤潮の発生も見られる。また、北湖の水質が良く、南湖の水質が悪い傾向にある。COD、全窒素、全リンについては北湖の全リンを除いて環境基準を達成していない状況である。	水質については、琵琶湖では湖沼AA類型及び湖沼Ⅱ類型、瀬田川は全域で河川A類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までが河川A類型、山科川合流点から三川合流点までが河川B類型、木津川は河川A類型、桂川は河川A類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までが河川B類型、淀川大堰から河口までが河川C類型、猪名川は箕面川合流点より上流が河川A類型、藻川分岐点から藻川合流点までが河川D類型、その他が河川B類型（藻川を含む）となっている。 琵琶湖の水質は、流域内の人口の増加、市街化の進展等により、湖沼の水質汚濁の代表指標であるCODで評価すると漸増傾向にあり、流入負荷に連動した減少傾向を示していない。淡水赤潮の発生は近年減少傾向であるものの、カビ臭・アオコは毎年のように発生している。また、北湖の水質が良く、南湖の水質が悪い傾向にある。COD、全窒素、全リンについては北湖の全窒素、全リンを除いて環境基準を達成していない状況である。	P.11 下から10行目 【変更原案】 淡水赤潮の発生は、近年減少傾向であるものの、 【修正案】 淡水赤潮の発生は、近年はほとんど見られなくなっているものの、	案に反映	2.4. 河川環境の沿革 水質については、琵琶湖では湖沼AA類型及び湖沼Ⅱ類型、瀬田川は全域で河川A類型、宇治川は天ヶ瀬ダムから山科川合流点までが河川A類型、山科川合流点から三川合流点までが河川B類型、木津川は河川A類型、桂川は河川A類型、淀川は三川合流点から淀川大堰までが河川B類型、淀川大堰から河口までが河川C類型、猪名川は箕面川合流点より上流が河川A類型、藻川分岐点から藻川合流点までが河川D類型、その他が河川B類型（藻川を含む）となっている。 琵琶湖の水質は、流域内の人口の増加、市街化の進展等により、湖沼の水質汚濁の代表指標であるCODで評価すると漸増傾向にあり、流入負荷に連動した減少傾向を示していない。淡水赤潮の発生は近年はほとんど見られなくなっているものの、カビ臭・アオコは毎年のように発生している。また、北湖の水質が良く、南湖の水質が悪い傾向にある。COD、全窒素、全リンについては北湖の全窒素、全リンを除いて環境基準を達成していない状況である。

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
24	<p>河川の利用については、琵琶湖は豊かな水産資源を育む場であるとともに、魚釣りや水遊びなど多様なレクリエーションを楽しめる場となっている。瀬田川洗堰より上流では水量が豊富で流れが緩やかなためボート競技等が、また、瀬田川洗堰より下流ではカヌー等が行われている。(写真 2-12)</p> <p>木津川の上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部は、散策やキャンプ等の場として利用されており、カヌーやボート遊びが行われている。宇治川の塔の島周辺は、歴史・文化的遺産に恵まれ、鵜飼や舟遊びなどに利用されている。桂川では、約10kmに及ぶ溪流である保津峡において「保津川下り」が行われている。保津峡の下流にある嵐山は京都を代表する観光地となっており、四季を通じて多くの観光客で賑わっている。三川合流後の淀川流域は、我が国有数の大規模な市街地を擁する大阪平野が広がり、河川敷には淀川河川公園が整備され、住民の憩いの場や球技、魚釣り、散策等に利用されている。(写真2-13)</p>	<p>河川の利用については、琵琶湖は豊かな水産資源を育む場であるとともに、魚釣りや水遊びなど多様なレクリエーションを楽しめる場となっている。瀬田川洗堰より上流では水量が豊富で流れが緩やかなためボート競技等が、また、瀬田川洗堰より下流ではカヌー等が行われている。(写真 2-14)</p> <p>淀川では、淀川大堰下流部や三川合流地域、宇治川では、伏見周辺において舟運等を活かした集客・交流の可能性を調査するための社会実験を実施している。このような中、平成29年から枚方緊急用船着場と大川の八軒家浜船着場を結ぶ定期観光船が就航した。(写真 2-15)</p> <p>木津川の上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部は、散策やキャンプ等の場として利用されており、カヌーやボート遊びが行われている。宇治川の塔の島周辺は、歴史・文化的遺産に恵まれ、鵜飼や舟遊びなどに利用されている。桂川では、約10kmに及ぶ溪流である保津峡において「保津川下り」が行われている。保津峡の下流にある嵐山は京都を代表する観光地となっており、四季を通じて多くの観光客で賑わっている。三川合流後の淀川流域は、我が国有数の大規模な市街地を擁する大阪平野が広がり、河川敷には淀川河川公園が整備され、住民の憩いの場や球技、魚釣り、散策等に利用されている。(写真2-16)</p> <p>また、官民一体の協働プロジェクトであるミズベリング・プロジェクトを推進しており、淀川流域では、その一環として淀川の河川敷を活用した社会実験等も行っており、都心の近くで豊かな自然とふれあえる河川空間の新たな魅力創出に取り組んでいる。</p>	<p>「河川敷を活用した社会実験等も行っており」は無秩序の利用から有料パーベキューサイトの提供のような内容の説明を受けましたが、もう少ししていけない説明が必要かと感じます。</p>	案に反映	<p>河川の利用については、琵琶湖は豊かな水産資源を育む場であるとともに、魚釣りや水遊びなど多様なレクリエーションを楽しめる場となっている。瀬田川洗堰より上流では水量が豊富で流れが緩やかなためボート競技等が、また、瀬田川洗堰より下流ではカヌー等が行われている(写真2.4-1)。</p> <p>淀川では、淀川大堰下流部や三川合流地域、宇治川では、伏見周辺において舟運等を活かした集客・交流の可能性を調査するための社会実験を実施している。このような中、平成29年から枚方緊急用船着場と大川の八軒家浜船着場を結ぶ定期観光船が就航した(写真 2.4-2)。</p> <p>木津川の上野盆地から岩倉峡下流の笠置大橋にかけての中流部は、散策やキャンプ等の場として利用されており、カヌーやボート遊びが行われている。宇治川の塔の島周辺は、歴史・文化的遺産に恵まれ、鵜飼や舟遊びなどに利用されている。桂川では、約10kmに及ぶ溪流である保津峡において「保津川下り」が行われている。保津峡の下流にある嵐山は京都を代表する観光地となっており、四季を通じて多くの観光客で賑わっている。三川合流後の淀川流域は、我が国有数の大規模な市街地を擁する大阪平野が広がり、河川敷には淀川河川公園が整備され、住民の憩いの場や球技、魚釣り、散策等に利用されている(写真 2.4-3)。</p> <p>また、官民一体の協働プロジェクトであるミズベリング・プロジェクトを推進しており、淀川流域では、その一環として淀川の河川空間を活用したアーバンキャンプ等の社会実験等も行っており、都心の近くで豊かな自然とふれあえる河川空間の新たな魅力創出に取り組んでいる。</p>
25	<p>なお、淀川水系における特徴的な事業である琵琶湖総合開発事業が、昭和47年から「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを合わせ増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として実施された。当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水」を3つの柱として、40m<sup>3</sup>/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等が実施された。琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終結した。</p>	<p>なお、淀川水系における特徴的な事業である琵琶湖総合開発事業が、昭和47年から「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを合わせ増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として実施された。当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水」を3つの柱として、40m<sup>3</sup>/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等が実施された。琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終結した。</p>			<p>2.5. 琵琶湖総合開発事業の概要</p> <p>淀川水系における特徴的な事業である琵琶湖総合開発事業が、昭和47年から「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復を図りつつ、その水資源の利用と関係住民の福祉とを合わせ増進し、近畿圏の健全な発展に寄与する」ことを目的として実施された。当該事業では、「琵琶湖の水質や恵まれた自然環境を守るための保全対策」、「淀川及び琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策」、「水資源の有効利用を図る利水対策」を3つの柱として、40m<sup>3</sup>/sの水資源開発と湖岸堤、瀬田川浚渫、内水排除施設等の整備を行う「琵琶湖開発事業」とあわせて、国・県・市町村等が実施する「地域開発事業」として、道路、下水道、自然保護地域公有化、ゴミ処理施設、水質観測施設、農業集落排水処理施設整備等が実施された。琵琶湖総合開発事業は25年の歳月をかけ、平成9年3月に終結した。</p>
26	<p>3. 現状の課題</p> <p>3.1. 人と川とのつながり</p> <p>かつて人々は、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに頻繁に発生する洪水の脅威にさらされる等、川と密接に関わってきた。しかし、治水対策が進むことによって洪水被害が減少した反面、川に対する畏敬や恐怖心が薄らいだこと、水道完備に伴うライフスタイルの変化、都市化の進展に伴う水質の悪化などが相まって川は人々の生活から遠ざかり、「川で遊んではいけません」という看板に見られるように、単に危険なだけの場所とみなされるなど、人と川とのつながりが薄らいで川は人々の日常の意識から遠ざかっていった。その結果、人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。</p> <p>日常において川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような地域の財産を多くの人々が享受し、利用する場であり、さらには地域固有の風土・文化を形成してきた重要な要素でもある。そのような環境を将来にわたって保全・再生していくためには、住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>3. 現状の課題</p> <p>3.1. 人と川とのつながり</p> <p>かつて人々は、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに頻繁に発生する洪水の脅威にさらされる等、川と密接に関わってきた。しかし、治水対策が進むことによって洪水被害が減少した反面、川に対する畏敬や恐怖心が薄らいだこと、水道完備に伴うライフスタイルの変化、都市化の進展に伴う水質の悪化などが相まって川は人々の生活から遠ざかり、「川で遊んではいけません」という看板に見られるように、単に危険なだけの場所とみなされるなど、人と川とのつながりが薄らいで川は人々の日常の意識から遠ざかっていった。その結果、人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。</p> <p>日常において川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような地域の財産を多くの人々が享受し、利用する場であり、さらには地域固有の風土・文化を形成してきた重要な要素でもある。そのような環境を将来にわたって保全・再生していくためには、住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。</p>	<p>人と川とのつながりの再構築で特に大切なのは、子供を育てる世代がなかなか川の価値が理解できないという点なので、最後に「特に子供たちに川の価値を伝える活動を充実させる必要がある」といった文言があればと感じた。</p>	案に反映	<p>3. 現状の課題</p> <p>3.1. 人と川とのつながり</p> <p>かつて人々は、日々の生活の中で川からの恩恵を受けるとともに頻繁に発生する洪水の脅威にさらされる等、川と密接に関わってきた。しかし、治水対策が進むことによって洪水被害が減少した反面、川に対する畏敬や恐怖心が薄らいだこと、水道完備に伴うライフスタイルの変化、都市化の進展に伴う水質の悪化などが相まって川は人々の生活から遠ざかり、「川で遊んではいけません」という看板に見られるように、単に危険なだけの場所とみなされるなど、人と川とのつながりが薄らいで川は人々の日常の意識から遠ざかっていった。その結果、人々が手を加えながら守ってきた地域の川の環境や文化、地域で協力して洪水を防いできた水防活動、川の恩恵とともに造られてきた川辺の街並みや賑わいなど、地域の共有財産として守り育まれてきた人と川とのつながりが多くの地域で消えつつある。</p> <p>日常において川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような地域の財産を多くの人々が享受し、利用する場であり、さらには地域固有の風土・文化を形成してきた重要な要素でもある。そのような環境を将来にわたって保全・再生していくためには、住民・住民団体(NPO等)が主体的に、あるいは自治体等が河川管理者と連携して、地域の特性や実情に応じた手法で、川をともに守り、育てていくという地域における人と川とのつながりを再構築していくことが求められている。特に子どもたちに川の価値を伝える活動を充実させる必要がある。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
27	<p>3. 2. 河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、増大する水需要をまかない、都市公園として河川敷の利用を促進させ、川沿いの人々に安全で快適な生活環境を提供する等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>一方で、かつての淀川には、舟運のために作られた水制工によって数多くのワンドが存在し、現在は国の天然記念物となっているイタセンパラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生息・生育・繁殖環境が確保されていた。また、広大なヨシ原に代表される抽水性植物が河岸沿いに広がり、淀川の風景を形づくっていたが、それら生物にとっての良好な河川環境は減退している。また、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。</p> <p>これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体（NPO等）による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p>	<p>3. 2. 河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、増大する水需要をまかない、都市公園として河川敷の利用を促進させ、川沿いの人々に安全で快適な生活環境を提供する等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>一方で、かつての淀川には、舟運のために作られた水制工によって数多くのワンドが存在し、現在は国の天然記念物となっているイタセンパラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生息・生育・繁殖環境が確保されていた。また、広大なヨシ原に代表される抽水性植物が河岸沿いに広がり、淀川の風景を形づくっていたが、それら生物にとっての良好な河川環境は減退している。また、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。</p> <p>これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体（NPO等）による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p>	<p>気候変動の影響は、治水だけでなく、環境や利水にも及ぶが、所々に記載があるものの、環境に関しては全層循環が2年連続でないこと等の記載もないため、追記すべき。</p>		<p>3. 2. 河川環境</p> <p>淀川水系におけるこれまでの河川整備は、洪水氾濫頻度を減少させ、増大する水需要をまかない、都市公園として河川敷の利用を促進させ、川沿いの人々に安全で快適な生活環境を提供する等、地域社会に貢献してきた。</p> <p>一方で、かつての淀川には、舟運のために作られた水制工によって数多くのワンドが存在し、現在は国の天然記念物となっているイタセンパラをはじめとするタナゴ類やコイ、フナといった在来種による多様な生息・生育・繁殖環境が確保されていた。また、広大なヨシ原に代表される抽水性植物が河岸沿いに広がり、淀川の風景を形づくっていたが、それら生物にとっての良好な河川環境は減退している。また、流域における急激な開発と社会活動の増大により河川水質・底質が悪化するなど、淀川水系の河川環境は大きく変化してきた。さらに、近年、気候変動の影響として懸念されている琵琶湖北湖の全層循環の未完了とそれに伴う北湖深水層の貧酸素状態の長期化や、琵琶湖南湖におけるアオコを形成する植物プランクトンの大増殖等、琵琶湖だけでなく琵琶湖下流域にも影響を与えかねない課題も生じてきている。</p> <p>これらの変化とともに、外来種の増加もあって、固有種を含む在来種の減少、抽水性植物から陸地性植物への遷移等、長年育まれてきた生態系に変化が顕れている。</p> <p>また、ゴミ等の問題については、多くの住民・住民団体（NPO等）による河川清掃活動等が行われるなど意識の向上が見られるものの一部の河川利用者によるゴミの投棄、流域からの流入ゴミや河川敷への不法投棄は増加しており、河川の景観を損ねている他、水質や底質に対しても影響がある。</p>
28	<p>3. 2. 1. 河川形状</p> <p>低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少している。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向（水域～河川敷・堤防～河川区域外）の連続性が分断されている。（図3. 2. 1-1） また、魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）にも不連続になっているところがある。（写真3. 2. 1-1） さらに、土砂の採取に伴い河床低下が進んだところもある。</p>	<p>3. 2. 1. 河川形状</p> <p>低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少しており、低水路ではみお筋の固定化により陸域と水域の二極化が進行している。（写真3. 2. 1-1） また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向（水域～河川敷・堤防～河川区域外）の連続性が分断されている。（図3. 2. 1-1） また、魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）にも不連続になっているところがある。</p>			<p>3. 2. 1. 河川形状</p> <p>低水護岸や河川敷整備に伴う低水路と河川敷の段差によって、洪水時に冠水する冠水帯が減少しており、低水路ではみお筋の固定化により陸域と水域の二極化が進行している（写真3. 2. 1-1）。また、かつて数多く存在したワンドやたまりは、ごく限られたものだけが残されており、河口域全域に広がっていた干潟もほとんどその姿を消している。特に琵琶湖では、水田等の陸域との自由な魚の行き来が琵琶湖の水位低下によって阻害されるなど、河川の横断方向（水域～河川敷・堤防～河川区域外）の連続性が分断されている（図3. 2. 1-1）。また、魚類の自由な遡上・降下を阻害するダムや堰等の河川横断工作物により縦断方向（山～湖・川～海）にも不連続になっているところがある。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
29	<p>3.2.2. 水位</p> <p>ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。特に、淀川大堰の湛水域では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して増水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響が出るため平常時水位を高めに維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。</p> <p>また、琵琶湖では、瀬田川洗堰の水位操作により、生物の生息・生育・繁殖環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。これは琵琶湖開発事業の目的である淀川水系の治水・利水面の必要性から行われているものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうとともに、気象条件によっては、夏以降の水利用により必然的に水位が低下する場合がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある。(図 3.2.2-1、写真 3.2.2-1,2)</p>	<p>3.2.2. 水位</p> <p>ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。特に、淀川大堰の湛水域では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して増水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響が出るため平常時水位を高めに維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。</p> <p>また、琵琶湖では、瀬田川洗堰の水位操作により、生物の生息・生育・繁殖環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。これは琵琶湖開発事業の目的である淀川水系の治水・利水面の必要性から行われているものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうとともに、気象条件によっては、夏以降の水利用により必然的に水位が低下する場合がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある。(図 3.2.2-1、写真 3.2.2-1,2)</p>	<p>新旧対照表p21(水位)、P22(水量)について、淀川大堰の湛水域の課題のみ記載されており、淀川大堰下流と大川の環境の課題が記載されていないため追記が必要。</p> <p>「OP+2.8m以下に下げると取水施設への影響がでるため」 どこの取水施設でしょうか。土砂堆積によって取水が困難であった磯島取水口は、対岸の水制工によって土砂堆積がなくなり、安定取水が出来るようになったのでは。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.2.2. 水位</p> <p>ダム・堰等の水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、川本来の水位変動や攪乱を減少させている。特に、淀川大堰の湛水域では、河川改修に伴う低水路整備によって、淀川大堰建設前と比較して増水時の水位変動が小さくなったことや、OP+2.8m以下に下げると磯島取水口やその他の取水施設への影響が出るため平常時水位を高めに維持していることが、ワンドや水辺の浅瀬の面積を減少させ、またワンドと本流との水の交換の減少を招き、ワンド内の水質悪化や底質悪化の原因の一つにもなっている。淀川大堰や毛馬水門が河川の縦断的移動の障害物となり、淀川や大川のアユ等の遡上に影響を与えている。</p> <p>また、琵琶湖では、瀬田川洗堰の水位操作により、生物の生息・生育・繁殖環境を形成してきた季節的な水位変動パターンが変化した。これは琵琶湖開発事業の目的である淀川水系の治水・利水面の必要性から行われているものであり、それが琵琶湖の環境変化の一つの要因ともなっている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうとともに、気象条件によっては、夏以降の水利用により必然的に水位が低下する場合がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある(図 3.2.2-1、写真 3.2.2-1,2)。</p>
30	<p>3.2.3. 水量</p> <p>人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。</p> <p>淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的もあわせて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ70m<sup>3</sup>/s、神崎川へ10m<sup>3</sup>/sを確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。</p> <p>また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、渇水時には、放流を制限または停止している。(写真 3.2.3-1)</p> <p>琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。</p> <p>これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p> <p>また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川でも急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。</p>	<p>3.2.3. 水量</p> <p>人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。</p> <p>淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的もあわせて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ70m<sup>3</sup>/s、神崎川へ10m<sup>3</sup>/sを確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。</p> <p>また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、渇水時には、放流を制限または停止している。(写真 3.2.3-1)</p> <p>琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。</p> <p>これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p> <p>また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川でも急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。</p>	<p>新旧対照表p21(水位)、P22(水量)について、淀川大堰の湛水域の課題のみ記載されており、淀川大堰下流と大川の環境の課題が記載されていないため追記が必要。</p>	<p>案に反映</p>	<p>3.2.3. 水量</p> <p>人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。</p> <p>淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的もあわせて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ70m<sup>3</sup>/s、神崎川へ10m<sup>3</sup>/sを確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。</p> <p>また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、渇水時には、放流を制限または停止している(写真 3.2.3-1)。</p> <p>淀川大堰や毛馬水門による人工的な水量変化により、淀川大堰下流や大川の生物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えている。</p> <p>琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。</p> <p>これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。</p> <p>また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川でも急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
31	<p>3.2.4. 水質</p> <p>淀川水系の各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化したが、水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきている。近年、国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね生活環境に関わる環境基準を達成している。(図 3.2.4-1)</p> <p>しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、それ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった。また近年、水道用水は、安全でおいしい水を供給するため、活性炭処理やオゾン処理等の高度処理が実施されていることに鑑みれば、生活環境に関わる環境基準を達成していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である。</p> <p>また、昭和50年代前半頃から水道水の塩素処理によって生成されるトリハロメタンをはじめ、農業やゴルフ場等で使用されている農薬及び健康に影響する合成有機物質が問題となっている。</p> <p>さらに、最近では底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)等の有害化学物質による環境汚染も顕在化している。また、油やその他の化学物質の流出事故が特定の地域で頻発している。</p> <p>琵琶湖では、富栄養化防止条例や水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例の制定をはじめとして、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策等、様々な汚濁負荷削減対策を実施してきているが、湖沼水質保全計画に定めた目標値を満足するに至っていない。また、アオコ等が発生している。これは、市街地や農地からの汚濁負荷物質(面源負荷)削減対策の遅れや内湖や湿地帯の消失による水質浄化機能の低下が原因と考えられる。(写真 3.2.4-1、図 3.2.4-2)</p>	<p>3.2.4. 水質</p> <p>淀川水系の各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化したが、水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきた。近年、国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね生活環境に関わる環境基準を達成している。(図 3.2.4-1)</p> <p>しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、それ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった。また近年、水道用水は、安全でおいしい水を供給するため、活性炭処理やオゾン処理等の高度処理が実施されていることに鑑みれば、生活環境に関わる環境基準を達成していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である。</p> <p>また、底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)等の有害化学物質による環境汚染も依然として残っているほか、油やその他の化学物質の流出事故が度々発生している。</p> <p>琵琶湖では、富栄養化防止条例や水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例の制定をはじめとして、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策等、様々な汚濁負荷削減対策を実施してきているが、環境基準値を満足するに至っていない。また、アオコ等が発生している。これは、市街地や農地からの汚濁負荷物質(面源負荷)削減対策の遅れや内湖や湿地帯の消失による水質浄化機能の低下が原因と考えられる。(写真 3.2.4-1、図 3.2.4-2)</p>	<p>P.16 下から14行目</p> <p>【変更原案】 汚濁負荷削減対策を実施してきているが、環境基準値を満足するに至っていない。</p> <p>【修正案】 汚濁負荷削減対策を実施してきた結果、北湖で全窒素、全りん的环境基準値を満足するようになってきたが、CODや南湖における全窒素、全りん的环境基準値は満足するに至っていない。</p> <p>P.16 下から10行目</p> <p>【変更原案】 水質浄化機能の低下が原因と考えられる。</p> <p>【修正案】 水質浄化機能の低下に加え、例年と異なる気象を一因とした植物プランクトンの大增殖が原因と考えられる。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.2.4. 水質</p> <p>淀川水系の各河川の水質は、昭和30年代に始まる高度経済成長期から急激に悪化したが、水質汚濁防止法の制定や下水道整備の進捗等により改善されてきた。近年、国が管理する区間では大腸菌群数を除いて概ね生活環境に関わる環境基準を達成している(図 3.2.4-1)。</p> <p>しかし、これはあくまでも高度経済成長期からの急激な悪化からの改善であり、それ以前の淀川水系各河川の水質は、現在に比べて格段にきれいであった。また近年、水道用水は、安全でおいしい水を供給するため、活性炭処理やオゾン処理等の高度処理が実施されていることに鑑みれば、生活環境に関わる環境基準を達成していることで満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である。</p> <p>また、底質も含めダイオキシン類や内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)等の有害化学物質による環境汚染も依然として残っているほか、油やその他の化学物質の流出事故が度々発生している。</p> <p>琵琶湖では、富栄養化防止条例や水質汚濁防止法に基づく上乘せ条例の制定をはじめとして、湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策等、様々な汚濁負荷削減対策を実施してきた結果、北湖で全窒素、全りん的环境基準値を満足するようになってきたが、CODや南湖における全窒素、全りん的环境基準値は満足するに至っていない。また、アオコ等が発生している。これは、市街地や農地からの汚濁負荷物質(面源負荷)削減対策の遅れや内湖や湿地帯の消失による水質浄化機能の低下に加え、例年と異なる気象を一因とした植物プランクトンの大增殖が原因と考えられる(写真 3.2.4-1、図 3.2.4-2)。</p>
32	<p>また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODは少しずつ改善されているが、CODは昭和59年を境として徐々に増加傾向にあり、このようにBODとCODの変動傾向が乖離し、CODが上昇する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物の増加が原因の一つであると考えられている。(図 3.2.4-3)</p> <p>琵琶湖北湖における底層水の溶存酸素量(年最低値)が減少傾向にある。</p> <p>琵琶湖の底質が変化し、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えているところがあるとの指摘がある。</p> <p>ダム湖では、滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られるほか、ダムからの放流水の下流環境への影響等が問題となっている。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。また、寝屋川の水質改善のため淀川本川からの導水が行われているが、淀川本川の流況が良好なとき以外は導水を停止している。</p> <p>この他、近年ではマリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボートの利用が増えたことにより、それらから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質による新たな水質問題が懸念されている。</p> <p>現在、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましい水質、安心して河川とふれあえる水質、水道水源としてより望ましい水質を評価する視点から、わかりやすい指標による水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会は行政、学識経験者等で組織されており、油やその他の有害化学物質の流出事故への対応、水質調査及び解析に関する情報交換、水質に関する啓発活動等を行っているが、流域全体の一層の取り組みが求められている。</p>	<p>また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODは少しずつ改善されているが、CODは流入負荷に連動した減少傾向を示していない。このようにBODとCODの変動傾向が乖離する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物の増加が原因の一つであると考えられている。(図 3.2.4-3)</p> <p>琵琶湖北湖における底層水の溶存酸素量(年最低値)が低下している。</p> <p>琵琶湖の底質が変化し、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えているところがあるとの指摘がある。</p> <p>ダム湖では、循環曝気設備等の水質保全対策により富栄養化の抑制が進み一定の水質改善効果が見られているが、気象条件によっては滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られ、ダムからの放流水の下流環境への影響等も懸念される。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。また、寝屋川の水質改善のため淀川本川からの導水が行われているが、淀川本川の流況が良好なとき以外は導水を停止している。</p> <p>この他、琵琶湖においては、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、それらから発生するベンゼン等による新たな水質問題が懸念されている。</p> <p>現在、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましい水質、安心して河川とふれあえる水質、水道水源としてより望ましい水質を評価する視点から、わかりやすい指標による水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会は行政、学識経験者等で組織されており、油やその他の有害化学物質の流出事故への対応、水質調査及び解析に関する情報交換、水質に関する啓発活動等を行っているが、流域全体の一層の取り組みが求められている。</p>	<p>「淀川大堰下流の汽水域でも貧酸素化現象が見られたことがある。」 →「淀川大堰下流の汽水域でも赤潮や貧酸素化現象が見られたことがある。」 理由：淀川大堰下流で赤潮が発生し貝毒が検出されている。</p> <p>P.17 上から2行目</p> <p>【変更原案】 (年最低値)が低下している。</p> <p>【修正案】 (年最低値)が低下している、さらに、気候変動の影響として懸念されていた全層循環の未完了も発生し、その影響により、琵琶湖北湖底層の広範囲で貧酸素化状況の発生が見られるようになっている。</p> <p>P.17 上から18行目</p> <p>【変更原案】 この他、琵琶湖においては、水上オートバイやプレジャーボートの利用が増えたことにより、それらから発生するベンゼン等による新たな水質問題が懸念されている。</p> <p>【修正案】 文章を削除</p> <p>この他、琵琶湖においては、水上オートバイやプレジャーボートの利用が増えたことにより、それらから発生するベンゼン等による新たな水質問題が懸念されている。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>また、近年、琵琶湖では下水道整備等の効果によりBODは少しずつ改善されているが、CODは流入負荷に連動した減少傾向を示していない。このようにBODとCODの変動傾向が乖離する現象は、水中有機物のうち生物に分解されにくい有機物の増加が原因の一つであると考えられている(図 3.2.4-3)。</p> <p>琵琶湖北湖における底層水の溶存酸素量(年最低値)が低下している。さらに、気候変動の影響として懸念されていた全層循環の未完了も発生し、その影響により、琵琶湖北湖底層の広範囲で貧酸素化状況の発生が見られるようになっている。</p> <p>琵琶湖の底質が変化し、生物の生息・生育・繁殖環境に影響を与えているところがあるとの指摘がある。</p> <p>ダム湖では、曝気循環設備等の水質保全対策により富栄養化の抑制が進み一定の水質改善効果が見られているが、気象条件によっては滞留時間の長期化や流入負荷に伴う富栄養化現象、深層部での貧酸素化現象が見られ、ダムからの放流水の下流環境への影響等も懸念される。</p> <p>淀川大堰下流の汽水域でも赤潮や貧酸素化現象が見られたことがある。また、寝屋川の水質改善のため淀川本川からの導水が行われているが、淀川本川の流況が良好なとき以外は導水を停止している。</p> <p>現在、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましい水質、安心して河川とふれあえる水質、水道水源としてより望ましい水質を評価する視点から、わかりやすい指標による水質管理が求められている。なお、水質汚濁防止連絡協議会は行政、学識経験者等で組織されており、油やその他の有害化学物質の流出事故への対応、水質調査及び解析に関する情報交換、水質に関する啓発活動等を行っているが、流域全体の一層の取り組みが求められている。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
33	<p>3.2.5. 土砂 ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いている。</p>	<p>3.2.5. 土砂 ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いている。</p>	<p>新旧対照表p99の(5)土砂対策について、総合土砂管理に関する方針を追記すべき。 また、瀬田川の直轄砂防は完了したものの、継続する対策については削除すべきではない。</p> <p>意見② 宇治川はじめ各河川で計画されるかなりの規模の河道掘削も支持しその推進を願うところですが、この河道掘削も総合的な土砂管理の観点から(淀川水系河川整備基本方針でも明示)行われることを強調していただきたい。その為には関連事項を再構成もしくはより適切な記述に改める必要があると思われます。以下、その例です。ご検討下さい。(1)木津川で直轄砂防事業を行っていることも踏まえ適切な表現を加えるべきです。例えば「土砂害防止のため土砂流出の抑制が必要な流域がある一方、ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性が阻害されダム貯水池では堆砂が進行している。また、洪水調節に伴う洪水流」など。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.2.5. 土砂 土砂災害の防止のため土砂流出の抑制が必要な流域がある一方、ダム等の河川横断工作物により土砂移動の連続性の阻害や、洪水調節に伴う洪水流量の減少、さらに護岸整備などと相まって下流河川の一部区間で河床低下や河床材料の粗粒化、流路の固定化を招いており、河川横断工作物の下流河川の環境変化などが水系全体で見られ、治水・利水・環境を踏まえた総合土砂管理の検討が必要となってきた。</p>
34	<p>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵が減少している。(図 3.2.6-1) また、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがあるなど、河川形状の変化が顕著に見られる。そのほかにも水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育・繁殖環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、ボタンウキクサ等の外来種の脅威が懸念されているなか、城北地区において、平成18年、平成19年のイタセンバラ仔稚魚調査では生息が確認されず、生息が危機的状況にある。(図 3.2.6-2、写真 3.2.6-1)  琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・成育に支障を与えているおそれがある。 淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により河川敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られる。これにより、河川特有の植生が減少し、付随して生物の生息・生育・繁殖環境が悪化している。特に猪名川では、外来種であるアレチウリの繁茂が顕著になっている。(写真 3.2.6-2) また、木津川においても、増水頻度の減少で低水路部が固定化されたことにより、河床の低下と相まって、砂州に植生の繁茂が見られ、シナダレスズメガヤの繁茂が顕著になっている。 河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生等が生物の生息・生育・繁殖環境に少なからず影響を与えている。</p>	<p>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵が減少している。(図 3.2.6-1) また、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがあるなど、河川形状の変化が顕著に見られる。そのほかにも水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育・繁殖環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、コクチバス、オオバナミズキンバイ等の外来種の脅威が懸念されているなか、イタセンバラの生息が危機的状況にあったが、その後、地域住民やNPO団体と行ってきたイタセンバラの保護に向けた活動によって、イタセンバラの稚魚の生息が確認されている。(図 3.2.6-2、写真 3.2.6-1) 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の産卵・成育に支障を与えているおそれがある。 淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により河川敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られる。これにより、河川特有の植生が減少し、付随して生物の生息・生育・繁殖環境が悪化している。特に猪名川では、外来種であるアレチウリの繁茂が顕著になっている。(写真 3.2.6-2) また、木津川においても、増水頻度の減少で低水路部が固定化されたことにより、河床の低下と相まって、砂州に植生の繁茂が見られ、シナダレスズメガヤの繁茂が顕著になっている。 河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生等が生物の生息・生育・繁殖環境に少なからず影響を与えている。</p>	<p>イタセンバラの生息が淀川で確認され、市民はイタセンバラに戻った淀川と思い、河川環境を良くするという熱意が下がっているのでは無いか。現状の課題をきちんと記載して、環境の取組を進めることを記載すべき。</p> <p>P.18 上から6行目 【変更原案】 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナ等の散乱・成育に支障を与えているおそれがある。 【修正案】 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナやホンモロコ等の散乱・成育に支障を与えているおそれがある。</p> <p>新旧対照表p54の外来種対策について、コクチバスやアメリカナマズなど近年問題が顕在化している種についても追記すべき。</p> <p>【変更原案】 …また、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ等の駆除について、住民等が実施する取り組みを支援する。 【修正案】 …また、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ等の駆除について実施するとともに、住民等が実施する取り組みを支援する。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境 琵琶湖における内湖、淀川の干潟やワンド等の湿地帯、瀬と淵が減少している(図 3.2.6-1)。 また、低水護岸整備や琵琶湖の湖岸堤・湖岸道路等の設置により水陸移行帯を分断しているところがあるなど、河川形状の変化が顕著に見られる。そのほかにも水質や底質の悪化、水位変動の減少や外来種の増加並びに水田を産卵の場としていた魚類の移動経路の遮断等様々な要因が、生物の生息・生育・繁殖環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の生息数の減少を招いている。 河川環境の変化とともに、オオクチバス、ブルーギル、コクチバス、アメリカナマズ、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ等の外来種の脅威が懸念されているなか、イタセンバラの生息が危機的状況にあったが、その後、地域住民やNPO団体と行ってきたイタセンバラの保護に向けた活動によって、イタセンバラの稚魚の生息が、現在城北ワンドで確認されているものの他の地域では確認されていない(図 3.2.6-2、写真 3.2.6-1)。 琵琶湖では、4月～7月頃の魚類の産卵期における急速な水位低下が、ニゴロブナやホンモロコ等の産卵・成育に支障を与えているおそれがある。 淀川、猪名川等の都市域を流れる河川においては冠水頻度の減少により河川敷の干陸化が進み、ヨシ等の抽水性植物が衰退するとともに、ツル性植物や樹木の繁茂が見られる。これにより、河川特有の植生が減少し、付随して生物の生息・生育・繁殖環境が悪化している。特に猪名川では、外来種であるアレチウリの繁茂が顕著になっている(写真 3.2.6-2)。また、木津川においても、増水頻度の減少で低水路部が固定化されたことにより、河床の低下と相まって、砂州に植生の繁茂が見られ、シナダレスズメガヤの繁茂が顕著になっている。 河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生等が生物の生息・生育・繁殖環境に少なからず影響を与えている。</p>
35	<p>3.2.7. 景観 河川は多様な自然景観を持ち、また都市における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・河川敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していないところがある。(写真3.2.7-1) 特に、河岸部のコンクリート護岸が連続していることは、生物の生息・生育・繁殖環境のみならず、眺望という点からも大きな課題である。また、近年では河道内の干陸化により陸性植物が繁茂し、レキ河原等河川本来の景観が損なわれている。 瀬田川では、瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」において、「河川構造物等が周辺環境に調和していない、堤防斜面に自生した木々が繁茂し対岸からの眺望に課題がある、所々水辺に植栽がみられないところがある、水面利用のための係留施設や、不法係留船、使われなくなった船舶が存在することにより景観を妨げている。」といった指摘を受けている。(写真 3.2.7-2) 河川区域内の不法工作物や不法投棄されたゴミ等が河川景観を損ねている。 また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が露出し景観を損ねているところもある。(写真 3.2.7-3)</p>	<p>3.2.7. 景観 河川は多様な自然景観を持ち、また都市における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・河川敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していないところがある。(写真3.2.7-1) 特に、河岸部のコンクリート護岸が連続していることは、生物の生息・生育・繁殖環境のみならず、眺望という点からも大きな課題である。また、近年では河道内の干陸化により陸性植物が繁茂し、レキ河原等河川本来の景観が損なわれている。 瀬田川では、瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」において、「河川構造物等が周辺環境に調和していない、堤防斜面に自生した木々が繁茂し対岸からの眺望に課題がある、所々水辺に植栽がみられないところがある、水面利用のための係留施設や、不法係留船、使われなくなった船舶が存在することにより景観を妨げている。」といった指摘を受けている。(写真 3.2.7-2) 河川区域内の不法工作物や不法投棄されたゴミ等が河川景観を損ねている。 また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が露出し景観を損ねているところもある。(写真 3.2.7-3)</p>			<p>3.2.7. 景観 河川は多様な自然景観を持ち、また都市における貴重な親水空間でもあるが、場所によって、コンクリート護岸・橋梁・河川敷利用施設等の人工構造物が、周辺の景観と調和していないところがある(写真3.2.7-1)。特に、河岸部のコンクリート護岸が連続していることは、生物の生息・生育・繁殖環境のみならず、眺望という点からも大きな課題である。また、近年では河道内の干陸化により陸性植物が繁茂し、レキ河原等河川本来の景観が損なわれている。 瀬田川では、瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」において、「河川構造物等が周辺環境に調和していない、堤防斜面に自生した木々が繁茂し対岸からの眺望に課題がある、所々水辺に植栽がみられないところがある、水面利用のための係留施設や、不法係留船、使われなくなった船舶が存在することにより景観を妨げている。」といった指摘を受けている(写真 3.2.7-2)。 河川区域内の不法工作物や不法投棄されたゴミ等が河川景観を損ねている。 また、ダム貯水位の変化によりダム貯水池の斜面において裸地が露出し景観を損ねているところもある(写真 3.2.7-3)。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
36	<p>3.3. 治水・防災 3.3.1. 洪水</p> <p>淀川は、宇治川・瀬田川、木津川、桂川の三川が合流しており、それぞれの河川においては、琵琶湖からの流出部をはじめ、岩倉峡、保津峡と呼ばれる狭窄部が存在する。また、猪名川においても銀橋周辺が狭窄部となっている。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、その一方で、狭窄部上流の地域にとつては、狭窄部があることによって洪水が流れにくく、たびたび洪水氾濫が発生している。</p> <p>特に、琵琶湖においては、江戸時代より、瀬田川を掘り下げることが下流の洪水を助長するとして、下流域からの反対運動が行われる一方で、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するため、地域住民がシジミ取りと称して瀬田川の川浚いを行ったという話が伝わっているなど、狭窄部を開削することは、上下流にとって、大きく利害が対立する事柄である。明治時代以降の改修によって、瀬田川を掘り下げ、琵琶湖からの流出量を大きくするとともに、瀬田川洗堰を建設し、下流の洪水時には琵琶湖からの流出量を調節することにより、下流域の洪水リスクを低減するとともに、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減してきた。しかし、平成4年に操作規則が策定された現在でも、この瀬田川洗堰の操作をめぐるは、上下流の相反する利害による根源的な課題が今なお内在している。</p> <p>そもそも、淀川水系の治水計画では、木津川、桂川等の流量が先に増大し、続いて淀川本川のピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという淀川水系の特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行うこととしている。その後、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために瀬田川洗堰を全開して琵琶湖からの後期放流を行うこととしている。（図3.3.1-1）</p>	<p>3.3. 治水・防災 3.3.1. 洪水</p> <p>淀川は、宇治川・瀬田川、木津川、桂川の三川が合流しており、それぞれの河川においては、琵琶湖からの流出部をはじめ、岩倉峡、保津峡と呼ばれる狭窄部が存在する。また、猪名川においても銀橋周辺が狭窄部となっている。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、その一方で、狭窄部上流の地域にとつては、狭窄部があることによって洪水が流れにくく、たびたび洪水氾濫が発生している。</p> <p>特に、琵琶湖においては、江戸時代より、瀬田川を掘り下げることが下流の洪水を助長するとして、下流域からの反対運動が行われる一方で、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するため、地域住民がシジミ取りと称して瀬田川の川浚いを行ったという話が伝わっているなど、狭窄部を開削することは、上下流にとって、大きく利害が対立する事柄である。明治時代以降の改修によって、瀬田川を掘り下げ、琵琶湖からの流出量を大きくするとともに、瀬田川洗堰を建設し、下流の洪水時には琵琶湖からの流出量を調節することにより、下流域の洪水リスクを低減するとともに、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減してきた。しかし、平成4年に操作規則が策定された現在でも、この瀬田川洗堰の操作をめぐるは、上下流の相反する利害による根源的な課題が今なお内在している。</p> <p>そもそも、淀川水系の治水計画では、木津川、桂川等の流量が先に増大し、続いて淀川本川のピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという淀川水系の特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行うこととしている。その後、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために瀬田川洗堰を全開して琵琶湖からの後期放流を行うこととしている。（図3.3.1-1）</p> <p>平成25年台風18号では、41年ぶりに瀬田川洗堰では全閉操作を実施し、その4年後の平成29年台風21号でも全閉操作を実施しており、近年の洪水において全閉操作を二度実施している。（写真3.3.1-1）</p>			<p>3.3. 治水・防災 3.3.1. 洪水</p> <p>淀川は、宇治川・瀬田川、木津川、桂川の三川が合流しており、それぞれの河川においては、琵琶湖からの流出部をはじめ、岩倉峡、保津峡と呼ばれる狭窄部が存在する。また、猪名川においても銀橋周辺が狭窄部となっている。治水の面から考えれば、狭窄部は、上流から流れてくる洪水を一旦受け止め、狭窄部に入るところで流量が絞られるということになり、下流域にとっては安全弁のような役割を果たしていると考えられる。しかし、その一方で、狭窄部上流の地域にとつては、狭窄部があることによって洪水が流れにくく、たびたび洪水氾濫が発生している。</p> <p>特に、琵琶湖においては、江戸時代より、瀬田川を掘り下げることが下流の洪水を助長するとして、下流域からの反対運動が行われる一方で、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減するため、地域住民がシジミ取りと称して瀬田川の川浚いを行ったという話が伝わっているなど、狭窄部を開削することは、上下流にとって、大きく利害が対立する事柄である。明治時代以降の改修によって、瀬田川を掘り下げ、琵琶湖からの流出量を大きくするとともに、瀬田川洗堰を建設し、下流の洪水時には琵琶湖からの流出量を調節することにより、下流域の洪水リスクを低減するとともに、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減してきた。しかし、平成4年に操作規則が策定された現在でも、この瀬田川洗堰の操作をめぐるは、上下流の相反する利害による根源的な課題が今なお内在している。</p> <p>そもそも、淀川水系の治水計画では、木津川、桂川等の流量が先に増大し、続いて淀川本川のピークを迎え、その後ある時間差をもって琵琶湖水位がピークを迎えるという淀川水系の特性を活かし、下流部が危険な時は、下流の洪水防御のために、瀬田川洗堰は放流制限もしくは全閉操作を行うこととしている。その後、下流部の洪水がピークを過ぎた後、上昇した琵琶湖水位を速やかに低下させるために瀬田川洗堰を全開して琵琶湖からの後期放流を行うこととしている（図3.3.1-1）。</p> <p>平成25年台風18号では、41年ぶりに瀬田川洗堰では全閉操作を実施し、その4年後の平成29年台風21号でも全閉操作を実施しており、近年の洪水において全閉操作を二度実施している（写真 3.3.1-1）。</p>



番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
37	<p>しかし、下流の洪水防御のために瀬田川洗堰の放流制限もしくは全閉操作を行うことは、少なからず琵琶湖水位に影響することから、これまで全閉操作を行おうとした時には、滋賀県から強い抗議が行われており、操作規則が策定されて以降の平成18年7月洪水時にも、滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p> <p>このような中、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針においては、「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」ということが明記されている。</p> <p>なお、平成4年に策定された瀬田川洗堰の操作規則に全閉操作を記載することとした際、放流制限又は全閉操作によって上昇した琵琶湖水位を下げるために必要な後期放流時の流量を増大させるための施設整備を速やかに実施するよう求められている。しかしながら現時点においても、その整備は途上であり、早急な対応が必要である。</p>	<p>下流の洪水防御のために瀬田川洗堰の放流制限もしくは全閉操作を行うことは、少なからず琵琶湖水位に影響することから、これまで全閉操作を行おうとした時には、滋賀県から強い抗議が行われており、操作規則が策定されて以降の平成18年7月洪水時、平成29年10月洪水時及び平成30年7月洪水時にも、滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p> <p>このような中、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針においては、「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」ということが明記されている。</p> <p>なお、平成4年に策定された瀬田川洗堰の操作規則に全閉操作を記載することとした際、放流制限又は全閉操作によって上昇した琵琶湖水位を下げるために必要な後期放流時の流量を増大させるための施設整備を速やかに実施するよう求められている。しかしながら現時点においても、その整備は途上であり、早急な対応が必要である。</p>	<p>【変更原案】 …操作規則が策定されて以降の平成18年7月洪水時、平成29年10月洪水時及び平成30年7月洪水時にも、滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p> <p>【修正案】 …操作規則が策定されて以降の平成18年7月洪水時、平成29年10月洪水時及び平成30年7月洪水時にも、もたびたび滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p>	案に反映	<p>下流の洪水防御のために瀬田川洗堰の放流制限もしくは全閉操作を行うことは、少なからず琵琶湖水位に影響することから、これまで全閉操作を行おうとした時には、滋賀県から強い抗議が行われており、操作規則が策定されて以降もたびたび滋賀県からは全閉操作を極力回避するよう緊急要請が行われている。</p> <p>このような中、平成19年8月に策定された淀川水系河川整備基本方針においては、「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」ということが明記されている。</p> <p>なお、平成4年に策定された瀬田川洗堰の操作規則に全閉操作を記載することとした際、放流制限又は全閉操作によって上昇した琵琶湖水位を下げるために必要な後期放流時の流量を増大させるための施設整備を速やかに実施するよう求められている。しかしながら現時点においても、その整備は途上であり、早急な対応が必要である。</p>
38	<p>他の狭窄部である木津川の岩倉峡上流の上野地区、桂川の保津峡上流の亀岡地区、猪名川の銀橋周辺上流の多田地区についても、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下することとなる。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川・瀬田川、木津川、桂川、猪名川に共通する課題である。（写真 3.3.1-1～4）</p>	<p>他の狭窄部である木津川の岩倉峡上流の上野地区、桂川の保津峡上流の亀岡地区、猪名川の銀橋周辺上流の多田地区についても、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下することとなる。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川・瀬田川、木津川、桂川、猪名川に共通する課題である。（写真 3.3.1-2～5）</p>			<p>他の狭窄部である木津川の岩倉峡上流の上野地区、桂川の保津峡上流の亀岡地区、猪名川の銀橋周辺上流の多田地区についても、洪水による浸水常襲地帯となっている。しかし、狭窄部は下流への洪水の急激な流出を抑制しており、開削の方法によっては、下流の治水安全度が大きく低下することとなる。これらの問題をいかに解決し、上下流の治水安全度を向上させるかが、宇治川・瀬田川、木津川、桂川、猪名川に共通する課題である（写真 3.3.1-2～5）。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
39	<p>一方、淀川水系では、狭窄部以外にも、洪水が流れにくい区間がある。</p> <p>特に、桂川下流部においては、平成16年10月台風23号洪水により嵐山地区の一部区間において氾濫が生じ、また、久我井堰下流約6kmにわたって計画高水位を超過した。現在、下流の大江津地区の引堤事業を行っているが、上流の水位を下げるためには、さらに、相当量の河道掘削が必要となる。また、嵐山地区は、小規模ではあるが、これまでもしばしば洪水の氾濫が発生しており河道改修の必要があるものの、多くの観光客に親しまれ、きわめてすぐれた景観を有していることから、具体的な計画の立案には至っていない。</p> <p>その他にも、戦後最大の洪水が発生した場合、危険な状態となる箇所が水系全体に存在している。それらの地域の治水安全度を上げることが喫緊の課題であるが、狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量を増加させることから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下を招かないよう全ての整備段階において、上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。</p> <p>このため、下流部の淀川本川においては、流下能力を段階的に向上させていくことが必要となるが、大都市域の中心を流下しているという特性から、川沿いに多数の人家が連坦しており、流下能力の向上を図るために引堤事業を行うことは、現実的には不可能である。また、河道掘削や流下阻害となる複数の橋梁の架替については、多額の費用を要するとともに多大な時間を要する。</p>	<p>一方、淀川水系では、狭窄部以外にも、洪水が流れにくい区間がある。</p> <p>特に、桂川では平成25年台風18号により久我地区などで堤防から越水する被害が発生した。（写真3.3.1-6）</p> <p>現在、河道掘削や下流の大江津地区の引堤事業を行っているが、平成25年台風18号の被害を踏まえ上流の水位を下げるためには、さらに、相当量の河道掘削が必要となる。また、嵐山地区は、近年浸水被害が頻繁に発生しており、これまで6号井堰の撤去や河道掘削を行い、可動式止水壁を設置したものの、引き続き河道改修が必要な状況にある。（写真3.3.1-7）</p> <p>同様に、岩倉峡下流の木津川や名張川、宇陀川では、近年浸水被害が発生しており、河道改修が必要な状況にある。</p> <p>また、岩倉峡上流の上野地区では、平成27年から上野遊水地の暫定運用を開始しているが、目標洪水に対して上流の治水安全度が確保できておらず、未だ河道掘削等が必要な状態である。（写真3.3.1-8）</p> <p>あわせて、近年はダムが異常洪水時防災操作に至るような豪雨が全国的に頻発し、淀川水系でも天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施している。このため、河川改修を進め、ダムがより大きな洪水に最大限の洪水調節能力を発揮できるようにすることで、安全度の向上を図っていく必要がある。</p> <p>さらに、宇治川、木津川、桂川の三川合流点では、三川合流点の水位の上昇に伴って、それぞれの河川が他の河川の背水（バックウォーター）の影響を受ける特性がある。（写真3.3.1-9）</p> <p>比較的勾配の小さく排水の影響を受けやすい宇治川では、平成25年台風18号において、全川にわたり計画高水位を超過し、堤防漏水が多発した。</p> <p>このように、三河川は相互に影響を及ぼしあうことから、三川合流点の水位を低下させることが三川合流点より下流側の淀川のみならず、その上流側の三河川の治水安全度向上を図る上で重要である。</p> <p>その他にも、戦後最大の洪水が発生した場合、危険な状態となる箇所が水系全体に存在している。近年はダムが異常洪水時防災操作に至るような豪雨が全国的に頻発し、淀川水系でも天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施しているため、ダムがより効果的な洪水調整を行うためにもダム下流区間の改修を進めて行く必要がある。それらの地域の治水安全度を上げることが喫緊の課題であるが、狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量を増加させることから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下を招かないよう全ての整備段階において、上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。</p> <p>このため、下流部の淀川本川においては、流下能力を段階的に向上させていくことが必要となるが、大都市域の中心を流下しているという特性から、川沿いに多数の人家が連坦しており、流下能力の向上を図るために引堤事業を行うことは、現実的には不可能である。また、河道掘削や流下阻害となる複数の橋梁の架替については、多額の費用を要するとともに多大な時間を要する。</p>	<p>日吉ダム、一庫ダムをはじめ淀川水系には下流河川が改修途上ということで、工事中の暫定操作規則により小さな流量から洪水調節を行っているダムが多くある。これは小さな洪水に効果があっても大きな洪水に対する調整機能を損なうため、河川改修を進め、（修文意見）</p> <p>（理由）提案された文章だと日吉、一庫だけをイメージします。2ダム以外にも暫定操作規則で運用しているダムがあります。</p> <p>排水→背水</p> <p>出水後公表された「平成25年9月台風18号洪水の概要」では「宇治川では、向島地点において計画高水位を超過する洪水となり、」と記載されています。変更原案の「全川にわたり計画高水位を超過し、」は洪水痕跡調査の結果でしょうか。</p> <p>比較的勾配の小さく排水の一勾配（または河床勾配）が小さく（1/△△△）排水の影響</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>一方、淀川水系では、狭窄部以外にも、洪水が流れにくい区間がある。</p> <p>特に、桂川では平成25年台風18号により久我地区などで堤防から越水する被害が発生した（写真 3.3.1-6）。</p> <p>現在、河道掘削や下流の大江津地区の引堤事業を行っているが、平成25年台風18号の被害を踏まえ上流の水位を下げるためには、さらに、相当量の河道掘削が必要となる。また、嵐山地区は、近年浸水被害が頻繁に発生しており、これまで6号井堰の撤去や河道掘削を行い、可動式止水壁を設置したものの、引き続き河道改修が必要な状況にある（写真 3.3.1-7）。</p> <p>同様に、岩倉峡下流の木津川や名張川、宇陀川では、近年浸水被害が発生しており、河道改修が必要な状況にある。</p> <p>また、岩倉峡上流の上野地区では、平成27年から上野遊水地の暫定運用を開始しているが、目標洪水に対して上流の治水安全度が確保できておらず、未だ河道掘削等が必要な状態である（写真3.3.1-8）。</p> <p>あわせて、近年はダムが異常洪水時防災操作に至るような豪雨が全国的に頻発し、淀川水系でも天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施している。木津川のダム群においてもダム下流河川の状況により洪水調節開始流量を制限せざるを得ないダムがあるため、河川改修を進め、ダムがより大きな洪水に最大限の洪水調節能力を発揮できるようにすることで、安全度の向上を図っていく必要がある。</p> <p>さらに、宇治川、木津川、桂川の三川合流点では、三川合流点の水位の上昇に伴って、それぞれの河川が他の河川の背水（バックウォーター）の影響を受ける特性がある（写真3.3.1-9）。</p> <p>比較的河床勾配が小さく背水の影響を受けやすい宇治川では、平成25年台風18号において、<b>広範囲</b>にわたり計画高水位を超過し、堤防漏水が多発した。</p> <p>このように、三河川は相互に影響を及ぼしあうことから、三川合流点の水位を低下させることが三川合流点より下流側の淀川のみならず、その上流側の三河川の治水安全度向上を図る上で重要である。</p> <p>その他にも、戦後最大の洪水が発生した場合、危険な状態となる箇所が水系全体に存在している。近年はダムが異常洪水時防災操作に至るような豪雨が全国的に頻発し、淀川水系でも天ヶ瀬ダム、日吉ダム、一庫ダムにおいて異常洪水時防災操作を実施しているため、ダムがより効果的な洪水調整を行うためにもダム下流区間の改修を進めて行く必要がある。それらの地域の治水安全度を上げることが喫緊の課題であるが、狭窄部上流域や中流域での河川改修は下流への流量を増加させることから、これにより下流への流量増が下流の治水安全度の低下を招かないよう全ての整備段階において、上下流や本支川間のバランスを確保することが必要である。</p> <p>このため、下流部の淀川本川においては、流下能力を段階的に向上させていくことが必要となるが、大都市域の中心を流下しているという特性から、川沿いに多数の人家が連坦しており、流下能力の向上を図るために引堤事業を行うことは、現実的には不可能である。また、河道掘削や流下阻害となる複数の橋梁の架替については、多額の費用を要するとともに多大な時間を要する。</p>
40	<p>一方、琵琶湖流入河川には天井川が多く、堤防が決壊した場合の被害は甚大なものとなる。そのうち、野洲川や草津川においては、これを解消することを目的に放水路の整備を進め、通水している。しかし、姉川・高時川などは現在もなお天井川のままである。琵琶湖流域の中でも、湖南地域は、交通網が整備され利便性が良いことから人口増加が著しく都市化が進み資産が集積しており、浸水による被害ポテンシャルが高まっている。また、相模川や堂の川などの大津市南部を流下する8河川の流域は、都市化が進み資産が集積している一方で、河川の流下能力が小さく、近年も浸水被害が発生している。（写真 3.3.1-5～8、図 3.3.1-2）</p>	<p>一方、琵琶湖流入河川には天井川が多く、堤防が決壊した場合の被害は甚大なものとなる。そのうち、野洲川や草津川においては、これを解消することを目的に放水路の整備を進め、通水している。しかし、姉川・高時川などは現在もなお天井川のままである。琵琶湖流域の中でも、湖南地域は、交通網が整備され利便性が良いこと等から人口増加が著しく都市化が進み資産が集積しており、浸水による被害ポテンシャルが高まっている。また、相模川や堂の川などの大津市南部を流下する8河川の流域は、都市化が進み資産が集積している一方で、河川の流下能力が小さく、近年も浸水被害が発生している。（写真 3.3.1-10～12、図 3.3.1-2）</p>	<p>大津放水路の実績を記載</p> <p>（写真3.3.1-12） 大津放水路流域の被害写真について、近年の大規模な浸水被害である篠津川（平成元年9月 床上浸水165戸、床下浸水180戸）に変更していただきたい。</p> <p>「図3.3.1-2 湖南地域の人口推移」について、最新情報に更新</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映（写真の変更）</p> <p>案に反映（図の更新）</p>	<p>一方、琵琶湖流入河川には天井川が多く、堤防が決壊した場合の被害は甚大なものとなる。そのうち、野洲川や草津川においては、これを解消することを目的に放水路の整備を進め、通水している。しかし、姉川・高時川などは現在もなお天井川のままである。琵琶湖流域の中でも、湖南地域は、交通網が整備され利便性が良いこと等から人口増加が著しく都市化が進み資産が集積しており、浸水による被害ポテンシャルが高まっている。また、相模川や堂の川などの大津市南部を流下する8河川の流域の<b>一部では大津放水路が完成しているが</b>、都市化が進み資産が集積している一方で、河川の流下能力が小さく、近年も浸水被害が発生している（写真 3.3.1-10～12、図 3.3.1-2）。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
41	<p>木津川下流部では、高い堤防によって地域が守られているが、その一方で堤防が高いゆえに洪水時に堤防より居住地側からの自然排水が困難となり、内水による浸水被害が生じやすい地区がある。</p> <p>淀川水系に築かれてきた堤防は、淀川本川の下流部などでは10mの高さにも達しており、その間近にまで多くの建物が建てられている。また、氾濫域には人口・資産が集中している。堤防の決壊による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、ライフラインが途絶する等、大きなダメージを受けることとなる。</p> <p>また、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分に なされているとは限らない土砂を用いて逐次築造されてきた歴史の産物である。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも難しいことから、盛土構造である堤防の安全性は被災経験などに基づいて確認されているにすぎない。このため、現在の堤防の安全性にかかる信頼度をさらに高めていくことが求められている。（写真 3.3.1-9、図 3.3.1-3）</p> <p>このため、<b>工学的手法を活用した照査により堤防の安全性について評価を行った結果</b>、強化を必要とする区間が多く存在することが判明しており、その対策が喫緊の課題となっている。</p>	<p>木津川下流部や宇治川では、高い堤防によって地域が守られているが、その一方で堤防が高いゆえに洪水時に堤防より居住地側からの自然排水が困難となり、内水による浸水被害が生じやすい地区がある。</p> <p>淀川水系に築かれてきた堤防は、淀川本川の下流部などでは10mの高さにも達しており、その間近にまで多くの建物が建てられている。また、氾濫域には人口・資産が集中している。堤防の決壊による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、ライフラインが途絶する等、大きなダメージを受けることとなる。</p> <p>これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分に なされているとは限らない土砂を用いて逐次築造されてきた歴史の産物である。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも難しいことから、盛土構造である堤防の安全性は被災経験などに基づいて確認されているにすぎない。このため、現在の堤防の安全性にかかる信頼度をさらに高めていくことが求められており、<b>これまで順次堤防強化工事を実施している。一方で、堤防強化の未対策箇所等において、平成25年台風18号洪水や平成29年台風21号洪水時に漏水が発生している。</b>（写真 3.3.1-13、14、図 3.3.1-3）</p> <p>このため、<b>引き続き</b>堤防強化を必要とする区間が多く存在することが判明しており、その対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、これまでに水害リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策（危機管理型ハード対策）を行ってきた。</p> <p>淀川水系では近年でも平成25年台風18号洪水等により<b>甚大な被害</b>が生じている。今後、気候変動による洪水の激甚化・頻発化が予想されており、施設能力を超える洪水による被害の軽減を図る必要がある。</p>	<p>「…越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策（危機管理型ハード対策）を行ってきた。」とあるが、試行であれば試行と分かるよう記載されたい。</p>	<p>堤防強化の一環として実施してきました</p>	<p>木津川下流部や宇治川では、高い堤防によって地域が守られているが、その一方で堤防が高いゆえに洪水時に堤防より居住地側からの自然排水が困難となり、内水による浸水被害が生じやすい地区がある。</p> <p>淀川水系に築かれてきた堤防は、淀川本川の下流部などでは10mの高さにも達しており、その間近にまで多くの建物が建てられている。また、氾濫域には人口・資産が集中している。堤防の決壊による被害ポテンシャルは現在においても増大し続けており、ひとたび堤防が決壊すれば、人命が失われ、建物等が破壊され、ライフラインが途絶する等、大きなダメージを受けることとなる。</p> <p>これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分に なされているとは限らない土砂を用いて逐次築造されてきた歴史の産物である。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも難しいことから、盛土構造である堤防の安全性は被災経験などに基づいて確認されているにすぎない。このため、現在の堤防の安全性にかかる信頼度をさらに高めていくことが求められており、<b>これまで順次堤防強化工事を実施している。一方で、堤防強化の未対策箇所等において、平成25年台風18号洪水や平成29年台風21号洪水時に漏水が発生している</b>（写真 3.3.1-13、14、図 3.3.1-3）。</p> <p>このため、<b>引き続き</b>堤防強化を必要とする区間が多く存在することが判明しており、その対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、これまでに水害リスクが高いにも関わらず、当面の間、上下流バランス等の観点から堤防整備に至らない区間などについて、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策（危機管理型ハード対策）を行ってきた。</p> <p>淀川水系では近年でも、平成25年台風18号洪水等の豪雨が相次いで発生しており、河川管理施設の操作やこれまでの河川改修の効果により、人命に関わるような激甚な水害の発生には至らなかったものの、随所で水害や危機的状況が生じている。今後、気候変動による洪水の激甚化・頻発化が予想されており、施設能力を超える洪水による被害の軽減を図る必要がある。</p>
42	<p>ダム建設に際しては家屋や田畑等の水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされた住民をはじめとして、ダムが建設された地域へ大きな社会的影響を与えた。</p>	<p>ダム建設に際しては家屋や田畑等の水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされた住民をはじめとして、ダムが建設された地域へ大きな社会的影響を与えた。</p>	<p>「平成25年台風18号洪水等により甚大な被害が生じている。」平成25年台風18号洪水は、ダム群の操作により甚大な被害が避けられたのではないかと。</p>	<p>案に反映</p>	<p>ダム建設に際しては家屋や田畑等の水没を伴わざるを得ず、移転を余儀なくされた住民をはじめとして、ダムが建設された地域へ大きな社会的影響を与えた。</p>
43	<p>流域平均2日雨量約500mmの降雨が発生した場合は、京都、大阪府域で国が管理する区間の堤防が決壊することによって被害が及ぶ可能性がある区域の面積は、約32,000ha、人口は約1,821,000人にのぼると想定される。（図 3.3.1-4）</p>	<p>枚方地点上流域の24時間総雨量360mmの降雨が発生した場合、京都、大阪府域で国が管理する区間の堤防が決壊することによって被害が及ぶ可能性がある区域の面積は、約26,000ha、人口は約1,419,000人にのぼると想定される。（図 3.3.1-4）</p>	<p>図3.3.1-4を大きくしてください。図中の字が読めません。</p> <p>○挿入部分：唐突感があります。p.29の3.3.2の前に移して、目次を立ててはどうか？</p>	<p>案に反映（図の修正）</p> <p>構成を変更します。ただし、本対照表は、変更原案の構成に基づき記載します。</p>	<p>枚方地点上流域の24時間総雨量360mmの降雨が発生した場合は、京都、大阪府域で国が管理する区間の堤防が決壊することによって被害が及ぶ可能性がある区域の面積は、約26,000ha、人口は約1,419,000人にのぼると想定される（図 3.3.1-7）。</p>
44	<p>琵琶湖周辺に甚大な被害をもたらした明治29年9月洪水と同規模の降雨があった場合には、琵琶湖の水位が+2.5mまで上昇し、計画高水位（琵琶湖水位+1.4m）を大きく上回るとともに、平常時最高貯水位（琵琶湖水位+0.3m）を超過する期間は約1ヶ月にも及び、最大約18,000haが浸水すると想定される。（写真 3.3.1-10、図 3.3.1-5）</p>	<p>琵琶湖流域に120日間で555mmの降雨があった場合には、琵琶湖の水位はB.S.L.+2.6mまで上昇し、計画高水位（B.S.L.+1.4）を大きく上回るとともに、平常時最高貯水位（B.S.L.+0.3m）を超過する期間は約1ヶ月にも及び、最大約16,300haが浸水すると想定されている。（図 3.3.1-5）</p>	<p>「琵琶湖流域に120日間で555mmの降雨があった場合、」とあるが、年間に換算すると約1700mmとなり、通常生じうる降雨と考えられるが、間違いではないのか？</p> <p>120日間で555mm？</p> <p>【変更原案】 琵琶湖流域に120日間で555mmの雨が降った場合には、琵琶湖の水位はB.S.L.+2.6mまで上昇し…</p> <p>【修正案】 琵琶湖流域に120時間で555mmの雨が降った場合には、琵琶湖の水位はB.S.L.+2.6mまで上昇し…</p> <p>【変更原案】 …最大約16,300haが浸水すると想定されている。</p> <p>【修正案】 …最大約16,300haが浸水すると想定されている。</p> <p>○挿入部分：唐突感があります。p.29の3.3.2の前に移して、目次を立ててはどうか？</p>	<p>修正し案に反映</p> <p>修正し案に反映</p> <p>修正し案に反映</p> <p>構成を変更します。ただし、本対照表は、変更原案の構成に基づき記載します。</p>	<p>琵琶湖流域に120時間総雨量で555mmの降雨があった場合には、琵琶湖の水位はB.S.L.+2.6mまで上昇し、計画高水位（B.S.L.+1.4）を大きく上回るとともに、平常時最高貯水位（B.S.L.+0.3m）を超過する期間は約1ヶ月にも及び、最大約16,300haが浸水すると想定される（図 3.3.1-8）。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
45	<p>また、昨今の気象状況においては、毎年各地で大雨が発生し、いわゆる「異常気象」という言葉を耳にすることが多くなっている。この30年間の推移を見るだけでも、例えば、1時間に50mmや100mm以上の降雨を観測した回数、大きく増加している。(図 3.3.1-6)</p> <p>このような状況の中、堤防等の河川管理施設の整備による対応だけでなく、情報基盤の整備、伝達体制の強化等<b>ソフト対策の充実</b>に努め、情報伝達システムの整備向上を図っているものの、住民、自治体、地下街やライフラインの管理者に対する映像情報等の的確な情報提供が十分でない。(写真 3.3.1-11)</p> <p>また、淀川水系では、<b>65河川</b>(府県管理区間を含む。)において浸水想定区域図を公表しており(関係市町村数63)、これを基に洪水ハザードマップを公表しているのは、<b>平成21年3月末現在では46市12町1村</b>となっている。(図 3.3.1-7)</p>	<p>また、昨今の気象状況においては、毎年各地で大雨が発生し、<b>40年間の推移で見ても短時間の強雨は増加傾向となっていることから、治水対策を上回る速度で気候変動の影響が顕在化している可能性がある</b>。(図 3.3.1-6)</p> <p>このような状況の中、堤防等の河川管理施設の整備による対応だけでなく、情報基盤の整備、伝達体制の強化等ソフト対策の充実<sup>に努め、情報伝達システムの整備向上を図っているものの、住民、自治体、地下街やライフラインの管理者に対する映像情報等の的確な情報提供が十分でない。</sup>(<b>図 3.3.1-7</b>)</p> <p>また、淀川水系では、<b>79河川のうち76河川において、想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定しており(府県管理区間を含む)、これまでに、計画規模の洪水浸水想定区域を基にすべての関係市町村において洪水ハザードマップが作成されているが、想定最大規模の洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを公表しているのは、令和2年7月末現在では30市7町1村となっている。</b>(図 3.3.1-8)</p>	<p>「30市7町1村」と図3.3.1-8の数字が合わない。</p> <p>凡例と図の色が合わない。また、数字も合わない。</p> <p>図3.3.1-8の凡例が間違っています。黄色は緑色でしょうか。</p> <p>「図3.3.1-8 淀川水系洪水ハザードマップ公表情報」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・凡例に「緑着色」の説明がない。</li> <li>・凡例の「黄着色」3町⇒0町</li> <li>・凡例の「白着色」2市3町2村⇒2町1村</li> </ul> <p>令和2年度7月末現在では、洪水ハザードマップ未作成の市町村として甲良町が上がっているが令和3年3月に作成済となるため可能であれば「作成済」としてもらいたい</p> <p>○挿入部分：唐突感があります。p.29の3.3.2の前に移して、目次を立ててはどうか？</p>	<p>修正し案に反映(図の修正)</p> <p>修正し案に反映(図の修正)</p> <p>修正し案に反映(図の修正)</p> <p>修正し案に反映(図の修正)</p> <p>修正し案に反映(図の修正)</p> <p>構成を変更します。ただし、本対照表は、変更原案の構成に基づき記載します。</p>	<p>また、昨今の気象状況においては、毎年各地で大雨が発生し、<b>約40年間の推移で見ても短時間の強雨は増加傾向となっていることから、治水対策を上回る速度で気候変動の影響が顕在化している可能性がある</b>(図 3.3.1-4)。</p> <p>このような状況の中、堤防等の河川管理施設の整備による対応だけでなく、情報基盤の整備、伝達体制の強化等ソフト対策の充実<sup>に努め、情報伝達システムの整備向上を図っているものの、住民、自治体、地下街やライフラインの管理者に対する映像情報等の的確な情報提供が十分でない</sup>(<b>図 3.3.1-5</b>)。</p> <p>また、淀川水系では、<b>79河川のうち76河川において、想定最大規模の洪水浸水想定区域を指定しており(府県管理区間を含む)、これまでに、計画規模の洪水浸水想定区域を基にすべての関係市町村において洪水ハザードマップが作成されているが、想定最大規模の洪水浸水想定区域を基に洪水ハザードマップを公表しているのは、令和3年3月末現在では40市14町1村となっている</b>(図 3.3.1-6)。</p>
46	<p>近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>近年、<b>浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから</b>も住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難勧告が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>	<p>「近年、浸水頻度が減少したことや、大災害の経験者が減少していることから」</p> <p>→例えば「近年、全国的に豪雨災害が頻発しているが、淀川水系では大災害の経験者が減少していることもあり」</p> <p>理由：P9に記載のように、最近10年では「淀川水系では、平成24年京都府南部豪雨、平成25年台風18号、平成29年台風21号、平成30年7月豪雨などに伴う浸水被害が発生して」おり、全国的にも内水被害も含め浸水頻度が減少したとは言えない。</p> <p>「避難勧告・指示を・・・」→「避難指示を・・・」</p> <p>理由：避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化される。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>近年、<b>全国的に豪雨災害が頻発しているが、淀川水系では大災害の経験者が減少していることもあり</b>、住民の防災に対する意識は薄れており、洪水に対する危険性も十分に認識されているとはいえない。実際に洪水時に避難指示が出された場合でもすぐに避難行動に結びついていない事例やダム放流警報が発令された際に退避をしない人が多く見られるなど、利用者における河川の危険性の認識が十分でない。また、洪水時における円滑で効果的な水防活動や災害時の緊急復旧活動等を実施・支援する防災拠点・搬入路等の整備も十分でない。</p>
47	<p>一方、淀川水系の上流域では、過去に著しく森林の荒廃がすすみ、大規模な山腹崩壊が発生し、洪水時に土砂が下流へ大量に流れ込むことにより、多くの人命財産に被害をもたらしてきた。山腹工による裸地緑化が進んだ近年においても、台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。(写真 3.3.1-12)</p>	<p>一方、淀川水系の上流域では、過去に著しく森林の荒廃がすすみ、大規模な山腹崩壊が発生し、洪水時に土砂が下流へ大量に流れ込むことにより、多くの人命財産に被害をもたらしてきた。山腹工による裸地緑化が進んだ近年においても、台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。(写真 3.3.1-16)</p>	<p>「台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。」</p> <p>→例えば「台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している。なお、瀬田川流域砂防は平成25年度で完了し滋賀県に移管したが、平成25年、平成29年の大雨でも土砂災害は発生していない。」</p> <p>理由：事業が完了した瀬田川砂防では、その後土砂災害が発生していないと、平成31年事業評価監視委員会【事後評価】で公表されている。</p> <p>写真3.3.1-16「三上山の荒廃状況」 この写真は三上山ではなく、「田上山」ではないか。確認してほしい。</p>	<p>案に反映</p> <p>木津川流域の三上山であることを確認</p>	<p>一方、淀川水系の上流域では、過去に著しく森林の荒廃がすすみ、大規模な山腹崩壊が発生し、洪水時に土砂が下流へ大量に流れ込むことにより、多くの人命財産に被害をもたらしてきた。山腹工による裸地緑化が進んだ近年においても、台風などの豪雨により山腹崩壊や土石流が発生している(写真 3.3.1-15)。</p> <p>なお、瀬田川における直轄砂防事業は平成25年度に概成し滋賀県に移管しているが、それ以降は、平成25年、平成29年の大雨でも土砂災害は発生していない。</p>
48	<p>3.3.2. 高潮</p> <p>大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に、高潮対策として伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。</p> <p>しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響を与えている。(写真 3.3.2-1、2、図 3.3.2-1)</p> <p>また、<b>2005年8月にアメリカ合衆国南部を襲ったハリケーン・カトリーナによるニューオーリンズ地域の被害を教訓に</b>大阪湾地域においても約124km<sup>2</sup>にわたるゼロメートル地帯が広がり、約138万人の方々が居住していることから、不測の事態に備えておく必要がある。</p>	<p>3.3.2. 高潮</p> <p>大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に、高潮対策として伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。</p> <p>しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、<b>平成30年台風21号では第2室戸台風を上回る大阪湾の既往最大潮位を観測し、陸閘の閉鎖等により浸水を回避したものの、</b>陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響を与えている。(写真 3.3.2-1、2、図 3.3.2-1)</p> <p>また、<b>平成30年台風21号では淀川防潮堤鉄扉(陸閘)、淀川大堰、毛馬排水機場、大阪府三大水門の操作により大阪市内の浸水被害を回避したが、</b>大阪湾地域においても約124km<sup>2</sup>にわたるゼロメートル地帯が広がり、約138万人の方々が居住していることから、不測の事態に備えておく必要がある。</p>	<p>「・・・回避したが、大阪湾地域においても・・・」</p> <p>→例えば「・・・回避したが、気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等が懸念されており、大阪湾地域においても・・・」</p> <p>理由：R2年11月に海岸保全基本方針も変更された。気候変動による懸念を記載すべき。</p> <p>「大阪府三大水門・・・」は、3つの名称記述を「大阪府三大(安治川水門、木津川水門、尻無川水門)」が住民にはわかりやすい。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.3.2. 高潮</p> <p>大阪湾に注ぐ淀川の下流部の堤防は、昭和36年の第二室戸台風の高潮で大きな被害を受けたのを契機に、高潮対策として伊勢湾台風規模の台風が満潮時に室戸台風コースで接近した場合の想定高潮高さで整備されてきた。</p> <p>しかし未だ一部の橋梁横断部では、高潮時に陸閘によって浸水を防ぐことを余儀なくされている箇所もあり、<b>平成30年台風21号では第2室戸台風を上回る大阪湾の既往最大潮位を観測し、陸閘の閉鎖等により浸水を回避したものの、</b>陸閘操作時には、鉄道及び幹線道路が長時間遮断されることから、社会経済上の影響を与えている(写真 3.3.2-1、2、図 3.3.2-1)。</p> <p>また、<b>平成30年台風21号では淀川防潮堤鉄扉(陸閘)、淀川大堰、毛馬排水機場、大阪府三大水門(安治川水門、木津川水門、尻無川水門)の操作により大阪市内の浸水被害を回避したが、</b>気候変動による平均海面水位の上昇や台風の強大化等が懸念されていることから、大阪湾地域においても約124km<sup>2</sup>にわたるゼロメートル地帯が広がり、約138万人の方々が居住していることから、不測の事態に備えておく必要がある。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
49	<p>3.3.3. 地震・津波 平成7年兵庫県南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の耐震対策を実施してきた。(写真3.3.3-1)</p> <p>淀川大堰、毛馬排水ポンプ場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。</p> <p>平成7年兵庫県南部地震時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の搬送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じたことから、震災時の緊急輸送等を目的として河川管理用の船着場の整備とあわせて、河川敷内に緊急用河川敷道路を整備してきたが、伝法大橋（国道43号）から木津川大橋（国道1号）までの区間で連続的に通行できない区間が部分的に残っている。</p> <p>近い将来発生が予想される南海地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が到達すると推定されており、推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、水面や河川敷の利用者の迅速かつ確実な避難が必要である。また、川沿い住民や河川利用者への情報伝達システムが整備途上なこともあり、情報の提供体制を早急に構築する必要がある。</p>	<p>3.3.3. 地震・津波 平成7年兵庫県南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の耐震対策を実施してきた。(写真3.3.3-1)</p> <p>淀川大堰、毛馬排水ポンプ場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、<b>その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。</b></p> <p>平成7年兵庫県南部地震時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の搬送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じたことから、震災時の緊急輸送等を目的として河川管理用の船着場の整備とあわせて、河川敷内に緊急用河川敷道路を整備してきたが、伝法大橋（国道43号）から木津川大橋（国道1号）までの区間で連続的に通行できない区間が部分的に残っている。</p> <p>近い将来発生が予想される南海<b>トラフ</b>地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が到達すると推定されており、推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、水面や河川敷の利用者の迅速かつ確実な避難が必要である。<b>そのため、現在活用している情報伝達システムについて、設備の老朽化に伴う更新など適切な維持管理が必要である。</b></p>	<p>南海トラフ地震は、想定震度6強～6弱が広範囲に及ぶと想定されており、いつ発生してもおかしくない状況となっている。淀川の堤防も大きな損傷を受け、洪水期に発生すると河川管理施設の機能復旧は待ったなしと想定される。記述されている「河川管理施設の維持管理」にとどまらず、早期復旧のための資機材を備蓄する防災ステーション、防災拠点の整備が喫緊の課題であると考えられる。</p> <p>「その他の河川管理施設の多くについては耐震点検が実施されておらず安全性がまだ確認されていない。」 策定から10年、東日本大震災後でも実施されていないのか。</p> <p>「推定津波高は下流部の堤防高さには及ばないが、」 →L2に対する下流部の耐震対策が終了しているのなら、例えば「推定津波高は下流部の堤防に耐震対策を実施したことにより被災後の堤防高さには及ばないが、」 あるいは、東日本大震災後に設定されたL2で、堤防が被災して高さが低くても越流する箇所がないように対策中であれば、そのような記載にすべき。また、南海トラフ巨大地震対応の状況を記載してはいかかが。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3.3.3. 地震・津波 平成7年兵庫県南部地震によって淀川下流部の堤防が破壊されたことを受けて堤防の耐震対策を実施してきた(写真3.3.3-1)。</p> <p>淀川大堰、毛馬排水ポンプ場の重要構造物については、耐震点検を実施の上、対策を行っているが、<b>その他の河川管理施設については順次、耐震対策を実施しているものの完了には至っていない。</b></p> <p>平成7年兵庫県南部地震時には、建物の崩壊等により陸上交通が混乱し、負傷者の搬送や復旧作業のための資材輸送等に支障を生じたことから、震災時の緊急輸送等を目的として河川管理用の船着場の整備とあわせて、河川敷内に緊急用河川敷道路を整備してきたが、伝法大橋（国道43号）から木津川大橋（国道1号）までの区間で連続的に通行できない区間が部分的に残っている。</p> <p>近い将来発生が予想される南海<b>トラフ</b>地震発生時には、淀川河口まで約2時間で津波が到達すると推定されており、推定津波高は下流部の<b>耐震対策を行った</b>堤防高さには及ばないが、水面や河川敷の利用者の迅速かつ確実な避難が必要である。<b>そのため、早期復旧のための資機材を備蓄する防災ステーション、防災拠点の整備や、活用している情報伝達システムについて、設備の老朽化に伴う更新など適切な維持管理が必要である。</b></p>
50	<p>3.4. 利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や人口増の鈍化傾向等がみられるとともに、<b>工場の海外移転や資源循環型への転換などの社会経済の急激な変化により</b>使用水量が減少しており、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。(図3.4-1～3)</p>	<p>3.4. 利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や<b>人口の減少傾向等</b>がみられるとともに、<b>節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少などにより</b>、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている。(図3.4-1～3)</p>			<p>3.4. 利水 淀川水系では約1700万人の人々の暮らしを支えるため、これまでに高度に水資源開発がなされてきた。一方、近年においては、少子高齢化社会の到来や<b>人口の減少傾向等</b>がみられるとともに、<b>節水機器の普及等による家庭での一人当たりの使用水量の減少などにより</b>、開発水量と実績最大取水量に乖離が生じている(図3.4-1～3)。</p>
51	<p>農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利用の形態が変化している。一方で地域の水循環の一部としての認識が高まっている。</p> <p>また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。</p> <p>一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の需要が増加している。(写真3.4-1)</p>	<p>農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利用の形態が変化している。一方で地域の水循環の一部としての認識が高まっている。</p> <p>また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。</p> <p>一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の<b>安定した供給が必要である。</b>(写真3.4-1)</p>			<p>農業用水については、かんがい面積の減少、機械化等の高度化による営農形態の変化、用排水の分離の進行等水利用の形態が変化している。一方で地域の水循環の一部としての認識が高まっている。</p> <p>また、安定的な水資源の確保は利水者の責務であるが、利水者ごとの利水安全度が不揃いとなっている。</p> <p>一方、伊賀地域では宅地開発や工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫している。また、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町においては、これまでの人口の増加に伴って水道用水の<b>安定した供給が必要である</b>(写真3.4-1)。</p>
52	<p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。(図3.4-4) 水資源開発施設で開発された水量を<b>最近20年</b>間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。(図3.4-5) また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることにあわせて、平成4年以降の<b>15年間</b>で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。(図3.4-6)</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる<b>可能性がある。</b></p>	<p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている。(図3.4-4) 水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている。(図3.4-5) また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることにあわせて、平成4年以降の<b>28年間</b>で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している。(図3.4-6)</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる<b>との予測もある。</b></p>	<p>利水の課題として、平成30年台風21号の時に高潮により淀川大堰を超えて塩水が遡上し、利水障害を起こしたことを記述すべきではないか</p> <p>図3.4-6の文字が判読できません。文字を大きくしてください。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映(図の修正)</p>	<p>さらには近年の少雨化傾向により淀川水系でも渇水が頻発しており、室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの給水区域では頻りに渇水調整を実施せざるを得ない状況となっている(図3.4-4)。水資源開発施設で開発された水量を最近20年間のデータに基づいて評価すると、安定供給可能量としては、約8割程度と試算されている(図3.4-5)。また、琵琶湖においても沿岸の浸水被害を軽減するために、洪水期に制限水位まで水位を下げることにあわせて、平成4年以降の<b>28年間</b>で、琵琶湖水位マイナス0.9m以下となる水位低下が5回発生している(図3.4-6)。</p> <p>さらに、地球規模の気候変動により近年の年間降水量の変動幅は増大しており、今後渇水の危険性が高まる<b>との予測もある。</b></p> <p><b>また、平成30年台風21号では、淀川大堰を越えて塩水が遡上し、取水施設に影響を及ぼした。</b></p>
53	<p>琵琶湖・淀川における水資源は高度に利用されており、琵琶湖沿岸から最下流の取水地点(淀川大堰)までの反復利用回数は5回にも及ぶ。また、最下流地点までには支川・水路に加えて、下水道や工場排水等多くの排水があり、その取排水形態は非常に複雑になっている。このため、水道用水としての反復利用回数は他の水系に比べて多く、一度本川に有害物質が混入した場合には、多くの取水施設に影響を及ぼすおそれがある。(図3.4-7～9)</p>	<p>琵琶湖・淀川における水資源は高度に利用されており、琵琶湖沿岸から最下流の取水地点(淀川大堰)までの反復利用回数は5回にも及ぶ。また、最下流地点までには支川・水路に加えて、下水道や工場排水等多くの排水があり、その取排水形態は非常に複雑になっている。このため、水道用水としての反復利用回数は他の水系に比べて多く、一度本川に有害物質が混入した場合には、多くの取水施設に影響を及ぼすおそれがある。(図3.4-7～9)</p>			<p>琵琶湖・淀川における水資源は高度に利用されており、琵琶湖沿岸から最下流の取水地点(淀川大堰)までの反復利用回数は5回にも及ぶ。また、最下流地点までには支川・水路に加えて、下水道や工場排水等多くの排水があり、その取排水形態は非常に複雑になっている。このため、水道用水としての反復利用回数は他の水系に比べて多く、一度本川に有害物質が混入した場合には、多くの取水施設に影響を及ぼすおそれがある(図3.4-7～9)。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
54	<p>3.5. 利用</p> <p>3.5.1. 舟運</p> <p>淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として川が利用されてきた。明治初期には舟運のための航路の整備と維持を目的として水制群が整備されていた。（写真3.5.1-1）それらの名残がワンドとして、現在の淀川独特の河川環境と景観を形成している。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約50年間経った現在では、舟運は大川（旧淀川）や伏見・親月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行に止まっている。また、淀川大堰には閘門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。</p> <p>しかし、近年住民の河川に対する関心の増加、自治体による川を活かしたまちづくりや水辺の賑わい創出、広域的な観光の振興等の観点から、舟運の復活への期待が高まっている。一方、平成7年兵庫県南部地震をふまえ災害時の物資輸送としての舟運が見直され、広域的な利用も期待されている。</p> <p>このような中、枚方と大阪を結ぶ舟運による観光のイベントが平成13年から自治体と民間との連携により試行されている。また、三川合流地域では舟運等を活かした集客・交流の可能性を調査するため、社会実験として淀川三川ふれあい交流イベントを行うなどの動きがみられる。しかしながら、舟運の復活への本格的な取り組みには今のところつながっていない。</p>	<p>3.5. 利用</p> <p>3.5.1. 舟運</p> <p>淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として川が利用されてきた。明治初期には舟運のための航路の整備と維持を目的として水制群が整備されていた。（写真3.5.1-1）それらの名残がワンドとして、現在の淀川独特の河川環境と景観を形成している。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約60年間経った現在では、舟運は大川（旧淀川）や伏見・親月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行のみであった。平成29年からは、枚方緊急用船着場と大川（旧淀川）の八軒家浜船着場を結ぶ定期運航は開始されたが、淀川大堰には閘門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。</p> <p>しかし、近年、住民の河川に対する関心の増加、自治体による川を活かしたまちづくりや水辺の賑わい創出、広域的な観光の振興等の観点から、舟運の復活への期待が高まっている。一方、平成7年兵庫県南部地震をふまえ災害時の物資輸送としての舟運が見直され、広域的な利用も期待されている。</p>			<p>3.5. 利用</p> <p>3.5.1. 舟運</p> <p>淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として川が利用されてきた。明治初期には舟運のための航路の整備と維持を目的として水制群が整備されていた（写真3.5.1-1）。それらの名残がワンドとして、現在の淀川独特の河川環境と景観を形成している。</p> <p>京都と大阪を結ぶ交通の大動脈であった淀川の舟運が幕を閉じて以来約60年間経った現在では、舟運は大川（旧淀川）や伏見・親月橋周辺での観光や淀川下流部における砂利採取船等の航行のみであった。平成29年からは、枚方緊急用船着場と大川（旧淀川）の八軒家浜船着場を結ぶ定期運航は開始されたが、淀川大堰には閘門施設が無いことから大阪湾から直接淀川に入船することができない。</p> <p>しかし、近年、住民の河川に対する関心の増加、自治体による川を活かしたまちづくりや水辺の賑わい創出、広域的な観光の振興等の観点から、舟運の復活への期待が高まっている。一方、平成7年兵庫県南部地震をふまえ災害時の物資輸送としての舟運が見直され、広域的な利用も期待されている。</p>
55	<p>3.5.2. 水面</p> <p>川面にボートを浮かべ、カヌーで川下りをし、ウィンドサーフィンを滑走させるなどの水面利用は、川本来の楽しみの一つである。淀川本川では、砂利採取船や漁船が今でも航行しているが、上記のような利用は近年あまり見られていない。</p> <p>一方、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやブレッジャーボート等の利用が多い。その結果、騒音や水質汚濁、利用者間の接触事故等の問題が生じるようになってきている。水上オートバイの利用に関しては、関係自治体及び関係利用者団体から成る淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた。その結果、摂津市一津屋地区（淀川17km付近）を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきている。しかし、水質調査の結果、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質が基準値以下ながら検出され、新たな水質問題が発生している。</p>	<p>3.5.2. 水面</p> <p>川面にボートを浮かべ、カヌーで川下りをし、ウィンドサーフィンを滑走させるなどの水面利用は、川本来の楽しみの一つである。淀川本川では、砂利採取船や漁船が今でも航行しているが、上記のような利用は近年あまり見られていない。</p> <p>一方、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイ等の利用が多い。その結果、騒音や水質汚濁、利用者間の接触事故等の問題が生じるようになってきている。水上オートバイの利用に関しては、関係自治体及び関係利用者団体から成る淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた。その結果、摂津市一津屋地区（淀川17km付近）を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきている。しかし、水質調査の結果、水上オートバイから発生するベンゼン等有害化学物質が基準値以下ながら検出されている。</p>			<p>3.5.2. 水面</p> <p>川面にボートを浮かべ、カヌーで川下りをし、ウィンドサーフィンを滑走させるなどの水面利用は、川本来の楽しみの一つである。淀川本川では、砂利採取船や漁船が今でも航行しているが、上記のような利用は近年あまり見られていない。</p> <p>一方、マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイ等の利用が多い。その結果、騒音や水質汚濁、利用者間の接触事故等の問題が生じるようになってきている。水上オートバイの利用に関しては、関係自治体及び関係利用者団体から成る淀川水上オートバイ関係問題連絡会が設立され、水面利用の適正化を検討してきた。その結果、摂津市一津屋地区（淀川17km付近）を当面の暫定的利用箇所としている。現在では、水上オートバイの利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきている。しかし、水質調査の結果、水上オートバイから発生するベンゼン等有害化学物質が基準値以下ながら検出されている。</p>
56	<p>宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。</p> <p>木津川上流（笠置橋より上流）では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られ、木津川下流（笠置橋付近より下流）では、カヌーによる水面利用が見られる。</p> <p>瀬田川では、遊覧船や漁船の他、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。</p> <p>その一方で、これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用を妨げ、景観を損ねているところがある。</p>	<p>宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。</p> <p>木津川上流（笠置橋より上流）では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られ、木津川下流（笠置橋付近より下流）では、カヌーによる水面利用が見られる。</p> <p>瀬田川では、遊覧船や漁船の他、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。</p> <p>その一方で、これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用を妨げ、景観を損ねているところがある。</p>	「瀬田川では、…」の後に水面利用協議会等を追記してはどうか。	4章に記載	<p>宇治川及び桂川では、遊覧船や手漕ぎボートでの水面利用が見られる。</p> <p>木津川上流（笠置橋より上流）では、高山ダム及び青蓮寺ダム等で、釣り船等による水面利用が見られ、木津川下流（笠置橋付近より下流）では、カヌーによる水面利用が見られる。</p> <p>瀬田川では、遊覧船や漁船の他、カヌーや手漕ぎボート等による水面利用が数多く見られ、特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。</p> <p>その一方で、これら水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用を妨げ、景観を損ねているところがある。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
57	琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止としている。同条例では、騒音防止の観点から航行規制水域を指定し、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等による航行規制とあわせて、湖面の適正な利用が進められている。また、係留保管に関する秩序の確立を図るため、平成18年7月から「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」（平成17年滋賀県条例第109号）が施行され、琵琶湖の河川管理者である滋賀県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管の禁止などを定めている。しかし、遵守されていない現状にある。	琵琶湖では、水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止としている。同条例では、騒音防止の観点から航行規制水域を指定し、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等による航行規制とあわせて、湖面の適正な利用が進められている。また、係留保管に関する秩序の確立を図るため、平成18年7月から「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」（平成17年滋賀県条例第109号）が施行され、琵琶湖の河川管理者である滋賀県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管の禁止などを定めている。しかし、遵守されていない現状にある。	P.17 上から21～22行目 【変更原案】 琵琶湖では、水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。 【修正案】 琵琶湖では、水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音や排出ガスによる水質汚濁が問題となっている。  「琵琶湖では、…」について、 【変更原案】 …係留保管の禁止などを定めている。しかし、遵守されていない現状にある。 【修正案】 …係留保管の禁止などを定め、対策がとられている。	案に反映          案に反映	琵琶湖では、水上オートバイやプレジャーボート等の利用に伴う騒音が問題となっている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止としている。同条例では、騒音防止の観点から航行規制水域を指定し、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等による航行規制とあわせて、湖面の適正な利用が進められている。また、係留保管に関する秩序の確立を図るため、平成18年7月から「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」（平成17年滋賀県条例第109号）が施行され、琵琶湖の河川管理者である滋賀県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管の禁止などを定め、対策がとられている。
58	猪名川では、魚釣りや水遊びなどの水面利用が多数みられている。近年ではさらに、環境学習の利用に適した水辺の創出が望まれており、また一部地域ではかんがい用取水堰の上流で水面を利用したいとの要望がある。	猪名川では、魚釣りや水遊びなどの水面利用が多数みられている。近年ではさらに、環境学習の利用に適した水辺の創出が望まれており、また一部地域ではかんがい用取水堰の上流で水面を利用したいとの要望がある。			猪名川では、魚釣りや水遊びなどの水面利用が多数みられている。近年ではさらに、環境学習の利用に適した水辺の創出が望まれており、また一部地域ではかんがい用取水堰の上流で水面を利用したいとの要望がある。
59	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。 この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約480ha（河川敷の約24%）が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約500万人が利用するなど、住民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。 また、猪名川においては約33ha（河川敷の約66%）が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されており、新たな占有要望もある。 野洲川においては、約45ha（河川敷の約25%）が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷をさらに公園として利用したいとの強い要望がある。 これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置づけられている箇所もある。	3.5.3. 河川敷 (1) 利用 河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。 この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約525ha（河川敷の約27%）が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約600万人が利用するなど、住民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。 また、猪名川においては約34ha（河川敷の約70%）が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されている。 野洲川においては、約45ha（河川敷の約26%）が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷をさらに公園として利用したいとの強い要望がある。 これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置づけられている箇所もある。			3.5.3. 河川敷 (1) 利用 河川空間は、面的に見ると堤防、水面、河川敷及びその間に挟まれた水陸移行帯等により構成されている。淀川では、広範囲にわたって造成された河川敷において社会的要請に応え、公園、グラウンド等の施設整備が進められてきた。 この結果、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川下流では、約524ha（河川敷の約27%）が公園、グラウンド、ゴルフ場等として整備され、このうち淀川河川公園では、年間約600万人が利用するなど、住民に憩いの場を提供しており、近年では身近な自然空間としても河川敷を利用したいとの強い要望がある。 また、猪名川においては約34ha（河川敷の約71%）が公園やグラウンド等として整備され、同様に多くの住民に利用されている。 野洲川においては、約45ha（河川敷の約26%）が地域に密着した河川公園として整備され、住民に利用されている。自治体や住民からは、身近な自然空間である河川敷をさらに公園として利用したいとの強い要望がある。 これらの河川敷は、地域防災計画の広域避難場所として位置づけられている箇所もある。
60	一方、これらの公園、グラウンド、堤防（占用）道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。 また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が目目され、年々利用者が増加している中で、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。  そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。	一方、これらの公園、グラウンド、堤防（占用）道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。 また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が目目され、年々利用者が増加している中で、自転車活用推進法の施行（平成29年5月1日）等もあり、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。  そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。			一方、これらの公園、グラウンド、堤防（占用）道路等の人工的に整備された施設は、河川における生物の生息・生育・繁殖環境や人と川とのつながり、川とまちとのつながりを分断し、また、瀬や淵、河原や水陸移行帯、あるいは変化に富んだ河岸等、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている地区もある。そのため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。 また、近年、水と緑の貴重な空間として河川空間が目目され、年々利用者が増加している中で、自転車活用推進法の施行（平成29年5月1日）等もあり、河川利用者の安全性の向上を図るとともにバリアフリー化を含めた施設の改善や通路の確保が必要である。また、歩行者等の移動が円滑に行えない地区があり、その改善が望まれている。  そもそも、河川空間は公共空間であるとともに、生物にとっても貴重な生息・生育・繁殖環境となっており、多様な生物と共存しながら、誰もが自由に楽しめ、憩える場として、健全で秩序ある河川敷の利用の促進が望まれる。
61	(2) 違法行為の存在 河川敷には、占用許可を受けていない違法な耕作が多く、不法工作物も存在している。また、誰もが自由に使用できる場所でも、グラウンドとして排他独占的に使用されている箇所がある。このような箇所には野球に使用する物置等が設置されており、大部分は是正されてきたものの、ネットフェンス等の一部は残されたままになっている。 淀川本川では、バイク等の走行を法的に禁止しているが、依然としてバイク走行が見られる。	(2) 違法行為 河川敷には、占用許可を受けていない違法な耕作が多く、不法工作物も存在している。また、誰もが自由に使用できる場所でも、グラウンドとして排他独占的に使用されている箇所がある。このような箇所には野球に使用する物置等が設置されており、大部分は是正されてきたものの、ネットフェンス等の一部は残されたままになっている。 淀川本川の大坂府域のほぼ全域と桂川の一部では、バイク等の走行を法的に禁止しているが、乗り入れ禁止区域の設定をしていない区域では、依然としてバイク走行が見られる。	乗り入れ禁止されていない区域をバイクで走るのは違法行為でないこの3行を書き込むなら(3)迷惑・危険行為に移動させるのが適当ではないか	案に反映	(2) 違法行為 河川敷には、占用許可を受けていない違法な耕作が多く、不法工作物も存在している。また、誰もが自由に使用できる場所でも、グラウンドとして排他独占的に使用されている箇所がある。このような箇所には野球に使用する物置等が設置されていたが、淀川においては、大部分が是正された。猪名川、藻川においては、ネットフェンス等の一部は設置されたままになっている。





番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
67	<p>河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。 （写真3. 6-2）</p> <p>多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。また、淀川本川においては、野犬に関する苦情も多く寄せられている。河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足が懸念される施設がある。</p> <p>ダム貯水池においては、堆砂の進行が計画時の想定を上回っているダムもあり、このままではダムに求められる洪水調節や流水の正常な機能の維持等のための容量を確保されなくなるおそれがある。</p> <p>昨今の社会情勢を受けて、テロに対する危機管理体制の強化も必要となっている。</p>	<p>河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている。 （写真3. 6-2）</p> <p>多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。また、淀川本川や桂川においては、野犬に関する苦情も多く寄せられている。河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足が懸念される施設がある。</p> <p>ダム貯水池においては、堆砂の進行が計画時の想定を上回っているダムもあり、このままではダムに求められる洪水調節や流水の正常な機能の維持等のための容量を確保されなくなるおそれがある。</p> <p>昨今の社会情勢を受けて、テロに対する危機管理体制の強化も必要となっている。</p>			<p>河道内における樹木の繁茂や土砂の堆積が生じ、治水上の影響が生じている区間がある。また、土砂の堆積は、船舶の航行にも影響を及ぼしている(写真3. 6-2)。</p> <p>多くの住民・住民団体(NPO等)の協力による河川の清掃活動が年々普及している一方で、一部の河川利用者によるゴミ投棄や流域からの流入ゴミ、さらには家電製品や自動車などの廃棄物の不法投棄は増加している。また、淀川本川や桂川においては、野犬に関する苦情も多く寄せられている。河川区域内には河川管理施設以外に、取排水施設や橋梁等の許可工作物が存在するが、その中には、既に利用されていない施設や老朽化による強度不足が懸念される施設がある。</p> <p>ダム貯水池においては、堆砂の進行が計画時の想定を上回っているダムもあり、このままではダムに求められる洪水調節や流水の正常な機能の維持等のための容量を確保されなくなるおそれがある。</p> <p>昨今の社会情勢を受けて、テロに対する危機管理体制の強化も必要となっている。</p>
68	<p>3. 7. 関連施策 3. 7. 1. 淀川河川公園 広範囲にわたって造成された河川敷では社会的要請に応じて、国営の淀川河川公園の整備が進められてきた。その結果、年間約500万人もの人々に憩いの場として活用されている。</p> <p>一方、河川公園内の人工的な施設は、低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断し、自然環境を圧迫している面もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p>	<p>3. 7. 関連施策 3. 7. 1. 淀川河川公園 広範囲にわたって造成された河川敷では社会的要請に応じて、<b>都市公園法に基づき設置された</b>国営の淀川河川公園の整備が進められてきた。その結果、年間約<b>600万人</b>もの人々に憩いの場として活用されている。</p> <p>一方、河川公園内の人工的な施設は、低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断し、自然環境を圧迫している面もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。</p>	<p>●本川中流域河川公園の横断方向の連続性の修復と河川環境再生による、淀川本川中流域での川と人との繋がり回復について(4. 1 または4. 2や3. 7関連項目への記述追加) 別紙1のとおり</p>	<p>案に反映</p>	<p>3. 7. 関連施策 3. 7. 1. 淀川河川公園 広範囲にわたって造成された河川敷では社会的要請に応じて、<b>都市公園法に基づき設置された</b>国営の淀川河川公園の整備が進められてきた。その結果、年間約<b>600万人</b>もの人々に憩いの場として活用されている。</p> <p>一方、河川公園内の人工的な施設は、低水護岸等とも相まって、河川の生態系を分断し、自然環境を圧迫している面もあり、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しや<b>横断方向の連続性の確保</b>が求められている。</p>
69	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 これからの河川整備は、環境、治水、利水、利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分認識し、流域的な視点に立って総合的な検討を行い、全体として調和のとれたものとして実施する必要がある。そのためには、流域のあらゆる関係者が、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があることを認識し、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働して、より良い河川整備に向けた努力を積み重ねていく必要がある。</p>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 これからの河川整備は、環境、治水、利水、利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分認識し、流域的な視点に立って総合的な検討を行い、全体として調和のとれたものとして実施する必要がある。そのためには、流域のあらゆる関係者が、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があることを認識し、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働して、より良い河川整備に向けた努力を積み重ねていく必要がある。</p>	<p>4章の冒頭に、流域治水の横断的な方針として、実施体制や今後のプロセスなどをまとめて記載すべき。</p> <p>防災情報の共有など、実施内容の具体例を記載することで、流域治水の実施体制や今後のプロセスなどが伝わるようになるのではないかと。</p> <p>流域治水の河川管理者以外の対策に対して、効果を定量的に示すことは難しいと思う。変更案に流域治水のイメージ図を加えるべき。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映(図の追加)</p>	<p>4. 河川整備の方針と具体的な整備内容 これからの河川整備は、環境、治水、利水、利用のそれぞれの課題が、相互に関連していることを十分認識し、流域的な視点に立って総合的な検討を行い、全体として調和のとれたものとして実施する必要がある。そのためには、流域のあらゆる関係者が、河川管理者のみによる河川内での対応には限界があることを認識し、情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築くとともに連携協働して、より良い河川整備に向けた努力を積み重ねていく必要がある。</p> <p>気候変動の影響や、社会状況の変化などを踏まえ、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働して、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策(河川堤防や遊水地等の整備、治水ダムの建設・再生、雨水貯留浸透・排水施設の整備、利水ダム等の事前放流、水田の貯留機能の向上、グリーンインフラの活用等)、被害対象を減少させるための対策(高台まちづくりの推進、リスクが高い地区における立地抑制・移転誘導)、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策(ハザードマップやマイタイムライン等の策定、要配慮者施設(医療機関、社会福祉施設等)の避難対策)を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。その推進のために設置する流域治水協議会(国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等)において、治水のみならず、環境、利水、利用など相互に関連している課題についても共有し、連携協働して取り組む。また、関連するデータを分かりやすい形で提供することにより、多くの関係者が流域治水へ主体的に参画できるようにする(図4)。</p>
70	<p>4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産である川を、あらゆる関係者がともに守り育てていくよう、人と川とのつながりを再構築していく。そのためには、多くの人々が、川にふれ、川への関心を高め、川のことをともに考えるようにしていく施策を講じ、日常のつながりから、洪水、災害時のつながり、そして、上下流へのつながりへと流域における人と川とのつながりを再構築していく。</p>	<p>4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産である川を、あらゆる関係者がともに守り育てていくよう、人と川とのつながりを再構築していく。そのためには、多くの人々が、川にふれ、川への関心を高め、川のことをともに考えるようにしていく施策を講じ、日常のつながりから、洪水、災害時のつながり、そして、上下流へのつながりへと流域における人と川とのつながりを再構築していく。<b>その際、関係者と連携し、流域治水を推進し、流域の安全度向上に取り組むこととし、河川整備にあたって治水・利水に加え生態系や水文化・景観、親水に配慮した川づくりに取り組む。</b></p>			<p>4. 1. 人と川とのつながり 4. 1. 1. 人と川とのつながりの基本的な考え方 貴重な自然環境や地域固有の風土・文化などを育む地域の財産である川を、あらゆる関係者がともに守り育てていくよう、人と川とのつながりを再構築していく。そのためには、多くの人々が、川にふれ、川への関心を高め、川のことをともに考えるようにしていく施策を講じ、日常のつながりから、洪水、災害時のつながり、そして、上下流へのつながりへと流域における人と川とのつながりを再構築していく。<b>その際、関係者と連携し、流域治水を推進し、流域の安全度向上に取り組むこととし、河川整備にあたって治水・利水に加え生態系や水文化・景観、親水に配慮した川づくりに取り組む。</b></p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
71	<p>4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築 （1）人と川をつなぐ 1）住民参加推進プログラムの作成、実践 川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。 その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。 そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。（写真4.1.2-1、図4.1.2-1） また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p>	<p>4.1.2. 日常からの人と川をつなぐの構築 （1）人と川をつなぐ 1）住民参加推進プログラムの作成、実践 川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立 って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。 その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参加型の取り組みを推進する。 そのために、これまでの情報発信、住民参加の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく。（写真4.1.2-1、図4.1.2-1） また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。</p>	<p>変更原案P.38の「日常からの人と川をつなぐ」の図で、住民からの意見が一方方向になっているが、双方向の連携が必要。</p> <p>「(1) 人と川をつなぐ」 「ミズベリング」や淀川アーバンフロント等は「人と川をつなぐ」取り組みとして記載する必要はないのか。</p> <p>③ZoomやYouTube等を積極的に活用した住民参加を平日昼間だけでなく、夜間や休日にも開催してください。より多くの多様な住民が参加できる仕組みが重要です。</p> <p>p38の22-23行目の間の不要な行間削除</p> <p>●4.1への記述追加 川と人とのつながりを再構築するステージの設定（市民参画・住民意見） 別紙2のとおり</p>	<p>案に反映（図を修正）</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>4.1.2. 日常からの人と川とのつながりの構築 （1）人と川をつなぐ 1）ミズベリング・プロジェクトの推進 水辺環境に対する社会の関心を高め、その新しい活動の可能性を切り開いていくため、官民の協働によりミズベリング・プロジェクトを推進する。 2）住民参加推進プログラムの作成、実践 川は、地域と共に歩み育んできた特有の歴史・文化を有し、地域にとって貴重な共有の財産であることに鑑み、流域のあらゆる関係者が、流域的視点に立って情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、連携しながら河川整備を進めていく必要がある。 その際、川が生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境であることを地域の共通認識として、できるだけ多くの人々に川に関心を持っていただき、川に直接ふれていただき、川のことを自ら考え、行動していただけるよう、住民参画・協働型の取り組みを推進する。 そのために、これまでの情報発信、住民参画の取り組みに加え、「川に関心を持ってもらう」、「川にふれてもらう」、「川をともに考える」をキーワードに、人と川をつなぐ手段として「住民参加推進プログラム」を作成し、実践していく（写真 4.1.2-1、図 4.1.2-1）。 また、科学的知見に基づいた客観的な判断を行うため、河川管理者は学識経験者と連携してデータの収集や共同研究を行う。参画、協働、連携等の実態についてもできる限り定量的なデータを収集し、参画、協働、連携等のあるべき姿や目標について検討する。</p>
72	<p>2）淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携 河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。 その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。 情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。 河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p>	<p>2）淀川水系に関わる住民・住民団体(NPO等)との連携 河川整備にあたっては、検討段階から住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。また、地域固有の情報や河川に関する知識を有している住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。 その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。 情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。 河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。</p>	<p>河川協力団体との連携について記載して欲しい。</p> <p>6）河川協力団体との協働 河川の維持・管理にあたっては、河川協力団体の自発的な活動と協働することにより、地域の実情に応じた河川管理の充実を図る。理由：河川法改正に沿った記述が必要。</p> <p>河川協力団体制度追記</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3）淀川水系に関わる河川協力団体、住民・住民団体(NPO等)との連携 河川整備にあたっては、検討段階から河川協力団体、住民・住民団体(NPO等)、関連する様々な分野の学識経験者との情報共有を積極的に行う。情報共有にあたっては、従来から実施しているインターネットによる情報公開を充実させ、情報検索機能の向上を図るとともに、情報交換ができるような方法について検討して実施する。また、河川整備に関して学識経験者及び住民間における意見交換が行えるような機会を必要に応じて設ける。 地域固有の情報や河川に関する知識を有している河川協力団体、住民・住民団体(NPO等)や学識経験者と連携し、河川に係わる人材育成の支援や環境教育を推進する。河川に係わる人材育成の支援や環境教育の推進にあたっては、伝統工法などの技術の保存・伝承についても積極的に取り組む。 その際、双方はお互いの責任、役割分担等を常に確認するとともに、合意形成を目指して、日常的な信頼関係を築くよう努める。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
73	<p>3) 河川レンジャーの充実</p> <p>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。<b>当面は</b>、河川にかかる環境学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動を試行する。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。(写真4.1.2-2、図4.1.2-2)</p> <p>将来的には、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、<b>当面は</b>、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、<b>遊水スイスイ館</b>、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を<b>試行的に</b>活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p>	<p>3) 河川レンジャーの充実</p> <p>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。河川にかかる環境・<b>防災</b>学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動<b>等を実施する</b>。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る。(写真4.1.2-2、図4.1.2-2)</p> <p><b>将来的には</b>、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となることも期待される。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター<b>(さくらであい館等)</b>、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、<b>上野遊水地集中管理センター資料室</b>、中央流域センター、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p>	<p>変更原案P.39の「河川レンジャーの充実」に「将来的には、・・・」との記載があるが、既に住民と河川管理者との橋渡しとなっているので、書きぶりを修正すべき。</p> <p>●4.1.2.3) 河川レンジャーの充実 活動拠点の中に 点野流域センターを追加、「等」ではなく、<b>実質活動拠点としてとして機能しているから。</b></p> <p>https://www.river-ranger.jp/about/about.html 「河川レンジャー制度は淀川管内で年からはじまった制度である。」といった説明を冒頭に置くとよいのではないのでしょうか。国交省 河川レンジャーで検索しても淀川管内のものが出てくるだけです。独自の制度であることを前に出せばと思います。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>4) 河川レンジャーの充実</p> <p><b>河川レンジャー制度は平成15年より取組を開始しており、</b>河川管理者は、地域固有の情報に精通し、河川に関する基礎的な知識を習得した個人を「河川レンジャー」として任命する。河川レンジャーは行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、個別事業の検討段階における住民意見の聴取や、住民の河川にかかわるニーズの収集を行う。河川にかかる環境・<b>防災</b>学習等の文化活動や動植物の保護活動、河川利用者への安全指導等の活動<b>等を実施する</b>。また河川レンジャー自らが住民と行政をつなぐテーマについて、試行も含めて、活動の充実を図る(写真4.1.2-2、図4.1.2-2)。</p> <p><b>河川レンジャーは</b>、地域住民と河川管理者とが連携しながら河川整備を進めていく上で、住民と河川管理者との橋渡し役となっている。</p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、既存施設である淀川資料館、河川公園サービスセンター<b>(さくらであい館等)</b>、水のめぐみ館ウォーターステーション琵琶、<b>上野遊水地集中管理センター資料室</b>、中央流域センター、<b>点野流域センター</b>、上流域流域センター、木津川出張所管内流域センター等を活用する。また、自治体とも連携して河川レンジャー活動への支援や広報を行う。</p>
74	<p>4) 子ども達の関わりの促進</p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な川と人との関わりを構築していく上で重要である。また、子どもの参加により親や地域の関わりが促される。そこで<b>学校等</b>と調整し、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成、「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成</li> <li>・ 子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施</li> <li>・ 琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援</li> <li>・ 川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援</li> <li>・ 淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成</li> </ul>	<p>4) 子ども達の関わりの促進</p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な<b>川と人</b>との関わりを構築していく上で重要である。また、<b>子ども</b>の参加により親や地域の関わりが促される。そこで<b>学校等と調整し</b>、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う<b>とともに、実施した成果の活用を図る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育の中で活用できるような環境教育用のプログラムの作成・<b>活用</b></li> <li>・ 「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成・<b>活用</b></li> <li>・ 子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施</li> <li>・ 琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援</li> <li>・ 川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援</li> <li>・ 淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成・<b>活用</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育の中で・・・環境教育→防災・環境教育</li> </ul> <p>実践した成果を検証した上で有効活用すべき。</p> <p>変更原案のP.40は具体的なことが「学校等と調整し」という記載ぶりは弱いと感じる。学校は忙しいため個別の対応が難しい場合もあるため、教育委員会に働きかけ、個々の現場に下ろしてもらうようにすべき。</p> <p>【変更原案】 川と人 【修正案】 人と川</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>5) 子ども達の関わりの促進</p> <p>子ども達と川との関わりを促していくことは、持続的な<b>人</b>と<b>川</b>との関わりを構築していく上で重要である。また、<b>子ども</b>の参加により親や地域の関わりが促される。そこで<b>学校等と具体的な取り組みについて調整し</b>、学校教育において川に対する関心を高める工夫を行う<b>とともに、実施した成果の有効活用を図る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育の中で活用できるような<b>防災・環境教育</b>用のプログラムの作成・<b>活用</b></li> <li>・ 「危険を知って川に親しむ」ための教育ツールの作成・<b>活用</b></li> <li>・ 子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施</li> <li>・ 琵琶湖と田んぼを結ぶ連絡協議会での「お魚ふやし隊」への支援</li> <li>・ 川で子ども達が安全に楽しく遊ぶための指導者育成支援</li> <li>・ 淀川検定の実施、淀川博士号の認定、川遊びマニュアルの作成・<b>活用</b></li> </ul>
75	<p>5) 淀川に関する日頃の情報発信</p> <p>多くの人々が河川に関心を持ち、川に訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの開発を行う。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。(図4.1.2-3)</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。(図4.1.2-4)</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p>	<p>5) 淀川に関する日頃の情報発信</p> <p>多くの人々が河川に関心を持ち、川に訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステムの<b>開発を行う</b>。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う。(図4.1.2-3)</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。(図4.1.2-4)</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p>	<p>携帯電話等で得られるシステムは開発済みなので、コンテンツの充実を図っていくべき。</p>	<p>案に反映</p>	<p>6) 淀川に関する日頃の情報発信</p> <p>多くの人々が河川に関心を持ち、川に訪れるよう、河川に関する情報を様々な手段で発信する取り組みを進めていく。具体的には、河川と関連する流域の歴史や文化に係る素材を掘り起こし、データの蓄積を図り、それらのデータを用いて、地域の情報を携帯電話等で得られるシステム<b>やコンテンツの開発・充実を図る</b>。また、訪れた人々に淀川やその周辺のことを知ってもらうため、ユビキタス型のガイドシステムを整備し、携帯電話のWEBサイトで観光名所や生息する生物等に関する情報提供を行う(図4.1.2-3)。</p> <p>さらに、マスメディアを通して河川に係わる身近な情報(工事情報や河川のライブ映像等)をタイムリーに、また定期的に発信できるようにする。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする(図4.1.2-4)。</p> <p>あわせて、地域住民に対して河川への関心を高めるため啓発活動等を行い、その際は既存の資料館等の活用や住民・住民団体(NPO等)との連携を行う。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
76	<p>(2) 川とまち・地域をつなぐ 川と人との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めるためには、多くの方々が川に関心を持ち、川に訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の【淀川】計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。(図4.1.2-5~7)</p>	<p>(2) 川とまち・地域をつなぐ <b>川と人</b>との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めるためには、多くの方々が川に関心を持ち、川に訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の【淀川】計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。(図4.1.2-5~7)</p>	<p>最後の2行、「小径(散策路)のネットワークを、フットパスなどの活動事例を参照して形成する。」はどうか。フットパスは以下最上川の例と土木研の報告参照。 <a href="http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/footpath/whatfootpath/index.html">http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/river/footpath/whatfootpath/index.html</a> <a href="https://www.pwri.go.jp/jpn/results/report/report-seika/2012/pdf/sei-22.pdf">https://www.pwri.go.jp/jpn/results/report/report-seika/2012/pdf/sei-22.pdf</a></p> <p>【変更原案】 川と人 【修正案】 人と川</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>(2) 川とまち・地域をつなぐ <b>人と川</b>との関係を改善し、地域の共有の財産としてその魅力を高めるためには、多くの方々が川に関心を持ち、川に訪れることを促す環境の整備が必要である。そこで、次のような施策をハード・ソフトの両面から関係機関と連携して進めていく。</p> <p>1) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の【淀川】計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを、<b>フットパスなどの事例を参考に</b>形成する(図4.1.2-5~7)。</p>
77	<p>2) 憩い、安らげる河川の整備 川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では、<b>水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。(名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間)</b> 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p>	<p>2) 憩い、安らげる河川の整備 川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では、<b>瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき整備した散策路を活用し、地域と連携し親水性を高める。</b> また、<b>近年河川において自転車利用者が増加しており、歩行者等の安全確保に向け啓発活動等を実施する。(写真4.1.2-3)</b> 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p>			<p>2) 憩い、安らげる河川の整備 川を子どもや高齢者でも安心して利用でき、多くの人々が気軽に集うことができる場として、地元自治体とも連携して、ベンチ、木陰、スロープ及び清潔な水洗トイレ等の整備を実施する。その際、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。また、歩行者のみならず、サイクリングを楽しむ人々にも役立つよう河川の距離標を見やすくする。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では、<b>瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき整備した散策路を活用し、地域と連携し親水性を高める。</b> また、<b>近年河川において自転車利用者が増加しており、歩行者等の安全確保に向け啓発活動等を実施する(写真4.1.2-3)。</b> 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の再生を図る。</p>
78	<p>3) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える<b>新しいタイプの地域間の交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</b></p>	<p>3) 三川合流の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える<b>さくらであい館のさらなる活用について検討し、実施する。(写真4.1.2-4)</b></p>			<p>3) 三川合流の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える<b>さくらであい館のさらなる活用について検討し、実施する(写真4.1.2-4)。</b></p>
79	<p>4) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していく。 <b>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し調整を継続する。</b></p>	<p>4) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していくとともに、<b>まちづくりの機会等を捉え、整備を進める。</b></p>			<p>4) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備にあわせて水辺に良好な都市空間を形成していくとともに、<b>まちづくりの機会等を捉え、整備を進める。</b></p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
80	4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信 個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行うなど、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。	4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信 個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、 <b>仮想現実や拡張現実などの技術を用いて</b> 、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。			4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築 1) 「まるごとまちごとハザードマップ」等の分かり易い情報発信 個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、近年発生した洪水等について浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路・避難場所等を市街地に表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。また、 <b>仮想現実（VR）や拡張現実（AR）などの技術を用いて</b> 、淀川における治水、防災に関する情報をわかりやすく発信し、洪水時における住民と淀川の関わりについても理解を深めていただくよう努める。
81	2) 様々な媒体による防災情報の発信 日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・ <b>地上デジタル放送</b> ・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するための <b>システム整備を進める</b> 。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。	2) 様々な媒体による防災情報の発信 日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・ <b>SNS</b> ・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や <b>避難勧告・指示</b> をわかりやすく確実に提供するための <b>取組をさらに進める</b> 。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする。	「避難勧告・指示を・・・」→「避難指示を・・・」 理由：避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化される。	案に反映	2) 様々な媒体による防災情報の発信 日常よりマスメディアを通して河川に係わる身近な情報をタイムリーに、また定期的に発信できるようにしているが、さらに、洪水時・災害時の情報を広く伝達できるよう、ラジオ・テレビ放送・防災無線・インターネット・ <b>SNS</b> ・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、映像や音声により河川情報や <b>避難指示</b> をわかりやすく確実に提供するための <b>取組をさらに進める</b> 。その際、情報については、難解なものや専門的な表現は避け、図表等を用いてできる限りわかりやすくする（写真4.1.3-1）。
82	3) 関係機関との連携 豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。 さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者（国・自治体）同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。 また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。 なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。	3) 関係機関との連携 豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。 さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者（国・自治体）同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。 <b>また、国、府県、市町村職員の技術力や知識向上のために、工事に</b> 関する <b>現場見学会や、過去の水害の歴史と教訓の伝承などを共有できる場を設置する</b> 。 また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。 なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。 <b>平成29年10月に採択された「淀川宣言」に基づき、水害の歴史や教訓の伝承や、流域自治体による一体的な議論の継続など流域一丸となった取組を推進し、上下流の府県・市町村が、国とともに広域的な議論を行う。</b>			3) 関係機関との連携 豪雨災害等の総合的な水害・土砂災害対策を進めるために国、府県等により構成される「総合流域防災協議会」や水質汚濁防止連絡協議会のメンバー等により構成される「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」等において関係機関等と連携し、洪水・災害時の情報共有などの取り組みを進める。あわせて、関係機関等との連携の進捗状況や連携を進めるにあたり生じた課題は、必要に応じて一般にも広く公表する。 さらに、上下流の利害等の調整を円滑に進めるために、河川管理者（国・自治体）同士が議論を深めていくとともに、淀川流域全体の市町村が一堂に会し、水源地の保全や水害に強いまちづくりなど流域の市町村が一体となって取り組むべき様々な課題について意見交換できる場を設置する。 <b>また、国、府県、市町村職員の技術力や知識向上のために、工事に</b> 関する <b>現場見学会や、過去の水害の歴史と教訓の伝承などを共有できる場を設置する</b> 。 また、琵琶湖・淀川流域圏として一体的・総合的な施策を展開するため、第6次都市再生プロジェクト「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を通じて流域圏の様々な関係機関と連携した取り組みを実施する。 なお、府県が管理する区間の河川整備計画を策定する際には、本計画と相互に整合が図られるよう、河川管理者間で調整する。 <b>平成29年10月に採択された「淀川宣言」に基づき、水害の歴史や教訓の伝承や、流域自治体による一体的な議論の継続など流域一丸となった取組を推進し、上下流の府県・市町村が、国とともに広域的な議論を行う。</b>
83	4.1.4. 上下流の連携の構築 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。  1) 水源地域ビジョンを推進する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	4.1.4. 上下流の連携の構築 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。  1) 水源地域ビジョンを推進する。 <b>管理ダム全般</b>	変更原案P.43の「上下流の連携の構築」において、「上流」の定義があいまいであり、琵琶湖が含まれるのか否か不明確であるため、明確にすべき。	案に反映	4.1.4. 上下流の連携の構築 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、下流の治水・利水両面の重要施設であるダムが存在しているという観点に立てば、水源地域の活性化は流域全体にとって重要な課題である。そのため、水源地域やダムに対する理解と協力を得るための施策を支援・実施する。また、 <b>水源地と受益地との</b> 上下流の交流・連携を一層進め、相互の理解を深めることで、下流域は上流域に感謝し、上流域は下流域のことを気遣うような関係を構築していく。  1) 水源地域ビジョンを推進する。 <b>管理ダム全般</b>

番号	現行計画（2009. 3. 31） <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案（2021. 2. 26） <b>現行計画からの変更箇所を赤字</b> <b>変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
84	2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。（写真4. 1. 4-1） 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。（写真4. 1. 4-1） <b>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</b>  <b>ダムを含めた河川管理施設等を観光資源としたインフラツーリズムについて継続して実施する。実施にあたっては、持続した取り組みとなるよう検討段階から地域との連携を図る。</b>	「天ヶ瀬ダム、高山ダム・・・一庫ダム」→「管理ダム全般」理由：川上ダムが管理移行すれば対象ダムになるのでは。  「インフラツーリズム」だけでなく、近畿地整の取組みである「魅せる現場」、の記載もされた方が良いと思います。（地整のHPIには記載有り）	案に反映  案に反映	2) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する（写真4. 1. 4-1）。 <b>管理ダム全般</b>  <b>ダムを含めた河川管理施設等を観光資源とした「インフラツーリズム」や「魅せる現場」等について継続して実施する。実施にあたっては、持続した取り組みとなるよう検討段階から地域との連携を図る（写真 4. 1. 4-2）。</b>
85	4. 2. 河川環境 4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換する必要がある。 そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水、利水、河川利用という多くの目的のどれかを劣後にすることなく総合的な検討を行い、環境、治水、利水を同列に扱う河川整備を行うことを基本的な考え方とする。 現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱による環境への応答が科学的に十分解明されておらず、施設整備による影響予測には不確実な面がある。また、河川環境を検討するために必要な過去のデータが不足していること、環境への影響を回避・低減するための保全措置等に関する知見が十分に蓄積されていないこと、環境に関する目標設定や定量的評価が技術的に確立していないこと等から、治水、利水と同様に河川環境への影響等を技術的に <b>評価することは困難</b> である。	4. 2. 河川環境 4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換する必要がある。 そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水、利水、河川利用という多くの目的のどれかを劣後にすることなく総合的な検討を行い、環境、治水、利水を同列に <b>扱い、水文化・景観、親水や生物の生息・成育環境の保全を踏まえて</b> 河川整備を行うことを基本的な考え方とする。 現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱による環境への応答が科学的に十分解明されておらず、施設整備による影響予測には不確実な面がある。また、河川環境を検討するために必要な過去のデータが不足していること、環境への影響を回避・低減するための保全措置等に関する知見が十分に蓄積されていないこと、環境に関する目標設定や定量的評価が技術的に確立していないこと等から、治水、利水と同様に河川環境への影響等を <b>技術的に評価することは困難</b> である。	新旧対照表p52の4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承の文中に、4. 2. 2. と並列関係にある河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生が記述されているため、河川環境の部分の構成が分かりづらくなっている。河川の連続性の確保や川本来のダイナミズムの再生の説明は、むしろ4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方でそれぞれ説明すべきテーマであり、そのように修正する必要がある。  新旧対照表p52の4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方で第3段落の文章に以下の修正が必要 修正前 ・・・治水、利水と同様に河川環境への影響等を技術的に評価することは困難である。 修正後 ・・・治水、利水と同様の精度で河川環境への影響等を評価することは技術的に困難である。	案に反映  案に反映	4. 2. 河川環境 4. 2. 1. 河川環境の保全と再生の基本的な考え方 これまでの流域における社会活動、河川の整備や利用が淀川水系や我々自身の生活環境に与えてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方のもと、これからの河川の整備と管理の取り組みを転換する必要がある。 そのため、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、水・生物・人を含めた総体を捉え、その多様な価値を活かすために、自然環境の保全と再生、治水、利水、河川利用という多くの目的のどれかを劣後にすることなく総合的な検討を行い、環境、治水、利水を同列に <b>扱い、水文化・景観、親水や生物の生息・生育・繁殖環境の保全を踏まえて</b> 河川整備を行うことを基本的な考え方とする。また、「 <b>「川が川をつくる」の手伝う</b> 」との認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる <b>健全な水循環・物質循環系の構築を進める</b> 。 現状では、河川における人為的改変や自然的攪乱による環境への応答が科学的に十分解明されておらず、施設整備による影響予測には不確実な面がある。また、河川環境を検討するために必要な過去のデータが不足していること、環境への影響を回避・低減するための保全措置等に関する知見が十分に蓄積されていないこと、環境に関する目標設定や定量的評価が技術的に確立していないこと等から、治水、利水と同様の <b>精度で河川環境への影響等を評価することは技術的に困難</b> である。
86	本計画は、治水施設や水資源開発施設の整備にあたって、環境への影響が極力小さくなる、あるいは環境の改善につながる手法を選択することを基本とする。また、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、様々な試行的取り組みも交えながら事業を実施する。モニタリングにあたっては、5年、10年といった年限を区切った上で河川と流域の状況を把握し、その結果に応じて河川整備の内容を見直すなど、事業の効果・影響を把握しながら改善する順応的管理を導入する。	本計画は、治水施設や水資源開発施設の整備にあたって、環境への影響が <b>極力小さくなる、あるいは環境の改善や保全</b> につながる手法を選択することを基本とし、 <b>魅力ある水辺空間の創出や豊かな河川環境の整備を推進する</b> 。なお、 <b>琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行（平成27年9月28日）や気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえて、関係機関と連携のもと</b> と取り組む。また、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、様々な試行的取り組みも交えながら事業を実施する。モニタリングにあたっては、5年、10年といった年限を区切った上で河川と流域の状況を把握し、その結果に応じて河川整備の内容を見直し、 <b>必要に応じ改良を行うなど</b> 、事業の効果・影響を把握しながら改善する順応的管理を導入する。	第4段落の文章に以下の修正が必要 修正前 ・・・環境への影響が極力小さくなる、あるいは環境の改善や保全・・・ 修正後 ・・・環境への影響を極力小さくするとともに、環境の改善や保全・・・  第4段落の7行目の最後に・・・事業を実施する。の「。」を挿入	案に反映	本計画は、治水施設や水資源開発施設の整備にあたって、環境への影響を <b>極力小さくするとともに</b> 、環境の改善や <b>保全</b> につながる手法を選択することを基本とし、 <b>魅力ある水辺空間の創出や豊かな河川環境の整備を推進する</b> 。なお、 <b>琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行（平成27年9月28日）や気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえて、関係機関と連携のもと</b> と取り組む。また、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、様々な試行的取り組みも交えながら事業を実施する。モニタリングにあたっては、5年、10年といった年限を区切った上で河川と流域の状況を把握し、その結果に応じて河川整備の内容を見直し、 <b>必要に応じ改良を行うなど</b> 、事業の効果・影響を把握しながら改善する順応的管理を導入する。
87	4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。 特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。 また、「川が川をつくる」を手伝う」との認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。	4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。 特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。 <b>また、「川が川をつくる」を手伝う」との認識のもとで、徹底した河川の連続性の確保、川本来のダイナミズムの再生、環境、治水、利水にわたる健全な水循環・物質循環系の構築を進める。</b>	○「川が川をつくる」を手伝う」との認識のもとで・・・ この表現の定義があいまいである。元の整備計画作成の際には流域委員会では、そのイメージがなんとなく共有されていたかと思うが、現在ではこの表現は的確ではないように思われる。 特にこの変更原案ではさらに目標を高めて河道改修を進めることになるので、この認識だけでは無責任のような気がする。さらに踏み込んで河川環境をどう回復・維持するのか、この10年の経験を踏まえ、きちんと適切な表現に直すべきである。本文の4. 2. 6では積極的な管理手法も記載されており、この表現はなじまない。（問題意識） 「川が川をつくる」に任せれば、土砂堆積・異常洗掘や樹木繁茂により河道断面は維持できず、環境も損なわれてきている事例が多い。環境面でも維持管理が欠かせない状況になっている。  また、p59の4. 2. 2. 川本来のダイナミズムの番号が間違っているので要修正。	案に反映  案に反映	4. 2. 2. 多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承 水辺にワンドやたまりが数多く存在し、水位の変動によって冠水・攪乱される区域が広範囲に存在し、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目標とする。その目標のもとで、琵琶湖や淀川等に生息・生育・繁殖する固有種や天然記念物等、特徴ある種をはじめ、多様な在来生物を保全するため、清らかな水と生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。 特に、淀川水系の約47%の面積を占める流域を有し、水系全体の環境、治水、利水に大きな役割を果たしている琵琶湖の保全と再生に積極的に取り組む。

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
88	<p>(1) 良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについては<b>近年【淀川】</b>その生息環境の<b>悪化が強く懸念されている【淀川】</b>。そのため、淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p>	<p>(1) <b>良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生</b> 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラをはじめとして、多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについてはその生息環境の<b>拡大に対する期待が大きい</b>。そのため、<b>淀川水系に生息する我が国固有の生物を中心として</b>在来生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p>	<p>新旧対照表p53の1)生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施するは、(1)良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生という一般的なタイトルの下で、①イタセンバラ、②ナカセコカワニナ、③オオサンショウウオ、④アユモドキという特定の希少種のみを扱い、p54の2)についてはセタシジミ等を対象に琵琶湖南湖を取りあげているため、分かりづらくなっている。現在の構成を踏まえるのであれば、副題を下記のように修正するべきである。これに伴い前文も含めて下記のように修正するのがよい。</p> <p>(1) 淀川水系を代表する希少生物の生息環境の保全・再生 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラやアユモドキをはじめとする多くの希少生物が生息している。特にイタセンバラについてはその生息環境の拡大に対する期待が大きい。これらの淀川水系を代表する希少生物について、その他の在来生物も含めた生息・生育・繁殖環境を保全・再生する取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p> <p>1) イタセンバラの生息するワンド・たまりの保全・再生 2) ナカセコカワニナ等の宇治川固有種の生息環境の保全・再生 3) アユモドキの生息環境の再生 4) セタシジミ等の生息する琵琶湖南湖の保全・再生     (2) 外来種対策の推進     (3) 淀川水系の良好な河川景観の保全・創出</p> <p>淀川水系には～をはじめとして多くの希少生物が生息している。近年国や自治体単位ですすめられているレッドデータブックにおいても、淀川水系が多くの希少生物の生息環境として重要であることが認識されており、淀川管内のレッドデータ種を明らかにして総合的な保全活動が期待されている。特にイタセンバラについては～以下続く。全体を明らかにしつつ保全活動をすすめる。</p> <p>生物多様性を考える上では、イタセンバラに限らず他の種に対しても、配慮して進めていることを記載すべき。外来種についても同様。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>(1) 淀川水系を代表する希少生物等の生物の<b>良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生</b> 淀川水系には特別天然記念物のオオサンショウウオ、天然記念物のイタセンバラやアユモドキをはじめとする多くの希少生物が生息している。近年国や自治体単位ですすめられている<b>レッドデータブック</b>においても、<b>淀川水系が多くの希少生物の生息環境として重要であることが認識されており、淀川管内のレッドデータ種を明らかにして総合的な保全活動が期待されている</b>。特にイタセンバラについてはその生息環境の<b>拡大に対する期待が大きい</b>。これらの淀川水系を代表する<b>希少生物について、その他の希少種以外の在来生物も含めた生息・生育・繁殖環境を保全・再生する</b>取り組みを、関係機関とも連携し積極的に実施する。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
89	<p>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。</p> <p>①イタセンバラ (ワンド倍増計画) イタセンバラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」、「近畿地方イタセンバラ保護増殖事業連絡会議」等関係機関と連携を図る。</p> <p>淀川城北地区 ・淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3.0mからOP+2.5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を試行し、概ね10年以内を目途に【淀川】操作方法を確立する。 ・当面の処置としてワンド群の水位を本川より低く維持して、平常時においても浅場の創出や流れを発生させてワンド内の環境改善を行う。 ・順次ワンドの干し上げを行うなどの環境改善を実施し、あわせて外来魚の一斉駆除等を行う。 ・ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木を実施する。</p> <p>淀川楠葉地区など ・楠葉地区、水無瀬地区、牧野地区などの自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流の区間において、ワンドやたまりを再生する。</p> <p>木津川下流地区 ・現在あるたまりを保全し、周辺の樹木の伐木を実施する。 ・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりを造ることも検討する。</p>	<p>1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。</p> <p>①イタセンバラ イタセンバラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、既設ワンドの保全を図りつつ新設ワンドを整備しており、引き続きこうした生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進め</p> <p>る。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」等関係機関と連携のもと、イタセンバラの密漁を防止するパトロールや、外来種駆除を実施する。(写真4.2.2-3)</p> <p>淀川大堰の湛水域 (城北地区、点野地区、三矢地区等) ・淀川大堰湛水域の取水も考慮しつつ、春季から夏季にかけての平常時水位を低く維持した上で、自然の水位変動やアユの遡上に配慮した水位操作を試行し、操作方法を確立する。 ・当面の処置としてワンド群の水位を本川より低く維持して、平常時においても浅場の創出や流れを発生させてワンド内の環境改善を行う。 ・必要に応じてワンドの干し上げや外来魚の一斉駆除等を行うほか、ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木等により環境改善を実施する。 ・三矢地区、点野地区において、ワンドやたまりを再生する。なお既に完了した箇所においても、順応的 management の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じ改良等を実施する。</p> <p>淀川大堰湛水域より本川上流区間 (淀川楠葉地区等) ・水無瀬地区、大塚地区、樋之上地区などの自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流の区間において、ワンドやたまりを再生する。なお既に完了した箇所においても、順応的 management の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じて改良等を実施する。</p> <p>木津川下流地区 ・現在あるたまりを保全するため、周辺の樹木の伐木や土砂環境の改善を実施する。 ・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりの整備手法を検討する。</p>	<p>新旧対照表p53のイタセンバラに関する木津川下流地区部分を、現存のたまりの保全対策は、たまりそのものの手入れではなく植生管理や土砂管理による「氾濫原環境の改善」を通じて実施する必要があることがわかるよう、以下のように修正していただきたい。</p> <p>木津川下流地区 ・現存するたまりについては、氾濫原環境を保全するために、植生管理や土砂環境の改善を実施する。</p> <p>「①イタセンバラ」 →例えば「①イタセンバラを代表種とするワンド、たまりの保全・再生」 理由：計画に記載されている内容はイタセンバラに関するものだけではなく、たまりの保全・再生はイタセンバラのためだけに実施するものではない。</p> <p>p46の9-10行目の間の不要な行間削除</p> <p>・・・等関係機関と連携のもと、」 →「・・・等関係機関や淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワークと連携のもと、」 理由：計画策定後に結成されたイタセンネットも密漁監視や外来種駆除に貢献している。</p> <p>「・・・も考慮しつつ、春季から夏季にかけての平常時水位を低く・・・」 →「・・・も考慮しつつ、春から夏にかけて産卵する魚類のために、春季から夏季にかけての平常時水位を低く・・・」 理由：秋産卵のイタセンバラではなく、春夏産卵魚のためであるため。</p> <p>「・・・アユの遡上に配慮した・・・」→「・・・アユの遡上にも配慮した・・・」 理由：アユの遡上は「ワンド、たまりの保全・再生」の直接的な目的ではないため。</p> <p>「当面の処置として・・・ワンド内の環境改善を行う。」 →「当面の処置として・・・ワンド内の環境改善を行うことを試行し、対策を検討する。」 理由：当面の処置の結果を検討して対策を検討することが必要。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>1) イタセンバラ等の在来種が生息するワンド・たまりの保全・再生 イタセンバラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、既設ワンドの保全を図りつつ新設ワンドを整備しており、引き続き生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンバラ協議会」等関係機関や「淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク」等と連携のもと、イタセンバラの密漁を防止するパトロールや、外来種駆除を実施する(写真4.2.2-1)。</p> <p>淀川大堰の湛水域 (城北地区、点野地区、三矢地区等) ・淀川大堰湛水域の取水も考慮しつつ、春から夏にかけて産卵する魚類のために、春季から夏季にかけての平常時水位を低く維持した上で、自然の水位変動やアユの遡上にも配慮した水位操作を試行し、操作方法を確立する。 ・当面の処置としてワンド群の水位を本川より低く維持して、平常時においても浅場の創出や流れを発生させてワンド内の環境改善を行うことを試行し、対策を検討する。 ・必要に応じてワンドの干し上げや外来魚の一斉駆除等を行うほか、ワンドに繁茂している外来植生の防除や周辺の伐木等により環境改善を実施する。 ・三矢地区、点野地区において、ワンドやたまりを再生する。なお既に完了した箇所においても、順応的 management の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じ改良等を実施する。</p> <p>淀川大堰湛水域より本川上流区間 (淀川楠葉地区等) ・水無瀬地区、大塚地区、樋之上地区などの自然に水位変動が起こっている淀川大堰湛水域より上流の区間において、ワンドやたまりを再生する。なお既に完了した箇所においても、順応的 management の考え方によりモニタリングを行い、持続的な効果が得られるよう必要に応じて改良等を実施する。</p> <p>木津川下流地区 ・現存するたまりについては、氾濫原環境を保全するために、植生管理や土砂環境の改善を実施する。 ・地形等の精査や河川の流況をふまえて、以前に確認されていたたまりを再生するとともに、新たなたまりの整備手法を検討する。</p>
90	<p>②ナカセコカワニナ (写真4.2.2-1) 宇治川にはナカセコカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>③オオサンショウウオ (写真4.2.2-2) 木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巢穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策を検討して実施する。</p> <p>④アユモドキ 専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p>	<p>②ナカセコカワニナ (写真4.2.2-1) 宇治川にはナカセコカワニナやイボカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・生育・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>③オオサンショウウオ (写真4.2.2-2) 桂川・木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巢穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討や河川改修を実施する際に生息・繁殖に配慮により保全に努める。</p> <p>④アユモドキ 専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p>	<p>追記「桂川下流地区 ・ヨドゼゼラの模式産地である桂川下流部のワンドを保全し、河道改修にあたっては新たなワンドを設置するなどミティゲーションを実施する。」 理由：計画策定後に新規登録された淀川水系固有種のヨドゼゼラの保全について記載する必要があるのでは。</p>	<p>案に反映</p>	<p>2) ナカセコカワニナ等の宇治川固有種の生息・繁殖環境の保全・再生 (写真4.2.2-2) 宇治川にはナカセコカワニナやイボカワニナの模式産地がある。専門家の意見を聞きながらその生息・繁殖環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>3) オオサンショウウオの生息・繁殖環境の保全 (写真4.2.2-3) 桂川・木津川上流において、専門家の意見を聞きながらオオサンショウウオの生息実態を調査し、人工巢穴の設置、井堰等におけるオオサンショウウオの移動経路の確保など、その生息・繁殖に適した河川環境の再生・創出方策の検討や河川改修を実施する際に生息・繁殖に配慮し保全に努める。</p> <p>4) アユモドキの生息・繁殖環境の再生 専門家の意見を聞きながらアユモドキの生息を調査し、その生息環境として望ましい河川環境の再生方策を検討して実施する。</p> <p>5) ヨドゼゼラの生息・繁殖環境の保全 桂川下流において、ヨドゼゼラの模式産地であるワンドを保全し、河道改修にあたっては新たなワンドを設置するなどを検討し実施する。</p>



番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
91	2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。	2) 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。また、琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全および再生に関する法律を踏まえ、関係機関と連携のもと取り組む。			6) セタシジミ等の生息する琵琶湖南湖の生息・繁殖環境の保全・再生 水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。また、琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全および再生に関する法律を踏まえ、関係機関と連携のもと取り組む。
92	(2) 在来種を脅かす対策の推進 侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。	(2) 外来種対策の推進 侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除・抑制等の対策を推進するとともに、持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。また、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ等の駆除について、住民等が実施する取組を支援する。	新旧対照表p54の外来種対策について、コクチバスやアメリカナマズなど近年問題が顕在化している種についても追記すべき。  淀川水系の外来種問題の全体像を明らかにしつつ具体的対策に取り組む姿勢が大切。例えば京都府の外来種データブック(2007) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/gairai/databook.html">http://www.pref.kyoto.jp/gairai/databook.html</a> のように淀川水系の外来種データブックを作成しつつ、具体的対策に取り組むべきと思う。	案に反映  案に反映	(2) 外来種対策の推進 侵略的外来種の実態調査を継続し、関係機関や住民・住民団体(NPO等)と連携しながら駆除・抑制等の対策を推進するとともに、外来種リストの作成や持ち込みの自粛やペットの適切な飼育を呼びかけるなどの啓発活動を実施する。なお、外来種の減少を目的とした自治体の条例制定に向けた調整や協議を実施する。また、オオクチバス、ブルーギル、コクチバス、アメリカナマズ、オオバナミズキンバイ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ等の駆除について、住民等が実施する取組を支援する。
93	(3) 良好な景観の保全・創出 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。 また、都市域を流れる淀川の特徴をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。  1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。	(3) 良好な景観の保全・創出 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。 また、都市域を流れる淀川の特徴をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。  1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。			(3) 良好な景観の保全・創出 川や湖が持つ自然の変化や、川や湖と人の暮らしとの歴史的なつながりによって形成されてきた淀川水系を特徴づける景観等に配慮し、コンクリート護岸の覆土や堤防の緩傾斜化により川らしい景観を復元するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図る。 また、都市域を流れる淀川の特徴をふまえ、清らかな水や多様な生物とのふれあいなど、人々が身近な自然を体感できる河川空間の創出を図る。  1) 瀬田川の水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会からの提言「瀬田川のあるべき姿」にもとづき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境と調和した河川施設とするよう、構造物の形状や色彩について検討を行い改善する。
94	2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画(案)に基づき、計画的に伐採を実施する。  3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、一庫ダム  4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。	2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき、計画的に伐採を実施する。  3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム  4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。			2) 河川の景観を特徴づけている樹林等の保全について、治水上の影響・効果を考慮しつつ実施する。この際、河川景観を損ねている河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、河川維持管理計画に基づき、計画的に伐採を実施する。  3) ダム貯水池の斜面における水位変動域の裸地対策として緑化等を行うとともに、ダム周辺における構造物等の景観対策について検討する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム  4) 河川景観を損ねている不法工作物の計画的な是正やゴミの不法投棄の防止に努める。
95	4.2.3. 河川の連続性の確保 今後の河川整備は、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもと、「多自然川づくり基本指針」（平成18年10月）に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。 そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。	4.2.3. 河川の連続性の確保 今後の河川整備は、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもと、「多自然川づくり基本指針」（平成18年10月）に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。 そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。	●本川中流域河川公園の横断方向の連続性の修復と河川環境再生による、淀川本川中流域での川と人との繋がりの回復について（4.1または4.2や3.7関連項目への記述追加） 別紙1のとおり	案に反映	4.2.3. 河川の連続性の確保 今後の河川整備は、「川が川をつくる」の手伝う」との認識のもと、「多自然川づくり基本指針」（平成18年10月）に基づき、山から海までのつながり、流水・流砂や生物・生態系のつながり、川や湖と人の暮らしとのつながりを回復するため、河川の横断方向及び縦断方向の連続性、湖や河川と陸域との連続性を徹底して確保することを目指す。 そのため、瀬と淵、砂州や狭窄部等の自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。 また、淀川河川公園についても関係機関と調整する。

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
96	<p>(1) 水辺や河原の保全・再生 水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。 淀川下流においては、平成20年3月現在51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド倍増計画等を進める。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。 また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p>	<p>(1) 水辺や河原の保全・再生 水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。 淀川下流においては、既設ワンドの保全を図りつつ新設ワンドを引き続き整備するとともに、既設ワンドにおけるモニタリング及び評価をふまえ、必要に応じて改善について検討の上、実施する。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息・生育・繁殖環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。 琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全および再生に関する法律を踏まえて、関係機関と連携のもと取り組む。 また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p>			<p>(1) 水辺や河原の保全・再生 水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖に重要な水陸移行帯等の良好な水辺環境の保全・再生を図るため、堤防の緩傾斜化や河川敷から水辺への形状をなだらかにする切り下げ、ワンドやたまりの整備を実施する。 淀川下流においては、既設ワンドの保全を図りつつ新設ワンドを引き続き整備するとともに、既設ワンドにおけるモニタリング及び評価をふまえ、必要に応じて改善について検討の上、実施する。干潟については、昭和20年代に存在していた全ての地点において、検討の上、再生を図る。また、木津川の上野遊水地においては、遊水地内の生物の生息・生育・繁殖環境と河川との連続性の維持・回復を目指す。 琵琶湖の保全・再生にあたっては、琵琶湖の保全および再生に関する法律を踏まえて、関係機関と連携のもと取り組む。 また、他の地点において河川工事を実施する場合にも水系内の類似の河川を参考にして横断方向の連続性を確保する。</p>
97	<p>①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施する。 淀川 赤川地区、城北地区、豊里地区、庭窪地区、唐崎地区（芥川合流部）、前島地区（水制工も整備）、牧野地区（水制工も整備）、楠葉地区、水無瀬地区 芥川 津之江地区（関係自治体と連携して実施） 木津川下流地区（写真4. 2. 3-1, 2）</p> <p>②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 淀川 中津地区、鳥飼地区</p> <p>③干潟を保全・再生する。 淀川 淀川大堰付近から河口まで（図4. 2. 3-1、写真4. 2. 3-3）</p> <p>④ヨシ原の保全・再生を図る。 淀川 鶴殿地区（河川敷の切り下げ） 宇治川 向島地区（手法も含め検討して実施）</p>	<p>①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施し、整備したワンドの調査を行い、必要に応じて改善について検討の上、実施する。 淀川 庭窪地区、点野地区、枚方地区、大塚地区、三矢地区 木津川下流地区（写真4. 2. 3-1, 2）</p> <p>②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 淀川 中津地区、鳥飼地区</p> <p>③干潟を保全・再生する。 淀川 淀川大堰付近から河口まで（図4. 2. 3-1、写真4. 2. 3-3）</p> <p>④ヨシ原の保全・再生を図る。 淀川 鶴殿地区（河川敷の切り下げ、導水路による配水） 宇治川 向島地区（手法も含め検討して実施）</p>	<p>「大塚地区、三矢地区」→「大塚地区、三矢地区 及び既設ワンド」 理由：既設ワンドも「必要に応じて改善」するのであれば。</p>	案に反映	<p>①干陸化した河川敷の切り下げ等によりワンド群やワンド・たまりの保全・再生を実施し、整備したワンドの調査を行い、必要に応じて改善について検討の上、実施する。 淀川 庭窪地区、点野地区、枚方地区、大塚地区、三矢地区、既存ワンド（写真4. 2. 3-1, 2） 木津川下流地区 その他の地区でも、必要に応じて検討して実施する。</p> <p>②横断方向の河川形状の修復方法等について検討して実施する。 淀川 中津地区、鳥飼地区 その他の地区でも、必要に応じて検討して実施する。</p>
97			<p>①には桂川、宇治川を、②には桂川、宇治川を、④には新淀川を、⑥には桂川を、⑧には淀川本川、木津川、桂川をそれぞれ追記する。（なお、河川整備計画に詳細な地点の位置まで記す必要がないので、例示した写真説明にのみ記すべき）</p>	案に反映	<p>③干潟を保全・再生する。 淀川 淀川大堰付近から河口まで（図4. 2. 3-1、写真4. 2. 3-3）</p> <p>④ヨシ原の保全・再生を図る。 淀川 鶴殿地区（河川敷の切り下げ、導水路による配水）、淀川大堰付近から河口まで 宇治川 向島地区（手法も含め検討して実施）</p>
98	<p>⑤河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。 木津川下流（写真4. 2. 3-4）</p> <p>⑥砂礫河原を再生する。 野洲川 放水路区間、石部地区（干陸化した河床の切り下げ） 猪名川 猪名川・藻川合流点～池田・川西地区（写真4. 2. 3-5）</p> <p>⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部（写真4. 2. 3-6）</p>	<p>⑤河道内砂州の掘削等を行い、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。 木津川下流（写真4. 2. 3-4）</p> <p>⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。 野洲川 放水路区間、落差工から石部頭首工区間（写真4. 2. 3-5）</p> <p>⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部（写真4. 2. 3-6）</p> <p>⑧湿地環境の保全・再生を図る。 猪名川・藻川（0. 6km～5. 4km）（写真4. 2. 3-7）</p>	<p>「⑤河道内砂州の掘削等を行い、」→例えば「⑤陸域と水域の二極化を改善するため、河道内砂州の掘削等により、水際環境の多様化を図り、」 理由：木津川で竹蛇籠等による水際線の環境改善が試みられている。</p>	案に反映	<p>⑤陸域と水域の二極化を改善するため、河道内砂州の掘削等により、水際環境の多様化を図り、かつての砂河川の再生並びに現存する良好な砂州の保全を図る。 木津川下流（写真4. 2. 3-4）</p> <p>⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。なお、再生実施箇所の調査を行い、必要に応じて改善について検討して実施する。 野洲川 放水路区間（落差工から石部頭首工区間）（写真4. 2. 3-5） その他の地区でも、必要に応じて検討して実施する。</p>
98			<p>「⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生する。」→「⑥砂礫河原及び瀬と淵を再生し、再生実施箇所の調査を行い、必要に応じて改善について検討の上、実施する。」 理由：再生実施箇所について順応的管理が必要。</p> <p>水制工が下流向きとなっていますが、特別の設計意図が無いのであれば、高水敷の狭い場所なので、水制下流河岸部が洗堀域となる下流向き水制ではなく、一般的な直角又は上流向き水制工のイメージとしてはどうでしょうか。（下流向き水制工は、出水時は越流方向が河岸方向になり河岸側が洗堀域になります。維持管理面を考えると直角か上流向きが一般的だと思います。）</p>	案に反映（写真の修正）	<p>⑦琵琶湖とつながる川のヨシ帯を再生する。 野洲川 河口部（写真4. 2. 3-6）</p> <p>⑧湿地環境の保全・再生（代替的な創出を含む）を図る。 猪名川・藻川（0. 6km～5. 4km）（写真4. 2. 3-7） その他の地区でも、必要に応じて検討して実施する。</p>
98			<p>新旧対照表p57の河川の連続性において、湿地環境が創出されるような河床地形の横断勾配や比高差の面積割合等の設定が重要なので、⑧湿地環境の保全・再生・創出を図るとする。</p>	案に反映	



番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
103	<p>4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダム等の運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。</p> <p>（1）水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。 一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p>	<p>4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダム等の運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。また、琵琶湖の保全・再生にあたっては、関係機関と連携のもと取り組む。</p> <p>（1）水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。 一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p>	<p>新旧対照表p59の4. 2. 4. の川本来のダイナミズムには、土砂移動に関する記載がないので、4. 2. 4. の前段の文に、『・・・水位や流量の変動、「土砂移動」など・・・』と追記すべき。さらに各論についても、（3）土砂動態の適正化に向けた検討と再生といった節を設けるべき。 また、p59の4. 2. 2. 川本来のダイナミズムの番号が間違っているので要修正。</p> <p>「・・・運用を試行するとともに、新たな施設による容量確保を調査・検討する。」 →「・・・運用を試行する。」 理由：「新たな施設による容量確保」の調査・検討が、P99で削除された「渇水対策容量の確保」についての調査・検討であれば、同様に削除が適切では。</p>	案に反映	<p>4. 2. 4. 川本来のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動や土砂移動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、堰による水位操作の改善やダム等の運用の改善など必要な方策を関係機関と協議・調整をした上で実施する。また、琵琶湖の保全・再生にあたっては、関係機関と連携のもと取り組む。</p> <p>（1）水位変動リズムの回復 治水への影響や水需要の抑制をふまえた利水への影響を考慮した上で、淀川大堰や瀬田川洗堰等の試行操作を行い、自然の水位変動に近づける。 一方、琵琶湖の水位低下の長期化による湖内環境の変化を予防することも必要であり、自然の水位変動も考慮した上で、できるだけ琵琶湖の水位は保持することとし、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を試行する。 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育・繁殖環境の調査を実施し、問題点等実態を把握の上、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。</p>
104	<p>1）淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3. 0mからOP+2. 5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動に近い水位操作を行い、概ね10年以内を目途に操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p>	<p>1）淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3. 0mからOP+2. 5mに概ね50cm低く維持した上で、自然の水位変動やアユの遡上に配慮した水位操作を行い、取水者との調整を踏まえ操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p>	<p>「淀川大堰湛水域の取水施設を改良し、春季から夏季にかけての平常時水位を現行のOP+3. 0mからOP+2. 5mに概ね50cm低く維持した上で、」 P46では文章が変更になっているが？</p>	案に反映	<p>1）淀川大堰による水位操作の改善 淀川大堰湛水域の取水も考慮しつつ、春から夏にかけて産卵する魚類のために、春季から夏季にかけての平常時水位を低く維持した上で、自然の水位変動やアユの遡上にも配慮した水位操作を試行し、操作方法を確立する。 また、淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。</p>
105	<p>2）瀬田川洗堰による水位操作の改善 琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>	<p>2）瀬田川洗堰による水位操作の改善 気候変動に伴う洪水や渇水の頻発も踏まえ、琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>	<p>【変更原案】 気候変動に伴う洪水や渇水の頻発も踏まえ、琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、… 【修正案】 琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、気候変動に伴う洪水や渇水が激甚化・頻発化する懸念も踏まえながら、…</p>	案に反映	<p>2）瀬田川洗堰による水位操作の改善 気候変動に伴い洪水や渇水が激甚化・頻発化する懸念も踏まえ、琵琶湖周辺で産卵・育成する魚類を保護するために、洪水期前については、降雨による水位上昇後、湖辺のヨシ帯が冠水する時間を増加させるなど自然の水位変動をふまえた弾力的な水位操作を行っており、さらに洪水期間においても琵琶湖周辺域及び下流の治水リスクを増大させない範囲で、治水・利水・環境の調和のとれた弾力的な操作方法の確立を目指す。</p>
106	<p>3）琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 ③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</p>	<p>3）琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制</p>			<p>3）琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制</p>
107	<p>4）既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。（写真4. 2. 4-1）また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム</p>	<p>4）既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。（写真4. 2. 4-1）また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p>			<p>4）既設ダムにおける弾力的運用等の検討 流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する（写真4. 2. 4-1）。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
108	<p>（2）河川環境の保全・再生のための流量の確保 水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。 特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p>	<p>（2）河川環境の保全・再生のための流量の確保 水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。 特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p>			<p>（2）河川環境の保全・再生のための流量の確保 水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、できるだけ自然流況に近い流量が流れるようダム・堰等の運用を試行しモニタリング及び評価を行う。 特に、淀川大堰下流や琵琶湖に流入する河川等において、流量が生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生にとって重要な要因となっていることから、各河川特性に応じ、周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討する。</p>
109	<p>1）流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保 淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量（以下、「正常流量」という。）は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。 ○淀川「高浜地点」 正常流量 概ね180m<sup>3</sup>/s（かんがい期） 概ね170m<sup>3</sup>/s（非かんがい期） 平均渇水流量 約120m<sup>3</sup>/s※  日常の河川管理においては、取水量が日々変動するため淀川大堰の湛水域で水位観測を行い、その変動に応じて上流の琵琶湖及びダムから必要な水量を補給する。  ○猪名川「小戸地点」 正常流量 概ね1.4m<sup>3</sup>/s（通年） 平均渇水流量 概ね1.04m<sup>3</sup>/s※※ 正常流量は確保されていない状況にあるが、一庫ダムにより効率的な水の補給を図るとともに、河川管理者と利水者で構成される「猪名川渇水調整委員会」等において水利用の合理化に努める。</p>	<p>1）流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保 淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量（以下、「正常流量」という。）は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。 ○淀川「高浜地点」 正常流量 概ね180m<sup>3</sup>/s（かんがい期） 概ね170m<sup>3</sup>/s（非かんがい期） 平均渇水流量 約120m<sup>3</sup>/s※  日常の河川管理においては、取水量が日々変動するため淀川大堰の湛水域で水位観測を行い、その変動に応じて上流の琵琶湖及びダムから必要な水量を補給する。  ○猪名川「小戸地点」 正常流量 概ね1.4m<sup>3</sup>/s（通年） 平均渇水流量 概ね0.90m<sup>3</sup>/s※※ 正常流量は確保されていない状況にあるが、一庫ダムにより効率的な水の補給を図るとともに、河川管理者と利水者で構成される「猪名川流域渇水対策連絡会」等を活用して、水利用の合理化に努める。</p>			<p>1）流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保 淀川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量（以下、「正常流量」という。）は、淀川本川の高浜地点における下流の水利に必要な流量と旧淀川等への維持流量から成り立っている。 ○淀川「高浜地点」 正常流量 概ね180m<sup>3</sup>/s（かんがい期） 概ね170m<sup>3</sup>/s（非かんがい期） 平均渇水流量 約120m<sup>3</sup>/s※  日常の河川管理においては、取水量が日々変動するため淀川大堰の湛水域で水位観測を行い、その変動に応じて上流の琵琶湖及びダムから必要な水量を補給する。  ○猪名川「小戸地点」 正常流量 概ね1.4m<sup>3</sup>/s（通年） 平均渇水流量 概ね0.90m<sup>3</sup>/s※※ 正常流量は確保されていない状況にあるが、一庫ダムにより効率的な水の補給を図るとともに、河川管理者と利水者で構成される「猪名川流域渇水対策連絡会」等を活用して、水利用の合理化に努める。</p>
110	<p>2）適切な水量の検討 ①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。  ②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。 瀬田川・宇治川 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム 木津川 青蓮寺ダム  ③周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川、寝屋川については継続して調査する。</p>	<p>2）適切な水量の検討 ①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。  ②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。  ③周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川、寝屋川については継続して調査する。  ④天井川化等の琵琶湖に流入する河川等の特性を踏まえ、河川管理者による対策・対応に関して、調整・支援を実施する。 高時川</p>	<p>新旧対照表p59の4.2.4.の川本来のダイナミズムには、土砂移動に関する記載がないので、4.2.4.の前段の文に、『・・・水位や流量の変動、「土砂移動」など・・・』と追記すべき。さらに各論についても、(3)土砂動態の適正化に向けた検討と再生といった節を設けるべき。  平成28年7月にダム建設中止が決定したが、高時川の渇水対策（瀬切れ対策）は、ダム事業の目的の一つでした。 ダム事業の中止の検討では、様々な代替案が提示され検討されましたが、滋賀県が実施しているのは、水たまりを作る程度の事業でお茶を濁しています。 ダム事業の中止を決定した国は、代替案を提示する責任がありません。 今回の淀川水系河川整備計画においては、実効性のある施策を明確にしていきたい。</p> <p>【変更原案】 天井川化等の琵琶湖に流入する河川等の特性を踏まえ、河川管理者による対策・対応に対して、調整、支援を実施する。 高時川 【修正案】 丹生ダム建設事業中止に伴う河川維持流量確保について、天井川である高時川の河川特性を踏まえ、水利調整、河川管理者への支援を実施する。 高時川</p>	<p>案に反映  案に反映  案に反映</p>	<p>2）適切な水量の検討 ①淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。  ②流況の平滑化等に伴う河川環境に対する影響を改善するために、全ての既設ダムにおいて水位変動や攪乱の増大を図る試験操作を実施し、適切な運用に向けて検討する。また、逃げ遅れによる魚類のへい死を招かないよう、急激な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施する。  ③周辺の地下水や伏流水への影響を含めた河川環境上必要な流量を検討するとともに、確保可能な流量を把握するために必要な諸調査を実施する。淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川、寝屋川については継続して調査する。  ④丹生ダム建設事業の中止に伴い、渇水時にダムからの水供給ができない状況から、高時川の瀬切れ解消に向けて、天井川である河川特性も踏まえ、水利調整、河川管理者への支援を実施する。  （3）土砂動態の適正化に向けた検討と再生 水位変動や攪乱の増大を図り川のダイナミズムを再生させるために、治水、利水への影響を考慮した上で、ダム・堰等の運用を試行し、土砂移動のモニタリング及び評価を行う。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
111	<p>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 （1）流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。 このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を検討して設立する。 また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標（生物指標による目標を含む）を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図る。 油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。 琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。 さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p>	<p>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 （1）流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。 このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を検討して設立する。 また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標（生物指標による目標を含む）を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化し、測定範囲を検討して実施するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図り、水質状況等について周知する。 油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。 琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。 さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p>	<p>「・・・監視を強化し、測定範囲を検討して実施するとともに、」について 「監視を強化し」たうえで「測定範囲を検討して実施する」内容は何か。 「測定範囲」とは何か。監視地点の分布か、測定項目のレンジか。</p> <p>・4.2.4(2)で正常流量の確保について記述されていますが、4.2.5の最初に記述した方が収まりが良いのでは？</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>4.2.5. 流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築 （1）流域対策と連携した水質の保全 これまでの流域における社会活動、河川の整備が淀川の水質に与えている影響を真摯に受け止め、河川やダム貯水池及び沿岸海域の水質及び底質の改善には、<b>正常流量の確保</b>や河川内での浄化対策に加えて、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策等、流域全体での取り組みを進めることにより、「琵琶湖・淀川流域圏の再生」や「大阪湾の再生」の実現を目指す。 このため、現在の水質汚濁防止連絡協議会をさらに発展させ、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)と連携して、河川へ総流入負荷量の管理を図る「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を検討して設立する。 また、河川、湖及びダム貯水池における水質環境基準の達成を目標とすることにとどまらず、生物の生息・生育・繁殖環境から見て望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましいなど、平常時における河川水質の新たな目標（生物指標による目標を含む）を設定し、監視地点、測定頻度や監視項目を増加させる等、平常時における監視を強化し、測定可能範囲を検討して実施するとともに、自治体、関係機関、住民・住民団体(NPO等)が行う水質保全活動について支援を行い、流域をも対象としたデータの共有化を図り、<b>水質状況等について周知する</b>。 油やその他の化学物質の流出事故などを早期に発見するため、即時的な水質監視体制の強化や住民・住民団体(NPO等)による細かな水質モニタリングの支援体制を確立する。また、重金属、ダイオキシン類等の有害化学物質に関する水質及び底質モニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮した改善対策を実施する。 琵琶湖、ダム貯水池、河川の水質及び底質の改善についても、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に進める。 さらに、ダム貯水池の水質についても、下流への放流の影響を勘案して改善対策を検討して実施する。</p>
112	<p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討 現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減（工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進）、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。 流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体的な枠組み等について引き続き検討を進める。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」では、以下の項目について検討する。 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p>	<p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討 現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減（工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進）、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。 流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体的な枠組み等について引き続き検討を進める。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」では、以下の項目について検討する。 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p>			<p>1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）の設立の検討 現在の水質汚濁防止連絡協議会における主な取り組みは、①点源負荷の削減（工場排水規制、下水道事業及び農業集落排水事業等の推進）、②各関係機関における水質情報等の交換、③油やその他の化学物質の流出事故等における緊急時連絡体制の確立等である。 流域全体として水循環をふまえた統合的な流域水質管理システムの構築を目指すものとして、水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動・水質等に詳しい有識者が参加した「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」を設立することとし、「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会」の水環境に関する分科会の中で具体的な枠組み等について引き続き検討を進める。 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」では、以下の項目について検討する。 ・河川の特性に応じた、わかりやすい水質目標の設定 ・関係機関等との情報共有の強化 ・住民連携強化のための一層の取り組み ・油やその他の化学物質の流出事故の防止・対処の取り組みの強化 ・具体的なアクションプログラムの作成とフォローアップ体制の確立 この「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」に先立ち、河川管理者として実行可能な以下の施策について実施する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
113	<p>①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度（24時間リアルタイム化を含む。）、監視項目を追加して、監視体制の強化を図る。</p> <p>②淀川流域の水物質循環に係る調査 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一貫として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。</p> <p>③住民連携 ・ データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・ 水質学習会等 ・ 学校、住民・住民団体(NPO等)と連携した水生生物調査：(写真4.2.5-1,2)</p>	<p>①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度（24時間リアルタイム化を含む。）、監視項目を追加して、監視体制の強化を図り、関係者に情報を提供する。</p> <p>②淀川流域の水物質循環に係る調査 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一環として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。</p> <p>③住民連携 ・ データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・ 水質学習会等 ・ 学校、住民・住民団体(NPO等)と連携した水生生物調査：(写真4.2.5-1,2)</p>	<p>「流域全体での物質循環の」→「流域全体での水物質循環の」 理由：趣旨からすると水と物質の循環の解明が必要。</p>	案に反映	<p>①水質管理体制の強化 平常時における監視地点、監視頻度（24時間リアルタイム化を含む。）、監視項目を追加して、監視体制の強化を図り、関係者に情報を提供する。</p> <p>②淀川流域の水物質循環に係る調査 水質汚濁メカニズムを含め、流域全体での水物質循環の解明が必要であることから、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省と国土交通省の5省の連携で推進する「自然共生型流域圏・都市再生」の一環として、淀川流域の水物質循環機構を的確に把握することにより、流域管理データベースとモデルの構築を目指し、琵琶湖・淀川流域の水環境総合管理システムの構築を図る。</p> <p>③住民連携 ・ データベースやリアルタイム水質データを住民が容易に見ることができるようにする等、住民への情報提供システムの強化 ・ 水質学習会等 ・ 学校、住民・住民団体(NPO等)と連携した水生生物調査：(写真4.2.5-1,2)</p>
			<p>「物質循環」→「水物質循環」 理由：同上。</p>	案に反映	
114	<p>2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <p>①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。</p> <p>②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン、トルエン、キシレン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p>	<p>2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <p>①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。なお、琵琶湖の保全・再生にあたっては、気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえて、関係機関と連携のもと取り組む。</p> <p>②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p>			<p>2) 琵琶湖の水質保全対策</p> <p>①水質に顕著な改善傾向が見られないことや外来種の増加等の課題を抱えている琵琶湖の南湖再生を目的として、「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に基づく「南湖の再生プロジェクト」を推進し、湖底の耕うんや窪地の埋め戻しなどを行う「南湖湖底改善事業」により水質や底質の改善を進め、琵琶湖固有種で重要な漁獲対象であるセタシジミ等の生息・生育・繁殖環境の回復について関係機関の連携のもと取り組む。なお、琵琶湖の保全・再生にあたっては、気候変動に伴う環境面への影響などを踏まえて、関係機関と連携のもと取り組む。</p> <p>②琵琶湖の水質調査を継続実施するとともに、水上オートバイから発生するベンゼン等有害化学物質の調査について関係機関と連携して取り組む。</p> <p>③自然の浄化能力等を生かした新たな水質浄化の取り組みや流域全体での物質循環を含めた水質汚濁メカニズムの解明に関する調査研究について、滋賀県、水資源機構、住民団体と連携して取り組む。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
115	<p>3) 河川の水質保全対策</p> <p>①大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を継続して運用するとともに、さらなる改善に向けた検討を行う。</p> <p>②水を介して病原性微生物が体内に侵入し病気を引き起こす水系感染症の不安回避など安心して水が飲める暮らしを確保するため、河川水と都市排水の分離や植生等による自然浄化などを流水保全水路の活用を含め検討し、事業の効果、負担の考え方を整理した上で水質保全対策を実施する。</p> <p>③河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>④淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	<p>3) 河川の水質保全対策</p> <p>①大阪府が管理する寝屋川の水質保全、環境用水確保のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を行ってきた過程をふまえて今後の淀川からの導水のあり方、既存施設における水資源の有効活用について関係機関と調整の上、検討する。</p> <p>②河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>③淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p>	<p>漏水、洪水だけでなく、平時の川の活用を考え、環境用水としての淀川の活用も記載すべき。</p> <p>「既存施設における水資源の有効活用」とは何か。</p> <p>淀川水系においては、油類や六価クロムの流出事故、局所集中豪雨による原水濁度の急激な上昇など水道水質に影響を及ぼしかねない事象が発生しており、従前より淀川水質汚濁防止連絡協議会を通じて、情報連絡の重要性についての周知や水質事故対応訓練の実施等の様々な取組みをさせていただいているところです。</p> <p>平成24年5月に利根川水系で発生したヘキサメチレントラミン流出事故の際に、関東地方整備局では、その影響を低減化させるために、利根川水系の上流ダムで緊急放流を実施しました。また、事故後には、利根川水系河川整備基本方針及び利根川水系利根川・江戸川河川整備計画について、水質事故時の状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図るための変更が行われています。一方で、淀川水系においても同様の河川整備基本方針及び河川整備計画が定められているものの、利根川水系のような事故時の河川管理施設の有効活用については記載がない状況です。</p> <p>大規模な水質事故発生時におけるリスク低減化方策の一つとして、ダムや堰からの緊急放流による希釈は非常に有効であり、既存の河川管理施設を有効活用して水質事故被害の最小化を図るための危機管理対策を実施できるよう検討するとともに、淀川水系河川整備計画に反映すべきであると考えます。</p> <p>-----</p> <p>利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（抜粋）</p> <p>5.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項</p> <p>……さらに、水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、関係機関との情報共有・情報伝達体制の整備を進め、状況に応じて既存の河川管理施設の有効活用を行い、水質事故時における被害の最小化を図る。……</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>3) 河川の水質保全対策</p> <p>①大阪府が管理する寝屋川の水質保全、環境用水確保のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、淀川からの導水を行ってきた過程をふまえて今後の淀川からの導水のあり方、既存施設における環境用水としての水資源の有効活用について関係機関と調整の上、検討する。</p> <p>②河川の水質調査及び自治体と連携した地下水水質調査を継続実施する他、河川水質のみならず、沿岸海域の水質をも視野に入れた総負荷量削減のため関係機関や住民との連携を図る。</p> <p>③淀川の汽水域、淀川大堰の湛水域において底質モニタリングを実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。</p> <p>④油や化学物質の流出事故時等の被害の最小化を図るため、淀川水質汚濁防止連絡協議会等の関係機関との情報共有を図り、必要に応じて既存の河川管理施設の有効活用を検討する。</p>
116	<p>4) ダム貯水池の水質保全対策</p> <p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。</p> <p>ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。</p> <p>なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p>	<p>4) ダム貯水池の水質保全対策</p> <p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。</p> <p>ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。</p> <p>なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p>			<p>4) ダム貯水池の水質保全対策</p> <p>ダム貯水池の水質保全対策については、汚濁メカニズムの調査検討をふまえ、各種の対策を継続的に実施する。</p> <p>ダム貯水池でのアオコ・淡水赤潮による水質障害や、放流水温・水質に起因すると考えられる生物の生息・生育・繁殖環境への影響を軽減するため、曝気装置の新增設や選択取水設備等による水質保全対策を実施する。</p> <p>なお、曝気装置などの水質保全設備が導入されているダムにおいては、その効果を調査しながら、より効果的な運用改善を図る。</p>
117	<p>①新たに深層曝気および循環曝気設備等の設置を行い貯水池内の水質の改善を図る対策を実施する。 室生ダム</p> <p>②放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。 高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム</p> <p>③底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。 青蓮寺ダム</p> <p>④既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>①放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</p> <p>②底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</p> <p>③既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</p>			<p>①放流水質等が下流河川へ与える影響を調査し、新たな選択取水設備等について検討する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</p> <p>②底層水における貧酸素化現象の発生が、ダム貯水池及び下流河川へ与える影響を調査し、必要な対策について検討して実施する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</p> <p>③既設の選択取水設備の活用を継続するとともに、管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</p>



番号	現行計画 (2009. 3. 31) <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案 (2021. 2. 26) <b>現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
118	<p>⑤既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>⑥既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、より効果的な運用改善を図る。 高山ダム、布目ダム (写真4. 2. 5-3、図4. 2. 5-1)</p> <p>⑦水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持する。 室生ダム、布目ダム (写真4. 2. 5-4)</p> <p>⑧ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>④既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</b></p> <p>⑤既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</b> (写真4. 2. 5-3、図4. 2. 5-1)</p> <p>⑥水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</b> (写真4. 2. 5-4)</p> <p>⑦ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</b></p>	<p>「⑦ダム湖の・・・を継続実施し、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。」 →「⑦ダム湖の・・・を継続実施し、温暖化に伴う水質変化を監視するとともに、管理ダムにおいて、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等が必要となった場合には、検討して実施する。」 理由：温暖化に伴うダム湖の水質悪化が懸念されている。</p>	案に反映	<p>④既設の深層曝気設備を継続して活用するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する。</b></p> <p>⑤既設の循環曝気設備を継続して活用するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する</b> (写真4. 2. 5-3、図4. 2. 5-1)。</p> <p>⑥水質保全等を目的とした既設の副ダムの機能を維持するとともに、<b>管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、より効果的な運用改善を検討して実施する</b> (写真4. 2. 5-4)。</p> <p>⑦<b>気候変動も踏まえ</b>、ダム湖の水質調査や底質モニタリングを継続実施し、<b>管理ダムにおいて、ダイオキシン類等の有害化学物質対策や底質改善対策等について必要に応じて実施する。管理ダムにおいて、対策が必要となった場合には、検討して実施する。</b></p>
119	<p>(2) 土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。 特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。 なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p>	<p>(2) 土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため<b>土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物について</b>、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。 特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。 なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p>	<p>新旧対照表p99の(5)土砂対策について、総合土砂管理に関する方針を追記すべき。</p> <p>(2)「(2)土砂移動の連続性の確保」では「このため土砂移動を分断しているダム等の河川横断工作物や河道掘削等の工事について、・・・」などとする必要がある。</p> <p>総合土砂管理という用語が項目としてなくなり、4.2.5「流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築」の(2)「土砂移動の連続性の確保」の1)「既設ダムダム」で「総合土砂管理」という言葉が記されているように思います。総合土砂管理は既設ダムだけでとらえるものではなく、流域全体の土砂の生産、運搬、堆積に関わる諸現象に対する総合的な取り組みだと思えます。総合土砂管理を流域全体でどのように考えているのかが分かりにくいので、明示的に記述いただけませんか。</p>	案に反映	<p>(2) 土砂移動の連続性の確保 川底、水辺や河原、河川敷などの河川空間は、上流部などから洪水の度に繰り返し運ばれる土砂が堆積・移動することによって形成されることから、洪水に含まれる土砂の粒径分布や、その堆積場所や堆積量が変化することは、流水中や水辺等に生息・生育・繁殖する生物にとっても環境変化を生じさせることになる。このため、<b>ダム等の河川横断工作物による土砂移動の分断や、河道掘削などによる土砂移動への影響について、淀川水系における治水・利水・環境を踏まえた総合土砂管理として、流域内の現状把握や課題等の整理を行い、土砂移動の連続性を確保するための方策を、山地流域から沿岸海域に至るまで総合的に検討する。</b> 特に土砂移動の障害となっている既設ダムを対象に、下流河川環境への影響を調査した上で、必要に応じて下流への土砂供給を実施するなど、その障害を軽減するための方策を実施する。 なお、土砂流出防止機能を有する森林の保全・整備の検討について、関係機関との連携を図る。</p>
120	<p>1) 既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。 そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえて、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。(写真4. 2. 5-5) 天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>1) 既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。 そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえて、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する。(写真4. 2. 5-5) <b>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</b></p>			<p>1) 既設ダム ダムの堆砂の進行に伴う貯水容量の減少によるダム機能の低下、ダムに起因する土砂供給の遮断による下流河川の河床低下や粗粒化、および生物環境への影響が指摘されている。 そのため、河床材料や形状等に関する調査及び河床変動等の土砂動態のモニタリングを実施し、その調査結果をふまえて、山地流域から沿岸海域に至るまでの総合土砂管理方策について、関係機関と連携し検討して実施する (写真4. 2. 5-5)。 <b>管理ダム全般</b></p>
121	<p>2) 砂防施設 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防えん堤の設置について検討して実施する。</p>	<p>2) 砂防施設 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる砂防<b>えん堤</b>の設置について検討して実施する。</p>	p59では「砂防えん堤」、p92では「砂防堰堤」となっているので表現を統一すべきではないか	案に反映	<p>2) 砂防施設 土砂災害防止を目的として設置される砂防施設については、土砂供給の遮断が下流河川の河床低下や粗粒化を招いていることから土砂を下流へ流すことができる<b>砂防堰堤</b>の設置について検討して実施する。</p>
122	<p>4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 (1) モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p>	<p>4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 (1) モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p>			<p>4. 2. 6. 流域管理に向けた継続的な施策展開 (1) モニタリングの実施・公表 河川整備にあたって、事業実施前後にモニタリングを実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に関する評価を行い、数多くの知見を集積してより良い河川環境の創出につなげる。</p>
123	<p>1) 「多自然川づくり」の評価の実施 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。 評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p>	<p>1) 「多自然川づくり」の評価の実施 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。 評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p>			<p>1) 「多自然川づくり」の評価の実施 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために河川管理を行う「多自然川づくり基本指針」(平成18年10月)に基づき、川づくりの評価を実施する。 評価の実施にあたっては、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」等の専門家の助言を得る。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
124	<p>2) 河川環境のモニタリングの実施 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。</p> <p>また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p>	<p>2) 河川環境のモニタリングの実施 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。</p> <p>また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p>			<p>2) 河川環境のモニタリングの実施 河川環境の保全と再生を図る取り組みや治水、利水のために行う河川整備について、河川環境の変化をできるだけ客観的に評価できるように努め、事業実施前後にモニタリングを実施するとともに、必要に応じ専門家の指導助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討する。</p> <p>また、モニタリングにあたっては、河川整備の内容の見直し、改善、及び新たな箇所の整備実施のための基礎資料とするため、5年、10年といった年限を区切って適宜・適切に河川と流域の状況を把握し、データの集積、整理・統合化を行い、実施箇所とその周辺環境の変化についての原因や現象を分析する。</p> <p>なお、調査にあたっては、住民・住民団体(NPO等)と協働した調査を実施するとともに、調査の実施方法、分析・評価結果を公表する。</p>
125	<p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p> <p>特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> <p>全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> <p>①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。</p> <p>②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。(写真4.2.6-1)</p> <p>③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。</p> <p>④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。</p> <p>⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。</p> <p>⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。</p> <p>⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。</p> <p>⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。</p>	<p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p> <p>特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> <p>全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> <p>①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。</p> <p>②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う。(写真4.2.6-1)</p> <p>③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。</p> <p>④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。</p> <p>⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。</p> <p>⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。</p> <p>⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。</p> <p>⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。</p>	河道掘削について、生物の生息環境に配慮して、段階的に施工することも検討していくべき。	案に反映	<p>(2) 生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工 河川環境の保全と再生、治水や利水のために行う河川工事の施工を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p> <p>特に、長期間にわたる水際部の大規模な工事を実施する場合は、形状変更による環境への影響が大きいことが考えられるため、事業の実施前後にモニタリングを実施することとし、専門家の指導や助言を得て、生物の生息・生育・繁殖環境に関する予測・評価を行い、工事の実施内容等を検討した上で、急速に実施するのではなく、<b>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、段階的な施工を実施するなど</b>、工事による河道への影響を把握しながら順応的に進める。</p> <p>全ての工事において、原則として次の事項を考慮して実施することとする。</p> <p>①魚類等の遡上・降下時期や産卵・成育期、鳥類や昆虫等の繁殖期、植物の結実期等に配慮する。</p> <p>②仮締切、工事用道路等の仮設の計画、施工機械の選定、施工時期の設定などにあたっては、生物の生息場所や繁殖時期あるいは濁水の発生等に十分配慮して検討を行う(写真4.2.6-1)。</p> <p>③必要最小限の道路幅、ルートとなる工事用道路を設置し、現況の植生に配慮する。</p> <p>④土砂仮置場の河川敷以外での確保、河川敷内の工事資材等の仮置き箇所・面積の縮小等を図るとともに、現況の植生に配慮する。</p> <p>⑤土砂の輸送手段として、船舶と緊急用河川敷道路を活用する。</p> <p>⑥工事中の振動や騒音等を最小限に抑える施工機械を使用する。</p> <p>⑦護岸工事等の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状、湖と河川や陸域との接続形状がなだらかに連続するよう施工し、特に河岸部については覆土等によりコンクリートが見えないようにする。</p> <p>⑧水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合には、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法を採用する。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
126	<p>（3） 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生</p> <p>河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。</p> <p>取り組みにあたっては、住民・住民団体（NPO等）との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。</p> <p>また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p>	<p>（3） 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生</p> <p>河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。</p> <p>取り組みにあたっては、住民・住民団体（NPO等）との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。</p> <p>また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p>			<p>（3） 関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生</p> <p>河川環境や景観の保全・再生にあたっては、地域が持つ多様な地理的・自然的特性や風土、長い間培われてきた歴史的な経緯や文化的特性などに応じた方法で、それぞれの場所に相応しい取り組みを行う。また、外来種対策や水質保全対策などは、流域全体の視点に立ち、あらゆる関係者が、連携協働して取り組んでいく。</p> <p>取り組みにあたっては、住民・住民団体（NPO等）との連携や、各地域に設置する「淀川環境委員会」・「琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度」・「木津川上流河川環境研究会」・「猪名川自然環境委員会」など専門家の助言を得るとともに、都市計画を始めとした住民と地域に密着した総合行政を担う自治体及び農林・水産など関連する国の行政機関など関係機関と情報や問題意識を共有しながら日常的な信頼関係を築き、計画の検討段階から積極的に連携協働した取り組みを実施する。</p> <p>また、河川管理施設等の新設または改築にあたっては、<b>琵琶湖の保全および再生に関する法律</b>、滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」、三重県「景観づくり条例」、京都府「景観条例」、大阪府「景観条例」、兵庫県「景観の形成等に関する条例」など法律や条例に基づき景観保全措置を行っている関係自治体と連携し、河川景観や河川周辺の景観との調和を図る。</p>
127	<p>（4） 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ</p> <p>河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体（NPO等）と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。</p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p>	<p>（4） 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ</p> <p>河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体（NPO等）と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。</p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。</p>	<p>「その事業者に対して、河川景観保全の観点からの助言を行う。」 →「その事業者に対して、河川環境や景観保全の観点からの助言を行う。」 理由：景観だけでなく河川環境についても必要。</p>	案に反映	<p>（4） 河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ</p> <p>河川管理者以外の者が管理している施設についても、河川管理施設と同様、河川環境の改善の観点から、施設管理者に対して施設の改善等について指導・助言等を行う。また、住民・住民団体（NPO等）と連携し、情報共有の場を設け、施設管理者に協力を依頼する。</p> <p>また、河川管理者以外の者が行う橋梁整備や河川敷利用施設等の許認可に際しては、その事業者に対して、<b>河川環境や河川景観保全の観点からの助言</b>を行う。</p>
128	<p>（5） 河川環境の保全と再生のための人材育成</p> <p>河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p>	<p>（5） 河川環境の保全と再生のための人材育成</p> <p>河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p>			<p>（5） 河川環境の保全と再生のための人材育成</p> <p>河川環境の保全と再生を適切に進めていくため、生物や生物の生息・生育・繁殖環境等に関する専門知識の習得に向け、職員研修の充実等を図る。</p>
129	<p>（6） 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進</p> <p>4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と協力しながら、継続的な調査研究を推進する。</p>	<p>（6） 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進</p> <p>4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と<b>協力</b>しながら、継続的な調査研究を推進する。</p> <p><b>特に琵琶湖の保全・再生にあたっては、気候変動に伴う環境面への影響なども踏まえて、関係機関と連携のもと管理者の取組を支援する。</b></p>			<p>（6） 流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進</p> <p>4.2.1の河川環境の保全と再生の基本的な考え方で述べたように、データ不足等により、科学的にはまだ解明されていない現象があることや、流域の総合的な環境評価や目標設定を行うために必要な流域全体の視点に立った環境データや環境像の把握・整理が必要なことから、関係省庁、自治体、学識者と<b>連携</b>しながら、継続的な調査研究を推進する。</p> <p><b>特に琵琶湖の保全・再生にあたっては、気候変動に伴う環境面への影響なども踏まえて、関係機関と連携のもと管理者の取組を支援する。</b></p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
130	4.3. 治水・防災 4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 洪水や高潮・地震による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととするが、河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。	4.3. 治水・防災 4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 洪水や高潮・地震による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととし、 <b>気候変動の影響や、社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。</b> 河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。	流域治水の推進にあたって、避難の中心となる住民を参画させるべき。	案に反映	4.3. 治水・防災 4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方 洪水や高潮・地震による災害の発生防止または軽減に関しては、河川整備基本方針で定めた長期的な視点に立った目標を目指して取り組むこととし、 <b>気候変動の影響や、社会状況の変化などを踏まえ、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の河川の流域のあらゆる関係者が協働して、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を流域全体で行う治水対策「流域治水」を推進する。</b> 河川整備計画の対象期間内においては、以下の考え方で治水・防災対策を進めることとする。
			川づくりは市民参加で行っており、流域治水協議会にも住民メンバーも参加させるべき。	案に反映	
			流域治水は、河川管理者だけでなく幅広い関係者が集って対策を進めていく、というのが基本的な考え方。避難を考える場合に一番重要になるのは住民自身。住民自身が流域治水協議会に参画するのは難しいと思うので、地先地先で草の根でやっていくことが大事。	案に反映	
			総力戦で挑む防災・減災プロジェクトには「あらゆる関係者により流式域全体で行う「流域治水」への転換」と書かれています。あらゆる関係者は淀川周辺の行政だけでなく、流域住民も当然ながら含まれます。「淀川流域治水協議会」のホームページを見ても、行政関係者だけの協議会になっています。淀川水系が「公開と参加」に基づく新しい「河川整備計画」を流域全体でつくり、その他の水系の模範となるべきと考えます。  ①「淀川流域治水協議会」が流域全体で「流域治水」を行ううえで重要な役割を果たすにも関わらず、この協議会に関する記載が整備計画にないのは「流域治水」に転換するということとの整合性が取れません。その役割やあらゆる関係者が協議会に参加することを記載してください。	案に反映	
			③伴走者の仕組みをどう構築・運用していくか  防災を普及するためには、「地域で」、場合によっては「地域と一体になって」、一緒になって活動する「伴走者」の存在が欠かせません。それらの仕組みづくりをどうするかが課題となります。それを河川整備計画の中に具体的に書き込むかが課題となります。※現実に町内会独自の運営で防災普及の行事を実施しようとした場合、計画、対外・対外調整、講師選択・調整、自治会予算等の作業があり、相談相手は公民館職員、市民活動センター、危機管理職員等となり、開催までの速度は非常に制限されます。そのため、現実には通常の自治会行事の開催が優先され、新たな防災関係の行事は後回しにされ、実施までたどり着かない場合もあります。※しっかりした調整者がいれば、地域、行政、防災機関、講師等々と調整し、早く、高質（対象に合わせた内容）で継続的に、実施することができます。その場合、結果的に安価で短い期間で開催することが出来ます。	案に反映	
			②淀川流域治水協議会への流域住民の代表の参加を確保し、治水を含む政策決定過程に関わることができる仕組みを採用してください。	案に反映	
			流域治水について、河川整備計画の変更原案には、民間や事業者との関わりが書いていないので、書き込むべき。	案に反映	
流域治水はあらゆる関係者との協力を求めることとしているが、現在の流域治水協議会は行政機関だけであり、河川協力団体等も加えていくべき。	案に反映				
流域全体で行う「流域治水」を推進する、とありますが、これが以下の整備計画の記述の中でどのような取り組みとして記されているのかをここで明確に箇条書きでも記述しておくべきと考えます。記述していないことかえって整備計画の見直しで流域治水の取り組みが見えにくくなっています。	案に反映				

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字															
			<p>「流域治水」については、これからの気候変動の影響を考えると重要な施策であると考えますが、あまり具体的な整備の内容が示されていないように思うので、もう少し具体性のある表現ぶりにしていただいた方がよいと考える。</p> <p>○「・・・、流域の・・・「流域治水」を考慮に入れつつ・・・」と修正されるなど、下記の点を検討されては？ ○「流域治水」は良い取り組みですが、「流域治水」と河川整備計画の治水計画の対象が分かり難くなっているという印象です。両者の関係性を明確にした上での記述を期待します（上記以外のヶ所も）。 ○淀川だけの課題ではありませんが、両者の関係性の理解を社会と共有することが今後の水害対策を進める上で重要と考えます。</p> <p>参考：以下のような理解ですか？</p> <table border="1" data-bbox="1380 569 1976 657"> <tr> <td>流域治水（施策メニュー）</td> <td colspan="4">計画水準；ハード / 超過水準；ソフトと関連ハード</td> </tr> <tr> <td>流域</td> <td colspan="2">全体</td> <td colspan="2">小流域</td> </tr> <tr> <td>治水計画の単位</td> <td>指定区間外（国管理）</td> <td>指定区間</td> <td>支川</td> <td>小河川 都市下水</td> </tr> </table> <p>全体的な意見を述べます。 ・地球温暖化に伴う豪雨の激化を見据えた場合、治水計画は長期的な見通しに立つて行うべきである。 ・長期的な見通しに立つ治水においては環境問題を重視しなければならず、環境を悪化させるダムの新規建設は視野に入れるべきではない。 ・ダムによる治水は、超過洪水対策を欠くため、条件付きの安全を与えるにすぎず、長期的な見通しにおいては安全対策として位置付けることができない。 ・長期的な見通しにおいては、危険な地域に人が住まないことを原則にすべきである。 ・長期的な見通しに立つ短期的治水対策は、河川が氾濫すると直ちに危険となる地域に人が住まないことを中心にすべきである。 ・以上の観点から、現在計画中の淀川水系河川整備計画（変更原案）に反対である。</p> <p>（2）しかし、2021年2月に近畿地方整備局が提案した、「淀川水系河川整備計画変更原案」は将来の整備計画に「流域治水」の言葉や文脈を示唆しているが、根幹が変わっていない。特に流域住民の生命と暮らしを守るために、住民に寄り添い、願いを聴き、頼りになる「流域治水」をどのように実践するのか、近畿地方整備局の変更原案に見えない。 変更原案では「いかなる洪水でも被害を最小限にする」と非定量治水に転換したような記述がなされており、この観点を貫くためにも整備計画を策定しなおす必要がある。</p>	流域治水（施策メニュー）	計画水準；ハード / 超過水準；ソフトと関連ハード				流域	全体		小流域		治水計画の単位	指定区間外（国管理）	指定区間	支川	小河川 都市下水	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	
流域治水（施策メニュー）	計画水準；ハード / 超過水準；ソフトと関連ハード																			
流域	全体		小流域																	
治水計画の単位	指定区間外（国管理）	指定区間	支川	小河川 都市下水																
131	人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川流域の平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策（ためる）や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策（ながす）により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。	人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川流域の平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策（ためる）や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策（ながす）により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。			人口、資産が高度に集積している大阪平野をはじめとした淀川流域の平野部は高い堤防で守られており、一旦堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。このような事態は極力回避すべきであるが、絶対に壊れない堤防を築造することはできない。このため、確実に効果が得られる対策として、洪水調節施設により同じ降雨でも河川に流れ出す量を減らす方策（ためる）や、河道を大きくして同じ水量でも低い水位で流下させる方策（ながす）により洪水時の水位を下げ、堤防への負荷を少なくし決壊による壊滅的な被害をできる限り回避することが治水の基本的な考え方である。このことは万一堤防が決壊した場合でも氾濫量や氾濫流のエネルギーを少なくし氾濫被害を軽減することにもつながる。															
132	淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき8つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。	淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき8つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。			淀川水系では、これまで工事実施基本計画に基づき8つのダムを整備するとともに、流域の中でも特に人口・資産が集積している下流側から集中的に河川整備を実施してきた。この結果、淀川本川では現況で計画規模の洪水が発生した場合、中上流部で氾濫が生じることもあり、計画高水位以下で洪水を流下させることができる段階まで安全度が向上している。															

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
133	この間、河川整備をほとんど行うことができなかつた中上流部の改修については、淀川水系全体の安全度の向上を図る観点から、いよいよ着手する時期となっている。この際、淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これにより洪水調節施設下流の各支川の治水安全度の向上も期待できる。	さらに、淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これにより洪水調節施設下流の各支川の治水安全度の向上も期待できる。			さらに、淀川本川における現況の安全度を堅持するため、中上流部の改修とあわせて、まずは下流部の流下能力増強につながる橋梁改築を実施し、さらに中上流部のみならず下流流量も低減させる効果を有する、川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム等の洪水調節施設の整備を行うこととする。これにより洪水調節施設下流の各支川の治水安全度の向上も期待できる。
134	また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が增大することとなるが、いったん狭窄部に流入した洪水は氾濫することなくそのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。これらを実施することにより、せめて戦後、実際に経験したすべての洪水を、淀川水系全体で川の中で安全に流下させることができるようにするものである。	また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が增大することとなるが、いったん狭窄部に流入した洪水は氾濫することなくそのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。宇治川、桂川については、平成21年に策定された河川整備計画の目標洪水（いずれも昭和28年台風13号）を上回る洪水を経験したため、平成25年台風18号洪水を安全に流下させることができるようにするものである。木津川、猪名川については、これまでの目標洪水（木津川は昭和28年台風13号、猪名川は昭和35年台風16号）を上回る洪水を経験していないが、河川整備の進捗や、近年の気象状況を踏まえ上下流バランスを確保しながら着実に安全度を向上させることとし、これまでの目標洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにするものである。その際、淀川本川においては計画規模洪水を安全に流下させることができるようにするものである。目標洪水が流下した場合の基準地点および主要地点の河道目標流量は表4.3.2-1のとおりとする。	気候変動の影響は予測ではなく事実として現れているため、目標として明確な打ち出しをすべき。  淀川本川の河道目標流量の設定において、合流する3川の合流時差のどのように設定されているのか。気候変動によって降雨量が増えるだけではなく、降雨の地域パターンも変化する可能性があることを考慮すると3川の同時合流時の流量を考えると考えます。  近年の異常な気候変動を考慮し、過去の最大洪水にとらわれず、河川整備を進捗すること必要。上下流のバランスを考慮し、次期河川整備期間内で実施可能な最大限の目標とすべき（桂川、宇治川）。  名張川・宇陀川の戦後最大洪水は、多くの人命を奪った伊勢湾台風であり、伊勢湾台風の被害を風化させないためにも、再度発生したときに被害を軽減する方策を河川整備計画に明記することが必要だと考えます。  ・p.62Q18の「計画規模の洪水」とは？ ・昭和28年台風13号は、基本方針と旧整備計画の対象洪水。 ・平成25年洪水は新整備計画の対象洪水。 →では、平成25年洪水を対象とする新基本方針は必要ないのですか？河川整備基本方針の改定は必要ないのですか？  （言葉の問題） 「その他にも、戦後最大洪水が・・・」の記述と別箇所記載の河川整備計画の言葉において流量比較が可能ないように、例えば数字記載等補足すると計画の理解を得やすいです。  表4.3.2-1の目標流量が今回変更されますので、流量値の下に（）で（平成20年）前回の計画値を示してどのように変更されたのかが分かるようにしてください。	案に反映  淀川本川は河川整備基本方針の対象洪水の降雨波形を基に目標設定している。  河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な計画としている。  被害を軽減する方策は4.3.2(3)(4)に記載している。  河川整備基本方針の目標達成に向けた段階的な計画としている。	また、各支川には狭窄部が存在し、その上流は浸水常襲地帯となっている。このため、狭窄部及びその上流で河川改修を行った場合には、狭窄部への洪水のピーク流入量が增大することなくそのまま下流に達し、狭窄部下流の災害リスクが増大することから、流量増を極力抑制するよう、狭窄部の上下流バランスを確保しながら河川整備を進めることとする。宇治川、桂川については、平成21年に策定された河川整備計画の目標洪水（いずれも昭和28年台風13号）を上回る洪水を経験したため、平成25年台風18号洪水を安全に流下させることができるようにする。木津川、猪名川については、これまでの目標洪水（木津川は昭和28年台風13号、猪名川は昭和35年台風16号）を上回る洪水を経験していないが、河川整備の進捗や、近年の気象状況を踏まえ上下流バランスを確保しながら着実に安全度を向上させることとし、これまでの目標洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにするものである。その際、淀川本川においては計画規模洪水を安全に流下させることができるようにするものである。目標洪水が流下した場合の基準地点および主要地点の河道目標流量は表4.3.1-1のとおりとする。
135	実施については、上下流の河川整備の進捗状況、水害の発生状況及び国・自治体の財政状況などを考慮しながら優先順位を定め実施すべき事業を行うものとする。				実施については、上下流の河川整備の進捗状況、水害の発生状況及び国・自治体の財政状況などを考慮しながら優先順位を定め実施すべき事業を行うものとする。
136	琵琶湖においては、現在淀川本川・宇治川において洪水被害が生じるおそれがある場合、下流の流量を低減させるために瀬田川洗堰の放流量を制限（全閉操作を含む）しているが、これにより、琵琶湖の水位が高い状態が長期間続き、人為的に琵琶湖周辺地域の災害リスクを増大させることとなる。このため下流で被害が生じるおそれなくなった場合に速やかに琵琶湖の水位を低下させるための後期放流対策を推進していくこととする。				琵琶湖においては、現在淀川本川・宇治川において洪水被害が生じるおそれがある場合、下流の流量を低減させるために瀬田川洗堰の放流量を制限（全閉操作を含む）しているが、これにより、琵琶湖の水位が高い状態が長期間続き、人為的に琵琶湖周辺地域の災害リスクを増大させることとなる。このため下流で被害が生じるおそれなくなった場合に速やかに琵琶湖の水位を低下させるための後期放流対策を推進していくこととする。
137	堤防については、全川にわたって存在する脆弱な箇所に対し、断面拡大、侵食防止工、ドレーン工及び天端舗装等の堤防強化を本計画期間中に完成させ、計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。さらに、淀川下流部においては、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて高規格堤防を整備していく。なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため、一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。	堤防については、最新の知見に基づき堤防の質的強化を行い、計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とする。また、水害リスクの高い区間等においては、施設能力を超える洪水に対して、河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行う。これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保や氾濫範囲の低減に寄与することが期待できる。さらに、淀川下流部においては、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備していく。なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため、一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。	淀川本川の余裕高一計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格HWLを越える一直ちに高規格か？ 余裕高分のライニング、アーマーレビーの考え方整理	案に反映	堤防については、最新の知見に基づき堤防の質的強化を行い、計画高水位以下の流水の通常の作用に対して安全な構造とする。また、水害リスクの高い区間等においては、施設能力を超える洪水に対して、河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行う。これらの対策により堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保や氾濫範囲の低減に寄与することが期待できる。さらに、淀川下流部においては、堤防強化を進めるとともに、人口、資産が高密度に集積していることから、淀川本川ではまちづくりとあわせて、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備していく。なお、現在のところ一連の堤防で耐越水機能を確保する技術的知見が明らかになっていないため、耐越水機能を確保するための堤防の整備を行うことはできない。このため、一連の堤防で耐越水機能を確保する技術について引き続き調査・研究を進めることとする。

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
138	あわせて、近年、地球温暖化に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、住民、自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策や水害に強い地域づくりをさらに進めていくこととする。	あわせて、近年、 <b>気候変動</b> に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、 <b>既設ダムの洪水調節機能強化を推進するとともに住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体でおこなう「流域治水」の取組をさらに進めていくこととする。</b>	「・・・推進するとともに住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築等のソフト対策、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が・・・」 →「・・・推進するとともに、住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築、水害に強い地域づくり等、流域のあらゆる関係者が・・・」 理由：「水害に強い地域づくり」にもソフト対策が含まれるため。	案に反映	<b>河川整備を着実に推進しつつ、あわせて、近年、気候変動に伴う洪水の激化が懸念されるとともに、河川整備の途上において施設能力を上回る洪水が発生することも十分考えられることから、いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するよう、既設ダムの洪水調節機能強化を推進するとともに、住民・自治体等と連携した危機管理体制の構築、雨水流出抑制、水害に強い地域づくり等、国・府県・市町村・企業・河川協力団体・住民等の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体でおこなう「流域治水」を推進する。</b>
			変更原案の流域治水の記載について、P.64だけ「推進する」でなく、「取組をさらに進めていくこととする。」という記載になっているため、統一すべき。	案に反映	
			・4.3.1. 淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方の末尾（P.71）に、次の文（「」）を加える。 「上流地域の開発にあたっては、樹木の伐採等を極力行わず、乱開発しない。土地改変の前後においては、植林、遊水地・調整池の設置等を組み合わせて、地域からの雨水流出量が増加しないよう、対策を立てることを原則とする。」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 理由：現代において、上流域での乱開発を行わないことが非常に重要になってきている。樹木の伐採による太陽光パネルの無秩序な設置など、注意しないと行けない事態が危惧されるので、注意を喚起することが大切である。	案に反映	
			危機管理体制の構築に、流域治水の施策を加えるべき。また、図にもそれらの施策を盛り込むべき。	案に反映（図の追加）	
			「目標洪水」と「起こりえる洪水に対する危機管理対策」の異なる事象を区別して理解する必要があります。目標洪水に対し、「既設ダムの洪水調節機能強化や流域治水といった危機管理対策で大戸川ダムの効果を上回るためダムは不要」のような新聞報道も見られますが、危機管理と段階的な施設整備のための目標洪水の意味の違いを理解しないと議論がかみ合いません。現整備計画策定時も同様だったと思います。 河川の整備は目標規模を設定して段階的に進められます。しかし、実際の洪水は整備目標規模を超える事も起こりますし、目標の整備が完成するまで発生しないと言うことではありませんし、目標の整備が完成しても、超過洪水時は危機管理対策は必要になりますし、整備した施設も他の災害や事故等で十分機能しない時もあります。危機管理対応は、このような不測の事態でも被害を最小化する為の対策として可能性のある対策を予め準備（意識）しておくものです。 4.3.2.の（1）～（3）は計画の目標洪水に対して確実に機能を発揮するべきものです。（4）は危機管理として、整備途上、計画規模以上の洪水、地震や事故等による既存施設の機能が損傷した状況でも被害を最小とする対策ですので、混同して（4）があれば（1）～（3）は一部なくてもよいと言った議論とならない様に切り分けた方がよいのではないかと考えます。	案に反映	
「流域治水」については、これからの気候変動の影響を考えると重要な施策であると考えますが、あまり具体的な整備の内容が示されていないように思うので、もう少し具体性のある表現ぶりにしていただいた方がよいと考えます。	案に反映				

番号	現行計画 (2009. 3. 31) <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案 (2021. 2. 26) <b>現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
139	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (1) 危機管理体制の構築 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「 <b>水害に強い地域づくり協議会(仮称)</b> 」を設置し、関係者の連携のもと、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する。(図4.3.2-1) また、大洪水により甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (4) 危機管理体制の構築 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「 <b>水害に強い地域づくり協議会(大規模氾濫減災協議会)</b> 」において、関係者の連携のもと、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する。(図4.3.2-1) また、大洪水により甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる。 <b>また気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進する等、危機管理体制の構築、強化を図る。</b>	「これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる。」 →「これらを「災害対応プログラム(タイムライン)」としてとりまとめる。」 理由：タイムラインが「災害対応プログラム」なら分かりやすく。	案に反映	4.3.2. 淀川水系における治水・防災対策 (4) 危機管理体制の構築 いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化するため、施設能力を上回る洪水の発生を想定し危機管理体制を構築・強化する。このため、河川管理者、自治体、住民等から構成される「 <b>水害に強い地域づくり協議会(大規模氾濫減災協議会)</b> 」において、関係者の連携のもと、1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備)、2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)、3)地域で守る(まちづくり、地域整備)の観点から、危機管理施策を検討して実施する。(図4.3.2-1) また、大洪水により甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関・企業・住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って具体的な行動計画を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム(タイムライン等)」としてとりまとめる。 <b>また気候変動により激甚化・頻発化する水災害から人命や地域を守るために、リスクコミュニケーションにより水災害に関する知見や情報を流域全体で共有し、あらゆる関係者の主体的な参画によって水災害に強い地域づくりを推進する等、危機管理体制の構築、強化を図る。</b>
140	1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。	1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。	防災教育を推進するため、学校教育に働きかけをすべき。  防災教育の推進にあたって、学校との連携強化について追記すべき。	案に反映  案に反映	1)自分で守る(情報伝達、避難体制整備) 住民一人一人が災害への備えを行うことが被害の回避・軽減のためには必要である。そのためには、日頃より住民の防災意識を高め、いざという時に的確な行動がとれるよう防災意識を高める啓発活動や <b>出前講座の機会を設けるなど学校等における</b> 防災教育を積極的に実施する。特に他地域からの転入者や水害の経験が無い住民、子どもたち等に当該地域における水害の特性や避難方法、避難場所等の知識を提供することによって、防災意識を高め、自己防衛のための知恵と工夫を養うことが大切である。また、人命被害を防ぐための必要な情報提供や体制の整備、施設の整備についても自治体と協力しながら実施する。
141	①防災意識の啓発 いつ起こるかかわからない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知する。過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。また、個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、例えば、居住地の住所等を入力することで、各居住地の浸水被害に対する危険度が確認できるようなソフトの開発や洪水の模擬体験ができるシステムの構築を行う。 子ども達が、正確な知識や事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図、災害体験者からの聞き取り情報等を防災学習教材としてとりまとめ	①防災意識の啓発 いつ起こるかかわからない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知する。過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。また、個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、例えば、 <b>仮想現実や拡張現実などの技術を用いた情報発信を行う。</b> 子ども達が、正確な知識や事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図、災害体験者からの聞き取り情報等を防災学習教材としてとりまとめ、 <b>活用していく。</b> <b>また、河川整備の整備効果等の情報発信を行うことにより、住民の防災意識の啓発を図る。</b>	(4) 「計画規模」を超える「超過洪水」にあつては、「避難」が大事な手段となるが、その当事者アクターとなる住民・事業者への説明と誘導をどうするのか、具体的に提示する必要がある。特に子どもたちなど学校現場での流域治水への主体性を育む教育が必要である。 「また、仮想現実や拡張現実などの技術を用いて、淀川における・・・」 →「また、仮想現実や拡張現実等の技術の活用や、マイ防災マップ・マイタイムラインの作成支援を通じて、淀川における・・・」 理由：マイ防災マップ・マイタイムラインの取り組みを推進する必要があるのではないかと。  「・・・などの技術を用いた情報発信を行う。」 →「・・・などの技術を用いた情報発信、マイ防災マップ・マイタイムライン作成支援等を行う。」 理由：「自分で守る」ため「マイ防災マップ・マイタイムライン」の取り組みが重要。	案に反映  案に反映  案に反映	①防災意識の啓発 いつ起こるかかわからない洪水や高潮の危険性を住民説明会の開催やマスメディアとの連携により住民にわかりやすく周知する。過去の災害の状況を体験者から直接聴き、その生の声を記録に残し、広く伝えるとともに、地域で伝承された洪水に対する心がけや知恵、工夫等を聴き、災害時の行動に活かしていく。また、個々の住民が日頃より洪水に対する危険性を具体的に意識できるよう、例えば、 <b>仮想現実(VR)や拡張現実(AR)などの技術を用いた情報発信や、「マイ・防災マップ」や「マイ・タイムライン」の作成支援等を行う。</b> <b>学校と連携しながら子ども達が、正確な知識や事実に基づいた水害への対処方法を学習できるように、災害発生時の写真や地図、災害体験者からの聞き取り情報等を防災学習教材としてとりまとめ、活用していく。</b> <b>また、河川整備の整備効果等の情報発信を行うことにより、住民の防災意識の啓発を図る。</b>
142	②洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・ <b>地上デジタル放送</b> ・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員、自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や避難勧告・指示をわかりやすく確実に提供するための <b>システム整備を進める。</b> また、日頃より自治体、自主防災組織、河川レンジャー、防災エキスパート等との連絡を行い、出水時において浸水状況や施設の被災状況などの情報収集が可能となる体制を整える。 雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。	②洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・ <b>SNS</b> ・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員、自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や <b>避難勧告・指示</b> をわかりやすく確実に提供するための <b>取組をさらに進める。</b> また、日頃より自治体、自主防災組織、河川レンジャー、防災エキスパート <b>並びに報道機関</b> 等との連絡を行い、出水時において浸水状況や施設の被災状況などの情報収集が可能となる体制を整える。 雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。 <b>さらに、洪水時の危険度を把握するため、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図る。</b>	外国人観光客の増加に備え、提供する情報の多言語化を実施すべき。  「避難勧告・指示を・・・」→「避難指示を・・・」 理由：避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化される。  30行目「報道機関」とあるが、他頁では「マスメディア」と表現されているため、統一してはどうか	案に反映  案に反映  案に反映	②洪水情報等の収集及び提供 洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するためには、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供することが必要である。このため、ラジオ・テレビ放送・ <b>SNS</b> ・防災無線・インターネット・携帯電話・CATV・河川情報盤等の多様な媒体を活用し、視聴覚障害者や外国人等の災害時要援護者を含む住民全員、自治体、防災関連機関、ライフライン関係者等に、映像や音声により河川情報や <b>避難指示</b> をわかりやすく確実に提供するための <b>多言語化を含む取組をさらに進める。</b> また、日頃より自治体、自主防災組織、河川レンジャー、防災エキスパート <b>並びにマスメディア</b> 等との連絡を行い、出水時において浸水状況や施設の被災状況などの情報収集が可能となる体制を整える。 雨量計、水位計等の観測機器については非常時にも正確なデータが速やかに取得・送信できるよう、日頃より十分な点検・維持を行うとともに、気象庁や研究機関等と共同し、洪水の予測精度の向上に努める。 <b>さらに、洪水時の危険度を把握するため、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラを活用した監視体制の充実を図る。</b>



番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
143	③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。	③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。			③情報伝達に関する基盤整備 自治体、水防団並びにマスメディア等と情報の共有化を進めるため、情報伝達の迅速化や大容量化に対応可能な光ファイバー網の整備を行う。
144	④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していたため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「まるごとまちごとハザードマップ」を推進する。(写真4.3.2-2,3) また、水位観測所等において、氾濫注意水位等を現地で判断できるよう明示する。 浸水想定区域に対する予測精度の向上を図るとともに「 <b>浸水想定区域図</b> 」が未公表の河川については、速やかに <b>浸水想定区域を指定・公表</b> する。これに応じて、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成支援・周知を進め、 <b>平成21年度末までに浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す</b> 。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、「 <b>水害に強い地域づくり協議会</b> 」において関係自治体間の連携、調整を行う。  ○避難訓練等の実施 いざというときに避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民・住民団体（NPO等）との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディア等との連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。  ○災害時要援護者への対応 自律移動が困難な災害時要援護者も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う <b>避難勧告・指示の発令基準の明確化</b> や周知体制の整備について支援する。	④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援、 <b>広域避難体制の検討支援</b> 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していたため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「 <b>まるごとまちごとハザードマップ</b> 」を推進する。(写真4.3.2-2,3) また、水位観測所等において、氾濫注意水位等を現地で判断できるよう明示する。 浸水想定区域に対する洪水予報等の予測精度の向上を図るとともに、 <b>避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知に対する支援を実施し、浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す</b> 。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、 <b>隣接市町村等における避難場所の設定等について「水害に強い地域づくり協議会（大規模氾濫減災協議会）」</b> において関係自治体間の連携、調整を行う。  ○避難訓練等の実施 いざというときに避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民・住民団体（NPO等）との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディア等との連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。  ○災害時要 <b>配慮者</b> への対応 自律移動が困難な災害時要 <b>配慮者</b> も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う <b>避難勧告・指示</b> の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。 <b>浸水想定区域内にある要配慮者利用施設においては、市町村地域防災計画に記載された施設への情報伝達が適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。</b> また、 <b>浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する際に技術的な支援・助言を行う。</b>	「避難勧告・指示を・・・」→「避難指示を・・・」 理由：避難勧告と避難指示は、避難指示に一本化される。	案に反映	④避難誘導等体制の整備 ○浸水実績・浸水想定表示、ハザードマップの作成・支援、 <b>広域避難体制の検討支援</b> 日常生活の中で洪水の恐ろしさを実感として理解していたため、近年に発生した洪水等について、浸水実績水位及び発生原因、浸水想定区域や避難経路、避難場所等を看板等によりわかりやすく表示する「 <b>まるごとまちごとハザードマップ</b> 」を推進する(写真4.3.2-4,5)。 また、水位観測所等において、氾濫注意水位等を現地で判断できるよう明示する。 <b>浸水想定区域に対する洪水予報等の予測精度の向上を図るとともに、避難場所や避難経路をわかりやすく示したハザードマップの作成・周知に対する支援を実施し、浸水想定区域内全自治体の作成完了を目指す</b> 。なお、ハザードマップの作成にあたっては、市町村界付近の住民がより近い避難所に向かえるよう、 <b>隣接市町村等における避難場所の設定等について「水害に強い地域づくり協議会（大規模氾濫減災協議会）」</b> において関係自治体間の連携、調整を行う。  ○避難訓練等の実施 いざというときに避難が円滑に行えるよう、河川管理者、自治体と住民・住民団体（NPO等）との共同の避難訓練を実施する。また、自治体、マスメディア等との連携を強化するため、情報伝達訓練を共同で実施する。  ○災害時要 <b>配慮者</b> への対応 自律移動が困難な災害時要 <b>配慮者</b> も迅速な避難行動ができるよう、自治体が行う <b>避難指示</b> の発令基準の明確化や周知体制の整備について支援する。 <b>浸水想定区域内にある要配慮者利用施設においては、市町村地域防災計画に記載された施設への情報伝達が適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。</b> また、 <b>浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画を作成する際に技術的な支援・助言を行う。</b>
145	⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる危険性が高いことから、避難行動を迅速かつ円滑に行う必要がある。このため、地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備を拡充することにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう <b>地下空間管理者への指導・助言等を行う。</b>	⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる危険性が高いことから、避難行動を迅速かつ円滑に行う必要がある。このため、地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備を拡充することにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう、 <b>市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成する際に、技術的な支援を行う。</b>			⑤地下空間における浸水被害への対応 地下空間の浸水は人命に関わる深刻な被害につながる危険性が高いことから、避難行動を迅速かつ円滑に行う必要がある。このため、地下空間の利用者及び管理者に対して洪水に関する情報が特に迅速かつ確実に伝達されるよう体制の整備を図るとともに、地域防災計画に地下空間管理者への情報伝達が定められ適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、地下空間における避難路の明示並びに誘導施設整備を拡充することにより、迅速な避難誘導、安全確保を行えるよう、 <b>市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が避難確保計画及び浸水防止計画を作成する際に、技術的な支援を行う。</b>
146		⑥大規模工場等における浸水被害への対応 浸水想定区域内にある大規模工場等において、市町村地域防災計画に記載された施設への情報伝達が適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、浸水想定区域内にある大規模工場等において、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が、 <b>浸水防止計画を作成する際に技術的な支援を行う。</b>			⑥大規模工場等における浸水被害への対応 浸水想定区域内にある大規模工場等において、市町村地域防災計画に記載された施設への情報伝達が適切に実施されるよう、市町村防災会議等において必要な助言等を行う。 また、浸水想定区域内にある大規模工場等において、市町村地域防災計画に記載された施設の所有者または管理者が、 <b>浸水防止計画を作成する際に技術的な支援を行う。</b>
147	2) みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用） 住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。	2) みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用） 住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。			2) みんなで守る（水防活動、河川管理施設運用） 住民一人一人が自己防衛するだけでは限界があるため、水防団、自治体、関係機関が協力して、洪水時に迅速かつ的確な対応をとる必要がある。そのためにも、日頃からの連携の強化にあわせて、仕組みづくりや非常時の備蓄等について、ソフト面、ハード面の備えを進める。

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
148	①水防活動、水防訓練への支援 水防団との連携を一層強化するとともに、洪水時は、円滑且つ効果的な水防活動ができるように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や水防活動に利用する土砂や備蓄材等の確保を図る。 また、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。 さらに、自治会、自主防災組織、各種連帯組織が集団での迅速かつ適切に避難するための備えを行えるように支援するとともに、水防団、自治体、関係機関、住民団体（NPO等）と連携して水防訓練を実施する。	①水防活動、水防訓練への支援 水防団との連携を一層強化するとともに、洪水時は、円滑且つ効果的な水防活動ができるように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や水防活動に利用する土砂や備蓄材等の確保を図る。 また、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。 さらに、自治会、自主防災組織、各種連帯組織が集団での迅速かつ適切に避難するための備えを行えるように支援するとともに、水防団、自治体、関係機関、住民団体（NPO等）と連携して水防訓練を実施する。			①水防活動、水防訓練への支援 水防団との連携を一層強化するとともに、洪水時は、円滑且つ効果的な水防活動ができるように、水防活動の拠点、現地に即した搬入路整備や水防活動に利用する土砂や備蓄材等の確保を図る。 また、迅速な水防活動や施設操作を行うための河川情報の共有化やシステムの構築を図る。水防団員の高齢化等の課題をふまえた支援方を検討する。 さらに、自治会、自主防災組織、各種連帯組織が集団での迅速かつ適切に避難するための備えを行えるように支援するとともに、水防団、自治体、関係機関、住民団体（NPO等）と連携して水防訓練を実施する。
149	②防災ステーション、水防拠点の整備 水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた防災ステーションの整備を、 <b>猪名川出在家地区、草津川放水路において継続して実施する。</b> 他の地区についても自治体と連携して防災ステーションの整備について検討する。なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。（写真4. 3. 2-4、図4. 3. 2-2）  また、水防拠点を <b>18箇所</b> で整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。なお、 <b>淀川本川においては、整備済の点野地区を含めた8地区について、高規格堤防整備とあわせて整備する。</b>	② <b>河川</b> 防災ステーション、水防拠点の整備 水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた <b>河川</b> 防災ステーションの整備を、 <b>摂津市において実施する。</b> 他の地区についても自治体と連携して <b>河川</b> 防災ステーションの整備について検討し、 <b>調整が整った後に実施</b> する。なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する。（写真4. 3. 2-4、図4. 3. 2-2）  また、 <b>水防拠点を整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。</b> なお、 <b>高規格堤防の整備区間においては、高規格堤防と調整を図り、整備を進める。</b>	●4. 3. 2. 治水防災対策（4）2）②河川防災ステーションの位置図の点野防災拠点（木津川）は（淀川）の誤り  挿入してある図が大きいのか文字と図が接近しているのでとても見にくい	案に反映（図の修正）  案に反映（図の修正）	② <b>河川</b> 防災ステーション、水防拠点の整備 水防活動や物資輸送等の拠点となるヘリポート、予備発電設備、情報発信端末を備えた <b>河川</b> 防災ステーションの整備を、 <b>摂津市において実施する。</b> 他の地区についても自治体と連携して <b>河川</b> 防災ステーションの整備について検討し、 <b>調整が整った後に実施</b> する。なお、整備にあたっては、基盤整備を河川管理者が実施し、水防活動を実施するための水防センター等の施設は自治体等が整備する（写真4. 3. 2-6、図4. 3. 2-37）。  また、 <b>水防拠点を整備し、水防活動に利用する土砂等を備蓄する。</b> なお、 <b>高規格堤防の整備区間においては、高規格堤防と調整を図り、整備を進める。</b>
150	③緊急復旧体制の整備 非常時に迅速な緊急復旧工事等が可能なよう、地元の施工業者及び業界団体と協定を結び、機材、技術者の確保を行うとともに、復旧のための搬入路の確保等を行う。	③緊急復旧体制の整備 非常時に迅速な緊急復旧工事等が可能なよう、地元の施工業者及び業界団体と協定を結び、機材、技術者の確保を行うとともに、復旧のための搬入路の確保等を行う。			③緊急復旧体制の整備 非常時に迅速な緊急復旧工事等が可能なよう、地元の施工業者及び業界団体と協定を結び、機材、技術者の確保を行うとともに、復旧のための搬入路の確保等を行う。
151	④非常用資機材の備蓄 洪水時の水防活動や堤防の決壊対策等の応急措置に利用する土砂、ブロック等の非常用資機材を備蓄する。備蓄された土砂を利用して桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」で継続して実施するとともに、他の地区においても関係機関と調整を図りながら検討して実施する。	④非常用資機材の備蓄 洪水時の水防活動や堤防の決壊対策等の応急措置に利用する土砂、ブロック等の非常用資機材を備蓄する。備蓄された土砂を利用して桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」で継続して実施するとともに、他の地区においても関係機関と調整を図りながら検討して実施する。			④非常用資機材の備蓄 洪水時の水防活動や堤防の決壊対策等の応急措置に利用する土砂、ブロック等の非常用資機材を備蓄する。備蓄された土砂を利用して桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」で継続して実施するとともに、他の地区においても関係機関と調整を図りながら検討して実施する。
152	⑤排水ポンプ場の運用の検討 洪水時における堤防の安全を確保するため、排水先の河川の水位に応じて運転停止を行うなど、排水ポンプ場の運転調整ルール等について、「水害に強い地域づくり協議会」等において検討する。	⑤排水ポンプ場の運用の検討 洪水時における堤防の安全を確保するため、排水先の河川の水位に応じて運転停止を行うなど、排水ポンプ場の運転調整ルール等について、「水害に強い地域づくり協議会（ <b>大規模氾濫減災協議会</b> ）」等において検討する。	「洪水時における堤防の安全を確保するため、」 →「堤防決壊による大規模氾濫を極力防止するため、」 理由：目的は「堤防の安全」ではなく「大規模氾濫の防止」。	案に反映	⑤排水ポンプ場の運用の検討 排水による <b>水位上昇に伴う堤防決壊を極力防止</b> するため、排水先の河川の水位に応じて運転停止を行うなど、排水ポンプ場の運転調整ルール等について、「水害に強い地域づくり協議会（ <b>大規模氾濫減災協議会</b> ）」等において検討する。
153	3）地域で守る（まちづくり、地域整備） 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策について河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める。（図4. 3. 2-3）	3）地域で守る（まちづくり、地域整備） 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための <b>リスク情報の周知や避難体制の整備等の取組強化</b> 、土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策について河川整備の状況等をふまえて自治体と連携して検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める。（図4. 3. 2-3）	3）地域で守る  この中の項目は流域治水とオーバーラップしているので、流域治水との関わりでの記述が必要と思います。  昨年来、「流域治水への転換」が大きく叫ばれているにもかかわらず、変更原案では、それに踏み込んだ記述が弱いように感じます。特に、流域治水におけるハード面での有力なメニューであると考えられる「遊水地」や「霞堤」に関する記述がほとんど見られせん。  ①河川整備計画の対象期間内の対策としては、場所を特定した具体的な記述が困難かもしれませんが、将来の整備に備えて、「危険地からの移転」や「土地利用規制の強化」への取り組みについて記述するべきではないでしょうか。  ②具体的には、将来「巨椋池干拓地」の一部分を遊水地とすべく、新たな都市開発を規制することや、亀岡盆地等における霞堤の機能を阻害させるような開発構想を規制することを整備計画に記述することを望みます。	案に反映  案に反映	3）地域で守る（まちづくり、地域整備） 氾濫原への人口、資産の集積により、堤防の決壊時の被害ポテンシャルは現在も増大し続けている状況をふまえ、洪水氾濫時の被害をできるだけ軽減するための <b>リスク情報の周知や避難体制の整備等の取組強化</b> 、土地利用の規制・誘導を含めた地域整備方策について河川整備の状況等をふまえて、 <b>流域治水協議会等</b> において検討する。また、流域の貯留・浸透機能を維持・強化するため、森林の保全や流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める（図4. 3. 2-38）。
154	①公共施設等の耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化（建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする）の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。	①公共施設等の耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化（建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする）の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。			①公共施設等の耐水化 水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化（建物の高床化、遮水構造等、浸水に耐える施設とする）の促進については、自治体や各管理者に対して各地域の浸水被害に対する危険度を示すなど洪水に関する情報提供等を行い、市町村による建築物の耐水化に関する条例の制定等を促す。

番号	現行計画（2009.3.31） <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案（2021.2.26） <b>現行計画からの変更箇所を赤字</b> <b>変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
155	②水害に強いまちづくり 浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、道路等の盛土構造物等を二線堤として活用する方策等についても検討する。	②水害に強いまちづくり 浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、 <b>立地適正化計画で定める防災指針等も踏まえ</b> 、道路等の盛土構造物等を二線堤等として活用する方策等についても検討する。 <b>また、大規模氾濫時の広域避難等を想定した自治体による避難地（高台等）の整備について、関係機関と調整・検討の上、支援する。</b>	また北陸新幹線やリニア中央新幹線により広域交通の一大ハブ拠点となる新大阪駅周辺地域は都市再生緊急整備地域として指定され、新たなまちづくりが検討されている。淀川と神崎川に挟まれた地域に関して、流域治水対策を関係機関全体で推進するとともに、淀川右岸の高規格堤防区域を淀川大堰下流から神崎川分派点まで延伸するよう関係機関と調整する。  (理由) 高規格堤防予定区域が設定以降の都市計画の動向を受けた見直しが必要。	案に反映	②水害に強いまちづくり 浸水想定区域の開発抑制等適正な土地利用への誘導、ピロティ方式住居の推奨、地下空間の建設規制や建設する場合の水害に強い構造への誘導等を推進するため、関係機関や自治体等に対して技術的支援を行うとともに、 <b>立地適正化計画で定める防災指針等も踏まえ</b> 、道路等の盛土構造物等を二線堤等として活用する方策等についても検討する。 <b>また、大規模氾濫時の広域避難等を想定した自治体による避難地（高台等）の整備について、都市計画の動向も踏まえ、関係機関と調整・検討の上、支援する。</b>
156	③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化 森林等有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。(写真4.3.2-5) ・新規・既開発地における調整池等の設置 ・公共施設における地下貯留施設の設置 ・家庭における雨水マスの設置 ・民間施設における貯留施設の設置 等	③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化 森林等有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する。(写真4.3.2-5) ・新規・既開発地における調整池等の設置 ・公共施設における地下貯留施設の設置 ・家庭における雨水マスの設置 ・民間施設における貯留施設の設置 等			③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化 森林等有する保水機能、貯留機能の保全及び新規・既開発地の保水機能・貯留機能の保全・強化について、自治体等の検討を支援する(写真4.3.2-7)。 ・新規・既開発地における調整池等の設置 ・公共施設における地下貯留施設の設置 ・家庭における雨水マスの設置 ・民間施設における貯留施設の設置 等
157	4) 災害対応プログラム 施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画（アクションプラン）を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。	4) 災害対応プログラム 施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画（アクションプラン）を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。	「これらを「災害対応プログラム」としてとりまとめる。」 →「これらを「災害対応プログラム（タイムライン）」としてとりまとめる。」 理由：タイムラインが「災害対応プログラム」なら分かりやすく。	案に反映	4) 災害対応プログラム 施設能力を超える大洪水の発生や地震、高潮等との同時生起による甚大な被害が発生した場合においても、人的被害の回避・軽減を図るとともに、社会・経済活動への影響を小さくするため、防災関係機関、企業、ライフライン管理者、住民等の各主体が共通の被害想定シナリオに沿って、相互に連携の取れた具体的な行動計画（アクションプラン）を定め、各機関と連携して、これらを「災害対応プログラム（タイムライン等）」としてとりまとめる等、危機管理体制の構築、強化を図る。
158	(2) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を <b>本計画期間中に</b> 完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図4.3.2-4) <b>あわせて対策効果等のモニタリングを実施する。</b>  詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。(表4.3.2-1、図4.3.2-5~15)	(3) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図4.3.2-4) <b>また、堤防は基本的に盛土により築造されていることから、堤防を越える洪水に対しては弱い構造である。</b> <b>このため、水害リスクの高い区間等においては、施設能力を超える洪水に対して、河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行う。</b> <b>堤防強化実施済箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し対策が必要となる区間について、堤防強化を実施する。</b>  詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである。(表4.3.2-1、図4.3.2-5~15)	5. 堤防強化の実施について 河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行うとの記述がある。 越水した場合、越水した水により裏法面の浸食が進むことが決壊の大きな要因であることはすでに明らかになっている。裏法面を特殊シートで被うなどの対策を早急に実施すべきだ。堤防強化の工事が手戻りにならないよう特に裏法面強化は急ぐべきである。  「詳細点検の結果、堤防強化を今後実施する必要がある・・・」 →「詳細点検の結果、浸透、侵食に対して堤防強化を実施する必要がある・・・」 理由：表4.3.2-1は越水に対する対策区間が含まれないため。  「図4.3.2-1 堤防強化区間一覧」 →「表4.3.2-1 堤防強化区間一覧（浸透・侵食対策）」 理由：越水に対する対策区間が含まれないため。  意見③ 堤防強化については、推進の姿勢をより強く示すため、これまで実施してきた堤防強化対策（主に浸透・侵食対策）と、昨年来特に社会の関心が高まっている「越水などに対し粘り強い堤防をめざした対策」との関係を各関連部分でよりわかりやすく記述して下さい。以下、その例です。ご検討下さい。(1)堤防強化の課題は、従来から行われてきた堤防強化対策（主として「浸透・侵食対策」）に加え、「越水などに対して粘り強い堤防を目指した対策」に取り組むことである。「引き続き堤防強化を必要とする区間」、「これまでに・・・行ってきた」対策（堤防天端のアスファルト被覆か）、これから行う「粘り強い堤防を目指した対策」を再整理して記述する。  (2)「水害リスクの高い区間等」とあるが、まずどのような区間から検討していくのかイメージを示す。河床勾配が小さく三川合流部からの背水延長が長くなる宇治川下流部などから検討していくことは考えられないでしょうか。  (3)図4.3.2-1は浸透・侵食対策区間の一覧であればその旨明示する。越水などに対して粘り強い河川堤防を目指した対策工法の例を示すことはできませんか。図4.3.2-4はそれにあたるのですか。誤解されないように。  図4.3.2-7、4.3.2-9に示された「優先箇所」の意味が不明です。何らかの説明が必要です。	案に反映  案に反映  案に反映（表の修正）  案に反映  案に反映  案に反映（表の修正）  案に反映（図の修正）	(3) 堤防強化の実施 堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造としなければならない。しかし、これまでに整備されてきた堤防は、材料として品質管理が十分になされているとは限らない土砂を用いて、逐次築造されてきた歴史上の産物であること等から、計画高水位に達しない洪水であっても、浸透や侵食により決壊するおそれがある箇所が多く存在する。 このため、これまでに実施した堤防の詳細点検の結果や背後地の状況等をふまえ、堤防強化を完成させ、計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とする。また、これらの対策により、堤防の強度が全体として増すことから、決壊による氾濫が生じる場合でも避難時間の確保に寄与することが期待できる。(図4.3.2-4) <b>また、堤防は基本的に盛土により築造されていることから、堤防を越える洪水に対しては弱い構造である。</b> <b>このため、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難であり、河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、施設能力を超える洪水に対して、河川堤防を越水した場合等であっても決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすなどの粘り強い河川堤防について検討・整備を行う。</b> <b>堤防強化実施済箇所における被災や新たな知見を踏まえ、必要な調査や点検を実施し対策が必要となる区間について、堤防強化を実施する。</b>  詳細点検の結果、 <b>浸透、侵食に対して</b> 堤防強化を今後実施する必要がある区間は以下のとおりである(表4.3.2-1、図4.3.2-25~35)。

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>図4. 3. 2-11の水色に塗りつぶされたところが何なのか説明が必要です。</p> <p>図4. 3. 2-13で灰色に塗りつぶされたところが何なのか説明が必要です。</p> <p>図4. 3. 2-14および図4. 3. 2-15で茶色の線で示されたものが何なのか説明が必要です。</p> <p>【変更原案】 ※堤実施位置等について… 【修正案】 ※実施位置等について…</p> <p>【変更原案】 防強化実施済箇所における… 【修正案】 堤防強化実施済箇所における…</p>	<p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p>	
159	<p>&lt;各河川における堤防強化の進め方&gt; 堤防強化については、その対策が必要となる区間は81.5kmと長く、その対策には相当な費用と期間を必要とすることから、各区分毎の安全性や緊急性をふまえ優先度の高いところから実施する。 また、出水による堤防の被災状況などを踏まえ、下記区分以外で安全性の低い区分が抽出された場合には、必要な対策を検討のうえ実施する。</p> <p>①安全性が特に低く被災履歴のある区分（優先区分計3.1km）については平成21年度を目途に対策を完了させる。 ②背後地に人口資産が稠密している区分（淀川下流計19.4km）については5ヶ年を目途に対策を完了させる。 ③琵琶湖後期放流時、長時間高水位が継続する区分（宇治川2.9km）については10ヶ年を目途に対策を完了させる。 ④これ以外の区分（計56.1km）においては、戦後最大の洪水による堤防決壊の危険性や現況堤防高さ、背後の人家密集状況をふまえ緊急区分（計9.0km）を定め10ヶ年を目途に対策を完了させる。緊急区分以外（計47.1km）は整備計画期間内に整備を完了させる。</p>				
160	<p>（3） 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1）淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。 このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。 ・ 上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区分における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。 ・ 河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区分の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。</p>	<p>（1） 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1）淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。 このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。 ・ 上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区分における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。 ・ 河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区分の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。</p>	<p>治水整備にあたっては、生物の生息・生育環境に十分配慮した整備をすべき。</p> <p>淀川の特徴的な種としてイタセンパラがあり、整備計画策定当時は生息が危機的状況だったが、取り組みを進めた結果、生存が確認出来るようになった。しかし、残念ながら常に人が守らないと保全できない状況であり、治水対策と河川環境を意識して進めていくことが必要。 河道掘削について、生物の生息環境に配慮して、段階的に施工することも検討していくべき。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>（1） 川の中で洪水を安全に流下させるための対策 1）淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方 下流で発生する洪水は、上流から流下してくる洪水により生じるものである。仮に上流で河川整備が行われていない状態においても下流に到達する洪水に対しては、下流で適切に対策を講じる必要がある。このような状態において、上流で流下能力の向上を図るために築堤や河道掘削を行った場合、本来氾濫していた水を集め下流に誘導することで下流に人為的な流量増を生じさせることとなり、下流の堤防決壊リスクが増大する。 このことをふまえ、上下流バランスの基本命題を以下のとおり定めることとし、上中下流間の具体的な基準について、それぞれの特性に応じ、この基本命題に照らして設定する。 ・ 上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区分における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。 ・ 河川整備によって、流域全体の被害が最小となるよう、また各区分の治水安全度を現在より低下させることがないよう整備を進める。この際、事業実施上の社会的影響を可能な限り小さくする。 ・ 河道掘削等を行うにあたっては、個々の地区ごとに生物の生息・生育・繁殖環境を十分考慮して工事の実施時期や範囲を検討するとともに、従来の工法について検証を行う。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
161	<p>①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。</p>	<p>①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。</p>			<p>①淀川本川と中上流の間における上下流バランス 淀川本川においては、上流に降った雨を人為的に集めて下流に流下させている現状に鑑み、これまで先行して河床掘削等を実施し流下能力を向上させてきた。現況においては、中上流の整備水準が低いため洪水氾濫が発生することもあり、結果として、計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させることが可能となっている。また、河川整備基本方針で目標としている河川整備が達成された段階でも、当然、淀川本川を含む水系全体で計画規模の洪水を計画高水位以下で安全に流下させることを目指している。このことをふまえ、淀川本川と中上流との間の上下流バランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○整備のいかなる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。</p>
162	<p>②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につながるから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生じた際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態注)のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。 注)自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。</p> <p>○これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で狭窄部の開削を実施する</p>	<p>②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につながるから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水が生じた際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態注)のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。 注)自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。</p> <p>○これが困難な場合は、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で狭窄部の開削を実施する</p>	<p>「整備目標とする洪水が生じし・・・」 →「整備目標とする洪水や目標を超過する洪水が生じし・・・」 理由：気候変動に伴う洪水の激甚化に鑑み、整備目標を超過する洪水においても、自然状態のときの流入量を上回らないようにすべきではないか。</p>	案に反映	<p>②狭窄部の上下流における上下流バランス 仮に狭窄部の上流で河川改修が行われていなかった場合でも、上流で氾濫した洪水は狭窄部入口に集まり、いったん狭窄部に流入すると氾濫することなく下流に流下するため、狭窄部下流区間で計画高水位を上回る事態は発生し得る。狭窄部上流における河道整備等による流量増は下流の流量の増加につながるから、可能な限り狭窄部上流における流量増を抑制することが第一義的に重要である。以上をふまえ、狭窄部上下流のバランスを確保する基準として以下のとおり設定する。</p> <p>○狭窄部及びその上流で必要な河道整備等を行う場合、整備目標とする洪水やそれを上回る規模の洪水が生じた際の狭窄部への流入量が、河川改修や洪水調節施設の整備をおこなっていない自然状態注)のときの流入量を上回らないよう、上流で可能なかぎり洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。 注)自然状態とは、現在の河道整備状況でダム・遊水地等の洪水調節施設が整備されていない状態。</p> <p>○これが困難な場合でも、下流の安全度が低下しないよう、上流で可能な限り洪水調節施設を整備することにより流量増を抑制することと併せて下流の流下能力の向上等を図り、計画規模以下の洪水が狭窄部開削前よりも安全に流下できる範囲で狭窄部の開削を実施する。</p>
			<p>「・・・開削前よりも安全に流下できる範囲で・・・」 →「・・・開削前よりも安全に流下でき、超過洪水においても安全度が低下しない範囲で・・・」 理由：気候変動に伴う洪水の激甚化に鑑み、整備目標を超過する洪水においても、下流の安全度が低下しないようにすべきではないか。</p>	案に反映	
163	<p>③猪名川と神崎川との間における上下流バランス 猪名川と神崎川との間については、猪名川兵庫側と合流点下流の神崎川兵庫側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川の間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。</p> <p>○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。</p>	<p>③猪名川と神崎川との間における上下流バランス 猪名川と神崎川との間については、猪名川兵庫側と合流点下流の神崎川兵庫側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川の間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。</p> <p>○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。</p>			<p>③猪名川と神崎川との間における上下流バランス 猪名川と神崎川との間については、猪名川兵庫側と合流点下流の神崎川兵庫側とは氾濫区域が同一である一連区間として捉えることが適切であり、また猪名川合流点より下流の神崎川の水位は、神崎川本川からの流出量の影響も大きい。このため、猪名川と神崎川の間における上下流バランス確保の基準については、以下のとおり設定する。</p> <p>○神崎川において整備目標とする洪水については、猪名川で整備目標とする対策を行った後においても、猪名川合流点より下流の神崎川の水位を計画高水位以下とする。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
	<p>2) 淀川本川 戦後最大の洪水である<b>昭和28年台風13号洪水に対応する</b>河川整備を、桂川、宇治川・瀬田川、木津川で先行して完了させた場合、計画規模の降雨が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。</p> <p>淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄<b>西大阪線</b>橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p><b>阪神電鉄西大阪線橋梁</b>の改築後においても、計画規模の降雨が生じた場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう中・上流部の河川改修の進捗と整合をとりながら現在事業中の洪水調節施設（川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム）を順次整備する。（図4.3.2-16）<b>なお、大戸川ダムについては、利水の撤退等に伴い、洪水調節目的専用の流水型ダムとするが、ダム本体工事については、中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。また、これまで進捗してきた準備工事である県道大津信楽線の付替工事については、交通機能を確保できる必要最小限のルートとなるよう見直しを行うなど徹底的にコストを縮減した上で継続して実施する。</b></p>	<p>2) 淀川本川 戦後最大の洪水である<b>平成25年台風18号洪水</b>に対応する河川整備を、桂川、宇治川で先行して完了させた場合、計画規模の<b>降雨</b>が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。</p> <p>淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄<b>なんば線</b>橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。<b>併せて、流下能力を確保するために必要となる橋梁架け替えを検討し、関係機関と調整した上で実施する。また、橋梁周辺は家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、引き続き伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</b></p> <p><b>淀川本川の橋梁</b>の改築後においても、計画規模の<b>降雨が生じた</b>場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう中・上流部の河川改修の進捗と整合をとりながら現在事業中の洪水調節施設（川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム）を順次整備する。（図4.3.2-16）<b>あわせて、三川合流点下流の河道掘削を行い、淀川本川下流に流量増とならない範囲で上流域の水位を極力低下させる。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。</b></p> <p>また、毛馬排水機場のポンプ設備の更新および淀川大堰への閘門設置について、関係機関と調整の上、実施する。さらに、淀川本川の支川である芥川において、大阪府の管理区間の改修の進捗を踏まえ、河道掘削、護岸整備等を実施する。（図4.3.2-17）</p>	<p>新旧対照表p87の三川合流部・芥川の河道掘削において、「河川環境」を追記すべき。</p> <p>たとえば、「河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する」を挿入するとよい。</p> <p>「河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては掘削土も活用する。」等の記載は、掘削土を活用して実施する堤防整備が一部にしろあるからだと思いますが、そうであれば、木津川や桂川のように整備内容を「河道掘削等」という表現にしないと論理的に理解しづらいと思います。</p> <p>・「計画規模以下の洪水に対しては・・・」 「計画規模の降雨が生じた・・・」 ここで言う、「計画規模の洪水」と「計画規模の降雨」は違う洪水のもの？</p> <p>淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。橋梁周辺には家屋等が密集しており、架け替えには関係機関等との調整に多大な時間を要する。事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業をまちづくりと一体的に完成させる。流下能力向上に効果が高い橋梁架け替えを検討し、関係機関と調整した上で順次実施する。</p> <p>（理由）なんば線橋梁、赤字追加文、伝法大橋などが記述されているが文章が分かりにくい。</p> <p>「また、橋梁周辺は・・・関係機関と順次調整を図り検討する。」削除 理由：追加された「・・・関係機関と調整した上で実施する。」と内容が重複。</p> <p>2. 淀川下流の流下阻害率の高い橋梁改築について 阻害率の高い3橋梁のうち、改築する橋梁を順番も含めて特定し、早期に実施に移すことを強調して明記すべきである。桂川下流の河道改修を計画通り完了するためにも、気候変動による経験したことのない高潮への対策強化の観点からも、極めて重要な事業である。</p> <p>私は、特に橋桁が低く阻害率が高い淀川大橋の改築を先行し、続いて伝法大橋に手をつけるべきだと思う。阪急神戸線橋梁は、将来地下鉄乗入に関連しチャンスはある。</p> <p>大戸川ダムについては、環境影響を最小化する手続きや進め方を記載すべき。</p> <p>4. 3治水・防災について 近年頻発する洪水に対して、河川整備計画が目標洪水規模を上げて変更されるのは重要だと思います。その中で、流域治水の推進は必要だと思いますが、関係機関との協働が重要となり、法制度の改正が伴うことも考えられ、大きい治水効果の発現までは時間が必要と思われることから、事業中の川上ダム・天ヶ瀬ダム再開発をはじめ大戸川ダムの推進と各地の河道掘削の推進など即効性のある事業を早期に実施していただきたい。</p> <p>大戸川流域の住民です。やっとなここまで来たのかという思いで一杯です。予備調査から既に半世紀、水没予定地の大鳥居が苦渋の決断で移転されて20余年です。 この間、「中止」「凍結」と時の政権に翻弄されてきました。平成25年18号台風では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害の地となりました。ダム完成までも激甚風水害が発生する可能性は十分にあります。一日も早い本体着工を要望いたします。</p> <p>大戸川ダムについて 1 事業費（国および関係機関の負担割合、財源）、事業期間についての質問 2 大戸川ダムの効果についての意見 3 既存施設の活用など代替案についての意見 4 ダムの効果が発揮されないような事態の想定とそのことを費用対効果分析に反映させることの必要性についての意見 5 環境影響評価の必要性とダムに頼らない治水対策についての意見 6 その他</p> <p>淀川水系河川整備計画(変更)への意見 ○整備計画(変更)への疑問 ○大戸川ダムの建設には緊急性がない ○耐越水堤防の整備を進めるべきである ○上野遊水地の越流堤をつくり直すべきである 詳細は別紙</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>大戸川ダムについては、多様なご意見がありました。事業推進を求めめるご意見や代替案のご提案もありましたが、いずれも何らかの治水対策が必要であるという点では共通しており、治水対策が必要というご意見はありませんでした。</p> <p>代替案を求めめるご提案としては、既存ダムの洪水調節機能強化、流域治水、堤防強化、遊水地の有効活用、淀川下流橋梁架替などに期待するものがありました。これらの対策は既に変更原案にも記載しているところですが、ご意見を踏まえ、計画の案では、さらに記載を充実致します。</p> <p>また、迅速な河川整備計画の変更や事業推進を求めめるご意見とともに、丁寧な説明を求めめるご意見もありました。良好な河川環境の保全や治水対策は、河川管理者による施設整備のみで達成できるものではなく、住民のご理解が不可欠であり、今回の計画変更プロセスに限らず、日頃より丁寧な説明に努めてきてはいますが、引き続き、双方向の丁寧な説明や意見聴取に努めて参ります。大戸川ダムについても、効果、費用、河川環境などを懸念するご意見もあることから、今後、それらについても調査、検討を進め、その結果を公表、説明して参ります。</p>	<p>2) 淀川本川 戦後最大の洪水である<b>平成25年台風18号洪水</b>に対応する河川整備を、桂川、宇治川で先行して完了させた場合、計画規模の<b>洪水</b>が発生すると、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、上下流バランスを考慮し、淀川本川における流下能力の向上対策及び上流からの流量低減対策を実施する必要がある。</p> <p>淀川本川の淀川大堰下流には洪水の流下を阻害している橋梁が複数存在している。それらのうち、事業中の阪神電鉄<b>なんば線</b>橋梁の改築事業を関係機関と調整しながらまちづくりと一体的に完成させる。<b>その他の橋梁周辺も家屋等が密集しており、橋梁の改築には関係機関等との調整に多大な時間を要することから、流下能力を確保するために必要となる橋梁架け替えを早急に検討し、関係機関と調整した上で実施する。</b>また、引き続き伝法大橋、淀川大橋、阪急電鉄神戸線橋梁の改築についても、関係機関と順次調整を図り検討する。</p> <p><b>淀川本川の橋梁</b>の改築後においても、計画規模の<b>洪水が生じた</b>場合には、淀川本川で計画高水位を超過することが予測されるため、これを生じさせないよう中・上流部の河川改修の進捗と整合をとりながら現在事業中の洪水調節施設（川上ダム、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダム）を順次整備する（図4.3.2-1）。<b>大戸川ダムについては、環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査を含め、必要な調査等を行ったうえで本体工事を実施する。あわせて、三川合流点下流の河道掘削等を行い、淀川本川下流に流量増とならない範囲で上流域の水位を極力低下させる。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する。</b></p> <p>また、毛馬排水機場のポンプ設備の更新および淀川大堰への閘門設置について、関係機関と調整の上、実施する。さらに、淀川本川の支川である芥川において、大阪府の管理区間の改修の進捗を踏まえ、河道掘削、護岸整備等を実施する（図4.3.2-2）。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>大戸川ダム建設は反対です。</p> <p>治水のためにというのであれば、もっと他のいい案があるのではないのでしょうか？ ダム建設が良しとされていた時と今では時代が違うと思います。昔にくらべ技術や、計測能力は進化しています。そして、気候変動などの災害の様子も昔とは違ってきています。</p> <p>治水は大事ですが、昔の計画をちゃんと検証せずそのままやるのはどうなのでしょう？ 巨額の税金を使って、長い年月かけて作ったダムがちゃんと機能してくれるのか疑問です。 長い年月をかけて完成したころにはまた災害事情など変わっているかもしれません。</p> <p>まずはもう一度調べることから始めていただけないでしょうか？ 今の気候変動による災害に合わせた防災にアップデートして頂きたいです。</p> <p>そして、遊水池のように災害を防ぐよりも災害と上手に付き合う工夫のある治水を求めます。 大規模事業よりも小規模事業で短期間で必要なところをピンポイントで補強していくことを求めます。 堤防の強化などまずやるべきことがあるのではないのでしょうか？</p> <p>これからの希望としては、さらに防災＋自然エネルギーの活用も出来たらいいと思います。 例えば、水を逃がす水路を作る際にそこを小規模流水型発電ができる仕組みにすれば、発電した電力を売電することで事業費を回収できますし、これからのモデルケースにもなると思います。</p> <p>ぜひ、もう一度徹底的に調べることから始めていただけないでしょうか？</p> <p>他県の者の意見ですが、京都にしばらく住んでいたこともありますし、他人事にははいけないと思いきや見させていただきました。よろしく願います。</p> <p>宇治川の治水・防災計画の中で、今回追加される文言に「大戸川ダムの整備を行う」という部分がありますが、「ダム計画の見直しを含めた水系全体の治水・防災計画を進める」というように変更を提案します。 大津市は京都や大阪に近く、また周辺には豊かな自然環境も多く存在するため、自身も含め、他地域から移り住んできた住民も多い地域です。 堤防関連の治水対策工事は、計画に対し8割方進捗していると聞きますが、現存する未着手の狭窄地形の箇所を親水公園等、治水機能を有しながら地域住民が安心して利用できる施設に改良することも検討して下さい。 ダムの予定地も重力式コンクリートダムの設置でなく、一定の貯水機能を有した大きな溜め池のある自然公園であれば環境に馴染むのではないかと考えます。</p> <p>「大戸川ダムを順次整備する。大戸川ダムは洪水調節目的専用の流水型ダムとする」と計画案にありますが、12年前に凍結され、今さらなぜ必要なのか。ダム建設は取りやめてほしい。 洪水調節が目的というが、近年の気候変動は著しく、ダムを1つ作って解決するようなものではない。2018年の西日本豪雨では、ダムの緊急放流により9人の方が犠牲になり、650戸が浸水した。「一定の効果」しかないダムを作って大規模な自然破壊をするより、別の方法での治水を行ってほしい。</p> <p>大戸川ダムの代替案として、琵琶湖ダムを提案する。下流に効果があるタイミングで洗堰を全閉し、一時的に琵琶湖をダム化すれば、コスト小で平成25年台風18号に対応できるはず。その際の大戸川ダムとのコスト比較を確認したい。琵琶湖沿岸で浸水被害が発生すると思うが、大戸川ダムの建設費より安価なはず。なお、水害保険で対応すればなおコスト小である。</p>		

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>大戸川ダムについては、現計画では「実施時期を検討する」となっているが、変更案では「順次整備する」と変更されており、近年の豪雨被害の状況等を考えれば、変更されたことは妥当であると考えられる。</p> <p>ただ、説明責任の観点からも、実施時期についての検討結果がどうであったのか、具体的に示すことが必要ではないのか。</p> <p>大戸川ダム建設によって、淀川枚方地点で計画高水位よりも17cm超過する洪水に対し19センチの水位低減効果があるとしているが、そもそも堤防高さを超えていないため、ただちに洪水になるものではない。ダム建設の根拠がないと思う。1080億円の経費をかけて、微少な効果しかない大戸川ダム建設は不要と考える。滋賀県の「大戸川ダム効果を検証した勉強会」でも、過去の4つの大規模降雨をシミュレーションしたうち、3つのケースで異常洪水時防災操作を行う結果となった。下流の流下能力は10年に1回規模の洪水を想定した整備が現在8割施行されたにすぎず、岡山県の真備町で起こったダムの緊急放流後の越水破堤の被害をみれば、大戸川ダムはかえって危険があると考えられる。大戸川ダムの建設よりも、越水破堤しにくい堤防補強の整備こそ望む。</p> <p>大戸川ダムの整備については、是非とも本整備計画変更で位置付けていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大戸川ダムは大戸川及び下流に対する効果も以前と変わらない</li> <li>・滋賀県は既に大戸川ダムありきで大戸川の河道整備をすすめており、近年の洪水を見ても早急に大戸川ダムの整備が必要</li> <li>・水没地内の補償等はほとんど完了しているとともに、現河川整備計画ですすめている付替県道事業も完了が近づいており、地元も含めて大戸川ダムの早期着工を望んでいる</li> </ul> <p>大戸川ダムがなければ、淀川本川の計画高水位は何センチメートルを超えるのか？淀川本川ではスーパー堤防が整備されてきており、数センチメートルの超過であれば、破堤までいかない。耐えられるはず。解析しているのか。破堤しなければ、大戸川ダムは不要だ。計画高水位を1mmでも超過したら破堤するというナンセンスな条件設定をしていないか確認したい。</p> <p>○大戸川ダムの整備を行う。 ダム建設はダム下流全川にわたり効果があり、代替案の河川での対策となると全川での対策が必要となり、時間も予算もかかる。球磨川における川辺川ダムの事例で反省すべき。その効果が小さいとの批判もあるが、宇治川においては現在天ヶ瀬ダムしか洪水調節はできず、平成25年18号台風の時宇治川は危機的状況であった。より安心できる天ヶ瀬ダム操作の観点からも、大戸川ダムは必要である。</p> <p>私は、大戸川の流域に住んでいます。 私の生まれた昭和28年には、大戸川や支川が溢れ付近一帯が浸水しました。 また、上流の信楽町多羅尾では、氾濫、土砂崩れで、44名の方がお亡くなりになった大災害がありました。 近年では、平成25年の18号台風で、大戸川が溢水、道路が陥没、土砂崩れ、耕作地は浸水、家屋にも浸水し、寸でのところで、大戸川にかかる荒戸橋が流出するところでした。この台風でも、総雨量が344ミリ、時間最大が47ミリとなりましたが近年の各地で見られる豪雨の降雨量は、これを相当上回る降雨量で地域住民は、豪雨のたびに不安に駆られています。どうか、一日も早く、大戸川ダムを整備いただくようお願いいたします。</p> <p>大戸川ダムが整備されることにより、平成25年台風18号時に宇治川の水位が数時間にわたり計画高水位を超えた危機的な状況を回避できることを期待します。</p> <p>滋賀県民の立場からでは、ダム直下の治水安全度の向上、洗堰全閉時間の短縮等の効果が考えられ（滋賀県の検討結果からも）、天ヶ瀬ダムの再開発に合わせ、大戸川ダムの建設に賛同する。</p> <p>なお、鹿跳溪谷の取り扱いについては、検討し実施となっているが、河川整備の効果を向上するには早急な実施を望む。</p>		



番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>大戸川ダム最大の効果は、再開後の天ヶ瀬ダムで二次調節(1,140m<sup>3</sup>/s→400m<sup>3</sup>/s)が可能になることです。これにより枚方地点で洪水流量500m<sup>3</sup>/sカットができます。</p> <p>しかし、大戸川ダム無しでも次の①～③の合わせ技(代替案という)により枚方地点500m<sup>3</sup>/sカットができます。</p> <p>①喜撰山ダム及び天ヶ瀬ダムの利水容量を、事前放流により洪水調節に活用。喜撰山ダムに毎秒197m<sup>3</sup>揚水、また天ヶ瀬ダム利水容量に毎秒143m<sup>3</sup>貯水。小規模な二次調節(1,140m<sup>3</sup>/s→800m<sup>3</sup>/s)により240m<sup>3</sup>/sカット</p> <p>②水道事業者が施設利用権保有の利水容量、4ダムで1,890万m<sup>3</sup>を恒久的に治水転用。併せてダム操作方法変更により200m<sup>3</sup>/sカット</p> <p>③関電宇治川発電所への水供給(60m<sup>3</sup>/s)を緊急時中断により60m<sup>3</sup>/sカット</p> <p>代替案のメリットは、初期投資が極めて安いこと。二次調節を含む対策の整備完了までに要する期間が極短いことです。</p> <p>大戸川ダム建設は再検討。淀川下流の橋梁架替は優先度の高い事業と変更原案に位置付けるべきです。</p> <p>変更原案では、戦後最大の洪水が昭和28年台風13号から平成25年9月の台風18号に変更されました。台風18号では大戸川流域で橋の流出・道路の崩壊・田畑の崩落や冠水・家屋への浸水等甚大な被害が出ました。平成20年のダム建設計画凍結後も、平成29年、平成30年と大戸川の出水によりその都度被害を蒙り、現在も注意報や警報が出るたびに住民の避難を余儀なくされ、その度に不安な日々が続いております。地元としましては、変更手続きがスムーズに行われ、念願でありますダム本体工事が早期に着工されることを期待しております。</p> <p>また、近年の気候変動に伴う水害に対応するため、地元住民の要望や意見も踏まえ明確な方向性を示していただきたい。私たちは大戸川と共に1200年暮らしてまいりました。これからも地元住民が安全で安心した暮らしが継続出来る環境を確保し、命と財産を守る地域作りを構築して行きます。</p> <p>大戸川ダムの整備が明記され、「なお書」を削除で、事実上の凍結が解除された原案であり、本体工事の整備に向けて動き出すことを期待します。</p> <p>大戸川は、別名「あばれ川」といわれ、これまでに、幾多の災害により、多大な被害を受けてきました。昭和43年の調査開始以来、半世紀が経ち、未だに、地域住民は、豪雨のたびに、生命と、暮らしに不安を抱えています。4府県合意から12年がたちましたが、この間に、平成25年の18号台風では、家屋浸水、堤体溢水、道路崩落、圃場への濁水の流入に見舞われました。</p> <p>この時の総降雨量は、344ミリ、時間最大降雨量47ミリでした。全国各地での被害は、これを相当上回る事例が多く、さらなる不安にさらされています。気候変動による激甚化、頻発化に対応できる整備計画を早期に策定いただくようお願いばかりです。</p> <p>近年の豪雨災害の頻発や、平成25年18号台風で明らかになった3川ダム群の連携の有効性などから考えると、宇治川のみでなく、桂川下流部や琵琶湖についても危機管理時の自由度が増す、大戸川ダムの整備は、苦渋の決断をして移転して頂いた皆さんの思いに答え、貴重なダムサイトを有効に活用する意味からも早期実現を期待します。</p> <p>大戸川流域の住民です。 「大戸川ダムを整備する」に変更されることに大いに賛成です。私の叔父は水没予定地の大鳥居より移転しました。移転前に体をこわし新転地で治療することなく亡くなりました。叔父の墓前に「大戸川ダム」が完成したと報告出来るようよろしくお願い致します。</p> <p>大戸川流域の住民です。 「大戸川ダム整備計画」に大賛成です。平成25年18号台風襲来時は自治会役員をしていました。夜明け前に大きな音を立て増水してくる川を見て周辺の住民の方を起こして回ったのが昨日のようです。隣町では床上浸水をして立ち竦む近隣の住民、家財を運ぶ人々を手伝い励ますことしかできなかった情けない自分を思い出します。周りから「何がもったいないだ」という声を耳にしました。それから今日まで河川改修が行われていますが、異常気象が頻発している昨今、暴れ川大戸川には効果がどれだけあるのか不安です。一日も早く「大戸川ダム早期着工」を願います。</p>		

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
164			<p>大戸川流域の住民です。近年大きい台風や集中豪雨による大雨で、我々の命や財産が脅かされております。また、今後も気候変動により被害が増大する可能性が予想されます。今回の「淀川水系河川計画（変更原案）」により河川整備の変更がスムーズに進むことを願っております。そして、地域住民の長年の願いでもあります「ダム本体工事の早期着工」を大いに期待しております。</p> <p>大戸川流域の住民です。「大戸川ダムを整備する」に変更されることに賛成です。 大戸川は「暴れ川」と称され度々の洪水によって、居住地を移転してきた歴史があります。今も「避難勧告」や「避難準備」が度々発令される地域です。 平成25年18号台風では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害の地となりました。住民が安心して暮らせるよう一日も早く「大戸川ダム早期着工」を要望いたします。</p> <p>大戸川ダム建設計画で消えた町大鳥居の一住民です。昭和43年（1968）以来約53年間この大戸川ダム建設計画問題とかかわってまいりました。その間言葉では言い表せない様な経験を致しました。その結果、「下流域の人々の為にまた国家の為にこの大戸川ダム建設事業に協力しよう」との結論に達し、住民すべての総意で「1200年の歴史ある地」を捨てる苦渋の選択をいたしました。以後ダム建設は様々な紆余曲折を経て淀川水系河川整備計画が作成され、又今回変更原案に関する意見が求められ私も意見を申し述べさせていただきました。 50年余りの長期にわたるこの事業により私たち関係住民は人生の半分以上の年月、国に翻弄されてきました。人々の人生を時計で表したとき想像を絶するものであります。 「大戸川ダムを整備する」との明記は勿論のこと一日も早い本体工事着工を切に要望いたします。 私たち大鳥居住民は故郷を捨て大鳥居を再生致しましたが「下流域の人々の安心安全の為に苦渋の決断、実行を行った」との考えを改めて訴えたいと思います。</p> <p>大戸川流域に住まいする住民です。 大変な被害をもたらした平成25年18号台風時は恐ろしい思いをいたしました。その後も度々大雨洪水等で避難勧告等が出されるなど安心して暮らせない状況が続いております。どうか一日も早く「ダム本体工事の着工」を願うばかりです。 また、私たちの流域住民の長年の思いをお察しいただき政権や一部の首長による中止や凍結にならないよう進めていただきたい。</p> <p>地元で稲作をしていますが、近年の異常気象により急激な水位上昇により、農業用水路に大量の砂・泥・流木が流入して、除去作業に大変苦労しております。安心して稲作が出来、子孫に引き継げるように、早期にダム建設していただくよう切望します。</p> <p>大戸川流域の住民です。「大戸川ダム整備を行う」に異存ありません。私が住まいする集落は享和2年（1802）6月の大戸川洪水により全村流出し、新しい居住地を求め、山林を開墾して現在の集落に移転しました。その後も大戸川のたび重なる増水のたびに危険な思いを強いられ、近くでは、平成25年9月15日～16日の台風18号により、住宅3戸が床上浸水し、約30haの田畑が冠水しました。大雨や台風が来る毎に心配です。 住民が安心して暮らせるよう一日も早く「大戸川ダム建設早期着工」を要望いたします。</p> <p>大戸川流域の住民で、大戸川沿いに田んぼを保有しております。1982年の台風10号では田んぼの一部を流され、2013年の台風18号では田んぼすべてが2m弱の高さまで浸かってしまったりと実害を被っております。 大戸川ダムが有ったら、このような水害避けられたはずですし、これから先においては、地球温暖化によるゲリラ豪雨や超大型台風等が発生し、更に大きな水害が発生するのではと思います。大戸川流域だけでなく、宇治川、淀川等の京阪神流域に住んでおられる方々の為にも、一刻も早い大戸川ダムの工事着工を強く要望します。</p> <p>大戸川流域の住民です。「淀川水系河川整備計画（変更原案）」を見てやっとここまで来たかと思っています。 これに至るまでの半世紀、「中止」「凍結」と国政、県政に翻弄されて来ました。自然災害に備える「治山」「治水」が権力により左右されるものであってはなりません。何より国民住民を主体に為されるべきものであり、大戸川ダム完成に向け、1日も早い本体工事着工を要望します。</p>		

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>大戸川流域の住民です。10年間の遅れを一日も早く取り戻す事を要望します。「絶対に壊れない堤防を築造することはできない」と決め込まれた様に表記され、対策として「河道を大きくする」との対策であるが、大切な事です。しかし又、大戸川流域では昔から堤防を超える洪水があっても耐えられる対策もされていました。先人の知恵は、竹林の堤防で大変な効果「水が引いた後も堤防が壊れずに耐えている」事も近年の水害でも見ております。ご一考も願います。</p> <p>意見① 「大戸川ダムの整備を行う。」を支持し、その推進を期待します。ダムの効果はダム直下流から河口までの全区間に及びます。本川洪水水位を低下させることは堤防に対する洪水の負荷を減じ、合流支川の洪水水位を下げ、内水排除を可能にします。また、環境に対する影響も解決できます。ダムによる水没地域及び下流受益地域等全てで合意が得られることを願います。</p> <p>大戸川ダムは、住民の命を守るために必要不可欠であると思えます。最近の集中豪雨に対応するためにも必要だと考えます。私たち移転住民は苦渋の選択をして移転しました。このままで災害が起こればと考えると、早期の完成が必要だと考えます。計画から五十数年、議論は尽くされたと思えます。</p> <p>「大戸川ダム整理について」ですが、この大戸川流域の住民です。大戸川ダム早期着工を要望します。平成25年の台風18号では、大戸川流域は洪水に襲われ、かつてない被害を受けました。今も毎年ほど台風や大雨時には、「避難勧告」や「避難準備」が発令されます。我々住民が安心して暮らせるよう一日でも早く工事着工をお願いします。</p> <p>大戸川流域の住民です。大戸川ダム整備早く実現していただきたいです。計画変更/いろいろ諸手続きがあると思いますが、工事着工のアクションを全国に一日も早く知らしてほしいと思えます。反対グループは緊急フォーラムまで開催し、変更原案が気に入らないみたいです。ダムを理解していない方々は「関西電力の喜撰山ダムを治水に活用」とプレスしておられます。ゲリラ豪雨などでは堂二丁目、里、石居など氾濫しています。三日月知事の判断は胸が熱くなります。ダムが気に入らない方々が圧力をかけないうちに早期着工を願います。</p> <p>大戸川ダムは洪水調節目的専用の流水型ダムであることを正しく理解するため、p69にある図4.3.2-21大戸川ダムの諸元にダム型式の説明を追記してはどうか。</p> <p>今回の河川整備計画の変更にあたり、関係6府県調整会議等を通し自治体との意見交換を行っていることは、流域委員会においても説明があった。京都府内において、桂川の洪水で約3兆円の被害があると、また、そのため京都府による大戸川ダム負担金128億円余の根拠となっているのは、近畿地方整備局が京都府に提示した資料(京都府淀川水系の河川整備に関する技術検討会 第3回 2021年1月28日 資料1 「第1、2回技術検討会の補足説明について」, p3)において、「HWL超過」とする区間のうち、右岸で約6km地点、左岸で約5km地点で堤防決壊を想定していることによる。同図の3km地点から上流では、大戸川ダム「完成直前」と「完成直後」で、計算水位がほぼ同じである。これに対し、同図にみえる「更なる河川整備」の計算水位では、これらより大きく下がるとする結果を得ているが、この「更なる河川整備」とは何か、これが大戸川ダム設置よりはるかに大きな治水効果を持つ理由とともに、具体的に説明していただきたい。</p> <p>京都府に対しては、上述の通り、桂川については計算水位を示し破堤想定を行なっている。他方、宇治川や木津川についても同様に計算水位がH.W.L.を超過する区間が存在すると考えられるのに、計算水位の提示や破堤想定を行わなかったのは何故か、説明していただきたい。</p> <p>被害想定に用いた計算水位に関して提供した資料は、大阪府に対するものと京都府に対するものとで相違がある。このことは被害想定に大きな影響を与えられられるが、異なる計算結果を得たのは、どの前提条件(想定洪水や洪水調整など)のどういう違いによるのか、そのすべてを具体的に説明していただきたい。</p>		

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>「天ヶ瀬ダム再開事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに大戸川ダムの整備を行う。」と記載されているが、大戸川ダム建設による国民の命を守るための必要性和緊急性の記述が極めて不明確であるため、素人にも理解できるように詳細を説明して記載されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画高水位を少しでも超えれば、堤防が破損して被害が出て、これを投資効果とするというのは乱暴すぎるので、実際の被害額を元に算定すべき。</li> <li>・治水経済調査マニュアルそのものが、投資効果を過大に算定することになっている。</li> <li>・建設工事をスーパーゼネコンに発注することを、ダム建設の一番の目的としているのではないか。</li> <li>・計画高水位を少しでも超えれば堤防が破損するのならば、常に河川の流下断面の確保が必要ということになり、日常的に河川の流下断面内の立木や雑草の撤去を行うべきであるが現実には、河川区域内に沢山の立木や雑草、堆積土砂が放置されたままであり、管理がされていない。特に伏見区淀の宮前橋の付近に立木が放置されている。写真添付</li> <li>・各府県の直轄負担金の率と金額の算定根拠の記載がないので、その根拠を詳細に記載すべき。</li> <li>・京都府民や大阪府民の負担金を活用するのならば、地産地消の観点から、京都府や大阪府に主たる営業所を有する中小建設会社にも工事受注の機会を与えることも本計画に記載すべき。</li> </ul>  <p>要旨（意見の詳細は別紙の通り）</p> <p>① 淀川本川の治水対策として大戸川ダムは意味を持たない。 ○ 大戸川ダムは淀川本川で計画洪水ピーク流量を400m<sup>3</sup>/秒削減する効果があるとされているが、これは下流に行くほど、ダムの洪水ピーク削減効果が減衰していることを考慮しないきわめて過大な数字であり、実際は100～150m<sup>3</sup>/秒以下であると推測される。 ○ 仮に400m<sup>3</sup>/秒の削減効果があるとしても、最大で約15cmの水位低下である。淀川本川は現況堤防の余裕高が2.5～3m以上あり、必要な余裕高2mは十分に確保されるので、淀川本川では大戸川ダムの小さな治水効果は意味を持たない。 ○ この淀川本川対策の費用を除くと、治水対策代替案の河道掘削案や堤防嵩上げ案の事業費は大戸川の方だけとなり（それぞれ210億円、230億円）、大戸川ダム案の事業費478億円（残事業費）を大幅に下回るため、これらの代替案を選択すべきである。</p> <p>② 自然にやさしくない流水型ダム（穴あきダム） ○ 大戸川ダムが建設されれば、流水型ダムの副ダムの存在が水生生物の行き来を妨げる障害物になる。さらに、洪水後の川の濁りが長期化し、魚類の育成や生態に対して少なからず影響を与えることも危惧される。</p> <p>③ 流水型ダムは大洪水時には閉塞して洪水吐きが洪水調節機能を喪失 ○ 流水型ダムについて強く心配されることは、大洪水時に流木や土砂などで洪水吐きが詰まって、洪水調節機能が失われてしまうことである。大戸川ダムが閉塞すれば、大戸川ダム下流の河道はダムの洪水調節を前提として計画されているから、大氾濫の危険にさらされることになる。</p>		

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>1. 大戸川ダム<del>の整備について</del></p> <p>私は公聴会（大阪会場）で、大戸川ダム無しでも「三つの合わせ技」により枚方地点流量を500m<sup>3</sup>/sカットができるという代替案を提案した。自分で洪水流量や流下能力を試算できないため、もしかして500m<sup>3</sup>/s カットに届かないかもしれない。しかし、「淀川水系治水協定+ダム操作方法の変更」を加えれば500m<sup>3</sup>/sカットは十分達成できる。変更案の段階で、再度大戸川ダムの実施を丁寧に再検討することを明記すべきである。</p> <p>大戸川ダムにより琵琶湖の全閉操作が増えるのでは無いか。</p> <p>1992年3月に瀬田川洗堰操作規則が定められたときから、洪水期には琵琶湖基準水位より20～30cm下げて洪水に備えることができるようになりました。それだけで、有効貯水量2,200万m<sup>3</sup>の大戸川ダム9個(基)相当分の洪水調節容量が確保されたこととなります。常時満水位まで貯めるとさらに30cm(同ダム9個相当分)、計画高水位まで貯めるとさらに110cm(同ダム33個相当分)の調節容量になります。</p> <p>整備計画変更案の大戸川ダムの新設に頼る前に、洗堰操作規則の合意によって新たに確定した琵琶湖による洪水調節可能量がどのように生かされたかについて説明される必要があります。従来未確定で利用されてきた琵琶湖が1992年の時点から新規大戸川ダム9個分もの調節可能量が確定し、計画高水位まで貯めれば合計51個分もの洪水調節容量として使えるようになった当時の上下流自治体等のご努力に報いるためにも、その最大限の活用は管理者の義務でもありましょう。</p> <p>瀬田川下流の天ヶ瀬ダム総合開発事業により、下流への放流可能量が増量されますが、瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムの連携操作で特に後者の操作法を工夫すれば、大戸川ダム1個分程度の洪水調節は容易ではないか、ご検討いただきたい点です。</p> <p>即ち、昭和28年台風13号や平成25年台風18号降雨などの計画降雨波形であっても、洪水ピークに至るまでの時間は相当にあり、下流枚方地点等の通水能に余裕のある時期に、天ヶ瀬ダム放流と琵琶湖水位を下げることで洪水調節容量を新たに確保できる点です。</p> <p>下流への放流量が増強されると、上述の琵琶湖貯水容量を活用した、より近代的な洪水調節が整備計画でも指摘されているように重要になってきます。生物にも優しい水管理と洪水調節を両立させ、さらに異常渇水にも対応した管理操作法の開発が必要です。従来の単純な琵琶湖利用ではなく、年間の繰り返し利用によって、下流の洪水安全度と琵琶湖を含めた渇水災害に対する安全度を大きく高めることができる筈です。降雨流出の予測管理や農業用ダムの治水利用研究で優れた頭脳が集まる水文水資源学会等々にダム1個建設費の1%程度でも計上されて研究委託されるなら、ダム建設よりもはるかに短い期間で降水状況に応じた最適操作法を開発されることでしょう。現在の洗堰操作規則を変えなくとも、その条件下であっても、琵琶湖生物環境等にも配慮した水管理を確立し、世界湖沼会議でも知られる琵琶湖研究をさらに進めていけば、水管理面でも世界に役立つ模範を作ることができるでしょう。優秀な技術者、研究者を擁する国土交通省も一体となって推進されることが期待されま</p> <p>す。</p> <p>(3) 大戸川ダムの必要性、有効性についての説明は不十分である、大戸川ダム建設による財政負担や環境破壊を受け入れざるを得ない立場にある大阪府民、京都府民、滋賀県民や広く国民に対して、いかなる降雨パターンでいかなる被害が想定されるのか説明が必要である。また、代替案としての堤防強化や、既設ダムの治水容量の治水活用についての詳しい言及が必要である。(大戸川ダム約2,200万トンに対して、3川合流点で約8,300万トンが活用可能と「ダム洪水調節協議会」にて提示)</p> <p>今回の河川整備計画の変更にあたり、関係6府県調整会議等を通し自治体との意見交換を行っていることは、流域委員会においても説明があった。大阪府内において、淀川本川の洪水で約9兆円の被害があるとし、また、そのため大阪府による大戸川ダム負担186億円余の根拠となっているのは、近畿地方整備局が大阪府に提示した資料(大阪府河川整備審議会 治水専門部会 2020年12月22日 資料1 「大戸川ダムの大府域への治水効果について」、p24)において、「H.W.L.超過区間 L=約2.4km」としているうち、約13km地点で破堤を選定していることによる。同図では、13km地点から16.5km地点の区間で、計算水位が、大戸川ダムの有無にかかわらず、その後より数十cm高くなっているが、これはどういう理由によるか説明していただきたい。</p>		

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
165	<p>3) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。</p> <p>これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率が概ね1/150の洪水に対応できることとなる（図4. 3. 2-17～20、写真4. 3. 2-6）。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。</p>	<p>3) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに大戸川ダムの整備を行う。</p> <p>また、戦後最大の洪水である平成25年台風18号洪水を安全に流下させるための河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。</p> <p>これにより、宇治川においては、目標洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率が概ね1/150の洪水に対応できることとなる。（図4. 3. 2-18～21）</p> <p>また、全川的に軟弱な粘性土層が露出しており、露出箇所においては河床低下や河岸侵食が進行していることから、モニタリングを継続するとともに、必要な対策を検討して実施する。</p>	<p>大戸川ダムについては、環境影響を最小化する手続きや進め方を記載するべき。</p> <p>塔の島地区の改修実績記載</p> <p>桂川や宇治川の掘削形状は、河床を水平に切り下げる図になっているが、工夫できないのか。</p> <p>変更原案では、掘削形状は河床を水平に切り下げる図になっているが、当初から掘削形状を考える場合には、河道の蛇行に応じた形状にすべき。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p>	<p>3) 宇治川 山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに大戸川ダムの整備を行う。大戸川ダムについては、環境影響をできる限り回避・低減するための環境調査を含め、必要な調査等を行ったうえで本体工事を実施する。</p> <p>また、これまでの塔の島地区の河川改修に引き続き、戦後最大の洪水である平成25年台風18号洪水を安全に流下させるための河道掘削等を実施する。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する。</p> <p>これにより、宇治川においては、目標洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率が概ね1/150の洪水に対応できることとなる（図4. 3. 2-3～6）。</p> <p>また、全川的に軟弱な粘性土層が露出しており、露出箇所においては河床低下や河岸侵食が進行していることから、モニタリングを継続するとともに、必要な対策を検討して実施する。</p>
	<p>4) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低く、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削を実施する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急に実施する。（図4. 3. 2-21）</p> <p>嵐山地区についても、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水への対応を目指した整備を実施する。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備の計画について調査・検討する。</p> <p>亀岡地区については、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることを目標に、関係自治体と調整する。</p> <p>保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	<p>4) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低い。このため、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である平成25年台風18号洪水を安全に流下させることを目指して河道掘削等の整備を実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設及び淀川本川の橋梁架替等の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急に実施する。（図4. 3. 2-22, 23）</p> <p>嵐山地区についても、平成25年台風18号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施する。その段階整備として、一の井堰の改築や派川改修等を実施する。（図4. 3. 2-24）整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視する。なお、目標洪水への対応に向け、上記観点を重視した河川整備の計画について引き続き調査・検討を継続する。</p> <p>亀岡地区については、京都府管理区間の河川整備計画の目標である昭和28年台風13号洪水への対応を目指し、関係機関と調整する。</p> <p>保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	<p>桂川や宇治川の掘削形状は、河床を水平に切り下げる図になっているが、工夫できないのか。</p> <p>変更原案では、掘削形状は河床を水平に切り下げる図になっているが、当初から掘削形状を考える場合には、河道の蛇行に応じた形状にすべき。</p> <p>新旧対照表p90の桂川の代表断面について、「もとの河道形状を尊重しつつ」を追記すべき。</p> <p>亀岡地区の整備目標は、上下流バランスの縛りにより下流の整備目標にあわさざるを得ないと聞いている。亀岡地区も平成25年台風18号により甚大な被害を被った。下流の整備目標が昭和28年台風13号から平成25年台風18号に見直しされるなら、亀岡地区も平成25年台風18号に見直すべき。</p> <p>上下流バランスの縛りにより亀岡地区の目標が決まっています、整備が進まずこれまで苦汁を飲まされている。今回下流の目標だけ変更し、上流の目標は知りませんでは、無責任すぎる。淀川の変更整備計画の記載内容が、亀岡地区の目標を変更する時のネックにならないよう、亀岡地区の目標の記載方法を改めるべき。</p>	<p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映（図の修正）</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>4) 桂川 現況の桂川は、三川のうち最も治水安全度が低い。このため、地元から河川改修を強く要望されている大下津地区において継続して引堤を実施するほか、大下津地区並びにその上流区間において、戦後最大の洪水である平成25年台風18号洪水を安全に流下させることを目指して、河道掘削等の整備を実施する。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する。具体的な掘削箇所及び方法については、洪水調節施設及び淀川本川の橋梁架替等の整備状況とその効果を検証しつつ、淀川本川の治水安全度を低下させず、段階的かつ早急に実施する（図4. 3. 2-7, 8）。</p> <p>嵐山地区についても、平成25年台風18号洪水を安全に流下させることを目指した整備を実施する。その段階整備として、一の井堰の改築や派川改修等を実施する（図4. 3. 2-9）。整備にあたっては、嵐山地区の優れた景観及び伝統的な行事等に配慮するため、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視する。なお、目標洪水への対応に向け、上記観点を重視した河川整備の計画について引き続き調査・検討を継続する。</p> <p>亀岡地区については、京都府管理区間の河川整備計画の目標を目指し、関係機関と調整する。</p> <p>保津峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
166			<p>図4.3.2-22桂川掘削断面図では、現河道の最深部をさらに掘り下げる形状となっています。4.2.3河川の連続性確保の記述では、「多自然川づくり基本方針…河川の横断方向及び縦断方向の連続性、…そのため、…自然が創り出した河川形状はできるだけ保全する。」とうたっています。</p> <p>しかしながら河床全体を掘り下げる図では、河川環境を考える思想が全く反映されていませんし、現計画の図4.3.2-21の下段コメントに記してあった「掘削の実施にあたっては、河床の安定性や環境・景観を…検討する」も抜け落ちてしまっています。特に河床全体を掘り下げる場合、水辺に棲む生物の生息・生育・繁殖環境が激変してしまうことから、従前の溝筋形状を考慮して横断形状を設定することは重要なポイントと考えます。</p> <p>図4.3.2-22断面図は、参考図かもしれませんが、図示するにあたって河床部を定規で引いた様に真っ平とする感覚からして、河川環境を頭に入れた考えになっていません。一直線でなくフリーハンドで記述すべきと考えます。（添付図の○囲い部分）</p>	案に反映（図の修正）	
167	<p>5) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。このため、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難であることから、現在実施中の上野遊水地と川上ダムを完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。これらの対策を併せて実施することによって、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を狭窄部上流の上野地区において安全に流下させることができる。また、あわせて戦後最大の洪水を狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。（図4.3.2-22）</p>	<p>5) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。また、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難である。このため、現在実施中の川上ダムを完成させるとともに、桂川、宇治川の河川整備の進捗や淀川本川の安全度を低下させないよう上下流バランスを確保しながら、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。また、木津川中流部においては、淀川本川への影響を考慮しつつ堤防整備や河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。</p> <p>これらの対策を併せて実施することによって、昭和28年台風13号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を狭窄部上流の上野地区及び狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる。（図4.3.2-25, 26）</p>			<p>5) 木津川 木津川では、狭窄部下流の河川整備が進捗しておらず、また、その整備には長期間を要する。また、狭窄部上流上野地区の浸水対策として、下流の流量増加を生じる河川改修のみで対処することは困難である。このため、現在実施中の川上ダムを完成させるとともに、桂川、宇治川の河川整備の進捗や淀川本川の安全度を低下させないよう上下流バランスを確保しながら、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削等の河川改修を併せて実施する。また、木津川中流部においては、淀川本川への影響を考慮しつつ堤防整備や河道掘削等を実施する。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する。</p> <p>これらの対策を併せて実施することによって、昭和28年台風13号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を狭窄部上流の上野地区及び狭窄部下流の木津川において安全に流下させることができるとともに、河川整備基本方針で対象としている規模の洪水においても狭窄部下流への流量をほぼ自然状態における流量まで抑えることが可能となる（図4.3.2-10, 11）。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
168	<p>なお、上野遊水地については、関係自治体等と調整しながら管理方法を検討することとし、川上ダムについては、これまで治水、利水、発電を目的とした多目的ダムとして事業を行ってきたが、利水の一部縮小・撤退、発電の撤退をふまえ、治水及び利水目的の多目的ダムとして<b>早期に実施することとする</b>。また、川上ダムでは木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、コスト縮減や負担の平準化に努めるとともに、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図4. 3. 2-23）</p> <p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤<b>及び河道掘削を完成させる</b>。名張川において<b>昭和28年台風13号洪水を安全に流下させるために</b>引堤及び河道掘削を実施する。（図4. 3. 2-24）</p> <p>岩倉峡の部分的開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	<p>なお、川上ダムについては、治水及び利水目的の多目的ダムとして<b>事業中であり、早期に完成させることとする</b>。また、川上ダムでは木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、コスト縮減や負担の平準化に努めるとともに、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する。（図4. 3. 2-27）</p> <p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤<b>及び河道掘削を実施する</b>。笠置町や南山城村など一部、局所的に冠水対策が必要な箇所において対策を検討し<b>実施する</b>。名張川においては引堤及び河道掘削等を実施する。また、宇陀川についても築堤及び河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。（図4. 3. 2-28～31）</p> <p>これらの対策を実施することによって、<b>昭和28年台風13号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにするものである</b>。</p> <p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>	<p>（2） まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備 ・木津上ですすめている「名張かわまちづくり一体型浸水対策事業」にも触れられたらいかがでしょうか。</p>	案に反映	<p>なお、川上ダムについては、治水及び利水目的の多目的ダムとして<b>事業中であり、早期に完成させることとする</b>。また、川上ダムでは木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の視点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。事業の実施にあたっては、コスト縮減や負担の平準化に努めるとともに、学識経験者の指導・助言を得て、自然環境への影響を総合的に評価し、適切な保全対策を実施する（図4. 3. 2-12）。</p> <p>また、木津川島ヶ原地区では、一部堤防が完成していない箇所において道路整備と一体的に築堤<b>及び河道掘削等を実施する</b>。笠置町や南山城村など一部、局所的に冠水対策が必要な箇所において対策を検討し<b>実施する</b>。名張川においては、名張かわまちづくり一体型浸水対策事業をはじめ、引堤及び河道掘削等を実施する。また、宇陀川についても築堤及び河道掘削等を実施する。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する（図4. 3. 2-13～16）。</p> <p>これらの対策を実施することによって、<b>昭和28年台風13号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようにするものである</b>。</p> <p>岩倉峡の部分的な開削については、今後の水系全体の河川整備の進捗を考慮して、関係機関と連携し、その実施時期を検討する。</p>
169	<p>6）瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。【琵琶】優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。（写真4. 3. 2-7図4. 3. 2-25）</p> <p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。（写真4. 3. 2-8）</p>	<p>6）瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。<b>堤防整備にあたっては、掘削土も活用する</b>。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。（写真4. 3. 2-7図4. 3. 2-33）</p> <p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。（写真4. 3. 2-8）</p>	<p>瀬田川：重視した河川整備について検討して実施する一早急に検討して実施する（P21参照）</p> <p>なお、鹿跳溪谷の取り扱いについては、検討し実施となっているが、河川整備の効果を上昇するには早急な実施を望む。</p> <p>3. 琵琶湖の後期放流（1,500m<sup>3</sup>/s）への対応について 天ヶ瀬ダム再開事業は一両年で完了し、ダムから下流は後期放流のための整備は終わる。一方、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削等はまだまだ手付かずである。天ヶ瀬ダム再開が完了しても鹿跳溪谷までの河床掘削が終わらねば宝の持ち腐れである。気候変動による想定外の降雨、洪水への対処の覚悟は必要。瀬田川洗堰全閉も想定しておかねばならない。この点からしても後期放流対応事業の早期完了を強調すべきである。</p>	案に反映  案に反映  案に反映	<p>6）瀬田川 瀬田川では、琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流点から鹿跳溪谷までの河床掘削等を継続実施する。<b>河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する</b>。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点や<b>早期効果発現</b>を重視した河川整備について検討して実施する（写真4. 3. 2-1 図4. 3. 2-17）。</p> <p>さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する（写真4. 3. 2-2）。</p>
170	<p>7）琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、水害に強い地域づくり協議会等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	<p>7）琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、「<b>水害に強い地域づくり協議会（大規模氾濫減災協議会）</b>」等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>	<p>琵琶湖周辺では大規模氾濫に対する減災だけを対象とするのではなく計画高程度の洪水に対しても対応するために、安全なまちづくりや内水被害軽減対策などの流域対策、タイムライン活用等のソフト対策を実施するため、関係機関と連携して流域治水プロジェクトを推進する。</p> <p>（理由）P21に洗堰全閉操作に対する滋賀県知事からの全閉回避要請への対応策を流域治水プロジェクトとして滋賀県内関係機関で実施していただく必要があります。</p>	案に反映	<p>7）琵琶湖及び琵琶湖流入河川 琵琶湖周辺においては、甚大な被害を生じさせた実績洪水である明治29年9月洪水を念頭に置き、今後同程度の規模の洪水が発生した場合においても人命を失うような深刻な被害を生じさせないよう、下流への被害を増大させない範囲でハード・ソフト両面にわたる対策を関係機関等と連携して検討した上で、適切な役割分担のもと必要な対策を実施する。具体的には、「<b>水害に強い地域づくり協議会（大規模氾濫減災協議会）</b>」、<b>淀川流域治水協議会</b>等を活用し、琵琶湖の管理者である滋賀県をはじめ、関係市町、住民と連携し、住民自らが被害を軽減する方策、土地利用の規制方策、避難経路の確保策等の検討を引き続き行う。</p>
171	<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p> <p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>	<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p> <p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>			<p>一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規制などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。</p> <p>このため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況をふまえ、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分への対応方法について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。</p>



番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
172	<p>天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが有効である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム型式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。</p> <p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。（図4.3.2-26, 27）</p>	<p>天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るための河川管理者（滋賀県）による対策・対応に関して、調整・支援を実施する。</p> <p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。（図4.3.2-34, 35）</p>	<p>【当初】天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るためには、洪水調節施設によって対策を講じることが重要である。このことから、現在事業中の丹生ダムについて、ダム形式の最適案を総合的に評価して確定するための調査・検討を行う。 【変更原案】天井川である姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るため河川管理者（滋賀県）による対策・対応に対して、調整、支援を実施する。 【修正案】 ・天井川である丹生ダム建設事業中止に伴う代替事業である姉川・高時川の浸水被害軽減を図るための治水対策について、姉川・高時川の浸水被害の軽減を図るため河川管理者（滋賀県）による対策・対応に対して、調整、支援を実施する。</p> <p>大津放水路二期区間の工事を早急に進められたい。大津市中心部に8河川、7つのため池がある。河川は長く細くかつ急で、近年想定以上の雨が各地で降っている事を考えると多大な被害が発生すると思える。平成25年台風18号で相模川、平成30年7月豪雨で篠津川、令和元年7月の大雨で兵田川が氾濫し床下浸水被害が発生した。今後、多大な被害が想定されることから早急に工事が実施されるよう河川整備計画に位置づけられたい。</p> <p>【変更原案】大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について実施時期を検討する。 【修正案】 ・大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について検討して実施する。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>丹生ダム建設事業中止に伴う代替事業である姉川・高時川の浸水被害軽減を図るための治水対策について、河川管理者（滋賀県）による対策・対応に対して、調整、支援を実施する。</p> <p>さらに、大津市の中心部を流下する8河川の流域における浸水被害の軽減を目的にトンネル放水路として瀬田川から盛越川まで整備されている大津放水路において、未着手である盛越川から諸子川までの延伸について浸水実績や近年の降雨状況等も踏まえ実施時期を検討する（図4.3.2-18, 19）。</p>
173	<p>8) 神崎川、猪名川 猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和35年台風16号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。 銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、川西・池田地区の築堤・護岸及び河道掘削が完了次第、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。（写真4.3.2-9）</p>	<p>8) 神崎川、猪名川 猪名川では、神崎川の安全度を低下させない範囲において、河道掘削を国が管理する区間において実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。これらの対策を実施することによって昭和35年台風16号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようになるものである。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。（図4.3.2-36） 銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流において昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、下流神崎川の改修や安威川ダムの整備を踏まえ、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する。（写真4.3.2-9） また、猪名川と藻川に囲まれた、貯留型の氾濫が想定される区域の堤防について、堤防強化（堤防拡幅）対策・防災拠点の整備を実施する。</p>	<p>「河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては掘削土も活用する。」等の記載は、掘削土を活用して実施する堤防整備が一部にしろあるからだと思われませんが、そうであれば、木津川や桂川のように整備内容を「河道掘削等」という表現にしないと論理的に理解しづらいと思います。</p> <p>「狭窄部上流において昭和35年台風16号洪水を安全に・・・」狭窄部上下流で安全度に差をつけるという理解でいいか。</p>	<p>案に反映</p> <p>上下流バランスを考慮して関係機関と調整しています</p>	<p>8) 神崎川、猪名川 猪名川では、神崎川の安全度を低下させない範囲において、河道掘削等を国が管理する区間において実施する。河道掘削にあたっては、河川環境に留意した掘削形状とするとともに、掘削土については、堤防整備や河川環境の改善対策のための置き土材料としても活用する。これらの対策を実施することによって昭和35年台風16号洪水において降雨量を1.1倍以上とした洪水を安全に流下させることができるようになるものである。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、3,400m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る（図4.3.2-20）。 銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流において昭和35年台風16号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、下流神崎川の改修や安威川ダムの整備を踏まえ、これに応じた部分開削を実施するとともに、その後の更なる開削については、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施（実施時期、方法）について関係機関と調整する（写真4.3.2-3）。 また、猪名川と藻川に囲まれた、貯留型の氾濫が想定される区域の堤防について、堤防強化（堤防拡幅）対策・防災拠点の整備を実施する。</p>
174	<p>なお、猪名川における戦後最大洪水に対応した治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。 さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。</p>	<p>なお、猪名川における治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。 さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。</p>	<p>余野川ダムについては、猪名川の河道目標流量の増加に対応するためにさらなる河道掘削を実施することよりも、すでに用地買収等を概ね終えている余野川ダムの整備を優先する方が、銀橋上流の改修を進めるにあたっては、「狭窄部及びその上流に必要な河道整備等を行う場合、・・・上流で可能な限り洪水調節施設を整備し、下流への流量増を抑制する。」という「治水・防災対策の基本的な考え方」により合致するのではないかと思います。</p>	<p>引き続き検討します</p>	<p>なお、猪名川における治水対策は、引き続き流域協議会など総合治水対策の枠組みの活用により実施することとし、流域からの流出抑制等を図ることとする。 さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
175	<p>(4) 高規格堤防(スーパー堤防)の整備 背後に人口、資産等が高密度に集積した淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。あわせて、耐震性の向上を図るとともに、眺望の優れた快適なまちづくりを推進する。(図4.3.2-28) 整備にあたっては、淀川と大和川に挟まれた大阪の中枢部を防御する堤防の区間を重点整備区間とし、積極的に調整を進め事業を実施する。また、重点整備区間以外の区間においても、まちづくりとの一体的整備など合意の得られた地区から事業を実施する。 現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し引き続き関係機関と十分協議する。(図4.3.2-29、表4.3.2-2)</p>	<p>(2) 高規格堤防の整備 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する。(図4.3.2-37~39) 高規格堤防の整備にあたっては、災害時の緊急的な避難場所や活動拠点としても活用されるなど、治水上の効果を含め多様な効果が発揮されるよう関係機関と連携し、検討を進めるとともに、まちづくりと連携した一体的整備などの合意の得られた地区から事業を実施する。</p>	<p>図4.3.2-39で高規格堤防の整備区間が分かりにくいので、太い線で明確に記してください。</p> <p>災害時の避難場所にもなるという視点での高規格堤防の整備は、低平で洪水被害のみならず南海トラフ地震に伴う津波による浸水被害の懸念も大きい淀川下流部沿川においては、重要な整備効果ではないかと思えます。</p> <p>4. 高規格堤防の整備について 高規格堤防は単位当たりのコストが桁違いに高い。着手から竣工までの期間が極めて長く、竣工の時期も目途が立ちにくい。 以前から問題視されていたが、高規格堤防については新たな事業は一切認めないこととすべきである。</p>	<p>案に反映 (図の修正)</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>(2) 高規格堤防の整備 「人命を守る」ということを最重視し、人口が集中し堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い淀川の下流部において、洪水による壊滅的な被害を未然に防止するため、計画を上回る洪水に対しても、堤防が決壊しないよう高規格堤防を整備する(図4.3.2-21~23)。 高規格堤防の整備にあたっては、地震や津波などを含む災害時の緊急的な避難場所や活動拠点としても活用されるなど、治水上の効果を含め多様な効果が発揮されるよう関係機関と連携し、効率化の観点も含めて検討を進めるとともに、まちづくりと連携した一体的整備などの合意の得られた地区から事業を実施する。</p>
177	<p>(5) 土砂対策 洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土石流等の直接的な土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤および山腹工の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。 1) 瀬田川 砂防堰堤および山腹工の整備 2) 木津川 砂防堰堤および山腹工の整備</p>	<p>(5) 土砂対策 洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土砂・洪水氾濫被害や土石流等の土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤や遊砂地の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。 ・木津川 砂防堰堤や遊砂地の整備</p>	<p>また、瀬田川の直轄砂防は完了したものの、継続する対策については削除すべきではない。</p> <p>(3) 「(5) 土砂対策」の再構成例です。 「1) 砂防設備等の整備」として原案を記述。 「2) 既設ダムの堆砂の除去」として、107ページ①の堆砂除去と②既設ダムの効率的な堆砂の除去を記述。 「3) 河道掘削に伴う対策」として、110ページ2) 河道内堆積土砂等の管理の第1パラグラフのような内容をかなりの規模を念頭に上下流への影響や再堆積に注意して実施することを記述する。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映 (4.2.5. (2) に基本的な考え方を記載)</p>	<p>(5) 土砂対策 洪水の流下を阻害する河床上昇防止やダム貯水池に流入する土砂の抑制、かつ集中豪雨に起因して発生する土砂・洪水氾濫被害や土石流等の土砂災害から地域を保全するため、砂防堰堤や遊砂地の整備を継続して実施する。また、森林の保全・整備について地域の森林組合等の関係機関との連携を図る。また、流域の土砂収支のバランスを図るため、土砂移動のモニタリングを実施し、その結果をふまえた対策を行う。 ・木津川 砂防堰堤や遊砂地の整備 ・その他の河川でも、総合土砂管理について検討する。</p>
178	<p>(6) 既設ダム等の運用検討 既設ダムの容量を最大限に活用するため、既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強等による治水・利水機能向上について検討する。 瀬田川洗堰、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>(6) 既設ダム等の有効活用 既設ダムの容量を最大限に活用するため、ダム再生の一環として既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強及び降雨予測の精度向上等による治水・利水機能向上について、調査・検討した上で実施する。検討にあたってはダムだけではなく、下流の河川改修や利水容量の活用など流域内の諸施策と連携しつつ進める。 特に水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で治水協定を締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する。更に「既存ダムにおける洪水調節機能強化に向けた協議の場」等を通じ、更なる有効活用に努める。</p>	<p>河川整備計画変更で、河川管理者の取組だけでなく流域の関係者との連携により、流域治水に取り組んでいくことを明記されたことは、全国の河川整備に向け先駆的なものだと称賛します。</p> <p>4.3.2 (6) 既設ダム等の有効活用 4.3.1 P71 16行目に「既設ダムの洪水調節機能強化を・・・」「流域治水」の機能の取組をさらに進めていくこととする。明記されている。 とあるのならば、p99 8行目の内容は、p70表4.3.2-1の河道目標流量に対応した記述と伺える。</p> <p>このため、流域治水に対応した内容を記載されたい。 例えば、p72 4.3.2 ……「水害に強い地域づくり協議会・・・」で合意され、速やかに対応可能な洪水調節機能を実施する。</p> <p>6. 既設ダム等の有効活用について 淀川水系治水協定が締結され、事前放流による利水容量等の洪水調節への活用が可能になった。その結果、ダムが洪水で満杯になりやむなく緊急放流をする可能性は低くなる。 しかし、ダム操作方法の変更はしないためダムからの放流量は従来と変わらない。下流の流量減少も水位低下もない。 そこで、緊急放流回避と放流量減少による下流の安全度向上のバランスを考慮の上、ダム操作方法の変更も実施する旨明記していただきたい。</p> <p>③また、整備計画の対象期間内に遊水地の整備にまでは至らなくとも、「その整備の可能性を検討する」旨を整備計画に記述できないものでしょうか。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>(6) 既設ダム等の有効活用 既設ダムの容量を最大限に活用するため、ダム再生の一環として既設ダム等の再編、運用の変更、放流設備の増強及び降雨予測の精度向上等による治水・利水機能向上について、調査・検討した上で実施する。検討にあたってはダムだけではなく、遊水地等の既存施設の有効活用、下流の河川改修や利水容量の活用など流域内の諸施策とともに進める。 特に水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づき、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者の間で治水協定を締結し、既存ダムの洪水調節機能強化を推進する。更に「既存ダムにおける洪水調節機能強化に向けた協議の場」や淀川流域治水協議会等を通じ、更なる有効活用に努める。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
			<p>●流域治水への転換に合わせて、直轄区間での遊水池の検討をしていくべき。</p> <p>4.3.2淀川水系における治水・防災対策では （1）川の中で洪水を安全に流下させるための対策、（2）高規格堤防の整備、（3）堤防強化の実施について などの直轄区間での治水対策が挙げられているが、いずれにしても河道計画である。ダム以外“ためる”施策については言及がない。唯一、（4）危機管理体制の構築の3）地域で守る（まちづくり、地域整備）に「流域内貯留施設の整備について関係機関と連携して進める」として③流域内における保水機能・貯留機能の保全・強化 の項で、「自治体等の検討を支援する」として開発地に係わる調節池の設置、公共施設の地下貯留施設の設置、家庭の雨水ますの設置、民間の貯留施設の設置等を列挙されているのみである。直轄区間における“貯める”施策の検討が見当たらない。関係者が多く、当面の整備計画の限られた期間内に実現できないとすることが理由の一つだと思いが、せめて、方向性の一つとして、整備計画の中で打ちだしてほしいものです。（かつての遊水池、巨椋池の現在の復活等も、もし実現すれば、その効果は、越水防止は勿論、溢れた場合の被害減少にも有効であるし、形態によっては、流域の生物多様性機能の回復に大いに資するものと考えます。）</p>	案に反映	
179		<p>（7）内水対策 毛馬排水機場、久御山排水機場等の既設排水機場や樋門の老朽化状況を調査・検討した上で、支川改修の進捗に応じて、更新・改築を実施する。 内水排除施設の新設や増強及び運用方法の見直し等については、浸水実績等を踏まえ、必要が認められた場合に検討して実施する。</p>	<p>毛馬排水機場のポンプ設備について、現状の更新のみで寝屋川や大川の氾濫が起きないのであれば、その条件を明確な数値で教えていただきたい。 大阪府の河川関連審議会では、下記の3条件ごとに異なる数値でポンプを増設するとなっている。 ※3大水門が津波で開かなくなった時、副水門のみで洪水処理を行う時 ※寝屋川に洪水発生時 ※高潮時の洪水時 増設計画があるならば、ここは、更新・増設（能力）に変更すべきである。</p>	必要が認められた場合、検討して実施します。	<p>（7）内水対策 毛馬排水機場、久御山排水機場等の既設排水機場や樋門の老朽化状況を調査・検討した上で、支川改修の進捗に応じて、更新・改築を実施する。 内水排除施設の新設や増強及び運用方法の見直し等については、浸水実績等を踏まえ、必要が認められた場合に検討して実施する。</p>
181	<p>4.3.3. 高潮対策 ①橋梁対策 事業中の阪神電鉄西大阪線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたってはまちづくりとの一体化を図っていく。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p>	<p>4.3.3. 高潮対策 これまで整備済みの高潮堤防区間において、近年の高潮外力もふまえ構造の確認を行うとともに、大阪湾の高潮対策と整合を図りながら、必要に応じた対策を検討の上、実施する。</p> <p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたってはまちづくりとの一体化を図っていく。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p>			<p>4.3.3. 高潮対策 これまで整備済みの高潮堤防区間において、近年の高潮外力もふまえ構造の確認を行うとともに、大阪湾の高潮対策と整合を図りながら、必要に応じた対策を検討の上、実施する。</p> <p>①橋梁対策 事業中の阪神電鉄なんば線橋梁の改築事業について、関係機関と調整を図りながら完成させる。その際、事業を進めるにあたってはまちづくりとの一体化を図っていく。引き続き、高潮対策のため陸閘が設置されている淀川大橋、伝法大橋の改築について、関係機関と調整を図りながら検討する。</p>
182	<p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	<p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄なんば線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>			<p>②陸閘操作・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、高潮に関する予測精度を向上させるなど、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄なんば線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>
183	<p>③ソフト対策 近年の気候変動による台風の強大化をはじめ不測の事態に備えて、その時の様相を想定し、あらゆる角度からその取り組みについて考えておく必要がある。 このため、大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p>	<p>③ソフト対策 近年の気候変動による台風の強大化をはじめ不測の事態に備えて、その時の様相を想定し、あらゆる角度からその取り組みについて考えておく必要がある。 このため、大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p>			<p>③ソフト対策 近年の気候変動による台風の強大化をはじめ不測の事態に備えて、その時の様相を想定し、あらゆる角度からその取り組みについて考えておく必要がある。 このため、大阪湾高潮対策協議会の検討をふまえ、不測の事態における被害軽減に向けた減災対策のための具体的なシナリオとして、「計画規模以上の高潮の発生」、「施設機能の低下・消失」等による浸水被害を想定し、減災上の課題を抽出した上で、関係機関と連携し被害最小化に向けた取り組みを検討する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
184	<p>4.3.4. 地震・津波対策 （1） 地震対策 ①河川管理施設の耐震対策 淀川大堰は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震対策を継続して実施する。 上記以外の河川管理施設は、耐震点検を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p>	<p>4.3.4. 地震・津波対策 （1） 地震対策 ①河川管理施設の耐震対策 河川管理施設は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震性能照査を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p>			<p>4.3.4. 地震・津波対策 （1） 地震対策 ①河川管理施設の耐震対策 河川管理施設は、レベル1地震動（供用期間中に1～2度発生する地震動）及びレベル2地震動（現在から将来にわたって考えられる最大級の地震動）に対する耐震性能照査を実施の上、対策を検討して実施する。 また、許可工作物についても耐震点検及び対策を実施するよう施設管理者に対して助言を行う。</p>
185	<p>②地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場・停泊地の整備を行ってきたが、未整備の箇所については早期に完成させる。なお、緊急用河川敷道路、船着場は通常時には河川巡視・土砂等の輸送等に活用する。</p> <p>ア) 緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋（国道2号）から木津川大橋（国道1号）までの区間、右岸は淀川大橋（国道2号）から大山崎（国道171号）までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時には歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。（図4.3.4-1）</p> <p>イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、<b>枚方及び大塚船着場から上流については、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、新たな船着場の設置について検討する。</b></p> <p>ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p>	<p>②地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場・停泊地の整備を行ってきたが、未整備の箇所については早期に完成させるとともに、<b>安定的な航路確保に努める。</b>なお、緊急用河川敷道路、船着場は通常時には河川巡視・土砂等の輸送等に活用する。</p> <p>ア) 緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋（国道2号）から木津川大橋（国道1号）までの区間、右岸は淀川大橋（国道2号）から大山崎（国道171号）までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時には歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う。（図4.3.4-1）</p> <p>イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、<b>新たな船着場・停泊地の設置について検討し、実施する。</b></p> <p>ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p>			<p>②地震等総合的防災対策 河川管理施設被災時の早期復旧や緊急物資輸送等の手段として緊急用河川敷道路及び船着場・停泊地の整備を行ってきたが、未整備の箇所については早期に完成させるとともに、<b>安定的な航路確保に努める。</b>なお、緊急用河川敷道路、船着場は通常時には河川巡視・土砂等の輸送等に活用する。</p> <p>ア) 緊急用河川敷道路 左岸は淀川大橋（国道2号）から木津川大橋（国道1号）までの区間、右岸は淀川大橋（国道2号）から大山崎（国道171号）までの区間を連続的に通行できるよう継続して実施する。なお、通常時には歩行者等の一般に開放するが、看板の設置等により緊急用・管理用であることの周知を行う（図4.3.4-1）。</p> <p>イ) 船着場・停泊地 整備が完了した船着場・停泊地について、日常的な保守・管理の方策及び利用について、具体策を検討する。また、航路確保等の必要な整備の進捗状況を見つつ、<b>新たな船着場・停泊地の設置について検討し、実施する。</b></p> <p>ウ) 地域防災拠点 舟運のための船着場・停泊地、緊急用河川敷道路及び広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションについて、関係機関の地域防災計画において防災機能として位置付けられるよう各機関と調整する。</p>
186	<p>③淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。<b>設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について環境影響への調査検討を実施する。（写真4.3.4-1）</b></p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や防災ステーションの整備促進を図る。</p>	<p>③淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や河川防災ステーションの整備促進を図る。</p>			<p>③淀川大堰閘門 地震による陸上輸送の遮断に対応する代替ルートとして船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。</p> <p>④防災拠点 広域的な活用が可能な水防拠点や河川防災ステーションの整備促進を図る。</p>
187	<p>（2） 津波対策 ①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、<b>津波情報が発表された場合における河川利用者への呼びかけのための施設整備を完成させる。</b></p> <p>②淀川大堰の津波対応 予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</p>	<p>（2） 津波対策 ①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、<b>津波情報の発表を河川利用者呼びかけるため整備した施設において、老朽化が見られる箇所から順次更新する。</b></p> <p>②淀川大堰の津波対応 <b>予備ゲートの転倒防止対策を実施する。</b></p>	<p>「予備ゲートの転倒防止対策を実施する。」 →「淀川大堰越流時の利水者との連絡体制等、必要な対応について検討する。」 理由：予備ゲートの転倒防止対策は完了しているのではないかと。越流時の連絡体制や塩水化の回復方策について検討しておく必要はないのか。</p>	<p>案に反映</p>	<p>（2） 津波対策 ①ソフト対策 津波による危険性を河川利用者や住民に周知するために、津波来襲の危険性と対処の仕方などを示した津波ハザードマップの作成を支援するとともに、住民への広報・啓発を実施する。また、<b>津波情報の発表を河川利用者呼びかけるため整備した施設において、老朽化が見られる箇所から順次更新する。</b></p> <p>②淀川大堰の津波対応 <b>淀川大堰越流時の利水者との連絡体制等、必要な対応について検討する。</b></p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
188	<p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄西大阪線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>	<p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄なんば線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>			<p>③陸閘・水門操作の迅速化 ア) 陸閘操作 陸閘操作による交通への影響を小さくするため閉鎖時間の短縮化を図ることが必要である。このため、これまで淀川陸閘（淀川大橋）においては機械設備の改造により操作時間の短縮化を図ってきたが、その他の陸閘（伝法陸閘（伝法大橋）、阪神陸閘（阪神電鉄なんば線橋梁））も含めて更なる閉鎖時間の短縮化に努める。</p> <p>イ) 水門操作 伝法水門、西島水門の操作を安全かつ迅速に行うために、関係機関との連携の強化や緊急時の遠隔操作に向けた集中管理センターの活用などを図る。</p>
189	<p>4.4. 利水 4.4.1. 利水の基本的な考え方 琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和するとともに、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、安定した水利用が確保されることを目指す。 一般に人々が社会生活の中で河川から多くの水を取水し利用することは、河川の水量を減らし、河川に依存する生物の生息・生育・繁殖環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、節水型の社会を目指すことは、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れを回復するために重要と考えられる。 一方、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、利水者等と連携して粘り強く継続的に取り組んでいくことが必要である。 少子高齢化社会の到来や社会経済構造の変化により全体の水需要は減少傾向となっているものの、一方では、<b>長期的な気候変動</b>、少雨化傾向により利水安全度が低下しており、水の安定供給の責務を有する水道事業者等利水者にとって懸念となっている。将来、水需要が確実に抑制され、気候変動の要因を考慮しても安定的な供給が可能となれば、水源の転用も含めたより合理的な水利用へ向かっていくことが可能となる。他方、地域的に水需給が逼迫している地域においては安定した水源を確保する必要がある。 これらのことから、関係機関と連携した水需要の抑制や既存施設の有効活用など、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を促進するとともに、異常渇水によって社会経済活動に大きな影響が及ぶことがないよう、ソフト対策、ハード対策の両面から渇水への備えを強化する。</p>	<p>4.4. 利水 4.4.1. 利水の基本的な考え方 琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和するとともに、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、安定した水利用が確保されることを目指す。 一般に人々が社会生活の中で河川から多くの水を取水し利用することは、河川の水量を減らし、河川に依存する生物の生息・生育・繁殖環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら水需要の抑制を図り、<b>節水型の社会を目指すことは</b>、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れを回復するために重要と考えられる。<b>一方、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、利水者等と連携して粘り強く継続的に取り組んでいくことが必要である。</b> 少子高齢化社会の到来や社会経済構造の変化により全体の水需要は減少傾向となっているものの、一方では、少雨化傾向により利水安全度が低下しており、水の安定供給の責務を有する水道事業者等利水者にとって懸念となっている。将来、水需要が確実に抑制され、気候変動の要因を考慮しても安定的な供給が可能となれば、水源の転用も含めたより合理的な水利用へ向かっていくことが可能となる。他方、<b>地域的に水需給が逼迫している地域においては</b>安定した水源を確保する必要がある。 これらのことから、関係機関と連携した水需要の抑制や既存施設の<b>統合・再編や運用の見直し</b>など、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を促進するとともに、異常渇水によって社会経済活動に大きな影響が及ぶことがないよう、<b>ソフト対策、ハード対策の両面から渇水への備えを強化する。</b></p>	<p>水循環基本法に基づく各種取組について触れられていないため、記載すべき。また、利水について、今は人口減少が確実にもかかわらず、河川整備計画策定当時の拡大・拡張局面の考え方が根底に残っている。節水を社会に求めるのはスローガンからおろすべき。水の安定供給や渇水への備え、対応については重要なので肅々と進めていく、というような視点で良いのでは無いか。</p> <p>平成30年台風21号の高潮により淀川大堰をオーバーして塩水が遡上し、利水障害を起こしたことに関連して、淀川大堰における対策を示すべきではないか。</p> <p>津波到来時に淀川大堰の操作はどうなるのか？また、それによって、塩水混入という利水障害の可能性はいかかか？</p> <p>「・・・や既存施設の統合・再編や運用の見直しなど、」 →「・・・や既存水資源開発施設の統合操作・再編や運用の見直しなど、」 理由：P97の表現。</p> <p>「また、異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。」 →例えば「また、異常渇水に対して、淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや経済活動への影響をできる限り小さくする必要がある。」 理由：計画内に具体の「対策」が記載されていないため、「基本的考え方」では必要性の記述が適切ではないか。</p> <p>「淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、」 →「淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや経済活動への影響をできる限り小さくできるよう、」 理由：異常渇水対策の目的の明確化。</p> <p>発電や利水ダムなど既存ダムの有効活用についても、利水の部分に記載すべき。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>4.4. 利水 4.4.1. 利水の基本的な考え方 琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和するとともに、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、安定した水利用が確保されることを目指す。 一般に人々が社会生活の中で河川から多くの水を取水し利用することは、河川の水量を減らし、河川に依存する生物の生息・生育・繁殖環境に対して負荷を与えることにつながる。このため、関係機関と連携を図りながら<b>必要な水量だけを利用するという考え方は</b>琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れを回復するために重要と考えられる。 少子高齢化社会の到来や社会経済構造の変化により全体の水需要は減少傾向となっているものの、一方では、少雨化傾向により利水安全度が低下しており、水の安定供給の責務を有する水道事業者等利水者にとって懸念となっている。<b>また、洪水調節機能強化のための利水容量の活用も期待されている。</b>将来、水需要が確実に抑制され、気候変動の要因を考慮しても安定的な供給が可能となれば、水源の転用も含めたより合理的な水利用へ向かっていくことが可能となる。他方、<b>水需給の予測を踏まえうえで必要な場合には</b>、安定した水源を確保する必要がある。 これらのことから、関係機関と連携した既存<b>水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直し</b>など、効率的な水利用を促進するとともに、異常渇水によって、<b>淀川水系の水利用に依存する地域の暮らしや社会経済活動に</b>大きな影響が及ぶことがないよう、<b>必要な措置を検討する。</b> なお、平成30年台風21号では、淀川大堰を越えて塩水が遡上し、取水施設に影響を及ぼしており、南海トラフ巨大地震に伴う津波等が懸念されていることから、<b>利水障害への対応について利水者と調整し、必要な措置を検討する。</b></p>
190	<p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 （1）水需要の精査と水利権の見直し 現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。（表4.4.2-1、図4.4.2-1） 淀川水系水利権数（国管理処分） 【平成20年3月現在】 ・水道用水 50件 ・工業用水 27件 ・発電用水 35件 ・農業用水 116件（内：慣行 46件） ・その他用水 15件 農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p>	<p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 （1）水需要の精査と水利権の見直し 現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する。（表4.4.2-1、図4.4.2-1） 淀川水系水利権数（国管理処分） 【令和2年3月現在】 ・水道用水 42件 ・工業用水 25件 ・発電用水 32件 ・農業用水 106件（内：慣行 39件） ・その他用水 6件 農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p>	<p>挿入してある図が大きいのか文字と図が接近しているのでとても見にくい</p>	<p>案に反映（図の修正）</p>	<p>4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進 （1）水需要の精査と水利権の見直し 現状における水需要および水需要予測を利水者から聴取し、利水者の水需要（水利用実績、需要予測（水需要抑制策を含む）、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等）について適切な機会を捉まえて精査確認し、その結果に基づいて適切に水利権許可を行うとともに、その結果を公表する（表4.4.2-1、図4.4.2-1）。 淀川水系水利権数（国管理処分） 【令和2年3月現在】 ・水道用水 42件 ・工業用水 25件 ・発電用水 32件 ・農業用水 106件（内：慣行 39件） ・その他用水 6件 農業用水の慣行水利権についても、水利用実態把握に努めるとともに、取水施設の改築、土地改良事業、治水事業の実施等の機会をとらえ、慣行水利権者の理解と協力を得ながら許可水利化を促進する。なお、農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境の維持・改善機能等に配慮するとともに、事業者に対して農業用排水路施設と河川との落差の解消など連続性の確保を促す。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案（2021.2.26） <b>現行計画からの変更箇所を赤字</b> <b>変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
191	<p>（2） 水需要の抑制 長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。 なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p>	<p>（2） 水需要の抑制 長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。 なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水型の社会の実現は、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p>			<p>（2） 水需要の抑制 長期的な気候変動等の不安定要因をふまえ、琵琶湖の水利用による水位低下を緩和し、河川の豊かな流れを回復するため、節水の啓発、水利用の合理化や再利用の促進により水需要を抑制し、取水量を減らすことに努める。水需要の抑制にあたっては、従来、渇水時に取水制限等の渇水調整を行うために開催されてきた渇水対策会議を関係者間で調整し利水者会議として常設化し、平常時からの効率的な水利用が図られるよう検討・調整を行うことにより、利水者、自治体等関係機関、住民との連携を強化し、節水意識の向上、再利用や雨水利用を含めた限られた水資源の有効活用など、取水量の低減につながる具体的な方策の推進を図る。 なお、現状の水利用は、これまで長い時間をかけて形成されてきたものであり、さらなる節水の実現には、必然的に市民のライフスタイルの変化を伴うことから、水需要の抑制は時間をかけて継続的に取り組む。</p>
192	<p>（3） 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 1） 施設の運用 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な活用を図る。 ・ 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 <b>瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム</b> ・ 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 <b>瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</b> ・ 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>（3） 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 1） 施設の運用 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、<b>既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、利水関係者と調整の上</b>、より効果的な活用を図る。 ・ 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 <b>瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、川上ダム</b> ・ 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 <b>瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム、川上ダム</b> ・ 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>「天ヶ瀬ダム、高山ダム・・・一庫ダム」→「管理ダム全般」 理由：川上ダムが管理移行すれば対象ダムになるのでは。</p> <p>「・・・小雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、利水関係者との調整の上、より効率的な・・・」 →「・・・小雨化傾向等をふまえ、利水関係者との調整の上、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、より効率的な・・・」 理由：文章の適正化。</p> <p>【変更原案】 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しによる、利水関係者と調整の上、より効果的な活用を図る。 【修正案】 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直しをする場合は、利水関係者と調整のうえ、より効果的な活用を図る。</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>（3） 既存水資源開発施設の環境に配慮した効率的運用 1） 施設の運用 取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の少雨化傾向等をふまえ、<b>利水関係者と調整の上、既存水資源開発施設の統合操作や再編、運用の見直し等</b>、より効果的な活用を図る。 ・ 既設ダム群等のより効果的な用水補給を図るため、統合操作・運用の見直しを検討して実施する。 <b>管理ダム全般</b> ・ 既設ダム等の再編、ダム間の連携による、より効率的な用水補給について検討する。 <b>管理ダム全般</b> ・ 渇水が頻発しているダムにおいては、下流の取水実態に応じた効率的な渇水対策を検討するとともに、日吉ダムにおいては試行を継続して実施する。 室生ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>
193	<p>2） 川のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p>	<p>2） 川のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p>			<p>2） 川のダイナミズムの再生 河川の流水中に生息・生育・繁殖する水生生物や水辺地等に生息・生育・繁殖する陸生生物にとって、水位や流量の変動などの川のダイナミズムによって生じる水辺の冠水や攪乱などが重要なことから、ダム、堰の管理については、利水の効率性だけを求めるのではなく、自然流況を意識した運用に努めるものとし、治水や利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図るために有効な操作方式や放流量等について検討し、試験操作による効果を確認しつつ、ダム・堰を適正に運用する。</p>
194	<p>3） 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制 <b>③琵琶湖からの放流量を補う琵琶湖への流入水量の確保</b></p>	<p>3） 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制</p>			<p>3） 琵琶湖における水位低下緩和方策の検討 洪水期を迎える前に行う急速な水位低下操作と下流での水利用によって生じる水位低下の長期化を緩和する方策を検討する。 ①他ダムとの統合運用を含めた瀬田川洗堰の水位操作 ②関係者と連携した水需要の抑制</p>
195	<p>（4） 水利権が見直された場合の既存水源の活用 水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。</p>	<p>（4） 水利権が見直された場合の既存水源の活用 水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。</p>			<p>（4） 水利権が見直された場合の既存水源の活用 水利権が見直された場合の既存水資源開発施設等の水源については、水源を保有する利水者における将来の需要量や利水安全度を考慮した判断をふまえた上で、少雨化傾向を考慮した水系全体の利水安全度の確保、琵琶湖の水位低下の緩和や河川の豊かな流れ・ダイナミズムの再生、利水者間の転用など、将来の水系を見据えた水利用への活用に努める。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
196	<p>（５）安定した水利用ができていない地域の対策 水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。 伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。 京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p>	<p>（５）安定した水利用ができていない地域の対策 水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。 伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。 京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p>			<p>（５）安定した水利用ができていない地域の対策 水需給が逼迫するなど安定した水利用ができていない地域に対して、既存の利水者の水利権を見直すことによって利用可能となる水源の転用に努めるが、そのような転用がただちに行えない場合には、新たな水資源開発施設による新規水源の確保を行い、水利用の安定化を図る。 伊賀地域では、宅地開発・工業団地、各種商業施設等の地域開発の進展により、水需給が逼迫しているため、川上ダムにより新規水源を確保する。 京都府南部地域では、人口増加に対応した水道施設の整備を進めてきており、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町の3市1町を対象とした水道用水を安定的に供給するため、天ヶ瀬ダム再開発により、新規水源を確保する。</p>
197	<p>4.4.3. 渇水への備えの強化 （１） 渇水調整の円滑化 近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時から情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。 また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整方法の見直しの提案を行う。</p>	<p>4.4.3. 渇水への備えの強化 （１） 渇水調整の円滑化 近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時から情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。 また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整の円滑化に向け具体的な提案を行う。</p>	<p>利水について、「長期的な気候変動に対応し」とされていますが、洪水と同様に、気候変動による変化を具体的に数量的に検討すべきと考えます。</p>	<p>案に反映</p>	<p>4.4.3. 渇水への備えの強化 （１）渇水調整の円滑化 近年の少雨傾向に伴う利水安全度の低下や気候変動の影響等をふまえ、渇水時の被害を最小限に抑える対策として、利水者会議における平常時から情報交換などにより、渇水時における渇水調整の円滑化を図る。 また、渇水調整において、現状では実績取水量に応じた取水制限を実施しているが、各利水者間の安定供給確保への取り組みや日頃からの節水に対する努力に応じた取水制限の考え方を検討し、利水者の意向を確認しつつ渇水調整の円滑化に向け具体的な提案を行う。</p>
198	<p>（２） 渇水対策容量の確保 計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。 丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。（図4.4.3-1）</p>	<p>（２）異常渇水時の緊急水の補給 異常渇水に備えるため、中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、必要な措置を検討する。</p>			<p>（２）異常渇水時の緊急水の補給 異常渇水に備えるため、中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、必要な措置を検討する。</p>
199	<p>4.5. 利用 4.5.1. 利用の基本的な考え方 川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。 特に、都市域を貫流する地域特性をもつ淀川では、地域住民の方々に河川への関心を高めてもらうために、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を行う。 また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行い、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図り、人々が憩い、安らげるような空間を確保する。 なお、利用に関する整備にあたっては、日頃より利用しやすい、親しみやすい河川環境としていくため、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努める。また、水面や水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できる琵琶湖・淀川流域圏のネットワークの構築を図る。</p>	<p>4.5. 利用 4.5.1. 利用の基本的な考え方 川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。 特に、都市域を貫流する地域特性をもつ淀川では、地域住民の方々に河川への関心を高めてもらうために、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を行う。 また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行い、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図り、人々が憩い、安らげるような空間を確保する。 なお、利用に関する整備にあたっては、日頃より利用しやすい、親しみやすい河川環境としていくため、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努める。また、水面や水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できる琵琶湖・淀川流域圏のネットワークの構築を図る。</p>			<p>4.5. 利用 4.5.1. 利用の基本的な考え方 川は、生物の生息・生育・繁殖環境として地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を基本として河川の利用を促していく。自然環境保全のために河川を人が利用できない空間とするのではなく、環境学習を推進する場等の観点を含めて、「川らしい利用」が進められるようにしていく。 特に、都市域を貫流する地域特性をもつ淀川では、地域住民の方々に河川への関心を高めてもらうために、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を行う。 また、河川が公共空間であることに鑑み、自由使用・自己責任の原則のもと、必要最小限の利用の規制を行い、利用者の理解を得ながら「河川環境を損なう利用の是正」を図り、人々が憩い、安らげるような空間を確保する。 なお、利用に関する整備にあたっては、利用者等の意見や考えを定期的に把握し、日頃より利用しやすい、親しみやすい河川環境としていくため、利用者の安全に配慮し、ユニバーサルデザイン化に努める。また、水面や水辺を船やウォーキング等でゆったりと周遊できる琵琶湖・淀川流域圏のネットワークの構築を図る。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
200	<p>4.5.2. 川らしい利用の促進 （1） 舟運 川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。これらのことから、淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、航路確保等必要な整備や検討を行う。また、川沿いの自治体や民間との舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>1） 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点までの新たな航路確保を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮することを念頭におきながら行う。 そのために、鶴殿、前島、牧野地先において、航路確保にも資するように水制工を整備する。施工前後においてモニタリングを行い、その結果もふまえて、全体計画を策定する。</p>	<p>4.5.2. 川らしい利用の促進 （1） 舟運 川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。これらのことから、淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、<b>新たな航路確保等に必要な検討や整備、関係者に対して運航に必要な情報提供等を行う。</b>また、川沿いの自治体や民間との<b>利活用</b>や舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>1） 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点、<b>宇治川の伏見</b>までの新たな航路確保<b>及び航路維持方策</b>を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮すること<b>や、航路の延伸</b>を念頭におきながら行う。また、調査・検討結果を踏まえ、必要に応じて航路確保のための施設整備を実施する。</p>			<p>4.5.2. 川らしい利用の促進 （1） 舟運 川への親しみを増進するために、舟運の復活が望まれている。また、船の中から川の風景を楽しみたいという要望も強い。さらには、平成7年兵庫県南部地震時には一般道路が交通混乱し、水上輸送の重要性が見直された。これらのことから、淀川本川・宇治川において、河口から伏見までが航行可能となるよう、<b>新たな航路確保等に必要な検討や整備、関係者に対して運航に必要な情報提供等を行う。</b>また、川沿いの自治体や民間との<b>利活用</b>や舟運復活に向けた意見交換を実施する。</p> <p>1） 枚方及び大塚船着場までの安全な航路を維持するとともに、航行が困難となっている枚方及び大塚船着場から三川合流点、<b>宇治川の伏見</b>までの新たな航路確保<b>及び航路維持方策</b>を検討する。検討にあたっては、河道内での航路の蛇行、ワンドの再生等、河川環境の保全を考慮すること<b>や、航路の延伸</b>を念頭におきながら行う。また、調査・検討結果を踏まえ、必要に応じて航路確保のための施設整備を実施する。</p>
201	<p>2） 船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。設置にあたっては、右岸河川敷に設置する案について、環境影響への調査検討を行い実施する。また、毛馬閘門の運用改善など、舟運を快適なものとする取り組みについても検討して実施する。</p> <p>3） 船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見も踏えて、調査を行い、船舶等が守るべき通航方法を策定する。</p> <p>4） 淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、検討を行う。川を上下流に行き来するだけでなく、沿川のニーズをふまえて対岸との行き来が可能となる渡しの利用についても検討する。</p> <p>5） 伏見港周辺および三川合流点付近において、流域の情報発信機能や人と人が交流できる施設を備えた誰もが利用できるような「川の駅」を関係機関と連携して整備する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。「川の駅」の整備にあたっては、多くの方が駅を利用できるようなシステムの構築についても検討して実施する。</p>	<p>2） 船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。</p> <p>3） 船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見も踏えて、調査を行い、船舶等が守るべき通航方法を策定する。</p> <p>4） 淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、<b>船着場へのアクセス、停留の規制緩和等</b>検討を行う。川を上下流に行き来するだけでなく、沿川のニーズをふまえて対岸との行き来が可能となる渡しの利用についても検討する。</p> <p>5） 伏見港周辺および三川合流点付近において、流域の情報発信機能や人と人が交流できる施設を備えた誰もが利用できるような「川の駅」を関係機関と連携して整備する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺、<b>高槻周辺</b>についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。「川の駅」の整備にあたっては、多くの方が駅を利用できるようなシステムの構築についても検討して実施する。</p>			<p>2） 船舶が淀川大堰の上下流を行き来できるよう淀川大堰に閘門を設置する。</p> <p>3） 船舶の航行が河川環境に与える影響について、「淀川環境委員会」の意見も踏えて、調査を行い、船舶等が守るべき通航方法を策定する。</p> <p>4） 淀川の自然・歴史・文化等を活かした舟運の利活用について、自治体や民間のニーズを含め、<b>船着場へのアクセス、停留の規制緩和等</b>検討を行う。川を上下流に行き来するだけでなく、沿川のニーズをふまえて対岸との行き来が可能となる渡しの利用についても検討する。</p> <p>5） 伏見港周辺および三川合流点付近において、流域の情報発信機能や人と人が交流できる施設を備えた誰もが利用できるような「川の駅」を関係機関と連携して整備する。また、淀川大堰周辺、守口周辺、枚方周辺、<b>高槻周辺</b>についても、「川の駅」の整備に向け関係機関と協議・調整を行う。「川の駅」の整備にあたっては、多くの方が駅を利用できるようなシステムの構築についても検討して実施する。</p>
202	<p>（2） 水面利用の促進 カヌーや手漕ぎボート等の水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。また、検討にあたっては、魚釣りを行う人々に配慮する。</p>	<p>（2） 水面利用の促進 カヌーや手漕ぎボート等の水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。また、検討にあたっては、魚釣りを行う人々に配慮する。</p>			<p>（2） 水面利用の促進 カヌーや手漕ぎボート等の水面利用をより活発にするため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備を実施するとともに、航行の支障となっている堰等の横断工作物の改善を検討して実施する。また、検討にあたっては、魚釣りを行う人々に配慮する。</p>
203	<p>（3） 水面利用の適正化 水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、<b>水上バイクやプレジャーボート等</b>が守るべき<b>通航方法</b>を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を図る。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。なお、河川に生息・生育・繁殖する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。</p>	<p>（3） 水面利用の適正化 水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所<b>や今後増加が見込まれる船舶の航行</b>については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、<b>水面利用者が守るべき航行ルール</b>を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を<b>促す</b>。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。なお、河川に生息・生育・繁殖する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。</p>			<p>（3） 水面利用の適正化 水上オートバイやプレジャーボート等の使用により水面利用が多様化している箇所<b>や今後増加が見込まれる船舶の航行</b>については、「水面利用調整協議会」等の組織を活用して、<b>水面利用者が守るべき航行ルール</b>を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用を<b>促す</b>。また、滋賀県域においては、条例に基づき滋賀県と連携して不法係留対策を行う。なお、河川に生息・生育・繁殖する水生生物や水鳥に悪影響を及ぼすような水面利用についても、上記同様の措置を講じる。</p>



番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
204	<p>1) 水上オートバイの利用規制 ○ 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸17km付近）に水上オートバイの利用を限定した上で、河川環境と調和しうる適正な水面利用についての調査を継続する。利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価し、既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において、今後の水上オートバイのあり方について検討する。 <b>摂津市一津屋地区で、大阪府、大阪市及び守口市の水道の取水口に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、将来的には禁止も含めて、下流域の生物の生育・生育・繁殖環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。</b></p> <p>○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題が発生した場合には関係機関との連携を図り対策方法について検討する。</p>	<p>1) 水上オートバイの利用規制 ○ 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸17km付近）に水上オートバイの利用を限定した上で、河川環境と調和しうる適正な水面利用についての調査を継続する。利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価し、既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において、<b>利用の禁止も含めて</b>今後の水上オートバイのあり方について検討する。</p> <p>○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題が発生した場合には関係機関との連携を図り対策方法について検討する。</p>			<p>1) 水上オートバイの利用規制 ○ 淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区（淀川右岸17km付近）に水上オートバイの利用を限定した上で、河川環境と調和しうる適正な水面利用についての調査を継続する。利用の実態（走行区域・期間・時間帯）を評価し、既設の「淀川水上オートバイ関係問題連絡会」において、<b>利用の禁止も含めて</b>今後の水上オートバイのあり方について検討する。</p> <p>○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」（平成14年滋賀県条例第52号）が制定されていることから、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題が発生した場合には関係機関との連携を図り対策方法について検討する。</p>
205	<p>2) 船舶等の通航規制 ○ 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。 ○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等に基づく適正な管理を支援する。</p>	<p>2) 船舶等の通航規制 ○ 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域<b>の設定を検討する。</b> ○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等に基づく適正な管理を支援する。</p>			<p>2) 船舶等の通航規制 ○ 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域<b>の設定を検討する。</b> ○ 瀬田川では、瀬田川洗堰から上流区間において「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」（昭和30年滋賀県条例第55号）等に基づく適正な管理を支援する。</p>
206	<p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。 また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者ととも、対策方法について検討する。 洪水時、ダムへの流入量の一部を放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラ設置などのハード面に加え、自治体や地元警察、消防等との連携等によるソフト面での対策をより一層充実・強化する。</p>	<p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。 また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者ととも、対策方法<b>や周知・啓発方法</b>について検討する。 洪水時、ダムへの流入量の一部を放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラ設置などのハード面に加え、自治体や地元警察、消防等との連携等によるソフト面での対策をより一層充実・強化する。</p>			<p>(4) 安全利用のための対策 川の利用に伴う危険を知った上で川に親しむ河川利用を目指し、河川の利用にあたって、危険箇所に関する情報提供や、安全な利用の仕方の啓発を、関係機関、住民・住民団体（NPO等）の協力を得ながら看板やインターネットなどの広報ツールを用いて実施する。 また、水難事故防止のため、川の危険を知るための教育を徹底するとともに、「水難事故防止協議会（仮称）」を設置し、河川利用者の代表者ととも、対策方法<b>や周知・啓発方法</b>について検討する。 洪水時、ダムへの流入量の一部を放流する際に、下流の河川利用者に対する安全を確保するため、放流警報装置や監視カメラ設置などのハード面に加え、自治体や地元警察、消防等との連携等によるソフト面での対策をより一層充実・強化する。</p>
207	<p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。具体的には、子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施、子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。</p>	<p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。具体的には、子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施、子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。</p>			<p>(5) 環境学習の推進 河川に係わる人材育成の支援や、住民・住民団体（NPO等）と連携した環境学習を推進する。具体的には、子ども達を対象としたシンポジウムや体験学習の実施、子ども達が安全に楽しく遊ぶための川の指導者育成の支援を行う。</p>
208	<p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりをふまえながら縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性に配慮しながら検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があることを<b>ふまえ、また、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあることから、河川敷の利用施設については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聞きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。</b></p>	<p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりを<b>踏まえながら</b>縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性<b>及び沿川自治体、地域住民、利用者の意向を踏まえながら</b>検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があること、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあること、<b>また、平成23年の河川敷地占有許可準則の改正や河川敷地をにぎわいのある水辺空間等として積極的に活用したいという期待が高まっていることを踏まえ、</b>河川敷の利用施設については、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聞きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。</p>			<p>(6) 川らしい河川敷の利用 河川敷利用にあたっては、「川でなければならない利用、川に活かされた利用」を推進するという観点から、現状の利用形態や公園整備のあり方を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用する施設については、地域と川との関わりを<b>踏まえ、</b>縮小していくことを基本とする。 ただし、単に河川環境のために制約されて利用できない空間とするのではなく、周辺環境・地域特性<b>及び沿川自治体、地域住民、利用者の意向を踏まえ、</b>検討を進めることとする。既存の利用施設が数多くの人々に利用され、また住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する存続及び新設の強い要望があること、それらの施設が持つ防災機能としての役割が必要との意見もあること、<b>また、平成23年の河川敷地占有許可準則の改正や河川敷地をにぎわいのある水辺空間等として積極的に活用したいという期待が高まっていることを踏まえ、</b>河川敷の利用施設については、学識経験者、自治体等関係機関、利用者、地域住民の意見を聞きながら判断することとする。河川敷の利用施設が縮小されるまでの期間であっても、自然環境の保全に配慮するような手法についても検討する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
209	○ゴルフ場、公園等占用施設等 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。 また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、川沿いの自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。	○ゴルフ場、公園等占用施設等 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。 また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、川沿いの自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。			○ゴルフ場、公園等占用施設等 占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、利用者の意見とともに、河川環境の保全・再生を重視する観点から学識経験者・自治体等関係機関からなる「河川保全利用委員会」の意見を聴き、周辺環境・地域特性を考慮しつつ検討することとする。なお、占用許可施設ではないが、グラウンドの形態に利用されている河川敷や河川敷内の民地の利用についても、必要に応じて河川保全利用委員会の意見を聴く。 また、上記委員会とは別に、川らしい利用について総合的な検討を行うべく、学識経験者、川沿いの自治体等と幅広く意見交換及び提案を行う場を設ける。
210	(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画に基づき是正に努める。	(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画等に基づき是正に努める			(7) 違法行為の是正 河川敷で違法に行われている耕作、工作物設置等の行為は、違法行為是正実施計画等に基づき是正に努める
211	(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。	(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。			(8) 水産資源の保護・回復 水産資源の保護・回復を図る観点から、淀川水系における生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生を図ることは重要である。このため、「4.2河川環境」に記載する各施策を積極的に実施する。
212	4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 (1) 憩い、安らげる河川の整備 憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、地元自治体と連携して、最低限必要な施設（散策路、ベンチ、木陰、スロープ、トイレ等）の整備を行うとともに、住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。特にトイレについては、快適なものとなるよう、検討の上、整備する。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では、水辺のあり方について検討するため、河川管理者、河川利用者や周辺自治会の代表者等で構成される瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき、緑の連続性に配慮するなど周辺環境に調和した親水性のある水辺の散策路整備を継続して実施する。（名神高速道路瀬田川橋梁下流～瀬田川洗堰区間）	4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 (1) 憩い、安らげる河川の整備 憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、利用者の意向を踏まえ、地元自治体と連携した施設の整備や住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき整備した散策路を活用し、地域と連携し親水性を高める。 また、平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」により、河川における自転車利用者の増加が見込まれることから、関係機関と連携し、自転車と歩行者の安全な利用について検討する。			4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備 (1) 憩い、安らげる河川の整備 憩い、安らげる河川の整備にあたっては、川らしい利用についての総合的な検討を行う。自然を楽しむことに加え、子供や高齢者が安心して利用できるよう配慮するとともに、多くの人が利用しやすく集うことができる工夫を行うこととする。さらには、利用者の意向を踏まえ、地元自治体と連携した施設の整備や住民団体等が維持管理を行う仕組みづくりや、自治体で行われている地域住民中心の管理制度について検討する。 河川利用の施設整備にあたっては、バリアフリー化を進める。また、自転車や車椅子等の快適な通行を確保するため、河川敷及び堤防上面のバイク止めについては構造・設置方法について検討して実施する。 瀬田川では瀬田川水辺協議会の提言「瀬田川のあるべき姿」に基づき整備した散策路を活用し、地域と連携し親水性を高める。 また、平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」により、河川における自転車利用者の増加が見込まれることから、関係機関と連携し、自転車と歩行者の安全な利用について検討する。
213	(2) 水辺の整備 淀川、木津川、桂川、猪名川において、自然環境や水辺の景観を活かしながら、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、自治体とも協力して、その地域に応じた自然環境や水辺の風景と調和した水辺の整備を行う。 木津川上流域においては、地域住民が水辺に親しみ、学習等に活用する「水辺の楽校」整備を、自治体、住民・住民団体（NPO等）と連携して実施する。 野洲川では、川沿いの自治体と協力して、自然環境と調和した水辺空間を形成するふるさと川の整備を実施する。（図4.5.3-1）	(2) 水辺の整備 淀川流域の各河川において、自然環境や水辺の景観を活かしながら、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、かわまちづくり等に基づき治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を相楽郡和束町や名張市、宇治市において行う。なお、他の地域で河川空間の利活用ニーズの高まりにより、地域の取り組みと一体となつて、かわまちづくりや「水辺の楽校プロジェクト」の取組みが行われる場合は、市町村等と連携して整備を実施する。（写真4.5.3-1）			(2) 水辺の整備 淀川流域の各河川において、自然環境や水辺の景観を活かしながら、人が水辺に親しめ近づくことができる環境づくりを行うため、地元の住民団体、河川レンジャー等の意見を聴きながら、かわまちづくり等に基づき治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を相楽郡和束町や名張市、宇治市において行う。なお、他の地域で河川空間の利活用ニーズの高まりにより、地域の取り組みと一体となつて、かわまちづくりや「水辺の楽校プロジェクト」の取組みが行われる場合は、市町村等と連携して整備を実施する（写真4.5.3-1）。
214	(3) 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。	(3) 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。			(3) 河口域における憩い空間の形成（干潟公園等） 汽水域の生物の生息・生育・繁殖場として貴重な場である河口部において、干潟の再生を行うことにより、都市域の住民が生き物とのふれあいや観察などに利用できる憩いの空間を整備し、都市域におけるコミュニティの拠点とする。

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
215	<p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。</p>	<p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川や宇治川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。<b>併せて、河川管理道路を活用した自転車利用のネットワーク形成について支援する。</b></p>			<p>(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備 歩行者等が河川に沿って容易に移動でき、安全に水辺に近づけるよう、小径(散策路)の整備を継続して実施する。小径(散策路)の計画にあたっては、できるだけ川の両岸に沿うものとする。なお、自転車と歩行者との安全な利用について検討するほか、河川の距離標の表示を見やすくするなど利用者の利便性の向上を図る。 また、数十キロに及ぶ長大な河川空間を活かし、変化する水辺の風景を楽しむことや、和歌に詠まれ、古戦場ともなった淀川や宇治川周辺における史跡、文化財等を巡ることができるように川沿いの市町村と共同で「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」として、川とまち・地域間の小径(散策路)のネットワークを形成する。<b>併せて、河川管理道路を活用した自転車利用のネットワーク形成について支援する。</b></p>
216	<p>(5) 迷惑行為の是正 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。(図4.5.3-2)</p>	<p>(5) 迷惑行為の是正 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、<b>迷惑行為防止</b>啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める。(図4.5.3-2)</p>			<p>(5) 迷惑行為の是正 他の利用者や周辺の民家等に迷惑となる行為については、<b>迷惑行為防止</b>啓発活動実施計画に基づき迷惑行為防止に努める。迷惑ゴルフについては、関係機関と連携し、法的措置も視野に入れ、その是正に努める。バイク走行については、関係機関と連携し法的措置も含めてその規制に努める(図4.5.3-1)。</p>
217	<p>(6) ホームレスへの対応 ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>	<p>(6) ホームレスへの対応 ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>			<p>(6) ホームレスへの対応 ホームレスに対して洪水等による危険性を周知するとともに、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年法律第105号)に基づき、引き続き自治体福祉部局等と連携し、自立支援に向けた情報交換等の対応を図る。</p>
218	<p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 (1) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p>	<p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 (1) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p>			<p>4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携 (1) 三川合流部の整備 淀川三川合流域は、壮大な景観や豊かな自然環境に恵まれるとともに、歴史の舞台ともなった交通の要衝である。そこで、桂川、宇治川、木津川の三川合流域の豊かな自然や歴史・風土に根ざした景観、歴史的な文化資源を保全しつつ、京阪神都市圏の住民が、人と自然の関わりを総合的に学ぶ環境学習機能等を備える新しいタイプの地域間交流拠点を整備し、さらには鉄道・道路・舟運等のネットワークを構築する「淀川三川合流域地域づくり構想」の実現に向け、関係自治体等との協議会で検討して実施する。</p>
219	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」で設定されている主な事業は以下のとおりである。 1) 自然体感型の環境学習の実施を図るための整備等 ・ 水辺へのアプローチの整備 ・ 解説看板、ガイドブック等の学習情報提供  2) 山崎の合戦などと周辺の豊富な歴史資源を訪ね歩くテーマルートの設定を図るための整備等 ・ 舟運の復活 ・ 共通パンフレット等の提供 ・ サイクリングロードの整備 ・ 「語り部」の育成  3) 交流活動を支える多機能中枢施設の整備等 ・ 歴史、環境などを学ぶ体験講座の開設 ・ 舟運拠点 ・ レンタサイクル拠点 ・ 休憩スペース</p>	<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」で設定されている主な事業は以下のとおりである。 1) 自然体感型の環境学習の実施を図るための整備等 ・ 水辺へのアプローチの整備 ・ 解説看板、ガイドブック等の学習情報提供  2) 山崎の合戦などと周辺の豊富な歴史資源を訪ね歩くテーマルートの設定を図るための整備等 ・ 舟運の復活 ・ 共通パンフレット等の提供 ・ サイクリングロードの整備 ・ 「語り部」の育成  3) 交流活動を支える多機能中枢施設の整備等 ・ 歴史、環境などを学ぶ体験講座の開設 ・ 舟運拠点 ・ レンタサイクル拠点 ・ 休憩スペース</p>			<p>「淀川三川合流域地域づくり構想」で設定されている主な事業は以下のとおりである。 1) 自然体感型の環境学習の実施を図るための整備等 ・ 水辺へのアプローチの整備 ・ 解説看板、ガイドブック等の学習情報提供  2) 山崎の合戦などと周辺の豊富な歴史資源を訪ね歩くテーマルートの設定を図るための整備等 ・ 舟運の復活 ・ 共通パンフレット等の提供 ・ サイクリングロードの整備 ・ 「語り部」の育成  3) 交流活動を支える多機能中枢施設の整備等 ・ 歴史、環境などを学ぶ体験講座の開設 ・ 舟運拠点 ・ レンタサイクル拠点 ・ 休憩スペース</p>

番号	現行計画 (2009. 3. 31) 削除した部分を赤字	変更原案 (2021. 2. 26) 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案 (2021. 4. 28) 変更原案からの修正箇所を青字
220	<p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川においては、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。 <b>宇治川塔の島地区、桂川嵐山地区</b></p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。 <b>現在整備中の高見、海老江、大庭地区において、早期の完成を目指すとともに、下島、津之江、大宮、淀川左岸線地区などにおいては、早期の事業着手を目指し引き続き関係機関と十分協議する。</b></p>	<p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川<b>をはじめとして、流域内の河川</b>において、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。 <b>宇治川、桂川嵐山地区</b></p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p>			<p>(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備</p> <p>1) 歴史文化と調和した地域の観光に資する河川整備 宇治川、桂川など、歴史的文化的な地域を流れる河川<b>をはじめとして、流域内の河川</b>において、地域の歴史文化に調和し、観光等の地域活性化に資するよう自治体等と連携して河川整備を行う。 <b>宇治川、桂川嵐山地区</b></p> <p>2) 良好な水辺まちづくり 淀川において、川沿いの自治体、関係機関と連携し、高規格堤防の整備に併せ水辺に良好な都市空間を形成していく。</p>
221	<p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>	<p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>			<p>3) 堤防(占用)道路の移設 淀川において、堤防上の占用道路による人と川、まちと川のつながりの分断を是正するため、高規格堤防の整備やまちづくりにあわせて、堤防道路の移設について、関係機関と調整する。</p> <p>4) 水と緑のネットワークによる地域拠点の整備 淀川とまちをつなぐ観点から大阪中心部にせせらぎを設ける「水の路」への導水について、関係機関と連携して検討する。</p>
222	<p>4.5.5. 水源地域の活性化 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、治水・利水両面の重要施設であるダムが整備され、地域にとって要と言うべき地域であり、その活性化は流域全体にとっても重要な課題である。 そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。</p>	<p>4.5.5. 水源地域の活性化 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、治水・利水両面の重要施設であるダムが整備されている<b>地域にとっては特に</b>要と言うべき地域であり、その活性化は流域全体にとっても重要な課題である。 そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。</p>			<p>4.5.5. 水源地域の活性化 水源地域は、河川の水量・水質の保全に大きな役割を有するとともに、治水・利水両面の重要施設であるダムが整備されている<b>地域にとっては特に</b>要と言うべき地域であり、その活性化は流域全体にとっても重要な課題である。 そのため、上下流の交流を一層促進し、水源地域に対する理解を深め、さらに交流の恒常化と交流人口の増加を進めるための施策を支援・実施する。具体的には、自然環境の保全に留意しつつ、交流の基盤となるダム及びダム湖周辺の利活用や利用のための施設の整備といったハード対策と交流の受け皿となる地域の催しや環境保全活動などのソフト対策の支援・実施を関係機関と連携の下、継続的に推進する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
223	<p>1) 水源地域ビジョンを推進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。大戸川ダム、川上ダム、丹生ダム</p>	<p>1) 水源地域ビジョンを推進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。大戸川ダム、川上ダム</p> <p>6) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備については、関係機関と連携して取り組む。</p>	<p>平成28年7月にダム建設中止が決定し、丹生ダム対策委員会は、地域の総意としてやむなくこの決定を受け入れ、9月に『地域整備に係る基本協定』を締結した。『国は責任をもって地域整備の推進を図る』との約束を信じた。しかしながら5年目に入っても、長浜市北部地域の地域振興は、まったく実現していない状況にある。ダムを核とした地域振興を夢見てきた当地域にとって、核のない持続可能な地域振興策を長期にわたり推し進めなければならない。今回の変更には、丹生ダム建設事業が中止となったことによる「余呉地域の振興」のため、国による取り組み内容を記載すべきである。</p> <p>平成28年7月にダム建設中止が決定し、事業主体である水資源機構は、およそ40億円の予算を確保して、ダム建設事業で進行していた様々な事業の後片付けを進めています。しかし、水資源機構の工事が終了した後、買収済みの事業用地、集団移転で住民のいない残された山林、淀川源流の広大な水源地を適切な管理がなされないまま放置されてはなりません。保全と維持管理を明確に実施することが重要です。国は、淀川流域圏である水源地域の保全と上下流連携を河川整備計画の変更案に位置付ける必要があります。また、国は「保全と維持管理」「地域振興」などの将来に必要な予算を確保すべきです。</p> <p>【変更原案】 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備については、関係機関と連携して取り組む。 【修正案】 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備振興については、関係機関と連携して取り組む「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を通して、振興施策の調整、水源地域の保全および上下流連携施策の取り組みを行う。</p> <p>大戸川ダムは洪水調節目的専用の流水型ダムであり、湖面利用はないため、表現の変更が必要。 【変更原案】 …利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ… 【修正案】 …利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用や周辺環境整備等のハード対策と併せ…</p>	<p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p> <p>案に反映</p>	<p>1) 水源地域ビジョンを推進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>2) 親水性のある護岸や散策路等の整備を行い、公園キャンプ場等のダム周辺施設の利用の促進を図る。高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>3) カヌー等レジャーの水面利用、釣りなどの利用促進に向けたルール策定等について検討し、観光・レクリエーション資源としての湖面活用の促進を図る。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>4) 「ダム水源地ネットワーク」として、ダム水源地の役割や重要性の理解を得るための情報発信を今後とも継続するとともに、水源地と下流域の人々の交流を促進するため、河川管理者が橋渡しとなり、下流域の人々にダム水源地での植樹等、水源地域を訪れることのできる機会を設ける。また、「森と湖に親しむ旬間」等の行事を通じて交流を促進する。天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p> <p>5) 事業中のダムについては、水源地域の活性化に向けた将来の貯水池管理、利活用等を関係機関等とともに検討し、湖面利用（流水型ダムを除く）や周辺環境整備等のハード対策と併せ地域イベント等のソフト対策を支援・実施する。大戸川ダム、川上ダム</p> <p>6) 丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備については、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」における検討を踏まえ、振興施策の調整、水源地域の保全および上下流連携施策を、関係機関と連携して取り組む。</p>
224	<p>4.6. 維持管理 4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 高度経済成長期に整備された社会資本が今後、確実に老朽化し、維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、計画的な維持管理・更新と社会資本ストックの徹底的な活用が喫緊の課題となっている。このことから、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、定期的な点検等に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全の考え方のもと、技術革新や社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応した機能向上を考慮し、効率的・効果的な維持管理・更新、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策（アセット・マネジメント）を実施する。 具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画案及び年間の維持管理の具体的な実施内容を定める河川維持管理実施計画案に基づく試行を行う。試行にあたっては、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果を「河川カルテ」としてとりまとめ、これらをもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。 実施計画案は、「川の安全・安心カレンダー」として毎年作成・評価し、常に見直すことにより、きめ細やかな管理を実施するものとし、市町村、地域住民、住民団体（NPO等）、河川レンジャー等との一層の連携により、地域住民の人々が身近な自然を楽しみ、川とのつながりを実感できる河川環境の維持など地域の特性の反映を図る。</p>	<p>4.6. 維持管理 4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 高度経済成長期に整備された社会資本が今後、確実に老朽化し、維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、計画的な維持管理・更新と社会資本ストックの徹底的な活用が喫緊の課題となっている。このことから、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、定期的な点検等に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全の考え方のもと、技術革新や社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応した機能向上を考慮し、効率的・効果的な維持管理・更新、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策（アセット・マネジメント）を実施する。 具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画に基づき、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果をもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。また、市町村、地域住民、住民団体（NPO等）、河川レンジャー等との一層の連携により、地域住民の人々が身近な自然を楽しみ、川とのつながりを実感できる河川環境の維持など地域の特性の反映を図る。</p>			<p>4.6. 維持管理 4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方 高度経済成長期に整備された社会資本が今後、確実に老朽化し、維持管理や更新費用の増大が見込まれる中、計画的な維持管理・更新と社会資本ストックの徹底的な活用が喫緊の課題となっている。このことから、ライフサイクルコストの縮減を念頭に、定期的な点検等に基づき損傷が軽微な段階から対策を行う予防保全の考え方のもと、技術革新や社会情勢の変化に伴う新たなニーズに対応した機能向上を考慮し、効率的・効果的な維持管理・更新、既存施設の有効利用と長寿命化のための効率的な対策（アセット・マネジメント）を実施する。 具体的な維持管理の実施にあたっては、概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた河川維持管理計画に基づき、調査、巡視・点検等によって明らかになった河川の状態の変化及び維持補修の結果をもとに、定期的に河川の変化を把握・分析することを通じて、維持管理の実態を評価し、その結果に応じて必要な措置を講じる。 また、市町村、地域住民、住民団体（NPO等）、河川レンジャー等との一層の連携により、地域住民の人々が身近な自然を楽しみ、川とのつながりを実感できる河川環境の維持など地域の特性の反映を図る。</p>

番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
225	<p>4. 6. 2. 河川管理施設</p> <p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1) 堤防・護岸</p> <p>施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、点検・巡視が容易に行われるよう、植生の状況に応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。</li> <li>・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。</li> <li>・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討して実施する。なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。</li> <li>・堤防の維持管理について、以下に示すものを継続するとともに、さらなる住民・住民団体（NPO等）との連携を図る。</li> </ul> <p>○木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。</p> <p>○桂川松尾橋周辺及び山科川南側では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。</p>	<p>4. 6. 2. 河川管理施設</p> <p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1) 堤防・護岸</p> <p>施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、点検・巡視が容易に行われるよう、植生の状況に応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。</li> <li>・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。</li> <li>・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討して実施する。なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。</li> <li>・堤防の維持管理について、以下に示すものを継続するとともに、さらなる住民・住民団体（NPO等）との連携を図る。</li> </ul> <p>○木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。また、河道の二極化や蛇行部において河岸侵食が進行しているため、モニタリングを実施し、必要な対策について検討して実施する。</p> <p>○桂川松尾橋周辺及び山科川南側では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。</p>			<p>4. 6. 2. 河川管理施設</p> <p>堤防等の河川管理施設の機能を維持するための適切な維持管理を行うことにより、洪水・高潮等による災害の発生防止や復旧を図る。</p> <p>1) 堤防・護岸</p> <p>施設が、常に十分な機能を発揮できるよう、日常の調査、巡視・点検を行い損傷の程度や河川の状態、周辺状況等に応じて順次、補修する。さらに、災害時の復旧活動や巡視活動を円滑に行うため、管理用通路を確保する。</p> <p>なお、点検により堤防の損傷を速やかに発見し補修することが重要であるため、点検・巡視が容易に行われるよう、植生の状況に応じて、梅雨期や台風期の前に除草を実施することを基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防、護岸等の変状の状況から、施設の機能に重大な支障が生じると判断した場合は、対策を実施する。</li> <li>・堤防内部の空洞化等のおそれのあるものは、早急に調査を行ったうえで必要な対策を実施する。</li> <li>・堤防除草後の刈草の処理については再資源化処理方法を継続検討して実施する。なお、堤防除草にあたっては、河川環境や住民の生活環境に配慮する。</li> <li>・堤防の維持管理について、以下に示すものを継続するとともに、さらなる住民・住民団体（NPO等）との連携を図る。</li> </ul> <p>○木津川下流部には貴重な植物が生育していることから、堤防除草にあたっては住民団体と共同で調査し、植物の情報を共有するとともに除草時期に配慮する。また、河道の二極化や蛇行部において河岸侵食が進行しているため、モニタリングを実施し、必要な対策について検討して実施する。</p> <p>○桂川松尾橋周辺及び山科川南側では、引き続き堤防裏面の維持管理を住民団体と連携して実施する。</p>
226	<p>2) 既設ダム</p> <p>①ダム機能の維持</p> <p>ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕を継続して実施する。また、計画的に維持補修・更新を実施することにより、維持管理費の縮減も目指す。（写真4. 6. 2-1）</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>2) 既設ダム</p> <p>①ダム機能の維持</p> <p>ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕、堆砂除去等を継続して実施する。また、長寿命化計画に基づき、維持補修・更新、堆砂除去等を実施することにより、メンテナンスサイクルの構築や、トータルコストの縮減・平準化といった戦略的な維持管理・更新を目的とした施設改良等を検討し、実施する。（写真4. 6. 2-1）</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>			<p>2) 既設ダム</p> <p>①ダム機能の維持</p> <p>ダムの機能を維持するため、日常点検を行い必要な維持修繕、堆砂除去等を継続して実施する。また、長寿命化計画に基づき、維持補修・更新、堆砂除去等を実施することにより、メンテナンスサイクルの構築や、トータルコストの縮減・平準化といった戦略的な維持管理・更新を目的とした施設改良等を検討し、実施する（写真4. 6. 2-1）。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>
227	<p>②既設ダムの効率的な堆砂の除去</p> <p>ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。なお、このことにより、通常時においても木津川上流の既設ダム群下流の土砂環境の改善に資するほか、既設ダムにおける超過洪水や異常濁水への対応や災害時の施設補修等の緊急措置をとることが可能となる。（図4. 6. 2-1）</p>	<p>②既設ダムの効率的な堆砂の除去</p> <p>ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。なお、このことにより、通常時においても木津川上流の既設ダム群下流の土砂環境の改善に資するほか、既設ダムにおける超過洪水や異常濁水への対応や災害時の施設補修等の緊急措置をとることが可能となる。また、具体的な堆砂除去計画や同容量の更なる活用方法について検討して実施する。（図4. 6. 2-1）</p>			<p>②既設ダムの効率的な堆砂の除去</p> <p>ダムが半永久的に機能するためには、有効な堆砂対策を講ずることが必要であるため、木津川上流のダム群（高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム、比奈知ダム）におけるライフサイクルコスト低減の観点から、既設ダムの水位を低下して効率的な堆砂除去を実施するための代替容量として、必要な容量を川上ダムに確保する。なお、このことにより、通常時においても木津川上流の既設ダム群下流の土砂環境の改善に資するほか、既設ダムにおける超過洪水や異常濁水への対応や災害時の施設補修等の緊急措置をとることが可能となる。また、具体的な堆砂除去計画や同容量の更なる活用方法について検討して実施する（図4. 6. 2-1）。</p>
228	<p>③ダム貯水池に流入する流木の有効活用</p> <p>ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める。（写真4. 6. 2-2）</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>	<p>③ダム貯水池に流入する流木の有効活用</p> <p>ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める。（写真4. 6. 2-2）</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>			<p>③ダム貯水池に流入する流木の有効活用</p> <p>ダム貯水池に漂着する流木については、チップや堆肥などに加工し、資源の有効活用に努める（写真4. 6. 2-2）。</p> <p>天ヶ瀬ダム、高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム</p>
229		<p>④ダムツーリズム</p> <p>ダムを観光資源としたダムツーリズムについて継続して実施する。</p>			<p>④ダムツーリズム</p> <p>ダムを観光資源としたダムツーリズムについて継続して実施する。</p>

番号	現行計画（2009.3.31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021.2.26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） 変更原案からの修正箇所を青字
230	3) その他の河川管理施設 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体（NPO等）と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。	3) その他の河川管理施設 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体（NPO等）と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた集中管理センターの整備を行う。	「・・・集中管理センターの整備を行う。」 →「・・・集中管理センターの運用を行い、必要な改善を実施する。」 理由：既に運用されているため。	案に反映	3) その他の河川管理施設 施設の機能を維持するため、日常の保守点検により機能保全に努めるが、老朽化施設については各施設のライフサイクルコストの縮減を念頭に、計画的な補修・補強・更新等により施設の機能保全を図る。 また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、住民・住民団体（NPO等）と連携して保存し、後世に伝承する。 なお、河川管理施設の操作については、操作の安全性を図るため適切な点検整備・操作訓練を実施する。また、操作の迅速化や安全性の向上及びコスト縮減のため、遠隔監視等ができるよう情報通信施設を備えた <b>集中管理センターの整備・運用を行い、必要に応じて改善を実施する。</b>
231	①老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化が図られるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。内水対策の施設については、関係自治体等と連携し、順次、老朽水門等の改築を実施する。 淀川大堰及び毛馬排水ポンプ場等関連施設 瀬田川洗堰 その他の排水ポンプ場、水門・閘門等河川管理施設	①老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化が図られるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。内水対策の施設については、関係自治体等と連携し、順次、老朽水門等の改築を実施する。 淀川大堰及び毛馬排水ポンプ場等関連施設 瀬田川洗堰 その他の排水ポンプ場、水門・閘門等河川管理施設			①老朽化対策の実施 施設の信頼性の向上と長寿命化が図られるように、定期的な点検整備と計画的な維持修繕、設備更新を実施する。内水対策の施設については、関係自治体等と連携し、順次、老朽水門等の改築を実施する。 淀川大堰及び毛馬排水ポンプ場等関連施設 瀬田川洗堰 その他の排水ポンプ場、水門・閘門等河川管理施設
232	②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 旧毛馬閘門及び毛馬洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）、その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。（写真4.6.2-3,4）	②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 旧毛馬閘門及び毛馬洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）、その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する。（写真4.6.2-3,4）			②歴史・文化的価値のある施設の保存 過去の歴史的な施設として後世に伝えるために、定期的な点検整備と計画的な維持修繕を実施する。 旧毛馬閘門及び毛馬洗堰、三栖閘門及び洗堰、旧瀬田川洗堰（南郷洗堰）、その他の歴史・文化的価値のある施設についても、関係機関と協議の上、保全対策等を検討する（写真4.6.2-3,4）。
233	③観測施設 日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。	③観測施設 日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。			③観測施設 日常の保守点検を実施し機能保全を図るとともに、異常値及び欠測が生じた場合は、速やかに原因を調査し復旧を行う。
234	④河川浄化施設 水質を改善するために、流域対策の状況を勘案しながら、礫と曝気による浄化を継続運用し、施設の点検及び保全整備を継続して実施する。 天野川浄化施設、天神川浄化施設、鳥羽浄化施設 大阪府が管理する寝屋川の水質改善のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、 <b>淀川からの導水を継続【淀川】運用し、施設の点検及び保全整備を継続して実施する。</b> 寝屋川浄化用水機場	④河川浄化施設 大阪府が管理する寝屋川の水質保全のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、今後の淀川からの導水のあり方に係る関係機関との調整や検討を踏まえて、施設の点検及び保全整備を実施する。 寝屋川浄化用水機場			④河川浄化施設 大阪府が管理する寝屋川の水質保全のために、流域対策の進捗や淀川本川の流況を勘案しながら、今後の淀川からの導水のあり方などに係る関係機関との調整や検討を踏まえて、 <b>施設の点検及び保全整備を実施する。</b> 寝屋川浄化用水機場
235	⑤操作の確実性の向上 情報通信技術を活用し、高度で確実かつコスト縮減を図れる河川管理体制を確立する。 ・水門・排水ポンプ場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。 ・水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔監視等により管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。 ・水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続して実施する。（写真4.6.2-5）	⑤操作の確実性の向上 情報通信技術を活用し、高度で確実かつコスト縮減を図れる河川管理体制を確立する。 ・水門・排水ポンプ場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。 ・水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔監視等により管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。 ・水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続して実施する。（写真4.6.2-5）			⑤操作の確実性の向上 情報通信技術を活用し、高度で確実かつコスト縮減を図れる河川管理体制を確立する。 ・水門・排水ポンプ場等の河川管理施設を、光ファイバー網で結ぶことにより、操作に必要な河川情報の正確かつ迅速な伝達・共有化を実施する。 ・水門、排水ポンプ場等の操作について、遠隔監視等により管理の高度化を実施する一方、異常事態に備えたバックアップ体制を確保する。 ・水門・排水ポンプ場等の集中管理体制を上野遊水地及び淀川河川事務所管内において継続して実施する（写真4.6.2-5）。

番号	現行計画（2009.3.31） <b>削除した部分を赤字</b>	変更原案（2021.2.26） <b>現行計画からの変更箇所を赤字</b> <b>変更案における修正箇所を青字</b>	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021.4.28） <b>変更原案からの修正箇所を青字</b>
236	4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。  1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。  2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。  3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。	4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。  1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。  2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。  3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。			4.6.3. 許可工作物（橋梁・水門等） 許可工作物については、河川管理施設に準じた点検整備及び対策を行うよう施設管理者を指導する。 堤防を横断する水門等は、堤防と同等の機能を有している必要があり、河川を横断する橋梁・取水堰等は、洪水時の流水に対して支障とならないよう適正な維持管理が常に必要である。  1) 利用されていない施設は、河川管理上の支障や今後の施設利用計画等を調査し、不要なものについては施設管理者に対し撤去を求める。  2) 施設管理者に定期的な点検整備と計画的な維持修繕を指導する。  3) 洪水時の流水に対して支障とならないよう、特に応急的措置の必要な箇所を改善指導する。
237	4.6.4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、 <b>河川維持管理計画（案）</b> に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して、伐採の方法や時期等を決定する。	4.6.4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、 <b>河川維持管理計画</b> に基づき、計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、 <b>生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して</b> 、伐採の方法や時期等を決定する。	河道内の樹木伐採について、記載内容を充実すべき。  生態系の保全の観点で、河道内樹木の伐採は環境との両立を図るよう工夫をしてほしい。  ●4.6.4.1) 河道内樹木の管理 上下流の生物移動のグリーンベルトとして、機能していることをも触れておくべき	案に反映  案に反映  案に反映	4.6.4. 河川区域等の管理 1) 河道内樹木の管理 洪水の流下を阻害するなど河川管理上支障となる河道内樹木については、地域の景観や生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した上で、 <b>河川維持管理計画</b> に基づき、 <b>河道流下断面を確保するよう</b> 計画的に伐採を実施する。 なお、実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、 <b>河川協力団体</b> 、学識経験者の意見も聴き、 <b>流下能力など治水機能、観測・巡視などの管理機能、生態系・景観などの環境機能への影響や効果を踏まえ</b> 、伐採の方法や時期等を決定する。
238	2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。	2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。			2) 河道内堆積土砂等の管理 河道内堆積土砂の除去については、定期的及び大きな洪水後に河床変動状況や河川管理施設、船舶の航行等への影響及び河川環境への影響等から判断する。実施にあたっては、住民・住民団体（NPO等）、 <b>河川協力団体</b> 、学識経験者の意見も聴き、生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施する。 淀川本川において、概ね枚方より下流のうち、航路を確保する必要のあるところについては浚渫を実施する。なおその際、砂利採取規制計画に定める範囲内において、砂利採取を認める。
239	3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。  ①良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ②管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ③不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ④住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。（図4.6.4-1）	3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。  ①良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ②管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ③不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ④住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う。（図4.6.4-1）			3) 河川内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策 「川は地域共有の公共財産である」という共通認識のもと、啓発活動を実施していくとともに、河川美化と環境保全のための維持管理に努める。  ①良好な河川環境を維持するため、住民団体及び地域に密着した組織と協力した美化・清掃活動及び塵芥処理を継続実施する。 ②管内空間監視用カメラを利用した平常時の監視及び河川巡視を強化する。 ③不法投棄の摘発・取り締まり強化に向けた関係行政機関等との連携及び組織を設置する。 ④住民団体及び地域に密着した組織による河川愛護活動並びに不法投棄マップの作成、看板設置、マスメディアの活用により、住民に啓発を行う（図4.6.4-1）。
240	4) 河川環境の保全のための指導等 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用者に対して指導を行う。また、野犬対策については川沿いの自治体と連携し捕獲に協力する。  5) テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続して実施する。  6) その他 猪名川総合開発事業（余野川ダム）において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。	4) 河川環境の保全のための指導等 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用者に対して指導を行う。また、野犬対策については川沿いの自治体 <b>と連携し捕獲に協力する</b> 。  5) テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続して実施する。  6) その他 猪名川総合開発事業（余野川ダム）において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。			4) 河川環境の保全のための指導等 河川環境の保全のため、巡視を行い、不適切な河川内の利用者に対して指導を行う。また、野犬対策については川沿いの自治体を <b>支援する</b> 。  5) テロに対する河川管理施設等における管理体制の強化 関係機関と連携し、平常時から危機管理対策を講じるものとし、情報連絡体制の確立など事前の措置及び河川区域の巡視点検を継続して実施する。  6) その他 猪名川総合開発事業（余野川ダム）において既に整備した施設や取得済みの事業用地は有効利用を図りつつ適正に管理する。



番号	現行計画（2009. 3. 31） 削除した部分を赤字	変更原案（2021. 2. 26） 現行計画からの変更箇所を赤字 変更案における修正箇所を青字	変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に分けて記載している場合がある。	対応状況 ※該当する項目へのご意見がない場合でも他の項目へのご意見と併せて修正している場合がある。	変更案（2021. 4. 28） 変更原案からの修正箇所を青字
241	4. 7. 関連施策 4. 7. 1. 淀川河川公園 「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定された「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施する。 これからの淀川河川公園は「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもと、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを以下の基本方針により実施する。	4. 7. 関連施策 4. 7. 1. 淀川河川公園 「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定された「淀川河川公園基本計画」に基づき公園整備等を実施している。 引き続き「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識のもと、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを実施する。	河川公園が連続する淀川中流域では、人と川のつながり、生物多様性や河川環境の保全・再生にとって横断方向の連続性は重要であり、河川公園の整備内容に具体的に記述すべき。  河道内だけでなく、河川公園内も含めてワンドの整備が必要。そうすることで人と川のつながりが達成される。 淀川下流部では街中に緑がなく、河道内樹木が生物にとってはその代替となっているので、皆伐するのではなく、伐採の範囲や時期について工夫が必要。	案に反映	4. 7. 関連施策 4. 7. 1. 淀川河川公園 「淀川河川公園基本計画改定委員会」の議論を経て策定された「淀川河川公園基本計画（H20. 8）」に基づき公園整備等を実施している。 引き続き、「河川は人を含むすべての生物にとって共有の財産であり、淀川における自然環境や歴史・文化、人との関わりを大切にしたい公園にする」という認識や淀川河川公園基本計画における以下の基本方針の下、淀川の自然環境や淀川と人との関わりを次世代に引き継ぐための公園づくりを実施する。
242	(1) 整備方針 1) 淀川の自然環境が縦断及び横断的に連続するようゾーニング計画を新たに定める 2) 淀川の自然環境の保全・再生を図る 3) 淀川らしい利用ができるようにする ①淀川の自然環境と利用との調和を図る ②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる ③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ ④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる 4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす	削除			(1) 整備方針 1) 淀川の自然環境が縦断及び横断方向に連続するようゾーニング計画を新たに定める 2) 淀川の自然環境の保全・再生を図る 3) 淀川らしい利用ができるようにする ①淀川の自然環境と利用との調和を図る ②淀川の自然環境の中で水に親しみ、憩う場をつくる ③淀川全体をつなぐ・まちと淀川をつなぐ ④淀川の水辺の景観を楽しめる場をつくる 4) 淀川にまつわる歴史・文化資源を活かす
243	(2) 管理運営方針 1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う 2) 安全、快適に利用できるようにする 3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす 4) 多様な主体の参加と連携を図る	削除			(2) 管理運営方針 1) 淀川の自然環境の保全・再生に関する調査・分析と見直しを行う 2) 安全、快適に利用できるようにする 3) 淀川にふれ、学ぶための機会を増やす 4) 多様な主体の参加と連携を図る
244	全体に対する意見		掲載している写真について、変化が分かるように日付を記載すべき。 計画に変更のないものについても、植生などの状況変化が分かるように写真だけでも変更すべき。	案に反映	
245			○図の凡例を付けて下さい。	案に反映	
246			1. 計画原案を見やすくすること 10年前は、あれで認められたようですが、文章量が多く、約120頁も読む必要があり、国民がわかりやすいものとは言えないのではないのでしょうか。 また、原案では実施する事業があちこちに散らばって書かれており、非常に理解しづらいです。 原案が計画の「説明書または解説書」というならば、あの量も理解しませんが。 計画書には、目標と実施する事業や数量、経費、その投資効果、優先順位、実施スケジュール、特筆事項（B/Cが低くても実施する理由など）を端的に、まとめて示すことが良いと考えます。 あと地域が広いので、参考図面はいると思います。 計画内で実施する事業を漏れなく列挙かつリスト化した上で、全ての事業について 5W2Hを意識して、しっかり整理し、提示して頂きたいです。	変更計画策定時に概要版を作成し、提示します。	
247			変更原案の全体を通じて、「参加」「連携」「協働」などの用語の使い分けを明確にすべき。	案に反映	
248			文章の構成について、1文1文が断片的に並べられていたり、同じ意味合いの文が分散している箇所がある。例えば、P39の2) 読み手が理解しやすい様に、前後の文、段落のつながりを考慮して、文章や段落の構成を全体的に見直すべき。	案に反映 P39の2) の構成を変更しますが、本対照表は、変更原案の構成に基づき記載します。 また、P38の1) とP99の4. 5. 1. を修正します。	

淀川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見（変更原案への修正意見ではなく、取組みに対する意見）

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況	
1			今般示された淀川水系河川整備計画（変更原案）について下記項目を踏まえ、高く評価させていただきます。法手続き後、速やかな事業着手により一日も早い安全度向上を期待いたします。 高く評価させていただいた点 ・現計画策定後の進捗点検結果を適切に踏まえられている点 ・流域治水の考え方を加えられた点 ・近年の降雨の激甚化傾向等を踏まえ目標洪水を見直された点 ・大戸川ダムを整備を位置づけられた点 ・既存ダムの有効活用、内水対策を位置づけられた点	取組みを進めて参ります。	
2			<b>【感想】</b> 昨今全国的に集中豪雨に伴う洪水被害が頻発しています。近畿管内、淀川では幸い大災害には至っていませんが、これは平成21年3月の整備計画策定以降、厳しい予算・社会情勢の中にあっても河川管理者等が、バランスのとれた治水対策向上に一歩一歩あゆまれたことも要因の一つであり高く評価できます。	取組みを進めて参ります。	
3			③「日常的に河川や水害に関する市民の理解を促進するために、勉強会やワークショップ、講演会、シンポジウム等を積極的に活用し、住民との直接対話の機会も確保してください。	多様な機会を確保します。	
4			ワンドは淡水魚による評価がゴールだと思います。干涸の再生はシギ・チドリ類が渡りの時期に利用するような環境となること、鶴殿や向島のヨシ原の保全(再生)はオオヨシキリ、ヨシゴイなどのヨシ原営巣種の安定した繁殖、ツバメの安定した集団ねぐら地として、木津川の河原はチドリ類やコアジサシの営巣環境となるかだと思います。野鳥保護から見てとても大切な施策だと思います。	取組みを進めて参ります。	
5			第一 地元側に、総合的な観点からサポートできるアドバイザーを付けて頂きたい 当初、国交省は平成16年の溢水を防ぐ案で話を進められましたが、この平成16年の台風23号（天竜寺水位計2m30cm）での嵐山本町の被害は、建物への水の侵入は数件のみで全体の被害はほとんどありませんでした。また、この高さのバラベツでは、平成26年の台風11号の大きな被害を防ぐことはできず、地元としては「国交省の案では意味がないのでは？」との見解になります。しかし地元の意見は全く聞き入れられず、お互いに理解が進まないまま、長期間過ぎてしまいました。 このような事を防ぐ為に、問題解決に必要な事柄に対して、地元側に立ってアドバイスして下さる方が必要だと思います。地元側にアドバイザーを付ける事により、気軽に質問をしたり意見を言う事が出来ますし、治水対策への理解に及ばず、国交省と地元の相互理解も深まり、上記のようなトラブルも少なくなると思います。治水対策は次の世代にも引き継がなくては行けませんので、地元が正しく理解していく上で、地元側に立つアドバイザーの存在はとても重要であると思います。	嵐山地区の整備にあたっては、引き続き、学識者等のご意見も共有しながら、地元のみならず丁寧な意見交換を行ってまいります。 なお、水位計については、可動式止水壁の工事完了に合わせ、適切な位置に設置するとともに水位情報の提供についても検討してまいります。	
6			第二 各部分の設計期間について第一にも書きましたが、国交省と地元の相互理解に長期間を要した事で、運用に直接関わるバラベツ等の機構や仕組みに関して、考慮する時間が十分に取れなかったのでは無いかと言う点です。 バラベツから水壁パネルを上げる方式は、「嵐山の景観の保持」という地元からの要望を最優先に考えていただいた素晴らしい方式だと思っておりますが、運用に大変手間がかかります。この方式に辿り着くまで、色々な機構を考慮していった訳ですが、油圧ポンプを例にとると、当初のバッテリー駆動案から最終のディーゼルエンジンまで何度かの変更があったように、最後の方では全体の見通しが不十分なまま、とりつくりようように設計が進んでいったように思われます。 今回、気候変動などによる時間的余裕もあまり無かった事も考えられますが、計画の期限などの制限により、各部分にとどまらず、全体のシステムをも見通しが不十分な状態で設計が進んでいったとすれば、完成後の運用の時間や手間を半ば棚上げし、計画を進行させてしまった残念な結果のように思います。 一つ一つの事柄を、その都度対処していく事も大事ですが、それが重なってやがて仕組み自体が肥大化し、今回のように完成後の運用に手間がかかり過ぎるなど、当初からは大きく取り上げられなかった事に繋がらないようお願いしたいと思います。		

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況	
7			<p>第三            分かりやすい水位計の設置            天竜寺水位計は一の井堰の下流にあるため、肝心のパラペット付近の正確な水位がわかりませんし、保津峡の水位計では、渡月橋の到達までにタイムラグが生じると、水位の上下が大きく、パラペット付近が現在どの程度の水位なのか分かりにくいのです。            この事を防ぐ為に、渡月橋上流の適切な場所に、パラペット付近の水位が分かりやすい水位計の設置をかなり以前よりお願いしていましたが、これに関しては、先日の国交省の説明会でもお話ししましたが、地元の人達が分かりやすい水位計をぜひ設置して頂きたいと思っております。</p>		
8			<p>第四            水位計の情報発信システム            昨今の水位上昇は急激な場合も多く、夜中などは気がつきにくい場合もあります。このシステムは、任意または設定された水位計が決められた値を超えた場合、その情報が紐付けされている携帯などへ届くと言うものです。            例えば、「保津峡の水位計が2mを超えると、各自治会長や防災関係者の携帯などへ、その情報がメールなどで発信される」と言う機構です。この仕組みも以前より要望しています。</p>		
9			<p>第五            意匠に関するアドバイザーの必要性            行政が行う整備事業には、条件を満たす事が求められるので、工事後の景色はどこともよく似た景色になりがちです。しかしこの事は、橋などの工作物も歴史的景観の一部となっている嵐山のような地域にとっては辛い事柄です。しかし素人が判断した意匠では、観光地としての十分なクオリティに達する事が出来てないのではと思っております。            今回の嵐山の例では、歩道の石のブロックの色の差をどの程度にするかと言う問題で、当初、国交省は「同系色による色の差では間延びする」という事を強調されていました。しかし景観を重要視する嵐山では、目立たないように同系色による組み合わせが良いのではと考えました。しかしその事を一概に「間延び」と言ってしまうと、素人にはそれがなにか悪いように思えてしまいます。嵐山ではできるだけ確実に決められるように、本番の材料を現場に用意して頂き、実際に見て歩いて決めました。しかし素材選びから全体の雰囲気作りに至るまで、どのようなモノが観光地にとって相応しいのか、素人では自信を持って判断が付きにくい事が多々ありましたので、意匠に関するアドバイザーが必要であると思っております。            最後に            河川への可動式パラペットは全国初との事ですが、総合的に振り返りますと、当初の相互理解が出来てない状況が長引き、運用面に関しての仕組みが洗練されなかった可能性もあり、結果として完成後の運用に大変手間がかかる少々残念な仕組みになってしまったとも考えられます。            また観光地は、それぞれの特徴のある景観が大事ですので、インフラ整備などはそれ相応のデザイン力が必要だと思います。しかし携わってきた7年間に国側にそのデザイン力を感じた事はありませんでした。もちろんその様に感じたのは、地元優先そして合意形成に気を使っていた事によるものだと理解していますが、一方で、この事は整備事業を通して観光地の雰囲気が画一化になりやすい事をも意味しています。観光地に限らず地域にはそれぞれの特徴がありますので、是非ともその特徴を活かす意匠の取り組みをお願いしたいと思っております。</p> <p>-----            以上、決められた様式からは外れていると思っておりますが意見を述べさせて頂きました。            国交省の方々も、地元の素人相手に誠心誠意努力して下さった事にはたいへん感謝しております。            治水対策は、私も含め一般人には難解な事柄です。これは携わった経験から、できるだけ地元目線で気がついた事がらです。ぜひとも今後の参考にして頂き、国と地元との相互理解と、少しでも多くの皆さんが自分達の地域の治水対策への理解が深まる事を望みます。            このようなパブリックコメントは、受け取る側に「皆さんからの意見を聞く窓口は設けたし、聞いた事は聞いた」と言う形や「今後考慮させていただきます」と言った定番の返事で処理される事が多いと感じています。今回は、是非とも各項目に関して、なにがしかのリアクションをお願いしたいと思っております。</p>		

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況	
10			これまでの淀川水系河川整備計画では他水系の整備計画とは異なって整備計画本文に河道の目標流量が具体的には記されていませんでしたが、流域委員会の資料等では示されていたこれらの数値を明示して具体の河道整備目標を示すことは計画の内容を具体的に分かり易くするためにはよいことだと思います。	ご意見ありがとうございます。	
11			ダムは川の上流と下流を分断し、生き物や環境に悪影響を与えます。 また昨今のゲリラ豪雨などの状況の変化により、ダムによる治水は難しくなり、返って甚大な被害をもたらしたりします。 滋賀県知事を二期つとめられた、嘉田由紀子さんは脱ダムを提唱し、人に近い水、水と共にある暮らしを知事として奨めてくれました。 ハザードマップも作って水害が起きやすいところには宅地を作らないように情報提供もされました。	情報提供に努めて参ります。	
12			20年も昔のことですが、イギリス・テムズ川河川工事において工事責任者が毎日のラジオ放送を通して現状を説明し、住民からのどのような質問にも見事に答えていく番組を聴き、その技術者魂と信頼感に感銘を受けたことがあります。洪水時のダム管理操作は、下流住民の命に関わる作業であり、その重要性は計り知れません。特に淀川の安全に係る瀬田川洗堰と天ヶ瀬ダムの管理操作は下流700万人に及ぶ人々の命と財産を守る作業でもあり、それらがどのように操作されているか、その結果どのように影響が出てくるのか、避難要請はどのような状況で出されるかなど、本来住民が知り、理解の上で避難行動が取られるべき問題です。 整備計画変更原案でも強調されているこれからの「流域治水」では、全ての住民に関係する避難行動が協力的に進められるためにも、管理状況をWeb TV等で公開し、住民が河川水の動きを理解して避難できるような解説が求められます。操作規則に従って密室で、歯車の一つになって管理操作すれば問題発生時の責任は問われなくても、今後の流域治水では、問題を住民と共有して、住民と共に川を知り、学びながら安全や環境を守っていくことが重要になります。Webを通じた洪水時の水管理操作の公開は、技術者の真摯な姿や高度な技術力に住民が信頼感を深め、自らの命を守らねばならない緊迫した状況の中で、川について、また人の生き方について多くを学ぶ機会になることでしょうか。是非そのようなことを実現していただきたく思います。 なお、本意見はe-論壇百花斉放2021-03-25で述べた内容の一部であることを付記します。	情報提供に努めて参ります。	
13			②ハード事業とソフト型事業の事業順位≒予算配分の可視化について  予算執行は単年度ですが、実施の方向性としてソフト型防災普及を今後どのような速度と順番で推進するのでしょうか。 ※単純にハード事業とソフト型限定の事業との比較の場合ですと一覧表は容易に開示できると考えられます。 ※ソフト型の防災普及の主たる実施者は市町村ですが、各行政機関に対する対応も含めて連携の課題があります。	毎年度の事業内容等について、適宜情報提供に努めて参ります。	
14			○流域のあらゆる・・・「流域治水」を進めていくものとする。 基本的な取り組みについては大いに賛成する。 全体的に河川整備計画で取り組みは触れられているが、既存の制度や仕組みを活かして、さらに具体的に進めていかれることを期待したい。	取組みを進めて参ります。	
15			1. 近年の気候変動を踏まえ、適切に河川整備を推進することが必要です。この観点で、流域治水の考え方を取り入れた今回の改定は時宜を得たものと考えます。	取組みを進めて参ります。	
16			天ヶ瀬ダム再開発後の放流能力増で、三川合流の背水対策はこれまで以上に重要と考えます。今回三川合流の背水問題対策への取組みに期待します。	取組みを進めて参ります。	
17			猪名川と神崎川の合流点下流は、直轄管理に値するのでは？ ・洪水氾濫被害、高潮・津波被害防止の観点では人口・資産が集中する重要なエリアです。 ・このエリアに高規格堤防や避難経路・救助救援路の整備のための事業が必要ではないでしょうか？	大阪府、兵庫県と調整して取組みを進めて参ります。	

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況	
18			●4.6.23)④の河川浄化施設 用水機場の点検、保全整備はふれられているが、導水量についても検討の必要があると思う。 理由は、10年前の流域委員会でも取り上げられたと思うが、導水量の検討についてである。放流先の寝屋川本川において、平成9年の法改正の2年後から始まった市民参画のワークショップを経て造られた親水施設がある。市民の想いを具現化した親水公園であるが、導水が行われる時間帯は、水量が多いため、水辺に近づいたり川遊びができず、景観を楽しむだけになっています。導水量の調整をしたり、夜間等に流すなどの時間差放流により、放流総量を確保し、寝屋川下流の水質環境基準をクリアするなどの対策が望ましい。そのため、導水の在り方に係わる関係機関の調整や検討項目に「導水量」を追加してほしい。	水量なども含めて、導水のあり方に係る調整や検討を進めて参ります。	
19			既存ダムの洪水機能強化は、常に効果が保証されると考え難いので、緊急時の措置とすることが適切と考えます。また、この措置によって利水に影響が生じた場合の補償等の対策が必要と考えます。	利水者との調整に努めて参ります。	
20			狭窄部を開削する前に、狭窄部間で貯める対策をする、それに対応できない場合に整備内容を足していくというような考えの方が分かりやすい。上流の市町村も含め、流域全体で治水を考えて行くべき。	取組みを進めて参ります。	
21			流域治水によって河川整備の代替をなすという考え方はやめた方がよい。前回も言ったが、流域治水は予期せぬ雨への対応など、計画+αと考えるべき。ダムの代わりになるというような考え方では無く、流域治水でさらに安全になると捉えるべき。少しでも下流の洪水を減らすという意味では、雨天時に使えない競技場の駐車場の活用を考えるべき。	取組みを進めて参ります。	
22			流域治水を実施していくにあたり、水田やため池の活用について、費用対効果も考える必要がある。流域治水を考える上では貯留1m3あたりの費用等を数値で示すべき。	取組みを進めて参ります。	
23			流域治水の背景には、水循環や水をどう治めるのかという観点があると思うので、俯瞰的に、水をどう治めるのかという視点に変わっていくべき。 単価の問題は非常に大事。寝屋川流域では1m3で25万円と聞いた。田んぼならもっと安いはず。分かりやすい議論は必要。 また、貯留については、駐車場、校庭、地下と事例はたくさんあるが、市町村まかせにせず、河川管理者から協議会を通じて働きかけていくべき。	取組みを進めて参ります。	
24			流域治水については、法令化する部分とお願いする部分を明確に分けるべき。法定化する部分は数値化しても、お願いする部分は+αと考えるべき。	取組みを進めて参ります。	
25			各地域では、下流のためではなく、自分の地域を守りたいという思いがある。流域治水の推進にあたっては、全体をみる管理者が呼びかけるべき。	取組みを進めて参ります。	
26			流域治水が一般の考え方に定着するようにしてほしい。これが当たり前になるように発信をして、考え方を浸透させていくべき。	情報発信に努めて参ります。	
27			流域治水について、関係機関と一緒に実現するように流域治水協議会で議論して欲しいと思っており、支援だけでなく、自治体をやる気にさせるような働きかけをすべき。	取組みを進めて参ります。	
28			パブリックコメントでも、質問や根拠を示して欲しいという意見もあるため、早めに情報提供すべき。今回の整備計画の変更プロセスもそうだが、今後の河川管理は対話型の意見交換を進めて行くことが重要であるため、実施を検討すべき。	多様な機会を確保します。	
29			流域治水に関連して、本省で「水災害対策とまちづくりの連携のあり方検討会」をやっているが、川での対応、まちづくりでの対応、避難に関する対応と分かれていて、その3つをどう役割分担して相互にレベルを上げていくのか、議論があった。報告書や検討案が出ているため、淀川にあてはめるときにどう考えるのか、参考にしていきたい。	流域治水の取組を進めるにあたり、参考にさせていただきます。	
30			今回の河川整備計画の変更は、河川管理者の気候変動への危機感、やらねばという使命感が感じられる。河川管理者にエールを送りたい。	ご意見ありがとうございます。	
31			変更原案P.1に環境に関する理念が記載されている。災害が頻発しているため治水に意識がいきがちだが、環境の観点ではこの理念を大事にするべき。	ご意見ありがとうございます。	

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応状況	
32			流域治水について、以前は、河川管理者による対策と河川管理者以外による対策が同列に語られ、流域で実施した分、河川整備を減らすという意見もあったが、治水は河川管理者による対策が本丸だと思うので、「流域治水への転換」ではなく、「強力な推進」とすべき。	流域治水の取組みを推進して参ります。	
33			ためる対策について、例えば1m <sup>3</sup> あたりのコストを示せば、ため池などの貯留対策の指標となるのではないか。	現時点で流域での貯留効果を定量化したものはなく、今後、流域治水を進める上で、定量化の議論を進めていきたい。	
34			上下流バランスは整備計画策定当初から当たり前のことであり、今あらためて説明している趣旨は何か。	整備計画策定時から一貫している考え方のため、再度説明した。	
35			ダムの容量確保について、堆砂容量を活用することはそんなに意味があるのか。堆砂容量を浚渫等により容量を再確保したとしても、最低水位を下げないことには水が溜まってしまうと効果がないのではないか。確保した容量の管理方法が不明確である。	一般的な対策を記載しているが、堆砂については維持の側面が大きいため誤解のないような説明をしていきたい。	
36			越水に対する堤防強化の場所は記載あるが、粘り強い堤防については場所の記載が無い。	具体的な場所が決まっていないため、調査検討により決めていきたい。	

淀川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見（変更原案への修正意見ではなく、説明を求める意見）

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数箇所に切り分けて記載している場合がある。	説明資料	
1			流域住民の懸念に対する検討過程をトレースできるよう参考資料の提示をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 ・淀川水系流域委員会 ・淀川水系の更なる河川整備について	
2			治水の目標見直しについて、数値や図で分かりやすい説明をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会 ・淀川水系の更なる河川整備について	
3			現行計画、変更原案ともに、対象降雨の状況について説明をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会 ・淀川水系の更なる河川整備について	
4			進捗捗点検における指摘が、変更原案にどう反映されているか対比表などでとりまとめてはどうか。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会	
5			現行計画に対して、変更箇所の理由の分かりやすい説明をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会	
6			整備済み箇所について記載を削除するのではなく取扱いを整理すべき。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会	
7			大戸川ダムの位置づけ、代替案や検討過程など根拠資料の提示をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 ・淀川水系流域委員会 ・淀川水系の更なる河川整備について	
8			流域治水の取り組みについて、具体的な対策と定量的な効果の説明をお願いしたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・流域治水協議会	
9			昭和28年台風13号と平成25年台風18号のハイドロ、ハイレトをお示し頂きたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会	
10			大戸川ダムの代替案については、H28のダム検証時から前提条件が変わっているため、大戸川ダムの優位性が変化しているのでは無いか。例えば、利水ダムの活用案では喜撰山ダムが考慮されていない。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 ・淀川水系流域委員会	
11			ダム検証においては、コストで対策の優位性が評価されており、コスト以外の要素の総合的評価がどのようになされているのか不明確である。少なくとも、大戸川ダム以外の選択肢についても整理されていることが望ましい。過去の流域委員会の提言では、ダムの代替案が無い場合に限り作るとされていた。全員参加型で流域管理を進めて行くためには、歴史的経緯を踏まえるべき。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・検証対象ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 ・淀川水系流域委員会	
12			今回の計画のベースになっている「現行目標の1.1倍」について、雨量が気候変動で1.1倍になるのは分かるが、雨量と流量の関係のわかりやすい説明資料を作成頂きたい。	近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。 ・淀川水系流域委員会	

番号			<p>変更原案に対する流域委員会と住民の意見  ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。  ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。</p>	説明資料	
13			<p>目標流量をどのような考え方、背景で設定しているのか、文章化しておくべき。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会  ・淀川水系の更なる河川整備について</p>	
14			<p>資料3-3は非常に大事な整理。全て書くのは大変かも知れないが、経緯はまとめておくべき。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会</p>	
15			<p>1.1倍の設定根拠について、分かりやすく整理すべき。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会</p>	
16			<p>2. 現状と課題、整備内容は記述されていますが、その理由は十分に記述されていません。それを記述することの困難性は理解しますので、専門家委員会で定量評価資料に基づき適切に審議されることを期待します。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会</p>	
17			<p>2. 現在の計画を総括すること  PDCAにより計画を見直すとありますが、前回の計画(P)により実施(D)した後の評価  (C)は総括されていますか。  繰り返しますが、今回の見直しをするにあたり、国において前回の計画に基づく実施  した評価(C)がどこにまとめられているのでしょうか。私にはわかりませんでした。  改善(A)にあたる次期計画を策定するにあたり、評価(C)を  しっかりまとめて整理  していただき、第三者に審査・確認して頂かないと、正しく次期計画の見直しされた内容が反映されているのか不安です。  本来は、計画原案を作る前にやるべきことであり、いきなり変更原案を公表することは順番抜けです。  すみやかに国で総括し、第三者による審査・確認を行っていただき、反省点を明らかにした上で正しく計画原案に反映してください。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会</p>	
18			<p>3. 実施するハード整備の便益やコストの算出、加えて積算資料を公表すること  全ての事業1つ1つにおいて、B/Cを示し、その事業実施の正当性を示してください。  便益(B)については、シミュレーションにより効果が示されていますので、事業毎に実施・未実施の条件を変えて何度もシミュレーションを繰り返せば、事業1つ1つの効果が算出できるのではないかと考えます。  便益がコストを下回る事業は無いと思いますが、そんな事業があるのであれば普通に考えて止めるべきです。  もし実施しなければならないのであれば、その理由を明らかにして、国民に理解を得ることが必要ではないでしょうか。  複合して実施しないと算出できないものもあるかもしれませんが、ある程度の括りで算出する努力は必要と考えます。  また便益もコスト(C)も、その算出根拠(積み上げ額、摘要した見積もり額、数量の拾い上げ表、図及び表、積み上げた条件、算出計算式など)がわかるような資料を全て漏れなく公表して欲しいです。  正しい調査資料を用いて算出しているか、違算が無いのか、適用している条件が正しいか。  弁護士や大学の先生など専門家に確認してもらい、お墨付きを得ている第三者の証明書などがあれば良いのですが、確認できなかったため、全ての数値根拠資料を国民へ提示していただくしかないと考えた次第です。  これは提案ですが、便益もコストも第三者機関のチェックを受けて、その適正さを確認されてはどうでしょうか。  身内にあたる行政組織や利害関係のある業者では信用に値しないので、裁判所などの行政が届かない独立機関に審査を依頼するのが望ましいのではないかと考えます。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・事業評価監視委員会  ※適宜内容を追加します。</p>	



番号			<p>変更原案に対する流域委員会と住民の意見  ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。  ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。</p>	説明資料	
19			<p>4. 物価や賃金の上昇、資材の単価の変動などの影響を改めて反映すること  10年経過し、現在実施中の事業もあれば、これから実施する事業もあると聞いています。  今回、計画を策定するにあたり、事業費は全て現在の社会情勢を踏まえた価格で全て再算出しているのでしょうか。  最新の価格に見直した場合、B/Cが逆転している場合があれば、実施について再検討をすべきでしょう。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・事業評価監視委員会  ※適宜内容を追加します。</p>	
20			<p>5. 実施スケジュールの明確にすること  近年、集中豪雨が多くなったと肌で感じています。  速やかに治水対策を講じることが求められていることから、もっとも効果のある事業から順次、行うべきです。  国が示したスケジュールについて、第三者で俯瞰していただきたいです。  そのタイミングで実施することが正しいのか、順番があっているのか、実施する目処がしっかり立っているか、これまでの準備に漏れがないか、上下流で効果が出ていない状況になっていないかなど  しっかり確認いただき、効率的・効果的に実施する計画を練り上げて、計画原案に組み込んで欲しいです。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系の更なる河川整備について</p>	
21			<p>6. その他（意見のフィードバック）  これは原案に対する意見ではありませんが、私のも含めて他の方が述べた意見とそれに対する回答がどうなったのかわかるようにして欲しいと思います。  意見が採用されたのか。不採用なのか。不採用ならば何が足りなかったのか私としては反省もできません。よくわからない回答を頂く時もありますが。  「個別には答えられない」とありますので、改めて問い合わせしますが、今後も含めご検討ください。  以上です。計画がより良いものとなりますこと祈念します。</p>	<p>淀川水系河川整備計画（変更原案）と意見を反映した淀川水系河川整備計画（変更案）の対比表をご参照下さい。</p>	
22			<p>「降雨量を1.1倍以上とした・・・」とありますが、委員会でも説明されたように、この根拠をできるだけ説明してください。また、「1.1倍以上」とありますが、対象河川流域ではこれを上回る計画もありますので、表を用いるなど、できるだけこの変更される整備計画を見て分かるようにしてください。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系流域委員会</p>	
23			<p>66ページ25行目の当該文章中の「三川合流点下流の河道掘削」とは、67ページの図によると、淀川本川33.6km地点を含む約5kmの区間に相当するようであるが、それがどこでどの程度の効果を持つものであるかが明確になるよう、河道掘削の「着工前(現状)」と「完工後」のそれぞれについて、宇治川の50km地点(宇治)から淀川本川25km地点(枚方)までの、H25洪水による計算水位を示していただきたい。あわせて、桂川18km地点(嵐山)から淀川本川25km地点まで、木津川16km地点(飯岡)から淀川本川25km地点まで、についても同様に示していただきたい。</p>	<p>近畿地方整備局HPの以下の項目をご参照ください。  ・淀川水系の更なる河川整備について  ※適宜内容を追加します。</p>	
24			<p>資料3-2の環境の影響に関して河道掘削後の再堆積の記述があるが、総合土砂管理が進捗しており、その観点で、大戸川ダム貯水域に溜まる土砂については、天ヶ瀬に入れないよう下流に持って行くことを考える必要がある。全く変化なしではなく、土砂管理の観点を入れるべき。</p>	<p>淀川水系流域委員会（令和3年4月12日）資料3-2を修正します。</p>	

淀川水系河川整備計画（変更原案）に対する意見（進捗点検の中でご説明する意見）

番号			変更原案に対する流域委員会と住民の意見 ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。 ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。	対応方針	
1			現時点は3つの水系に分けて年ごとに点検という流れてやってきた。3回回ると9年かかる。現計画では抽象論でも10年後以降には検討対象となる論点として意見を述べることも可能となる。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
2			今回は整備計画の改訂案件への意見提出だが、さまざまな地域計画は一定期間の改訂を前提として動いていることが多い。3年毎の改訂とか、10年毎とかである。気象条件の変化+社会情勢の変化のスピード(例えば環境面の政策の進展)を考えると今後は例えば10年程度の改訂を前提に議論する必要があるのではないか。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
3			進捗点検における意見をよく反映した変更原案である。今回の計画変更を進捗点検にも活かすべき。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
4			進捗点検での流域治水の扱いをどうするのかも考えるべき。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
5			流域治水は、プロジェクトを策定して進められているが、その成果などをどのように進捗点検に盛り込むのか。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
6			ソフト型防災・普及に関する目標値・工程等について)  河川整備計画の実現・成功は水への対策と住民の理解です。河川整備計画と実際の河川の維持・活用は行政のみでは限界があり、流域住民の理解・参加が必要となります。つまり、「河川整備計画や河川管理者に対する理解者」が必要です。そのうえで以下の意見を述べます。  ①ソフト型防災・普及に関する目標値の記載について  本河川整備計画（変更原案）においてハード事業の場合は、ある程度「〇〇を設置・建設」、「〇〇を整備」と記載されています。ところが、ソフト型防災の普及に関しては実施回数・量、流域居住者における受益者・参加者の割合等の記載が明確に書かれていません。 もちろん、河川整備計画という中期計画での事ではありますが、比較するものが無いと判断することはできません。 また、何回行ったという数字より、「対象層に対して何%行ったか」という「割合」が重要と考えられます。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
7			④河川整備計画（案）に記載されている組織・団体の現状と今後の展開の可能性はどのようなのでしょうか。  展開の核になる成員として記載されている団体等は、防災エキスパート、河川レンジャー、NPOなどの団体です。しかし、活動概要や活動内容については分かりやすいところと分かりにくいところがあります。また、活動内容の具体的な「量・回数＝対受益者率」、「質」の内容に関しては記載されていません。河川整備計画内への記載でなくてもかまいませんが、それらをより具体的に可視化させる方法が必要かと考えます。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	
8			⑤河川整備計画に記載されている「淀川管内水害に強い地域づくり協議会」では出前型の勉強会や行事を行っています。その具体的な実施状況や回数、内容等々はどのようなものなのでしょうか。	今後、進捗点検の中で説明して参ります。	

淀川水系河川整備計画（変更原案）以外の意見

番号			<p>淀川水系河川整備計画（変更原案）以外の意見                      ※複数の項目にまたがる意見は、複数回記載している場合がある。                      ※1つの意見を複数個所に切り分けて記載している場合がある。</p>		
1			<p>今こそ流域治水を！～ふりかえる淀川水系流域委員会の提言～ 令和3年3月21日</p> <p>（1）2021年2月、国が「流域治水関連法案」を閣議決定し、通常国会での議論をすすめていることは大いに歓迎する。</p>		
2			<p>（5）気候変動の時代、「流域治水」の本格化にあたっては、河川法による「定量治水」を改正し、「非定量治水」への転換が必要であり、法案改正は未来世代への現世代の役割である。</p>		
3			<p>（6）気候変動と人口減少の時代、河川・国土保全政策が、カーボンニュートラルやSDGsの実現、グリーンインフラの拡大とその国土空間デザインなど、未来世代への責任をいかに果たすべきか、将来予測をふまえて、ファクトデータを提示する必要がある。</p>		
4			<p>また、流域治水を推進するための法整備も検討すべき。</p>		